

---

## 監査委員公表

---

### 監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事及び長崎県教育委員会委員長から平成25年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年2月10日

長崎県監査委員	石橋和正
同	砺山和仁
同	溝口芙美雄
同	高見健

H26-01090-05487  
26教総第342号  
平成27年1月29日

長崎県監査委員 石橋 和正 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 溝口 茉美雄 様  
長崎県監査委員 高見 健 様

長 崎 県 知 事 中村 法道

長崎県教育委員会委員長 永田 しのぶ

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

# 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

< 第一テーマ > 平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

< 第二テーマ > 委託契約に関する財務事務の検証について

## 総論

提言事項と検出事項の総括	1
--------------	---

## 個別検討事項

- 1 全庁（総務文書課）	17
- 2 危機管理課	19
- 4 財政課、総務文書課	23
- 5 税務課	27
- 6 文化振興課	31
- 7 観光振興課	47
- 8 物産ブランド推進課、総務文書課	90
- 9 アジア・国際政策課	108
- 10 環境政策課	112
- 11 自然環境課	115
- 12 生活衛生課	116
- 13 医療政策課	119
- 14 障害福祉課	126
- 15 こども未来課	128
- 16 こども家庭課	129
- 17 産業振興課	130
- 18 産業人材課	150
- 19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課	154
- 20 水産振興課	179
- 21 水産加工・流通室	191
- 22 農政課、農山村対策室	206
- 23 農業経営課	208
- 24 農地利活用推進室	222
- 25 諫早湾干拓課	241
- 26 河川課、長崎振興局、県北振興局	244
- 27 砂防課、長崎振興局、県央振興局、県北振興局	246
- 28 建築課	252
- 29 競技力向上対策課	257
- 30 会計課	260

# 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

## I 総論

### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 17	新行政推進室	<p>【提言1】PDCAサイクルの確立について（意見：全庁共通）</p> <p>【第一テーマ】【第二テーマ】共通            今回、二つのテーマを設定し、監査を実施したが、多見された検出事項を眺めると、一つの疑念が浮かび上がる。            本県の組織は、リスクに対してどこまで機能しているのか—            第一テーマでは、包括外部監査に対する措置の軽視と、遅々として改善しない事務、第二テーマでは、事務ミスの頻発、表面的な競争入札の導入、不効率な事務の放置、担当者任せによる牽制機能の喪失、等々が見られる。            これらは、今に始まった話ではない。過去の包括外部監査の措置状況が不十分な状態にあったことは、昨年度の監査で述べたとおりであるが、上記のとおり監査委員監査や監査事務局の監査に関しても延々と同じような指摘事項や提言が繰り返されている。平成18年度に生じた一連の不適切経理については大いなる反省が見られたところであるが、不適切経理に限らず、庁内の事務見直しの機運や当時の緊張感は、今となっては過去の話なのであろうか。            思い返せば、平成18年度の長崎市の包括外部監査で、包括外部監査人（補助者として当方も参加）が着目したのは「内部統制の確立」であった。県でも市でも不適切経理が露呈するなか、激しい憤りを堪えつつも、組織の改善を訴えた記憶が蘇る。            内部統制の説明はここではしないが、総務省の過去の研究会報告書に、県の現状の事務の改善に対するひとつの回答があると思われる。ここではその報告書の内容を紹介しつつ、表題にある「PDCAサイクルの確立」について述べたいと思う。            「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～」(地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会 平成21年3月)と題する80ページほどの報告書がある。  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/internal_control/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/internal_control/index.html</a>            この中には、既に民間に定着している内部統制の解説とともに、地方公共団体の直面するマネジメントの諸課題と、これに対応するための、地方公共団体における内部統制の導入のあり方や課題がコンパクトかつ平易に書かれている。            例えば、「2 行政組織運営の新たな課題」の項では、取り組むべき課題として次のような一節がある。            (1) リスクへの対応            これまでの組織は、官民間問わず個人の資質の高さに依存してきたことや、リスクは自然災害のようなものであり、その対応は事後的なものという意識を背景として、リスクと向き合い、リスクを事前に統制するという視点やその対策のための仕組みづくりを軽視してきたことが考えられる。            このような状況を認識し、行政を取り巻く諸課題をあらかじめリスクとして事前に洗い出し、評価・特定した上で、その対応策を講じることによって、事務処理ミスや不祥事件の発生を未然に防ぐことが求められている。            特に、経理や庶務等の内部管理業務が定型化していることを理由に、定数削減の圧力もあって、チェックの省略化が進んでいると考えられる。確かに、このような業務は、基本的にルールどおりに行えばよいものであり、できて当たり前と考えられがちであるが、最近聞かれる不祥事件は、できて当たり前であるはずの合法性や合规性が問われるケースが多いことを鑑みると、その考え方自体にリスクがあるともいえる。このような認識そのものを改める必要がある。</p>	<p>(措置済)</p> <p>全庁的なマネジメント力を高める取り組みとして、管理職を含む職員を対象とした研修を実施（リスクマネジメントセミナー、チームマネジメント研修等）しました。業務の基礎としてのPDCAサイクルについては、これらの研修の中で教示しております。            また、階層別研修においても、マネジメント研修を行うとともに、中堅職員（12年目・15年目）の職員に対しては、リーダーを補完・支援するマインドを養うことなどを目的としたフォローシップ研修を取り入れ実施しました。            また、県職員が県政運営に取り組む姿勢として掲げている「職務遂行の心構え～長崎県職員スピリット～」については、ことあるごとに職員に対する啓発を行っており、1項目には「常に現状に対する危機意識～を持とう」とあり、職員への浸透を図ってまいりました。            さらに、来年度の各階層のマネジメント研修に組織の危機管理に関する内容を盛り込むなど内容の充実を図ることとしました。            内部統制を機能させるためには、ある一つの取り組みで十分ということはなく、継続して改善に取り組んでいく必要があると考えており、今後とも、県職員スピリットの周知徹底をはじめ、PDCAの確立に資する取り組みを継続して実施してまいります。</p>	

# 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

## I 総論

### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>(2) モニタリング機能の不全                      地方公務員の定数削減や、業務の多様化及び専門性の向上を背景として、課長・係長等、本来部下を統制すべきポジションが多忙となったことなどを理由に、チェックが行き届かなくなり、いわゆる部下任せになっているなど、従来型の人的統制が崩壊しつつあるのではないかと考えられる。さらに、住民サービスの向上に直接的に関係しない内部管理業務の民間委託が進むことも、モニタリング機能の低下に拍車をかけているのではないかと考えられるところである。</p> <p>また、これまでの行政においては、新たな課題に対する施策やルール化など組織内でルールを強化することに対して、首長をはじめとした職員の関心は高いが、そのルールが実際に機能しているかどうかについて、あまり関心が払われない場合が多いように思われる。ルールを作ることで仕事が終わりがちであり、組織自体によるフォローアップが軽視されているのが実情であり、その結果、後述のようなルール体系の錯綜を招く一因にもなっていると考えられる。</p> <p>この部分を読むだけでも、今回の監査で検出された事象の根幹（病巣）がどこにあるかが明らかになってくると感じる。                      そして、この項での結論は以下のようになっている。</p> <p>以上のような新たな課題を踏まえ、今後の地方公共団体のマネジメント改革の目指すべき方向性については、「リスクと向き合いリスクを事前に統制すること」、「組織マネジメントに関する基本方針の明確化とPDCA サイクルの実現を通じた首長、管理職、職員の組織マネジメントに関する意識改革の実現」といった新たな視点に基づき、まずは住民の信頼確保を基本として、行政運営の透明性の向上、業務の有効性及び効率性を高める地域経営革新の実現、さらには、公会計改革を通じた財政運営の刷新を図っていくことが必要であると考えられる。そして、このような目的を実現するための手法として、現在、我が国の民間企業において実施されている「内部統制」の整備・運用がその一つの解決手法になるのではないかと考えられる。</p> <p>報告書にもあるが、「内部統制の整備・運用」と言っても、特別なものでは決してない。求められていることを要約すれば、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 管理すべきリスクの認識のあり方を改め、リスクの洗い出しの精度を向上させること</li> <li>② 相互牽制態勢を確立すること</li> <li>③ 継続的な改善活動を推進すること（PDCAサイクルの確立）</li> </ol> <p>と、ここでは述べておきたい（詳細は報告書を参照のこと）。</p> <p>このうち、③の「PDCAサイクル」は、内部統制制度とともに民間では定着してきた感があるが（例えば金融庁の金融検査マニュアルに準拠した金融機関の管理態勢における基本的な考え方に見られる）、地方公共団体では、政策評価がこの一環であるものの、マネジメントサイクルとしては聞きなれない言葉かもしれない。</p> <p>「PDCAサイクル」とは、事業活動を行うに際して、P (Plan) ⇒D (Do) ⇒C (Check) ⇒A (Action) ⇒P・・・といった具合に4つの段階を繰り返すことによって、継続的に事業の品質維持・向上を果たす概念である。</p>		

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### I 総論

#### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>Plan：計画を立案する            Do：計画に従って事業を遂行する            Check：執行された事業を評価（検証や監査）する            Action：評価を受けて問題点を改善する</p> <p>報告書P70でも、以下のような図が示されている。  <b>【監査結果報告書19頁参照】</b></p> <p>このPDCAサイクルは、全庁的なマネジメントとしても機能しなければならないし、例えば課や班、地方機関や地方機関内の個々の組織など各構成単位・階層でも機能すべきものであることを強調しておきたい。要は、地方公共団体の構成員のあらゆるレベルで、リスクとは何か、チェックすべきは何か、改善点は何か、どのくらい改善が進捗しているか、ということに不断に意識し、実践していく自律的な活動を行っていくことである。</p> <p>これが機能していなければ、後述（2）で触れるが、特に包括外部監査の機能が十分に発揮されないことにもなり、更には潜在的なリスクを直視できず、やがて顕在化したリスク（典型的なものが職員による不祥事）に適切に対処できないまま、結果として大きな代償を払うことともなりかねない。</p> <p>少子高齢化と人口減少、地域産業の疲弊によって、県の財政も一層の改善が求められている。まだまだ見直すべき事業はたくさんあり、効果的な施策を打っていかなければならない。そういう側面からもPDCAサイクルの確立は不可欠であると訴えたい。</p>		

# 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

## I 総論

### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 20	総務文書課	<p>【提言2】 監査の措置の機能不全と対策について（意見：全庁共通）</p> <p>【第一テーマ】            昨年度の包括外部監査は、過去の包括外部監査の措置状況等を監査テーマに検討したところであったが、検出された事案が、多数かつ多岐にわたり、県の行う監査の措置について構造的な問題を提言したところであった。要約すると次の4点になる。</p> <p>① 公表される措置状況における報告書本文の要約内容の相違            ② 「今後検討してまいります」等として措置が放置、または未解決の事案の散見            ③ 組織内に監査結果の周知がなされず、問題の防止・抑制に活用されていない点            ④ 措置をしてない事案、措置が不十分な事案の存在</p> <p>①と②については、平成25年度の公表分（平成24年度監査に係る措置）から、平成24年度監査の提言をもとに公表手法を変更している。これらについては、県民の目に触れる、という面から措置の確実な履行を促すもので、ディスクローズのやり方を変更して牽制機能の強化を図ったものであった。            ただし、①は、「措置そのものが漏れる」というリスクの存在が残存しており（今回監査で検出済み）、②については、継続的な取り組み状況の追跡機能の付加や、「いつまでに」という期限を公表時の表に明示することで、ディスクローズの水準を引き上げて対応する趣旨であるが、そもそも「未解決」と判断し「継続案件」とするか否かの判断について、やはりリスクが残存している。            以上の懸念を持ちつつ行った、今年度の第一テーマによる監査において、またしても措置に関して重要な問題点が検出されている。措置制度の機能不全ともいえる問題が見られ、更なる問題解決の対策を図らねばならなくなった。            ①と②の問題が、相変わらず検出されたことはもちろん、③の多見、そして④の問題について深刻な問題が検出されたためである。これらの問題に対しての牽制をどう確立するのにかについては、措置状況の公表のやり方を変えるだけでは抑制できない。            ③の問題については、組織内での情報の共有を改善し、周知を徹底するべきである。検出された監査結果に対する措置方針、横断的に対応・措置すべき問題点の整理、これらにかかる相互牽制の改善等について徹底するべきであり、なおざりにしたり、まとめるだけまとめて実践されることなく風化させないようにするべきである。特に、異動による新旧担当者間の引継ぎ内容については、透明化・組織内で共有化して、だれの目にもどのような引継ぎが行われているのか分かるように牽制を利かせるべきである。            現状の県の組織は、「言われたらやる」「言われたことしかしない」「隣の席でやっていることには関知しない」という風土であるから、監査結果で指摘されたことの根本的な理解や、他の事案に対する応用が、なかなか追いついていかないことが多い。            （付記）            このことから、監査結果報告書の書きぶりも、横断的な対応を求めるのであれば、報告書にその旨をわざわざ書かなければ伝わらないとのことであった。そして、「詳細に」、「はっきりと」問題点を書かなければ、結局組織に伝わらず、改善は進まないようだ。このため、今回の監査報告書は、やむなく、表現が厳しくなっている。また、泣き落としも含めて報告内容を「書かせまい」とする抵抗も多くあるのだが、報告書に書いてこそその改善であり説明責任が発生するので、そのような要請にとりあ</p>	<p>（措置済）</p> <p>報告書原文と措置状況調書における監査結果との要約内容が相違している点及び「検討してまいります」としながら措置が放置、未解決の事案があるという点については、既に平成24年度監査に係る措置から監査の提言をもとに改善しており、今後、新たな問題点は基本的には発生しないと考えております。また、組織内に監査結果の周知がなされず、問題の防止・抑制に活用されていない点及び措置をしていない事案、措置が不十分な事案があるという点については、平成25年10月及び11月、平成26年10月に本庁各課等の総括課長補佐、地方機関の総務課長等を対象とする監査にかかる研修会を開催し、前期定期監査における指摘について、指摘を受けた所属長からその背景や今後の対応について発表させるなど、指摘を受けた所属にとどまらず、全庁的に情報共有を図りました。さらに、平成26年5月及び10月には、当年度の重点監査事項にかかる研修会を開催し、会計課などの関係課からこれまでの監査指摘の実例を示しながら、同様の指摘を受けることがないよう指導の徹底を図りました。また、平成26年10月にも平成25年度と同様の研修会を実施したところです。            今後も内容の充実を図りながら研修会を継続することにより、問題意識と対応方針の共有を図ってまいります。</p>	

# 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

## I 総論

### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>ていない事例が今回多々ある。</p> <p>どれほどの職員が、真剣に包括外部監査報告書や監査委員の報告書に対して関心を持っているのであろうか。仮に自分が関与した場合であっても、自分の責任に関係する、その部分しか目を通さないのではないか。そして異動すれば、過去の出来事として忘れ去ってしまうのではないか。まして、包括外部監査の対象課以外の職員においては、全くの他人事で、関心がないのではないか。</p> <p>複数回対象とした課であっても、我々が他の案件を改めて検証すると、同じような検出事項が続発する（ひどい場合には、同じ担当者の類似の事業であっても、類似の検出事項が見られる）。新規に監査対象とした課では、これまでの監査で指摘・意見してきた典型的な事案が次々と検出され、これら検出事項に対する反論も、2年前から論議された内容が繰り返される事例もあった。このような状況であるので、包括外部監査の監査結果がノウハウとして蓄積され、活用されることは少ないと認識せざるを得ない。</p> <p>問題は、情報を共有し、周知・徹底して、浸透・定着していない点にある。監査結果の分析、問題点の洗い出し、対応状況の横断的な検証がない。その後の引継ぎにおいても、その内容は、担当者間での個人的な伝達にとどまり、解決途上にある問題について、正確な内容で後任に引き継がれていない場合がある。特に責任問題にかかわるような案件や外郭団体の利害にかかわるような問題になると、なおさらであり、前任者の「問題を避けたい」という思惑によって、肝心な部分が隠蔽され、伝達が途切れる。</p> <p>このため、課でいえば、まず、包括外部監査で検出された問題点は何なのか、更には他課で検出された問題点で当課に関係する事案は本当はないのか、という整理を行い、問題意識の共有と対応方針の立案を図るべきである。特に若い職員に対しては、例えば法的な側面から問題点の所在を補足し、年長の職員の経験談なども踏まえて、多面的な意見交換を行う場が必要ではなかろうか。</p> <p>その上で、調整班や予算班等の担当者が、引継ぎ内容の精査や、横断的な措置の品質管理を行うべきである。例えば、補助金の交付決定通知の交付の条件の整備や、委託契約書の文書保管義務の条項や再委託等の条項の検証も、横並びで見れば一目瞭然である。Wordデータのフォーマットの不統一が原因であれば、フォーマットを統一するだけでミスを事前に抑止することができよう。ほんのちょっとした手間で、ミスの防止・抑制につながるのではないか。</p> <p>ともかく、県組織の相互牽制態勢を見直す必要がある。また、PDCAサイクルを確立しなければならないと考える。</p> <p>特に、会計課などの牽制部門は、検証の品質を向上させるべきである。特に検証の目線が担当者によって相違したり、指導の内容にムラが生じたりしないよう、十分に相互の意思疎通をしておくべきである。最後の砦として、堅固な態勢を整備されたい。</p> <p>④については、後述「(4) 【総括1】措置内容の虚偽及び受検時の虚偽等について」でも触れるが、今回特に、措置内容に虚偽がある事例が発見されたことは大変な問題だと感じている。監査で指摘された問題点に対し、真摯に向き合っておらず、大変遺憾である。</p> <p>この問題の対処については、措置状況の取りまとめ段階での県庁内部での検証のステップがあつてしかるべきであるが、提言したところで実質的に機能はしないであろうから、結局は包括外部監査で追及する以外ないのかもしれない。</p>		

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### I 総論

#### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>当たり前だが、監査は、信頼関係によって成り立っていることを忘れてはならない。監査人の手を離れた瞬間、手のひらを反すように反論できなかった主張を繰り返したり、問題がなかったかのような主張をしたりすることによって、県民の目を欺いてはならない。</p> <p>包括外部監査人の行う包括外部監査は、PDCAのC（Check：監査）にあたり、A（Action：改善）の責務は県にある。このサイクルは地方自治法によって法定されるものであり、サイクルの破壊は、法に背くものであることを認識すべきである。県民も、議会も、公表される措置状況の内容を見て、その真偽に一層関心を持つべきである。やましきのゆえ、講じた措置の言は軽く、虚ろである。</p> <p>住民監査請求や住民訴訟を恐れるのであれば、県は、二度とこのようなことを起こしてはならないし、許してはならない。</p>		

# 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

## I 総論

### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 23	会計課	<p><b>【提言3】</b> 県民の生命・財産の保全と、委託契約に係るリスク管理部署の必要性について（意見：全庁共通）</p> <p><b>【第二テーマ】</b>          県の行う委託事業には、県民の生命や財産を保全するために、常時履行の求められる契約が複数存在する。          例えば、今回検証した中では、振興局等の行う「長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託」や危機管理課の「長崎県防災ヘリコプターの運行管理業務委託」、漁業取締室の「指導用海岸局の無線業務委託」などがある。          この他にも、自然環境課の「傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託」や資源管理課の「長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等事業委託」のような、生命の維持のために常時履行の必要な契約、建築課の「宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託」のような、システムの安定運用やセキュリティ確保の必要から24時間監視が求められるような業務もある。          契約事務の次元で、本県では、平成24年度のように年度初日が休日である場合に、追認条項付で4月2日（月曜日）に契約しているが、この事務では、4月1日の債務不履行の責を県が問えないため、本来は、債務負担等により前年度中に契約事務を締結するか、4月1日を契約日（同日履行義務開始）として事務をするべきである。          また、各振興局の「長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託」では、契約始期が年度初日ではなく、終期も年度末日になっていない（つまり空白期間が1日以上）事務処理が常態化していたため、事業の継続性が担保されるよう、斬絶する期間のない契約事務とする必要がある。          契約内容の質という面では、建築課の「宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託」のような情報漏えいリスクが伴い、高いセキュリティ水準の求められるようなシステム管理業務委託もあるが、担当課の意識が不足し、委託業務の品質保持に関する約定の不足、契約履行の厳格な確認が行われていないという事例もあった。          これらの事例を鑑みるに、契約事務は発注元の部署にその管理が委ねられているのだが、委託する事業に大きなリスクが潜んでいるということに組織をあげて関心を持つべきではなかろうか。各課任せ、担当者任せは、もはや時代に合わない。          特に、県民の生命・財産の保全の関わる委託事業において、契約更新時の履行義務の空白期間が存在するなど、あってはならない話である。平成24年度のように4月1日が休日だからと言って、例えば地震等の大規模災害がその日を避けてくれるわけではない。追認条項はそのとき機能するはずもなく、抛り所にするのは性善説もいいところである。また、個人情報の漏えいのリスクやシステムダウンのリスクも本当に意識されているのであろうか。委託先のシステム管理等のあり方を直ちに直視すべきである。          全庁的に委託事業のリスクを洗い出し、個々の契約事務が適切に管理され、適切に運用されるよう、組織横断的に検証し、改善を指導していく必要があると思われる。そのために委託事業のリスクの集中管理を行い、相互牽制機能を担う部署が本庁に必要であると考えます。</p>	<p>（措置済）</p> <p>4月1日から業務の履行が必要な契約について、平成27年度当初の契約分からは債務負担行為の設定することとし（25財第132号平成26年1月30日財政課長通知で周知済）、前年度中に契約を行うことが可能となり、追認条項の必要は無くなりました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### I 総論

#### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 34	総務文書課	組織内における通知文書等の周知徹底がなされていない点について（意見：全庁共通）  平成23年度監査の提言事項の「任意団体の取扱設立及び運営に関する取扱基準」については、組織内任意団体のリスクが高いために、対策として提言したものであったが、庁内の周知が不十分である。今回の監査では、この案件意外にも、共通的な措置内容への対応の不十分性の問題、委託契約事務における文書保存規定の通知や使用許可時の連帯保証人の通知について周知徹底、浸透定着が不十分な事例が見られる。組織における情報の共有について、構造的な問題があると思われるため、十分な原因分析と対策が必要である。	（措置済）  「任意団体の設立及び運営に関する取扱基準（平成25年3月25日制定）」については、平成26年3月の主管課総括補佐会議において、改めて周知徹底を図りました。なお、この案件以外にも周知内容が十分に浸透できていないという指摘については、通知の受け手側の意識の問題もあることから、平成26年5月及び10月に本庁の総括補佐、地方機関の総務課長等を対象とした研修会を開催し、過去の通知文書等も踏まえて関係課から指導を行い、その内容を各担当にまで確実に伝えるよう指示しました。今後も、研修会等を通じて周知の徹底を図ってまいります。	
p. 34	財政課	補助金等の事務の見直しについて（意見：全庁共通）  交付決定通知の交付の条件の適切な記載を引き続き求めるほか、まだまだ不明確な補助金の対象経費について明確化を進める必要があり、特に、対象事業や対象経費に、「その他知事が必要と認める事業（経費）」などという規定が見られるが、裁量により範囲が不明確になるためこのような規定のありかたを見直すべきである。 入口である申請時の計画内容の十分な検証も必要であるが、不十分な実績確認による検出事項も多く、確認時期の迅速化、検証内容の厳格化（目的適合性や取引の実在性の検証、事業終了時近辺の異常な取引の排除）をするべきである。安易な事業推進や予算消化、補助事業者の言いなりを排する必要がある。	（一部、措置済）  交付決定通知への交付の条件の適切な記載については、平成25年7月19日財政課長通知によりチェックリストの見直しを実施しました。 また、平成25年度包括外部監査結果報告にあわせ、平成26年3月27日に直ちに補助金担当者会議を開催し、全庁的な問題として事務処理の適正化を要請するとともに、平成26年度の予算執行に関する総務部長通知（平成26年4月1日）においても周知徹底を図りました。 さらに、平成26年5月16日及び10月16日に本庁各課の総括課長補佐、地方機関の総務課長等を対象として実施した監査結果に係る研修会において、注意喚起を図るとともに、適切な取扱いを要請しました。	引き続き、補助金実態調査の内容を踏まえた個別補助金ごとのきめ細かな指導等の実施や、より効果的な対応策を検討してまいります。

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### I 総論

#### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 35	財政課、会計課	<p>事業終了時、契約終期、年度末近辺の異常な取引について（意見：全庁共通）</p> <p>昨年度の監査では、県組織による、年度末近辺の需用費計上の見直しについて提言を行った。コピー用紙、トイレトペーパー、トナーなど消耗品の購入が年度末近辺に行われ、消費が翌年度となる事例が散見された。</p> <p>「内」で起きていることは、当然に「外」でも起きる。コントロールすべき県がコントロールできていないのだから仕方がない。補助事業でも、委託契約でも、終了近辺に消耗品等を駆け込み的に購入・計上し、消費は翌年度、という例が散見された。中には、呆れた言い訳（つまるところ横領していたと言っているに等しい内容）をしてきた観光振興課の「食と観光の融合による取組支援事業補助金」、の例もあったが（他にも農業経営課の「長崎県担い手総合支援事業費補助金」でも同種の説明があった）、必要と判断したものは、公金である以上、金額の多寡に関係なく県への返還を要請している。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>補助事業においては、平成25年度包括外部監査結果報告にあわせ、平成26年3月27日に直ちに補助金担当者会議を開催し、全庁的な問題として事務処理の適正化を要請するとともに、平成26年度の予算執行に関する総務部長通知（平成26年4月1日）においても周知徹底を図りました。</p> <p>さらに、平成26年5月16日及び10月16日に本庁各課の総括課長補佐、地方機関の総務課長等を対象として実施した監査結果に係る研修会において、注意喚起を図るとともに、適切な取扱を要請しました。</p> <p>また、委託事業においては、平成26年9月18日付で委託契約の適正化にかかる通知を行いました。</p>	<p>引き続き、補助金実態調査の内容を踏まえた個別補助金ごとのきめ細かな指導等の実施や、より効果的な対応策を検討してまいります。</p>

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### I 総論

#### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 35	財政課	<p>補助対象事業者として構成された任意団体の中に、異常な運営がなされている事案が見られる点について(意見：全庁共通)</p> <p>以下は、問題点を理解するための例示である。 2つの構成団体から成る任意団体が行う100の事業に対し、1/2を県が補助する場合を仮定している。</p> <p>(図1) 【監査結果報告書35頁参照】 (図2) 【監査結果報告書36頁参照】</p> <p>今回の監査において、(図2)のような運用の行われている任意団体が複数見られた。</p> <p>(図1)の資金の流れ、収支報告のありかたが正常であるが、(図2)のような運用では、任意団体としての性格を踏まえた運用とは言えず、大要、次のような問題があると思われる。</p> <p>① 補助事業者が実質構成団体となってしまう ・要綱等の定めと異なる実施主体となってしまう、要綱・要領や交付決定通知と相違する結果が生じる。なお要綱・要領で、代表団体を補助事業者として取り扱う規定をしている例もあるが、任意団体の性質からすると、このような取り扱いは見直すべきである。 ・任意団体の支出証拠書類の名義が、構成団体になってしまう。 ・銀行口座名義、補助金申請書類等の名義や印鑑さえ、あるべきものとは相違する。</p> <p>② 構成団体の会計において会計分離がなされていない ・構成団体の都合により、任意団体の活動に充てられたり、逆に外されたりする可能性があり不明朗となる恐れがある。 ・構成団体の収支であるため、任意団体全体の収支を検証する機能が働かない可能性がある。</p> <p>③ 構成団体が事業活動しているが、任意団体との間で間接補助や委託の関係はない ・任意団体の活動であるはずが、構成団体そのものの活動となっており、間接補助の関係にはなく(間接補助事業の想定もなければ体裁もない)、委託契約も締結されていない。</p> <p>④ 構成団体の収支を合算する根拠がない ・合算するのはあくまで補助金精算のためではあるが、③の問題があるため、合算する根拠がない。</p> <p>以上から、(図2)の形態での任意団体の運営は見直すよう、全庁的に取扱いを統一すべきと考える。</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>平成25年度包括外部監査結果報告にあわせ、平成26年3月27日に直ちに補助金担当者会議を開催し、全庁的な問題として事務処理の適正化を要請するとともに、平成26年度の予算執行に関する総務部長通知(平成26年4月1日)においても周知徹底を図りました。</p> <p>さらに、平成26年5月16日に本庁各課の総括課長補佐、地方機関の総務課長等を対象として実施した監査結果に係る研修会において、注意喚起を図るとともに、適切な取扱いを要請しました。</p>	<p>引き続き、補助金実態調査の内容を踏まえた個別補助金ごとのきめ細かな指導等の実施や、より効果的な対応策を検討してまいります。</p>

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### I 総論

#### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 37	財政課	任意団体の構成団体相互間等の取引の検証の徹底について（意見：全庁共通）  任意団体の構成団体相互間の取引、若しくは構成団体の支配や影響力の及ぶ関連当事者との取引（以下、構成団体相互間等の取引）については、経費の生じた補助対象事業が、本当に行われ、金額が正当なものか、納品書や証拠写真、アンケート、詳細なレポートなど十分な心証の得られるよう疎明資料を徴取するとともに、担当者が現地視察や立会を行うなど、一定の牽制をかけるべきである。構成団体相互間等の取引では、架空取引・水増し取引が容易に行うためである。 ただし、上記のように一定言えるとしても、県の検証を厳格化するにしてもその実効力はあまり高くなく、県側が責任を負えないことも想定されるため、事業のありかたそのものを見直すことも視野に入れる必要がある。	（一部、措置済）  平成25年度包括外部監査結果報告にあわせ、平成26年3月27日に直ちに補助金担当者会議を開催し、全庁的な問題として事務処理の適正化を要請するとともに、平成26年度の予算執行に関する総務部長通知（平成26年4月1日）においても周知徹底を図りました。 さらに、平成26年5月16日及び10月16日に本庁各課の総括課長補佐、地方機関の総務課長等を対象として実施した監査結果に係る研修会において、注意喚起を図るとともに、適切な取扱を要請しました。	引き続き、補助金実態調査の内容を踏まえた個別補助金ごとのきめ細かな指導等の実施や、より効果的な対応策を検討してまいります。
p. 37	財政課	本庁と外郭団体を經由する事業スキームの総合的な観点からの適正性を考察する重要性について（意見：全庁共通）  県各部局に横断的に関わり、しかも外郭団体を經由するなど、縦割り組織にとってコントロールや認識の難しいリスクが存在することがある。担当課や組織の個々の事務には瑕疵はなくとも、外部から全体観を見たとき、スキームに不合理性が存在するのだが、個々の担当者は適切であると思込み、全体の責任の所在も明確ではないため、誤りの認識が難しい。スキーム構築の際、組織相互の連携を密にして、全体としての不合理性の疑義がないか検証する必要がある。 今回、特殊関係者との取引の観点から、県と（公財）長崎県産業振興財団との取引のうち、県からの無利子貸付30億円と、その貸付資金（地場企業支援ファンド）による県債20億の購入（平成20年5月）・運用（利率1.7%）を検証したところ、上記問題があると思われた。 全体を俯瞰すると、資金循環により実質的に県債による資金調達を果たされていないばかりか、無利子貸付20億円によって県は歳入が発生しない一方、県債による1.7%の金利支払いによって、償還期間10年間で合計3億4千万円の財政的負担のみが生じるため、財政運用の適正性に問題が生じている。つまるところ、県の財政より補助金を支出して、振興財団が当該補助金財源を原資に各企業へ助成を行っており、財団への「裏補助金」が支出されているといっても過言ではない。 結局、県も、財団も、ひとつひとつのアクションは適切であるとの認識であるが、スキームを総合的に見ると、結果的に不合理な状態になっている。 外部から見れば容易にその不合理性に気づくのだが、縦割り組織の弊害からか、県側はその誤りを一向に認識できない状態にある。また、国のやっている無利子貸付と国債購入・運用の例を挙げ、問題ないという見解も県側は主張するが、国のやることを常に正とする考え方（無謬性信仰）からは脱却するべきではなかろうか。	（その他）  本県が当該事業と関連がない目的のために発行した県債が市場へ流通した後、当該財団がファンド資金の運用のために購入したにすぎず、県債の発行と当該事業とは一切関連がないことから、ご指摘の不合理性は確認できませんでしたので、本件に関して特段の対応を取る予定はありません。 今後とも適切な県債発行及び資金運用に努めてまいります。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### I 総論

#### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 38	人事課	職務専念義務免除手続きについて（意見：全庁共通）  前回も問題視した手続きであるが、今回も問題が発見されている。兼務する他団体への就任日と免除承認日とのタイムラグがあれば、その期間中は職務専念義務を果たしていないということを、厳しく言い残しておきたい。この免除手続きがいい加減であれば、個人の給与の返還にも関わる事案となる。職員の生計が破たんする可能性もある重要な事案であるから、監査で見つかる、見つからないなどといった低次元の認識は改めるべきである。	（措置済）  平成26年4月1日付で「職専免の承認に関する部長等決裁の対象団体について」を、全庁に対し通知しております。	
p. 38	管財課 農政課 監理課	公有財産の使用許可漏れ、使用料の徴収漏れの調査について（意見：全庁共通）  資源管理課の例にあるように、過年度からの公債権の徴収漏れについては、判例で使用許可の有無に関係なく徴収すべきことが示されている。気づかぬうちに徴収漏れが膨らんだり、不当利得請求権が時効消滅したりすることがあってはならない。早期に、公有財産の使用状況を確認し、かかる事態が他に生じていないか全庁的に調査すべきと思われる。	（措置済）  （管財課） 公有財産の使用許可漏れや徴収もれ等について、平成26年3月に所管課（教育庁・警察含む）に対して再度確認するよう注意喚起の文書を送付しました。また、5月には本庁及び地方機関を対象とした監査等にかかる研修会において、公有財産の適正な使用許可などについて説明し、周知徹底を図りました。  （農政課） 平成25年度に農林部が所管している公有財産使用料について、過去5年間分の調査を実施したところ、徴収漏れはありませんでした。  （監理課） 平成25年度に土木部が所管している公有財産使用料について、過去5年間分の調査を実施しました。調査の結果、誤徴収が判明したため、チェックシートを作成するなど、再発防止に努めております。	
p. 38	人事課	事務ミスの頻発について（意見：全庁共通）  文書保管義務の約定漏れ、個人情報取扱特記事項の契約書への添付漏れ、個人情報取扱特記事項の再委託条項の契約書内容との不一致、印紙の貼付誤り、記載内容の不十分な積算資料、合議漏れ、ひどいものでは、契約書の印鑑相違、契約日付や契約始期の記入漏れなど契約の有効性に疑義の生じるレベルのものまで発見されている。担当者の事務レベルの問題はもちろんだが、担当者任せにする組織の問題が大きい。上席者の怠慢と断言しておく。また、決裁印が誰でも押せるような状況は、「伺い」が内部決裁の文書証拠として機能しているとは言えない。入札書の封緘（ふうかん）がなされていない件や、契約書の印鑑相違が見落とされているなど、現場でどのような事務が行われているかについて、疑念がぬぐえないような事案も見られる。監査で時折顔を出す、文書日付等の誤りは、実は、真実である場合が多い。適正な事務を励行すべきである。	（措置済）  これまでの事務処理ミスの発生状況や各種監査での指摘内容等を踏まえ、平成25年10月に各部主管課総括課長補佐等を委員とする「事務処理ミス等防止対策連絡会議」を立ち上げ、全庁的に情報を共有化する体制を構築しました。今後は、事務処理ミスの事例やその対策について情報を共有化し、同じようなミスを繰り返さないように、職員への周知徹底を図ってまいります。	

# 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

## I 総論

### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 38	会計課	<p>随意契約適正化推進協議会の活動に関する見解について（意見：全庁共通）</p> <p>随意契約適正化推進協議会（以下、推進協議会）の活動の見直しが必要であると考え る。 現状、推進協議会は、随意契約の見直しにより、競争性の導入を推進していく検討・ 議論の場として機能しているが、今回の監査において、競争入札の導入に疑問を感じ る契約事務が少なからずみられた。 大要、以下のような問題があると思われる。 （i）本当に競争入札に移行すべき契約が随意契約で放置されている例がある （ii）競争入札に移行はしたが、一者応札の状況を放置している例がある （iii）競争入札に移行はしたが、事務の実体は変わらず、契約書の約定や仕様のみ請 負契約に無理に体裁を整えている例がある （iv）そもそも業者が少なく競争に適さない状況でありながら、競争入札を導入して いる例がある （v）積算金額や設計金額の見直しをしないまま、契約事務を継続している例がある</p> <p>本来不効率性や不経済性、不公平性を排除するための競争性の導入であるはずなの に、そこが抜け落ち、「議会で言われたから、とにかく入札すればいい」と安易な事 務に流されてはいないか。 （i）は、外郭団体との契約に多く見られる問題である。これを解決することに本来 意味がある取り組みであるはずだが、過去からのしがらみ等によって、切り込んでい ない。そして、そのしわ寄せが、（ii）から（v）の問題として浮かび上がる。 （i）を避けるために（ii）から（v）が生じているため、入札の手間の分だけ余 計な事務が増え、かえって効率性は低下する。しかも落札率も高い場合さえある。 （ii）についても、どうして一者応札なのか、解決する意思があるのか疑問に感じる 案件がある。また、資格要件に参入障壁を設け、「公平性」や「経済性」等を演出し ているだけではないかと疑念を生じさせる事案すらあった。一者応札は、入札事務と しては失敗であることを認識するべきである。 （iii）も同じで、体裁だけ整えるために事務ミスが生じ、また過年度の同様の契約事 務との一貫性に齟齬が生じる。 （iv）についても、形だけ競争入札を導入するために生じる問題であるが、効率性・ 経済性の解決策を入札のみに求めることにも問題があると考え。設計金額や積算金 額を精緻化し、履行内容を精査すれば（例えば、実際の委託事務の内容を調査する と、人件費単価や従事時間の仮定が現実に適合しない例があるのではないか）解決す る場合も少なくないのではないか。 （v）は（iv）の面からも言えるが、競争入札を導入しても一者入札、落札率は高止 まり、設計金額は見直していないという例がある。表面的には入札を導入しても、本 当に経済性、効率性、公平性を有しているわけではない。しかし、外からはわからない。  以上のような問題に対し、推進協議会は対策を講じるべきである。競争入札を導入す る、しないという単純な一方通行の議論ではなく、契約事務のひとつひとつを精査 し、意思決定をしたら、その後に効果を検証し、改善点をフィードバックするという 機能を持ち、活動を行うべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年10月10日に契約適正化推進協議会 を開催し、1者応札等への対応策を決定し た後、平成26年11月14日に協議会座長通知 及び会計課長通知を行いました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### I 総論

#### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>無論、随契理由が理由になるかならないかは重要であることに変わりはない。安易な随契が許されないことは言うまでもない。随契にするための「もっともらしい理由を固めるための議論」も今回見られたところであるが、そういう議論は言語道断である。</p> <p>なにをなすべきかを考え、契約事務の改善を図られたい。</p> <p>また、一者応札が一定期間以上継続している案件については、「限度額を超えた随意契約情報」を開示しているのと同様に、応札者数の過年度推移、落札業者名、一者応札となった理由及び一者応札の改善策を一般に開示することで一定の抑止は期待できるであろう。</p>		

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### I 総論

#### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 40	河川課、砂防課	<p>不効率な委託事業の存在について（意見：全庁共通）</p> <p>外部から検証するとき、事業をバラバラで見ると異常はないように見えるが、見方を変えて一体として捉えるとき、問題点が見えてくることがある。今回、横断的かつ時系列的な検証を行うなかで、振興局で予算執行されている委託事業を抽出している。河川課所管の「長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託」等と、砂防課所管の「土砂災害防止法事前縦覧業務委託」については、振興局にまたがって執行されているため、全体像が見えにくい、いずれも効率性に問題がある。</p> <p>前者は、発注方法の集約などの見直しを求めているが（他にも、年度境における契約の空白期間が生じないように契約事務を見直す問題もある）、後者は、事業内容に著しい不効率性があるため、異例であるが事業の廃止を指摘している。事前縦覧の委託事業の費用対効果があまりにもアンバランスで、無駄でしかない。効果を引き上げる試みも少しは行われてはいるようだが、閲覧者の増加に変化がない。つまり、委託事業のやりかたが間違っている証拠であるので、これ以上の当該委託事業の継続は認められないとの判断を下している。他県では、このような委託事業の例はなく、一括して住民へ説明会を行っている例ばかりである。しかも当該事業では、一般競争入札は行っているが、県職員OB団体の一者応札・落札が続いており、形だけの競争入札であって、公平性・経済性に重大な欠陥がある。かかる委託事業を県民の目の届きにくいところで継続し、公費を垂れ流してきた県の責任は重大である。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>（河川課） 河川砂防情報システムの改修に合わせ、以下のとおり契約方法について、メリット、デメリットを検証の上、適正な業務改善を行います。 ①地方機関の集約 ②複数年契約</p> <p>（砂防課） 当該業務委託は平成26年3月末で廃止し平成26年11月に対馬で県職員による説明会を実施するなど、県職員を基本とした事業推進を行っております。</p>	<p>（河川課） ①平成26年度にシステム改修を実施しており、平成27年度に試験的に一部の地方機関（案：県北、大瀬戸、田平）を集約した発注を行い、メリット、デメリット等を検証するとともに、平成28年度以降の発注方法について検討を行います。</p> <p>②平成27年度に検証結果を基に、複数年契約を念頭にして検討します。</p>
p. 40	会計課	<p>資格審査結果の転用の手続の文書化と運用について（意見：全庁共通）</p> <p>委託契約の入札にあたり、一般競争入札において行われた入札資格審査結果を、類似の委託契約の一般競争入札における入札資格審査において転用し、入札資格審査を行わない例があるが、その事務が、規程化・文書化されておらず、個々の契約事務によって処理内容が不統一な状態にある。手続きについて文書化し、ルールに基づいた運用の必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>入札契約事務マニュアルに入札参加資格を転用する場合の取扱と告示例を掲載して周知しております。</p>	
p. 41	会計課	<p>入札書の封緘（ふうかん）の徹底について（意見：全庁共通）</p> <p>財務規則第99条では「入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、契約担当者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時まで指定の場所に提出しなければならない」とあり、封緘が求められているが、遵守されていない例が散見された。求められるアクションが一部でも崩れているとすれば、それは全体の入札事務に対する疑念を生じるもととなり、入札事務の形骸化も懸念されることとなるため厳格な遵守が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>財務規則第99条を改正し、「封かん」は不要となっております。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### I 総論

#### 1. 提言事項と検出事項の総括

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 41	会計課	<p>年度初日が休日の場合の契約事務について（意見：全庁意見）</p> <p>県の委託事業には、システムの保守・運用業務や、県民の生命・財産の保全、種苗生産のような生命維持が求められる業務等、24時間常時、委託業務の履行を求める必要があるものがあるが、4月1日が休日であっても年度初日から履行義務が生じ、前年度の契約終期との間で、空白期間の生じないような契約事務を行うべきである。しかしながら、常時継続の求められるはずの契約において、4月2日契約日（契約始期）で追認条項を付しているものが見られる状態であり、契約のあり方として、県民（外部）に対して事務の妥当性を説明できない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>4月1日から業務の履行が必要な契約について、平成27年度当初の契約分からは債務負担行為の設定がなされ（25財第132号平成26年1月30日財政課長通知で周知済）、前年度中に契約を行うことが可能となり、追認条項の必要は無くなっております。</p>	
p. 41	会計課	<p>委託契約における、印刷物等の分割納品の全面禁止と在庫受払の徹底について（意見：全庁意見）</p> <p>保管場所の狭隘を理由にして、委託契約による印刷物等の成果物の分割納品が一部の部署で平然と行われている。不適切経理「預け」の温床となりうる極めて不正リスクの高い事案であり、全面禁止するべきである。また、納品された印刷物等の受払記録が極めて杜撰である。納品、出庫記録の整備も含め、在庫管理の徹底を厳に求める。翌年度消費も当然あってはならない。内容は観光振興課の項を参照のこと。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年9月18日付で委託契約の適正化にかかる通知を行いました。</p>	
p. 41	財政課	<p>委託事業と補助事業の組織横断的な一貫性の欠如について（意見：全庁意見）</p> <p>類似する事業でありながら、委託事業と補助事業の一貫性がない例がある。単なる「節（費目）」の問題ではなく、県の直接事業とは何なのか、県としての整理を行い、課相互の調整が必要である。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>平成25年度包括外部監査結果報告にあわせ、平成26年3月27日に直ちに補助金担当者会議を開催し、全庁的な問題として事務処理の適正化を要請するとともに、平成26年度の予算執行に関する総務部長通知（平成26年4月1日）においても周知徹底を図りました。さらに、平成26年5月16日及び10月16日に本庁各課の総括課長補佐、地方機関の総務課長等を対象として実施した監査結果に係る研修会において、注意喚起を図るとともに、適切な取扱を要請しました。</p>	<p>引き続き、補助金実態調査の内容を踏まえた個別補助金ごとのきめ細かな指導等の実施や、より効果的な対応策を検討してまいります。</p>

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-1 全庁(総務文書課)

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 59	総務文書課	<p>任意団体の問題と、全庁的なマニュアル整備の必要性について</p> <p>前述の「第2特定の事件の概要(2)組織内任意団体との取引」でも述べたが、任意団体の事務については、種々の検出事項が発見され、やはり全庁的に任意団体の取扱いについてのマニュアルが整備されていないかと考えている。</p> <p>例えばマニュアルの内容としては、次のような規定が考えられる。</p> <p>① 任意団体(権利能力なき社団)の法律上の意味合いとリスクについて</p> <p>② 不適切経理となる危険性について</p> <p>③ 団体組成時の手続(伺い)等の標準化、規約(会則)、規程の標準フォーマットの整備、口座開設の承認手続、県との組織分離に必要な手続、全庁的な組織の存在把握が可能になるような報告など。</p> <p>④ 組織運営時の手続承認権限の明確化、出納・経理事務のあり方、補助金等の事務担当者との職務分離、決算報告のあり方、双方代理の回避のための委任、監査担当者と監査手続、文書管理基準など。</p> <p>⑤ 団体閉鎖事務の手続通帳の閉鎖、印鑑の管理、文書の保存義務、余剰資金</p>	<p>全国都道府県における組織内任意団体の取扱いに関するマニュアル整備の状況についての調査を行っており、当該調査結果も参考にしながら、現在マニュアルを作成しております。</p>	<p>取扱基準の見直しについて(意見)</p> <p>上記「取扱基準」については、例えば解散時の余剰金の取り扱いや、他団体へ(から)の事務局委譲の際の引継ぎの方法、専用通帳の口座名義のあり方、支出証拠書類の名義等の会計分離のあり方など、加筆すべき内容があるため、継続的な見直しが必要であると思われる。</p>	<p>(措置済)</p> <p>他県の状況調査を行った結果を参考に、任意団体の解散時の残余財産の分配に関する規定、事務局を移管する場合の引継ぎに関する規定、補助金等の振り込み口座名義に関する規定、任意団体と構成団体の活動において会計分離を徹底させる規定等を新たに設けるなど取扱基準の改正を平成26年12月に行いました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-1 全庁(総務文書課)

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>の移管事務、他団体への管理移管事務、団体解散の報告事務など 組織内任意団体の取扱いについては、その役割や位置づけも重くなるかもしれないし、今後の研究課題（特に法律上の取扱いの点）も多いのではないかと思われる。何らかの包括的な対応がなされる必要があると思われる。</p>				

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-2 危機管理課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 60	危機管理課	<p>平成24年度危険物の取扱作業の保安に関する講習事務委託について委託料の返還について（指摘）</p> <p>当該契約は県（委任者）が相手方（受任者）に委託する契約であり、事業終了後、精算を行う契約となっている。</p> <p>契約金額の基礎である積算において、4月分1か月分の人件費が含まれているが、契約日が毎年4月1日ではなく、結果、契約締結後に開始する委託事務の履行も、実際の契約日以降の4月中（中旬から下旬）からなされるため、積算の前提と契約事務との間に矛盾が生じている。</p> <p>つまり、4月1日から契約履行までの人件費は支払う根拠がないこととなるため、委託料の精算にも影響を及ぼす。</p> <p>以上から、契約日（契約履行開始）の遅延による委託料の返還必要がないか、平成21年度から平成24年度の契約を検証したところ、平成23年度分以外は返還の必要は認められなかったものの、それは精算時、協会の自己負担分として「手出し」した額が、要返還額（根拠のない人件費）をたまたま上回っていただけのことであった。</p> <p>返還の必要のある平成23年度分の要返還額の算定は以下の通りである。</p> <p>ア 4月給料に係る4月初日から契約日までの差額の算出（2名分）            次長：125,000円×11/30（日割り）＝45,833円＜（委託料精算金額）87,500円            書記：184,248円×11/30（日割り）＝59,253円＜（委託料精算金額）96,960円            よって、給与の超過額は、            次長：87,500円－45,833円＝41,667円            書記：96,960円－59,253円＝37,707円                      の計79,374円（ア）となる。</p> <p>イ 6月賞与に含まれる4月初日から契約日までの影響額の算出（1名分：書記のみ）            書記：295,068円×1/6×11/30＝18,032円＜（委託料精算金額）295,068円×1/6×0.6＝29,507円    よって賞与の超過額は、29,507円－18,032円＝11,475円（イ）となる。</p> <p>結果、平成23年度は給与分と賞与分の（ア）＋（イ）＝計90,849円が、県の支払超過額となるが、当委託事業に係る協会自己負担分として県へ申告された額が別に43,121円あることから、その差額（90,849円－43,121円）である47,728円が返還請求すべき額となる。</p> <p>かかる返還を生じた原因は、契約手続の遅れと、精算時においての十分なチェックがされていなかったことにあり、契約事務の適切な執行を行うよう相互牽制の体制を見直す必要があると考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>支払超過額を返還させ、平成25年度の精算は担当、班長でチェックし、平成26年度は4月1日付けで契約を行いました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-2 危機管理課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 61	危機管理課	平成24年度危険物の取扱作業の保安に関する講習事務委託について委託契約書の条項の不足（指摘）  平成23、24年度の委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  平成25年度契約分について変更契約を行い条項を追加し、平成26年度契約分からは条項を明記しました。	
p. 61	危機管理課	平成24年度危険物の取扱作業の保安に関する講習事務委託について委託契約書と講習事務処理要領のリンケージについて（意見）  契約書第2条第2項に委託業務の内容を列記しているが、講習事務処理要領が既に存在するのであるから、要領を参照する規程とする方が詳細かつ責任の範囲が明確であり望ましいと考える。	（措置済）  平成26年度の契約書より「要領記載の事務のとおりとする」と明記しました。	
p. 61	危機管理課	平成24年度危険物の取扱作業の保安に関する講習事務委託について積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理した上で、伺いによる検証、承認を得るようにすべきである。	（措置済）  平成26年度契約から積算根拠を明確にして算出を行いました。	
p. 62	危機管理課	長崎県防災ヘリコプター運航管理業務委託について契約期間に係る契約書と仕様書との相違と契約内容の瑕疵について（指摘）  委託契約書第3条では、契約期間を「平成24年4月2日から平成25年3月31日まで」としておきながら、仕様書では「3. 業務期間」を、「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」としており両者が不一致である。また、仕様書は契約書第2条によって契約内容に組み込まれているが、一方で契約日は平成24年4月2日であるので、契約期間が遡及していることとなり、契約内容に瑕疵がある。 結局、前年度の仕様書の見直しが漏れた結果であろうが、検証を厳格に行うべきである。	（措置済）  平成27年度当初の契約分から債務負担行為を設定し、前年度中に契約することで、追認条項の必要は無くなる見込みです。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-2 危機管理課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 62	危機管理課	<p>長崎県防災ヘリコプター運航管理業務委託について 業務の性質と契約日が休日の場合の処理について（指摘）</p> <p>当該業務の性質上、24時間常時、委託業務の履行を求める必要がある。しかし、平成24年度のように、4月1日が休日のため、4月2日付けで契約した契約については、契約の始期（履行義務の開始）は、あくまで4月2日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。</p> <p>入札・契約事務マニュアルにおいても4月1日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおり（平成24年3月1日付け「平成24年度当初における財務会計事務処理について（23会第75号）」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない）、「業務上支障がある」常時継続が必須の委託業務は、4月1日に契約するか、債務負担行為等の手続きを経て3月中に契約更新する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成27年度当初の契約分から債務負担行為を設定し、前年度中に契約することで、追認条項の必要は無くなる見込みです。</p>	
p. 62	危機管理課	<p>長崎県防災ヘリコプター運航管理業務委託について 精算現地確認の実施について（指摘）</p> <p>往査時点（平成25年9月11日、11月13日）において、平成23年度及び平成24年度の精算現地確認が実施されていなかった。</p> <p>県は、委託契約書第13条第2項の規定に従い、精算報告書を受理した日から10日以内に、いったん委託業務完了の確認を行っている。しかし、その時点においては、支出証拠書類の確認までは実施しないため、委託契約書第9条に基づき、後日委託先に赴いて現地確認を実施することとしている。平成21年度業務の現地確認は平成22年7月23日に実施し、平成22年度業務の現地確認は平成23年6月14日に実施している。</p> <p>&lt;委託契約書抜粋&gt; (委託業務の調査等) 第9条 甲は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、又は乙に報告を求めることができるものとする。 (委託業務完了報告及び精算) 第13条 乙は、委託業務が完了した際には、遅滞なく、精算報告書（様式第1号）及び精算明細書（収支決算及び支出一覧）（様式任意）を甲に提出するものとする。なお、乙は委託業務にかかる支出証拠書類を5年間保管するものとする。 2 甲は、精算報告書の提出を受理したときは、受理した日から10日以内に委託業務完了の確認を行うものとする。</p> <p>適正な契約事務の執行のためには、精算確認は、精算報告書の提出後速やかに実施する必要があるとともに、支出一覧を基に委託先が保管する支出証拠書類の確認を行う必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年2月7日に平成23年度分、平成24年度分の現地確認を実施しております。なお、平成25年度分については平成26年10月28日に実施しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-2 危機管理課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 63	危機管理課	<p>長崎県防災ヘリコプター運航管理業務委託について積算の見直しについて（指摘）</p> <p>委託費には、操縦士等の人件費が含まれており、委託費の約6割を占めている。委託費は、委託先からの見積に基づき積算している。そのため、人件費は委託先の内規に基づき積算されており、定期昇給や昇格に伴う人件費の増加も反映されている。県は、委託先からの見積もりのみを参考に積算しているが、操縦士や整備士を直接採用している例や類似した契約をしている例などにおける、自治体の操縦士の給与水準等を調査するなどして、人件費が適正な水準か否かについて検討する必要がある。参考までに、「大学卒程度の初任給」という前提ではあるが（熟練度を考慮していない）、横浜市消防職員（ヘリコプター操縦士）のは給料186,900円（平成25年度採用）である。</p> <p>また委託費には、諸経費が含まれているが、人件費、運航経費及び法定点検整備設計施工管理費の見積合計額の15%で積算している。平成24年度の諸経費は、積算額9,992千円、精算額10,048千円である。</p> <p>諸経費の算定割合15%について明確な規程はないが、九州各県の状況を勘案して設定しているとのことである。仮に、算定割合15%が妥当であるとしても、諸経費の算定にあたっては、その算定方法について、過大な計上とならないよう改める必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成5年の防災ヘリ導入の際、本県の依頼により長崎航空株式会社（現ORC）が新たに操縦士・整備士を採用したうえで受託した経緯があります。ORCの組織に属した形になってはいますが、本社に関する一切の業務は行わず、本県防ヘリの運航のみに特化しております。本県は多くの離島や半島を有しており、離島航空に長けた者であることが望ましいこと、また、捜索・救助・物資輸送・急患搬送等の多様な活動を要求されることから、初めからヘリコプターの運行スキルを有した人材の配置が必要であったため、委託業者の給与水準を参考に積算を行っております。本県のこの委託料等の水準については、九州各県に対し以下のとおり聴き取りを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○鹿児島県：委託料85,200千円のうち、人件費82,100千円（操縦士2、整備士2）。諸経費の算定方法は、（人件費＋変動経費（住居、点検整備管理、旅費等））×0.42</li> <li>○宮崎県：委託料82,080千円、人件費非公表（操縦士2、整備士2）。諸経費の算定方法は、（人件費＋住居＋旅費＋被服＋携帯電話使用料、点検整備管理等）×15%</li> <li>○熊本県：委託料非公表（操縦士2、整備士2）。諸経費の算定方法は、（人件費＋飛行手当＋住居＋旅費＋整備管理等）×12%</li> <li>○大分県：委託料61,431千円のうち、人件費48,200千円（操縦士2、整備士1）。諸経費の算定方法は（人件費＋住居＋旅費＋整備管理等）×18%</li> </ul> <p>また、岐阜県が実施した防災ヘリ委託料全国調査（平成26年）では、委託料平均は107,576千円、人件費平均は80,865千円でした。</p> <p>以上の結果及び全国各県の防災ヘリ委託料等と比較しても、本県の人件費の水準や諸経費等の算定方法は適正であると判断しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-4 財政課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 67	財政課	<p>補助金の対象経費の明確化と定額補助金のあり方について</p> <p>特殊関係者との間での補助金の中で、対象経費が不明確であったり、広範であったりするものがあった。また、定額補助金という位置づけで「予算の範囲で知事が定める額」としているものもみられるところであった。</p> <p>対象経費の不明確さは、対象経費に該当するか否かの客観性が得られず、特殊関係であるがゆえに適切な牽制が効きにくい環境下では問題を潜在化しやすいと言える。またその範囲が広範であるため、他の目的の補助金との重複も生じ、予算消化の観点では都合のよいものとなる可能性もある。こういった観点から、特殊関係者との間で支出された複数の補助金について抽出事項が検出されている。今後は対象経費の明確化・厳格化について見直しを求めたい。</p> <p>また、定額補助金についても、県側の管理は容易であるのだが、定額補助金の適用は本来、金額的に少額であり、簡便な管理によることが効率性の観点から許容される場合とすべきではなかろうか。定額補助金であるがゆえに実績報告の検証が疎かになっている事例</p>	<p>「平成24年度の予算執行について」（平成24年4月2日付24財第1号）において、各部局に対し、県関係団体への補助金等の支出に当たっては、当該団体の財務状況等を十分に確認し、厳格に事務処理を行うよう通知を行いました。今後は、補助金担当者会議等を通じて、各部局に注意喚起を図るとともに、平成25年度の当初予算編成において、定額補助金も含め、県関係団体への補助金等に係る対象経費の明確化に努めてまいります。</p>	<p>補助金事務の継続的な改善について（意見）</p> <p>上記の通り財政課から注意喚起はなされているものの、今回の監査で、依然として対象外経費に係る検出事項があり、補助金事務の継続的な改善の取り組みが必要と思われる。特に、不明確な補助金の対象経費について明確化を進める必要があり、対象事業や対象経費に、「その他知事が必要と認める事業（経費）」などという規定も見られるが、裁量により範囲が不明確になるためこのような規定のありかたは見直すべきである。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>平成25年度包括外部監査結果報告にあわせ、平成26年3月27日に直ちに補助金担当者会議を開催し、補助対象経費の明確化を含め全庁的な問題として事務処理の適正化を要請するとともに、平成26年度の予算執行に関する総務部長通知（平成26年4月1日）においても周知徹底を図りました。さらに、平成26年5月16日及び10月16日に本庁各課の総括課長補佐、地方機関の総務課長等を対象として実施した監査結果に係る研修会において、注意喚起を図るとともに、適切な取扱を要請しました。</p>	<p>引き続き、補助金実態調査の内容を踏まえた個別補助金ごとのきめ細かな指導等の実施や、より効果的な対応策を検討してまいります。</p>

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-4 財政課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>や、事業に投入する自己資金を増減させて補助金を満額受領することに合理性を見いだせない事例も見られた。後者については、返還を求める指摘につながった事例もある。定額補助金だから返還や減額は必要ないという意識があるとすればそれは外部の目線からすると納得できるものではなく是正を求めたい。</p> <p>これも特殊関係者との間では牽制が効きにくい環境にあるため、見直すべきであるとともに、運用には注意が必要であると思われる。</p>				

# 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

## II 個別検討事項

### II-4 財政課、総務文書課

#### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

#### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 67	財政課 総務文書課	<p>補助金の対象経費の明確化と定額補助金のあり方について 平成23年度監査の措置漏れについて（指摘）</p> <p>平成23年度監査の監査結果報告書について、以下の部分の措置が漏れている（P36～）。</p> <p>（2）書面の不備について（指摘） 補助金事務は、補助事業者からの申請に対し、県が審議し、公益上の必要性な事業に対して、その履行のために「条件」を付して補助事業者へ公金を交付する行為と考える。したがって、「条件」が履行される限りにおいて公金を交付することが許されるのであるから、補助金交付決定通知における「条件」の明示が県の事務において重要と思われる。</p> <p>補助金交付決定通知については、「長崎県補助金等交付規則の施行について」（昭和40年3月30日40財第77号総務部長通知）様式第1号の様式に従って作成されることが規定され、この様式にある「4 交付の条件」については、当該部長通知の「第2補助金等の交付の申請及び決定に関する事項」6項なお書きに「この規則（筆者註：県補助金等交付規則）及び要綱等の規程の適用がある旨を明らかにしなければならないものであり、この場合において、国の間接補助金等にかかる補助金等については、更に適正化法の適用を受けるものである旨を明らかにしなければならないものであること」とされている通り、県の補助金等交付規則、部の交付要綱、個々の補助金実施要綱等の定めを明記して、補助事業者に通知する必要があると考える。</p> <p>この観点で各課の交付決定通知の交付の条件の記載を見ていくと、記載が不十分である事例が多々見られた。</p> <p>また、県から見て間接補助となるような場合、補助事業者が間接補助事業者へどのような交付決定通知が発行されているかも県にとっては重要であるはずだが、これを検証することの意識が希薄である場合が多く見られた。実際、補助事業者での交付決定通知の発行もなく全体的な手続の整備もままならない団体もあり、整備されていても県が指示したはずの決定通知のフォーマットが順守されていないという事例もあった。ほかにも交付決定通知はあっても交付の条件の明示がない、内容が不十分という場合もあった。</p> <p>補助金の法律的な意味合いや制度設計の意味合いについて再度の確認を求めたい。</p> <p>措置から上記部分が脱漏してしまった原因について、総務文書課が、上記文書はあくまで事例の発生した各課で解決すべき個別的問題であり、該当部署での措置で対応すれば足りると判断したことによる。</p> <p>しかしながら、当然にこれは全庁的に発生している問題であり、横断的に意識を持ってもらい是正に取り組むべき問題である。個々の問題では全くない。</p> <p>その旨、本年6月に財政課に伝達したところ、以下の対応を図った旨回答があった。</p> <p>○平成25年7月8日に各部局の担当者を集め、指摘された事項について、適正な事務処理の徹底を要請するとともに、補助金のチェックリストの見直し（交付決定通知書の</p>	<p>（措置済）</p> <p>交付決定通知への交付の条件の記載については、平成25年7月19日の財政課長通知によりチェックリストの見直しを行っております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-4 財政課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>チェック項目を追加) について説明を行いました。                      ○また、7月19日付けで各部局主管課あてに「補助金等の交付事務に係るチェックリストの見直しについて」の通知を行っております。                      チェック項目                      &lt;交付決定通知書&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付規則及び要綱等の規定の適用がある旨を明らかにしているか。</li> <li>・ 国の間接補助金等に係る補助金等については、適正化法の適用を受けるものである旨を明らかにしているか。</li> </ul> <p>総務文書課のミスによる措置漏れがそもそもの原因であるが、対応が遅れてしまったがゆえ、今年度の監査においても、交付の条件の瑕疵の問題は続発している。前回監査を踏まえ抜本的な対応を図った例もありはしたが、前回監査と同じ対象課であっても、違う補助金を監査すると、交付の条件の瑕疵が見つかる。いわんや新規の対象課では、交付の条件に係る検出事項は多く見つかっており、監査の効果はなかなか感じられない。                      自律的な改善活動がある組織へと変化していかなければならない。また、措置の脱漏が生じないように、措置に係る事務は慎重に行われるべきであり、組織として担当者任せにならないよう相互牽制を構築するべきと考える。措置漏れは、地方自治法違反であり、あってはならない。</p>		

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-5 税務課

#### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 69	税務課	自動車取得税及び自動車税に係る申告書並びに報告書のとりまとめ業務委託について実績確認の未了について（指摘）  包括外部監査実施時（平成25年9月18日時点）、実績確認が未了であった。迅速な処理並びに通知文書に示された方針の遵守が必要である（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」精算確認の方法参照）。	（措置済）  平成24年度の実績確認については、長崎県自動車協会は平成26年2月5日、佐世保自動車協会は平成26年2月19日に実施いたしました。	
p. 69	税務課	自動車取得税及び自動車税に係る申告書並びに報告書のとりまとめ業務委託について積算金額の見直しと精算のありかたについて（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。月額人件費単価180,000円については積算根拠を明示し、施行伺いで承認を得るようすべきである。 なお、積算で示された月額単価については「非常勤職員に対する報酬の支給方法について（通知）」（22人第166号 平成22年12月17日）において180,000円とはなっているが、当該書面は、人事課の説明よれば、非常勤職員単価が180,000円でなければならぬとする性格のものでないとの主張であり、180,000円の根拠は他に求めるべきであろう。	（措置済）  平成26年度契約より、人件費の積算方法を見直しました。 具体的には、①長崎県臨時職員賃金額、②積算資料人材派遣料金の両方を基礎とする額により計算し、その安い方を人件費単価として採用いたしました。	
p. 69	税務課	自動車取得税及び自動車税に係る申告書並びに報告書のとりまとめ業務委託について精算事務のありかたについて（意見）  実費精算の考え方からすれば、実績確認の際に業務に携わった実際の人物の人件費単価をもとに作業時間を掛けて、実態を每期把握するべきであり、これを設計金額に反映するか検討するべきと思われる。ひょっとすると、每期積算金額が甘く、過剰に人件費を支払っている可能性も否定できない。 また、両協会が提出している事業費精算書の「決算額」は決算書の全体額を転記しているだけであるし、「うち県委託事業分」に記載された金額も、全体と委託事業との分離が明確にはされておらず、精算が適切であるかどうかは判然としない。当初から、協会には委託業務に係る経費を分割管理して精算するよう指導する必要がある。	（措置済）  平成25年度委託契約の実績確認をいたしました。全体の事業費と県の委託事業の経費は明確に区分されるものについては、個別に計上、その他については事務量按分で計算されており、適正な経理がなされておりましたが、ご指摘がありましたように、今後においても適正な分割管理を行うよう指導いたしました。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-5 税務課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 70	税務課	自動車取得税及び自動車税に係る申告書並びに報告書のとりまとめ業務委託について事業費精算書の提出遅延（指摘）  平成24年度の長崎県自動車協会から提出された「事業費精算書」は平成25年6月24日に提出されており、契約書第6条に定める事務終了30日以内の精算報告提出期限を大幅に超過している。しかも、これには税務課の受付印が押印されていない。	（措置済）  平成26年度契約より、提出期限について表現を改め、総会終了後30日以内に提出させることといたしました。 具体的には、第6条において、事業報告書及び事業費精算書の提出期限を、従来の「4月末」から「当該事業年度の総会終了日の翌日から1ヶ月以内」と改めました。また、税務課の受付印が押印されていないことにつきましては、担当者の勘違い（事業報告書及び事業費精算書が一連の書類と思い込み、事業報告書にのみ受付印を押印することでよいと思った）によるものであり、今後そのようなことがないように、担当職員に十分理解させるとともに、担当職員が交代した場合の引き継ぎについても、遺漏がないよう注意を促しました。	
p. 70	税務課	自動車取得税及び自動車税に係る申告書並びに報告書のとりまとめ業務委託について不要な印紙の貼付について（指摘）  平成23年度の佐世保自動車協会の契約書に不要な印紙が貼付されている。法令遵守の看過であり、事務の誤りである（参考：印紙の貼付に係る検出事項は他自治体の監査委員監査で「指摘事項」としている）。	（措置済）  当該年度のみ誤って貼付されたものであり、平成24年度以降の貼付はありません。今後は事前に確認し合うなど留意してまいります。	
p. 70	税務課	自動車取得税及び自動車税に係る申告書並びに報告書のとりまとめ業務委託について不要な追認条項について（意見）  平成23年度契約書（4月1日契約）にも追認条項があり、過年度も4月1日が休日か否かに関係なく条項が記載されてきた経緯がある。おそらく、過年度に記載した追認条項が見直されることなく継続して記載され続けてきた結果と思われる。また、契約期間が契約書上明記されているため、初日不算入の原則（民法第140条）も関係ないのであるから、追認条項は不要と考える。每期、契約内容をはじめとする事務の見直しを行う体制の構築が必要である。ただし、平成24年度分の追認条項は正当な処理であることを付記する。	（措置済）  平成26年度から追認条項は削除しました。なお、平成27年度当初の契約分から債務負担行為を設定し、前年度中に契約することで、追認条項の必要は無くなる見込みです。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-5 税務課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 71	税務課	<p>自動車税関連業務委託（契約先は全てT社）について 入札書の封緘（ふうかん）がなされていない点について（指摘）</p> <p>上記契約に係る「原議（一連の契約事務を綴ったもの）」に、入札書とともに入札時使用した封筒が綴られていたが、「封緘」の痕跡がない例が見られた。通常は封筒の封が糊付けされ、開札時、封筒の端をハサミで切り落としているはずであるが、封がそのまま残っていた。</p> <p>財務規則第99条でも「入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、契約担当者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時までに指定の場所に提出しなければならない」とあり、封緘が求められている。</p> <p>規則で求められた入札時の動作が遵守されていない。</p> <p>「封緘は、現在は強制されていない」とのコメントも税務課以外の一部の課で聞かれたが、本県事務において封緘を強制しない根拠（文書化されたもの）も存在せず、また財務規則に反していることに変わりはない。封緘が現実に適合しないのであれば、規則の改正が先であると考え。</p> <p>今後は、財務規則で求められている動作の遵守を証明するために、封緘・使用済みの封筒を原議に綴りこむべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>財務規則第99条が改正され、「封かん」は不要となっております。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-5 税務課

#### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

#### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 71	税務課	<p>自動車税関連業務委託（契約先は全てT社）について 資格審査結果の転用の手続きについて（意見）</p> <p>県自動車税納税通知書（コンビニ収納用）等作成業務委託で行われた、入札資格審査結果を後続の3契約において転用している。資格審査を同種の契約事務で繰り返すことに合理性はないため、それ自体は良いのであるが、その事務が現状、ローカルルールとなっており、全庁的な規定化・文書化が必要な状況にある（この点は、他課の項にて詳述）。</p> <p>このような状況ではあるが、現状事務処理がまちまちであるので、今後の取扱いについて、以下のような手続きが必要であると思われる。</p> <p>① 当該入札の入札参加資格の告示に記載 （記載例） 〇〇の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について定める告示（平成〇〇年長崎県告示〇〇号）に基づき、入札参加資格を有すると決定され、かつ、〇号に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で、〇号に掲げる競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格申請内容確認書（様式〇号）に資格審査結果通知書の写し及び申請書のうち次の書類を添え、（〇番）に掲げる場所に持参すること。</p> <p>② 業者の手続き 競争入札参加資格審査申請書に「資格審査結果通知書」の写しを添付し、県に提出する</p> <p>③ 県の処理 内容を審査し、資格審査結果通知書により通知する</p>	<p>（措置済）</p> <p>監査人が例示した告示例に沿って、会計課において、平成26年度から「入札契約事務マニュアル」が改正されたため、今後はその取扱及び告示例に従って手続きを行ってまいります。</p>	
p. 72	税務課	<p>自動車税関連業務委託（契約先は全てT社）について 資格審査結果の転用時の印鑑照合について（指摘）</p> <p>一般競争入札に伴う資格審査申請時、契約使用印の申請がなされ、この印影と入札書（若しくは委任状）に押印された会社印の印影の一致を確認しており、入札書（若しくは委任状）の法的な有効性を確認しているのだが、一方で、上記のような資格審査結果の転用の場合、印影の一致を検証しておらず（委任状に印影照合の証跡がなく、ヒアリングでも未実施を確認済み）、入札書（若しくは委任状）の有効性を検証していない。</p> <p>入札の有効性を印影によってコントロールしている本県事務においては、資格審査結果の転用の場合においても印影照合を行う必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度から、資格審査時に提出された印鑑届の印影と委任状及び入札書の印影を確実に照合することにしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-6 文化振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 74	文化振興課	<p>派遣人件費補助金等について類似する事案（公益財団法人長崎ミュージアム振興財団）</p> <p>派遣人件費補助金などと銘打った補助金でなくとも、補助金の内容が実質的に同じであったり、運営費補助金のなかに派遣人件費を賄うことを当然に予定し、実績としても賄っていたりする事例がないか、また補助金支出ではなく委託料等の名目で派遣人件費を賄っていても類似の問題をはらんでいる可能性があるため（この点、平成21年11月27日付大阪高裁判決では、派遣人件費を賄う委託料は違法との判断が示されている）、こういった事例についても検討は必要と考える。さらに、外郭団体等への人的支援が、従事する内容を見ると職員派遣でありながら、派遣という位置づけにもなっていない場合も想定する必要があり、この場合はそもそも公務員派遣法・派遣条例を順守しているか否かの検討ということになる。</p> <p>いずれの場合にあっても、上記訴訟の判例に照らし、裁判の対象となった事案との類似性を比較検討しながら、補助金支出やその他の支出、さらには県の財務事務の合規性について検証していくこととする。（以上、27ページの一部抜</p>	<p>類似する事案の見直しに準じ、平成24年4月から、派遣協定書取決め書において、派遣職員の従事する業務が公務員派遣法第6条第2項に該当することを確認するよう改めました。</p>	<p>措置の不十分性について（意見）</p> <p>指定管理運営負担金に含まれる派遣人件費相当額を県費の給与として直接支給するよう再検討するべきである。</p> <p>講じた措置の内容は、前回監査で取り上げた派遣人件費補助金支出先団体で一律に対応している内容であるが、確認にとどまっておらず、指定管理者運営負担金に派遣人件費相当額が含まれている点には変化がない。</p> <p>（公財）長崎ミュージアム振興財団以外の団体で継続して派遣が行われている事案については、判決の趣旨を踏まえ、当該補助金を廃止し（運営費補助金に派遣人件費相当額を含んでいる場合は当該金額を減額）、派遣人件費相当額を県費から給与として直接支出するように措置している（研修派遣で対応している事例もある）。</p> <p>公務員派遣法第6条の第1項では、派遣期間中、給与を支給しないことを原則とし、第2項にある、いわゆる「従事可能業務」である場合には、派遣期間中、条例に定めるところにより、給与を支給することができるのであるから、本来は指定管理者運営負担金から派遣職員人件費相当額を減額し、県費支給に見直すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>（公財）長崎ミュージアム振興財団への指定管理者負担金に含まれる派遣職員人件費相当額のうち条例で定めるものについては、県費の直接支給に変更しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-6 文化振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>粹)</p> <p>(5) 派遣人件費補助金の問題に類似する事案について(意見)</p> <p>県職員の派遣が行われている団体との取引のうち、指定管理者管理運営等負担金の算出基礎としての支出予算額及び支出実績の中において派遣職員の人件費相当額を含むものとして、公益財団法人長崎ミュージアム振興財団への長崎県美術館の指定管理者管理運営等負担金がある。</p> <p>これについては、指定管理者管理運営等負担金のうち平成22年度の派遣職員の人件費相当額及び平成21年度の11月27日より後に支給された派遣職員の人件費相当額について検証した。</p> <p>【監査結果報告書73頁参照】</p> <p>同じく神戸市訴訟の平成21年11月27日付大阪高裁判決を鑑みると、上記については、同判決が取り扱っている委託料に含まれる派遣人件費相当額に類似する性質をもつものと思われる。ただし経済効果としては類似していると思われるが、判決内容の対象はあくまで委託料取引であるので、指定管理者管理運営費負担金とは異なる判断となるかもしれない。とはいえ当該派遣人件費相当額の年間発生額は多額であり、何らかの検討が必要と思われる。</p>				

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-6 文化振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 75	文化振興課	<p>第57回長崎県美術展覧会開催費補助金について 補助事業の実施団体のありかたについて（意見）</p> <p>従前より、当該補助金の支給先は、任意団体である「長崎県美術展覧会」内に組織された長崎県美術展覧会実行委員会となっているが、この実行委員会は県展の事務的な運営のために組織された下部組織であって、この実行委員会を補助金の支給先（つまり事業主体として捉えている）とすると、「任意団体内の任意団体」の行う事業補助をしていることとなり実態と相違することとなる。</p> <p>つまり、補助事業（県展）を行っているのはあくまで「長崎県美術展覧会」であって、実行委員会は、その企画運営を組織内部で委嘱されているにすぎない。社団性の希薄な任意団体にあつて、任意団体の二重構造を認める根拠は乏しく、あくまで任意団体の代表者（会長）とするべきである。</p> <p>「長崎県美術展覧会実行委員会会則」第3条によって、「本会は、県展の開催に必要な一切の事業を行う」と規定しており、同第7条（4）で「県展にかかる事業実績及び収支決算に関すること」としているが、県はこれらを内部的な役割分担と捉えるべきである。</p> <p>以上から、現状と問題点を整理すると以下ようになる。</p> <p>ア 補助金の支給先（補助事業者）は、「長崎県美術展覧会 会長中村法道」とするべきである</p> <p>イ 本来「ア」とすべきだが、この場合双方代理（民法108条）が生じるため、補助金の交付申請書、交付決定通知書、交付請求書には任意団体側で代理人を立てる必要があるが、現状、実態と相違して「長崎県美術展覧会実行委員会 実行委員長」名義となっている。</p>	<p>（その他）</p> <p>長崎県美術展覧会実行委員会が「長崎県美術展覧会」事業の実質的な実施主体であり、補助金の支給先として適当であると考えておりますので、現状の対応を継続してまいります。</p>	
p. 75	文化振興課	<p>第57回長崎県美術展覧会開催費補助金について 補助金交付決定通知の交付の条件について（指摘）</p> <p>補助金交付決定通知の交付の条件に、当該補助金が、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>交付決定通知書に交付の条件（要綱等に従う旨）を併記しました。</p>	
p. 75	文化振興課	<p>第57回長崎県美術展覧会開催費補助金について 要綱の未整備（指摘）</p> <p>当該補助金の要綱が未整備であり、対象経費の範囲が明文化されていない。このため、平成24年度は平成24年8月10日付け依頼文書にて補助対象経費を「県展開催に係る展示事業費に限るものとする（本年度は9月5日以降の作品搬入及び展示会場使用料を対象とする）」として対処しているが、イレギュラーな処理と言わざるを得ない。ただし、平成25年度から要綱は整備済みである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>補助金交付要綱を整備しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-6 文化振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 76	文化振興課	第57回長崎県美術展覧会開催費補助金について 実績確認の厳格化について（意見）  県展収支決算書において別会計である基金事業への繰入金に記載されているが、県は基金事業の内容や収支にも十分に検討すべきである。平成24年度の基金事業の収入5,403千円（うち前年度繰越金が4,290千円）、支出2,002千円のため、繰越金が3,401千円となっており、過大な余剰金については抑制等、指導が必要と思われる。	（その他）  基金繰入金の原資は、出品料や寄付金等であり、県の補助金は含まれておりません。なお、基金の性質上、県民の皆様に対し継続的・安定的な事業を行うためには一定規模の基金残高は必要と考えており、現状の対応を継続してまいります。	
p. 76	文化振興課	平成24年度文化団体助成費補助金について 補助金交付決定通知の交付の条件について（指摘）  補助金交付決定通知の交付の条件に、当該補助金が、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記する必要がある。	（措置済）  交付決定通知書に交付の条件（要綱等に従う旨）を併記しました。	
p. 76	文化振興課	平成24年度文化団体助成費補助金について 双方代理の回避手続きの瑕疵について（指摘）  長崎県文化団体協議会の代表者（会長）が、長崎県知事であるため、協議会は双方代理を回避するため、当該補助金及び県との契約に関する一切の権限を事務局長に委任している。しかしながら、交付決定通知書及び交付請求書の記載が不十分であり、以下のように記載すべきである。  長崎県文化団体協議会 会長 中村法道 代理人 長崎県文化団体協議会 事務局長 （個人名略）  任意団体の性格上、法的権利関係の帰属先である代表者が誰で、その代理人が誰なのかを明記すべきである（入札書の代理人と委任状の記載例を参照のこと）。	（措置済）  双方代理回避のため、交付決定通知書及び交付請求書に代表者を明確に記載しました。	
p. 77	文化振興課	平成24年度文化団体助成費補助金について ア 間接補助事業における補助金交付決定通知の交付の条件について（意見）  県費補助金を財源とする間接補助金であるため、決定通知の交付の条件に、取扱規則に従う他、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記して補助金支給団体へ周知する必要がある。	（措置済）  交付決定通知書に交付の条件（要綱等に従う旨）を併記しました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-6 文化振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 77	文化振興課	平成24年度文化団体助成費補助金について イ 取扱要領で定めた実績報告書の提出期限の遵守がなされていない事例がある（指摘）  加盟団体の補助事業の終了後に実績報告を求めているが、3月31日が提出期限としていながら、この期限が遵守されていない例が複数件見られた。また実績報告書に押印された協議会の受付印が4月17日でありながら、報告書の日付が空欄である例、受付印が4月18日でありながら、報告書の日付が「平成25年3月 日」となっている例もあった。手続きの遵守を指導すべきである。	（措置済）  取扱要領で定めた期限内の提出について、各団体に指導した結果、平成25年度においては、期限内に提出されております。	
p. 77	文化振興課	平成24年度文化団体助成費補助金について ウ 加盟団体に対する任意団体としての指導について（意見）  加盟団体からの交付請求書に記載された振込口座の名義が、代表者名になっていない例が複数件見られた。任意団体の性格を踏まえ、口座名義を、「団体名、代表者、代表者名」とするか、事務局長名義のままであれば、委任状の徴取が必要となる。県として指導が必要である。	（措置済）  振込口座名義が代表者名になっていない場合は、委任状を徴取しました。	
p. 77	文化振興課	平成24年度文化団体助成費補助金について エ 多額の繰越金を持つ団体への補助金支給の検討について（意見）  加盟団体の収支を見ると、補助金支給の必要性に疑問の生じる多額の繰越金のある団体が見られた。補助金支給のありかたについて検討が必要と思われる。いかに事業補助とはいえ、財政的に潤沢な団体へ公金を投入することは、事業の経済性の意義を失うものと考えらるべきである。	（その他）  当該補助金は、県の施策目的に合致する事業への取組を奨励、誘引するために交付しているものです。各団体への運営費補助ではなく、また、各団体間の平等性の観点からも当該団体の収支状況に左右されるべきではないと考えておりますので、現状の対応を継続してまいります。	
p. 77	文化振興課	平成24年度文化団体助成費補助金について 組織内任意団体である長崎県文化団体協議会について ア 繰越金の抑制について（意見）  言うまでもなく当協議会は県の組織内任意団体であるから、適正な財務運営を図るべきである。 県費補助金の関係する一般会計の収支残は平成24年度で2,503千円であり、総収入20,795千円（うち前年度繰越金4,044千円）、総支出18,292千円であることからすると、過大とまでは言えないと思われるが、一方、県費による委託事業が収支に反映する特別会計が、繰越金7,383千円、総収入68,640千円（うち前年度繰越金7,936千円）、総支出61,257千円となっており、特別会計の繰越金残高は抑制するよう、県は指導すべきである。	（措置済）  特別会計の繰越金の原資は、賛同企業からの協賛金であり、県の委託料は含まれておりません。なお、特別会計の繰越金については、ながさき音楽祭事業への効果的な支援に活用するよう指導した結果、残高が減少しております。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-6 文化振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 77	文化振興課	平成24年度文化団体助成費補助金について 組織内任意団体である長崎県文化団体協議会について イ 協議会会計における経理のあり方について（意見）  県の官庁会計と同じく出納整理期間の考え方を協議会の経理に持ち込んでいるため、会計閉鎖を5月末としている。このため、当該年度の未収金・未払金の精算はできるものの、新年度の収支が紛れてしまうため、帳簿残高と通帳残高の差額が生じており、不一致になっている。差額は新年度の収支であることを調整表によって説明しているが、検証可能性が確保されておらず、管理上適切とは言えない。 本来は、複式簿記を導入して、資金の範囲を現預金以外に未収金と未払金を含めて収支計算書を作成し、一方で、貸借対照表や財産目録によって現預金残高と未収金及び未払金の残高を決算報告するべきである。	（措置済）  新年度と旧年度の収支を分かりやすくするため、3月末の残高証明書を徴するとともに、より詳細な調整表を作成しました。 なお、複式簿記の導入は総合的に検討した結果、必要性は薄いと考えます。	
p. 78	文化振興課	長崎歴史文化博物館指定管理者管理運営負担金について 負担金の精算手続きについて（意見）  長崎県では、負担金の精算手続きの際にその支出内容の確認については、指定管理者提出の元帳データの確認とそのうち一部を抽出し請求書等証拠書類の確認を行っているという状況であり、支出の対象物の現物の確認は一部にとどまっている。 このため、負担金の精算対象となっていた、長崎歴史文化博物館資料集については、3月29日の納品となっていたが、実際には納品がなされておらず、本来負担金の対象とできないものが負担金の精算の対象となっている。 このような問題に対処するためにも、今後は、証拠書類の確認を徹底するとともに、必要に応じて現物の確認を行うことにより正確な精算手続きが行えるよう注意が必要である。	（措置済）  指定管理者への指導を徹底し、支出証拠書類の確認を徹底するとともに、必要に応じて現物確認を実施しています。今後も同様に確認を実施してまいります。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-6 文化振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 78	文化振興課	長崎歴史文化博物館指定管理者管理運営負担金について 負担金の対象外経費の混入と、対象経費の明確化について（指摘）  指定管理者の業務として負担金の対象経費か否かの判断は、「長崎歴史文化博物館の管理運営に関する基本協定書」第15条の別紙3においてその内容が示されている。その内容によると、負担金の対象となる業務経費として、人件費があげられているが、人件費の中でもショップ、レストランに係る従業員の人件費は負担金の対象からは除くこととされている。 しかし、実際の負担金の精算手続きでは、負担金の対象とした人件費の中に、対象外であるはずのショップ業務を兼務するスタッフの人件費が含まれている。 当スタッフについてはショップの管理者としての役割が大きいため、現在は、負担金の対象としているという状況であるが、この点については、県側でも問題を認識し、対応を検討中である。 また、経費についても、事業経費区分表においてショップ経費、レストラン経費などが負担金の対象から外されているが、その内容は具体的でなく明確にされていない。たとえば、レストランやショップの運営に係る水道光熱費については、施設維持管理業務費に該当する経費として、現在は負担金の精算対象の経費として処理されている。しかし、特にレストランについては、博物館の本体とは別棟となっており、ここにかかる水道光熱費についてはレストラン経費というべきとも考えられる。今後、具体的にどのような経費を負担金の対象としどのような経費を負担金の対象外とすべきかについてその範囲を明確にすることが必要である。	（措置済）  ショップ業務の担当者の人件費については指定管理者に勤務実態を報告させ、勤務状況を確認したところ、負担金事業50%、ショップ事業50%の割合であったため平成25年度の負担金精算時に該当職員の人件費のうち50%は負担金事業から除外しました。 経費区分については、長崎歴史文化博物館の管理運営に関する基本協定の事業経費区分表において明確に区分していると県及び指定管理者において認識しておりましたが、ご指摘を受けて、区分を明確にするため、事業経費区分表の記載について、平成26年9月25日付けで文書で通知を行いました。	
p. 79	文化振興課	長崎歴史文化博物館指定管理者管理運営負担金について 負担金の返還と、架空経費の検証の徹底について（指摘）  負担金の対象とされている支出である、福濟寺関係資料は、500部が518円の単価で平成25年3月1日に発注され、同年3月29日納品となされているが、実際には監査を行った平成25年7月18日現在で成果物が納入されていなかった。 つまり、成果物がないままに請求書・納品書の発行がなされて、そして、その請求書・納品書を持って負担金の対象経費の集計が行われていることとなっている。一連の文書は虚偽である。この資料集に係る経費271,950円については負担金の対象経費とされているため、早急に負担金の返還が必要である。 また、県の行う精算の手続きについても、このようなことがないよう、実物の確認についても徹底が必要と考える。	（措置済）  資料集の印刷代金相当額271,950円の返還を平成26年2月6日付けで指定管理者に請求し、平成26年2月13日に返還金を受納しました。また、平成25年4月1日から返還日までの利息7,130円を平成26年2月24日付けで請求し、平成26年2月27日に受納しました。 負担金の精算処理に当たっては指定管理者への指導を徹底し、支出証拠書類の確認を徹底するとともに、必要に応じて現物確認を実施しています。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-6 文化振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 79	文化振興課	<p>平成24年度上海孫中山故居記念館における「孫文・梅屋庄吉、二人をつないだ上海・長崎」展開催経費負担金について 支出証拠書類の確認について（意見）</p> <p>平成24年度の財政援助団体等監査において、指定管理業務の検査にあたり、これまで支出データをもとに行っていた検査だけでなく、支出内容を的確に把握するためにも支出証拠書類の確認を行うべきとの指摘がなされている。その是正・改善の取り組みとして、所管課は平成24年度から支出データをもとに重要取引を抽出して支出証拠書類の確認を行っている。しかし、この負担金に関する事業の支出については、従前の指定管理業務の検査と同様に支出データのみで検査を行い、支出証拠書類の確認を行っていなかった。指摘事項の重要性を十分に認識して、他の業務についても同様の検証体制をとらなければならない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>負担金の精算処理に当たっては支出データと支出証拠書類の確認を実施しています。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-6 文化振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 80	文化振興課	<p>第57回長崎県美術展覧会移動展開催業務委託について 委託先のありかたについて（意見）</p> <p>問題点は、第57回長崎県美術展覧会開催費補助金と同じである。 ア 契約先は、「長崎県美術展覧会 会長中村法道」が正しい イ 本来「ア」とすべきだが、双方代理（民法108条）が生じるため、承諾書、契約書、請求書には代理人を立てる必要がある。しかしながら現状では、実態と相違して「実行委員会 委員長」名義となっており、代理人も立てられていない。</p>	<p>（その他）</p> <p>長崎県美術展覧会実行委員会が「長崎県美術展覧会」事業の実質的な実施主体であり、委託先として適当であると考えておりますので、現状の対応を継続する方針です。</p>	
p. 80	文化振興課	<p>第57回長崎県美術展覧会移動展開催業務委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）</p> <p>委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。</p>	<p>（措置済）</p> <p>書類保存義務の条項について追加しました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-6 文化振興課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 80	文化振興課	<p>ながさき音楽祭2012開催業務委託について 委託契約に補助事業を含むことの問題点について（指摘）</p> <p>当該委託契約は、協議会への委任契約であり、その仕様（事業内容）は、大きく、 （一）県事業分の委託事業と、（二）助成事業（ながさき音楽祭アーティスト経費支援事業とながさき音楽祭開催支援事業）、（三）その他関連事業となっている。 協議会の決算報告の特別会計収支決算書には、この受託事業の収支が含まれているが、事業費の内訳（平成24年度）は以下の通りである。</p> <p>【監査結果報告書81頁参照】</p> <p>ここで問題となるのが、当該委託（委任）契約に助成事業（補助事業）を含んでいる（上記の10,761,085円部分）という点である。 そもそも、公益上の必要性（地方自治法第232条の2）の判断を、外部委託すること自体に問題があると思われるが、地方公共団体が行う補助金適正化法適用外の補助金交付決定の法的な解釈においても、負担付贈与契約が通説ではあるものの、一部には処分性を認める判例や学説も見られることから、上記にあるように私契約たる委託契約に、行政処分行為を含めることに一定の問題が生じる余地があると考えられる。 また、協議会で行われる助成事業は、県からは実質的に間接補助と見なされるわけであるが、委託契約を経由するため、間接補助事業者に対し、交付の条件に県の補助金交付規則や局の要綱（要綱がそもそも存在しないが）で条件を付し、コントロールする根拠を主張できるのか、という問題が生じるとと思われる（しなければならないことは言うまでもない）。 一方、委託事業を前面に考え、県が行う補助を委託しているので直接補助であると構成するとしても、そういう運用を県の交付規則は想定しているはずもなく、局の要綱に当該助成事業の記載もない。 いずれにしても問題や矛盾が多すぎる。 県費の補助事業の実施団体が、事業内容として補助事業（間接補助金）や委託事業を含むことはあっても、当該事例のように委託契約に補助事業を含むことは多くの矛盾をはらんでしまうため、委託契約の見直し（若しくは事業設計そのものの見直し）が必要と考える。 なお、担当者からのヒアリングによれば、上記問題点を認識しており、平成25年度は委託事業に助成事業を含んでいないとのことであった。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度からは委託事業に補助事業を含んでおりません。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-6 文化振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 82	文化振興課	ながさき音楽祭2012開催業務委託について 双方代理の回避手続きの瑕疵について（指摘）  長崎県文化団体協議会の代表者（会長）が、長崎県知事であるため、協議会は双方代理を回避するため、県との契約に関する一切の権限を事務局長に委任している。しかしながら、契約書、変更契約書、承認書及び請求書の記載が不十分であり、以下のように記載すべきである。  長崎県文化団体協議会 会長 中村法道 代理人 長崎県文化団体協議会 事務局長 （個人名略）  任意団体の性格上、法的権利関係の帰属先である代表者が誰で、その代理人が誰なのかを明記すべきである（入札書の代理人と委任状の記載例を参照のこと）。	（措置済）  ながさき音楽祭開催業務委託について、平成25年度からは双方代理の問題は生じておりません。	
p. 82	文化振興課	ながさき音楽祭2012開催業務委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）  委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  書類保存義務の条項について追加しました。	
p. 82	文化振興課	ながさき音楽祭2012開催業務委託について 委託契約の業務完了報告書の誤りと、チェック体制の不備について（指摘）  県は、業務完了報告書の単純な誤りを見過ごしたまま受領している。当該書面を長崎県知事へ提出しているのだから、当然宛名は「長崎県知事中村法道」でなければならないが、書面で「長崎県文化団体協議会会長中村法道」としており、同団体の事務局長が提出している（つまり協議会事務局長→協議会会長となっている）。文化振興課内に事務局を設置している関係での錯誤であるが、相互牽制の見直しが必要であると考えます。	（措置済）  単純ミスを防ぐため、複数職員による書類チェックの徹底と、協議会関係書類に対する定期的な書類チェックを実施しております。	
p. 82	文化振興課	ながさき音楽祭2012開催業務委託について 協議会の行っている委託事業について【監査結果報告書81(A)頁参照】 ながさき音楽祭2012委託（「池辺晋一郎トーク×コンサート」）の完了確認の厳格化について（意見）  委託先から提出された委託経費に「ながさき音楽祭11/7博物館コンサート制作費」があるが、「制作費600,000円」として一括請求されているものは、内訳が請求書では判然とせず、委託料総額100万円の6割を占めていることから、内容まで検証し、完了確認を厳格化すべきである。	（その他）  委託内容は、仕様書で詳細に定めており、その内容の確認についても、複数の職員が現地で立会い完了確認を厳格行っておりますので、現状の対応を継続する方針です。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-6 文化振興課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 82	文化振興課	ながさき音楽祭2012開催業務委託について 助成事業の瑕疵について ア 助成金額の決定通知の瑕疵について【監査結果報告書81(B)頁参照】(意見)  実質は県費補助金の間接補助金なのであるから、交付の条件として、県の交付規則、部の交付要綱が記載されるべきところ、この記載がない(上記②のそもそもの問題は除く)。	(措置済)  平成25年度から、補助事業はなく瑕疵は生じていません。	
p. 83	文化振興課	ながさき音楽祭2012開催業務委託について 助成事業の瑕疵について イ 実績確認の厳格化について【監査結果報告書81(C)頁参照】(意見)  城下町大村秋の音楽祭の実績確認時において、出演費に3,500千円、2,100千円といったまとまった金額での契約書の締結と、請求書の受領・支払が行われているが、その金額の積算(内訳)や見積もり等の金額の妥当性が検証されていない。経済性を意識した事務を指導していくべきであると考え。	(その他)  既に公表されている類似団体・個人についての出演料リストや、過去の実績などで検証し、金額の妥当性を認めただうえで契約がなされておりますので、現状の対応を継続してまいります。	
p. 83	文化振興課	ながさき音楽祭開催サポート事業委託について 緊急雇用創出事業の目的整合性に関する問題点について(意見)  当該事業は、ながさき音楽祭に関連して、地域の各実行委員会(3団体)の事務局をサポートするため人員(3名)を雇用する事業である。県と協議会が一旦契約し、再委託して各実行委員会で支払った人件費を賄っている。 事業の効果としては、音楽祭を通しての文化振興や、地域主体の運営体制の確立には寄与する面は認められるところであるが、一方で雇用創出との関連性が明確でなければならぬが、そもそも継続雇用を前提としない任意団体での一時的雇用に過ぎず、しかも、積算における人件費単価が非常勤職員の月額単価ではなく、一日当たりの事務員の労務単価(予算単価 賃金「筆耕」と分類されているもの)での日数積算をもって行われており、緊急雇用創出事業実施要領の「重点分野雇用創出事業」の項に言う「短期の雇用機会の創出・提供、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業」に照らして、単なる一時的なアルバイトと捉えられる当該事業の内容と効果について、疑問を禁じ得ない。 今後は、財源の求める制度趣旨と、課の事業目的との整合性やバランスを意識した運営を再考すべきである。 また、そもそもとして、協会への委託のすべてを3つの実行委員会へ再委託しているものであるから、協会を経由する理由も乏しく、県が直接実行委員会へ委託すればよかったと考える(次項③の問題を除く)。	(措置済)  平成26年度から緊急雇用創出事業は実施しておりません。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-6 文化振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 83	文化振興課	<p>ながさき音楽祭開催サポート事業委託について 委託契約と助成事業との不整合について（意見）</p> <p>当該事業が各地域の実行委員会との間で再委託を行い、県→協議会→各実行委員会という流れで人的用役を使って県の事業である音楽祭の運営を行っていくことを想定している。</p> <p>しかしながら、3実行委員会のうち、「たのシックフェスティバル」・「長崎の唄、長崎の音」実行委員会」「雲仙音楽祭実行委員会」は、上述の「ながさき音楽祭2012開催業務委託」でも触れたが、再委託先の実行委員会であり、矛盾はないのだが、残る「ながさき音楽祭おおむら実行委員会」（城下町大村秋の音楽祭（上表D）の実行委員会）については、助成事業の実行委員会であり、「ながさき音楽祭2012開催業務委託」では県の直接事業ではない助成事業であるとしつつ、当該「ながさき音楽祭開催サポート事業委託」では委託契約を結んで県の直接事業であるとしている。</p> <p>本体事業（城下町大村秋の音楽祭）は、県の事業ではないと言いながら、その事務局のサポート事業は県の事業であるとの説明には整合性が取れていない。サポートした効果自体は当然ながら県の直接事業ではない補助事業に帰属するからである。当該事業の関係先としては「ながさき音楽祭おおむら実行委員会」を含めるべきではなかったと思われる。</p> <p>委託契約の範疇である県の直接事業と、そうではない公益目的での補助事業先とは明確に区分するべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度から、ながさき音楽祭開催業務（本体業務）について、サポート事業の対象は全て委託事業であり、不整合は生じておりません。</p>	
p. 84	文化振興課	<p>ながさき音楽祭開催サポート事業委託について 双方代理の回避手続きの瑕疵について（指摘）</p> <p>長崎県文化団体協議会の代表者（会長）が、長崎県知事であるため、協議会は双方代理を回避するため、県との契約に関する一切の権限を事務局長に委任している。しかしながら、契約書、変更契約書、承認書及び請求書の記載が不十分であり、以下のように記載するべきである。</p> <p>長崎県文化団体協議会 会長 中村法道 代理人 長崎県文化団体協議会 事務局長 （個人名略）</p> <p>任意団体の性格上、法的権利関係の帰属先である代表者が誰で、その代理人が誰なのかを明記するべきである（入札書の代理人と委任状の記載例を参照のこと）。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度から緊急雇用創出事業は実施していません。</p>	
p. 84	文化振興課	<p>ながさき音楽祭開催サポート事業委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）</p> <p>委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。</p>	<p>（措置済）</p> <p>書類保存義務の条項について追加しました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-6 文化振興課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 84	文化振興課	ながさき音楽祭開催サポート事業委託について ながさき音楽祭開催サポート事業委託の事業費精算書の記載誤り（指摘）  事業費精算内訳書に記載されている事業費は、本来、委託料が3件分記載され、さらにその委託料の内訳として賃金、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料が列記されるべきである。現状の賃金等の列記のみでは、再委託している実態を表していない。	（措置済）  平成25年度においては精算書は適切に記載しています。なお、再委託は行っておりません。	
p. 84	文化振興課	ながさき音楽祭開催サポート事業委託について 再委託契約の事務上の誤り（指摘）  再委託先の契約書では、実行委員会名を『「たのシックフェスティバル」・「長崎の唄、長崎の音」実行委員会』としておきながら、「ながさきUTAOTO委員会」の口座に振り込んでいるが、下部団体とはいえ別団体なのであるから振込申込書ではなく委任状の徴取によって、正当な受領者であることを立証させ、県もこの点、確認すべきである。 また、『「たのシックフェスティバル」・「長崎の唄、長崎の音」実行委員会』から提出された事業費精算書の宛名は「長崎県知事 中村法道」であり「長崎文化団体協議会 会長中村法道」ではない。事務局内での牽制が利いておらず、県の指導も不十分である。	（措置済）  平成25年度においては再委託は行っておらず、また、請求者と口座名義は一致しており、精算書宛名も適正に記載しています。	
p. 85	文化振興課	平成24年度「しまの文化・芸術活動推進事業」開催業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠や、設営舞台費、宣伝印刷費、一般管理費の根拠）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにすべきである。	（その他）  単価の算出根拠は、予算査定時の単価や他事業の実績等に基づき積算しており、積算根拠は伺いにおいて検証しておりますので、現状の対応を継続してまいります。	
p. 85	文化振興課	平成24年度「しまの文化・芸術活動推進事業」開催業務委託について 任意団体のありかたについて（意見）  当該事業は、「上五島の文化・芸術推進実行委員会」と「しまづくり実行委員会」の二団体と契約しているが、「上五島の文化・芸術推進実行委員会」は、契約書等の名義が「構成員代表 構成団体名 代表 氏名」となっており、任意団体が二重構造となっているため、本来は一つの任意団体という形で指導・契約すべきである（つまり「上五島の文化・芸術推進実行委員会」の代表者を一人置く）。また、いずれも契約書等に押印されているのは代表者個人の印鑑である。本来は団体の代表者印を使用・押印するよう指導すべきである（個人印では代表の行為として認めるには不十分であるし、牽制上不適切であると思われる）。	（その他）  「上五島の文化・芸術推進実行委員会」との契約につきましては、組織の二重構造ではなく、複数からなる構成団体のひとつが代表となったものです。県としましては契約相手方は特定されており、「構成員代表 構成団体名 代表 氏名」としても、特に問題ないと考えます。また、当該団体は、商業登記がされない任意団体であることから、強制的に団体の代表者印の作成を求めることはできず、代表者個人印でも契約は有効と認めざるを得ないと考えますので、現状の対応を継続してまいります。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-6 文化振興課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 86	文化振興課	平成24年度、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業(2)博物館作業について 委託期間内での業務未完了と委託料の返還等について（指摘）  委託業務は、①図書整理及びデータ入力、②写真データ整理、③収蔵作品データ整理作業、④常設展示音声ガイド案内の英語訳及び韓国語訳、となっているが、④について、翻訳が期間内（平成25年3月22日終期）に完了していなかったにも関わらず、期間内に終了したこととして事業精算を行っている。実際の翻訳完了は、平成25年4月12日である。契約書第6条により、翻訳料410,550円（税込。あくまで試算額）の返還の可否を検討する必要がある。また、報告内容が真実ではないため、第9条の履行遅滞の損害金規定についても適用するべきと思われる。 かかる状況を看過した県についても、重大な瑕疵がある。事務の体制の見直しが必要である。	（措置済）  データ整理事業及び日中交流架け橋事業両事業について委託料の一部返還の要否の検討を行いました。事業終了後に納品がなされたにもかかわらず、期限内に納品されたとして県へ報告を行っており、不適切な処理ではありますが、納品自体はなされており、極めて悪質なものであるとまでは言えないと判断しました。また、県においても成果品を今後有効に活用する予定であり、今回のケースについては、契約書第6条による委託料の一部返還には該当しないと判断しました。（総務文書課法制班、出納局会計課指導班に確認済） 契約書第9条に基づき、履行期限の翌日から納品日までの損害遅延金を平成26年3月28日付けで請求し、平成26年3月31日に受納済みです。（平成24年度、日中交流架け橋事業7,532円、平成24年度、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業(2)博物館作業11,505円）	
p. 86	文化振興課	平成24年度、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業(2)博物館作業について 物品出納簿への記載漏れについて（指摘）  県の事業を委託しているのであるから、委託事業により受託者が取得した物品については、契約書上特段の定めがない限り、県が受け入れし、県の物品取扱規則に基づき3万円以上の物品については、「物品出納簿」により管理するべきである。しかし、以下の物品については、その物品管理がなされていなかった。 ・システム収納BWAスライドボード ・天板昇降ワゴン（コクヨ） ・デスクヴィストワゴン	（措置済）  システム収納BWAスライドボード ・天板昇降ワゴン（コクヨ） ・デスクヴィストワゴンについては平成26年3月26日付けで備品登録を行いました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-6 文化振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 86	文化振興課	平成24年度、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業(3)美術館作業について 失業者雇用の確認書類について（意見）  この委託事業は震災等緊急雇用対応事業の一つであり、失業者の雇用に関することとして、実績報告にあたり失業者であることを証明する書類を添付することになっている。しかし、証明する書類として添付されているのは、公共職業安定所からの紹介状のみであり、雇用前の失業を証明する書類ではない。雇用予定者から雇用保険受給資格者証などの失業中であることを証明できるものを徴取し、書類を提出しなければならない。県も、内容を十分に確認して書類を受領しておらず、牽制が機能していない。	(措置済)  平成25年度に実施した長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業(3)美術館作業においては、履歴書で失業者であることの確認を行っています。	
p. 87	文化振興課	平成24年度、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業(3)美術館作業について 委託期間内の業務未完了と委託料の返還等について（指摘）  当委託業務の内容は、中国語訳アシスタントや展覧会準備作業サポート、各種中国語翻訳案のチェック・校正等として仕様書に定められている。各種中国語翻訳案のチェック・校正の業務については、専門家によるネイティブチェックが行われる。この業務の委託期間は平成25年3月22日までと定められているにも関わらず、成果物のひとつである音声ガイド原稿のネイティブチェックが完了したのは平成25年4月9日であり、期間内に完了していなかった。契約書第6条により、46,200円（税込、あくまで試算額）の返還請求を検討する必要がある。また、報告内容が真実ではないため、第9条の履行遅滞の損害金規定についても適用するべきと思われる。かかる状況を看過した県についても、重大な瑕疵がある。事務の体制の見直しが必要である。	(措置済)  データ整理事業及び日中交流架け橋事業の両事業について委託料の一部返還の要否の検討を行いました。事業終了後に納品がなされたにもかかわらず、期限内に納品されたとして県へ報告を行っており、不適切な処理ではありますが、納品自体はなされており、極めて悪質なものであるとまでは言えないと判断しました。また、県においても成果品を今後有効に活用する予定であり、今回のケースについては、契約書第6条による委託料の一部返還には該当しないと判断しました。（総務文書課法制班、出納局会計課指導班に確認済） 契約書第9条に基づき、履行期限の翌日から納品日までの損害遅延金を平成26年3月28日付けで請求し、平成26年3月31日に受納済み。（平成24年度、日中交流架け橋事業7,532円、平成24年度、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業(2)博物館作業11,505円）	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 90	観光振興課	<p>【21世紀まちづくり推進総合補助金（観光交流まちづくり推進事業）】                      遡明資料の徴求管理について                      島原半島ジオパーク推進連絡協議会（支出金額）                      6,715,000円 遡明資料の徴求管理について（意見）</p> <p>世界ジオパークネットワーク大会参加のための旅費に関して、株式会社J社に対して702,400円を支出しているが、この支出に関して見積書は保管されているが、請求書が保管されていなかった。支出に関しては見積書ではなく請求書に基づいて行われるべきである。</p>	<p>実績報告時の支出関係の確認については、平成23年度の実績報告から、内容の精査を徹底しております。</p>	<p>措置不十分について（指摘）</p> <p>後述「2. 追加検討した事項」（9）以下でも指摘事項が散見されており、内容の精査の徹底以前の問題であり、検証の水準そのものに疑問が残るレベルである。措置しているとは認められない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年3月に、チェックリストを作成し、事業主体あて送付いたしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 98	観光振興課	<p>【社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金について】</p> <p>判決を受けての対応と今後の留意点について（意見）</p> <p>本県としても、県職員の派遣と派遣人件費補助金については、平成21年1月の判決が明らかとなった直後から検討を進めており、現観光振興課と社団法人長崎県観光連盟との間の派遣については、平成23年度から派遣の内容を見直すとともに職員派遣費補助金を廃止している。</p> <p>具体的には平成22年度に4名いた派遣職員を3名に減らし、うち1名を研修目的の派遣とし、公務員派遣法の適用外としつつ、残る2名については、公務員派遣法第6条第2項の例外規定を適用できるよう、派遣従事業務を制限しつつ、長崎県派遣条例第4条に定める範囲で、本庁（派遣元）において人件費を負担し、それ以外の諸手当、時間外手当、共済費を派遣先である社団法人長崎県観光連盟で負担するというものである。</p> <p>かような対策であったとしても研修目的の派遣の場合は、当該派遣が研修たりうる要件、例えば研修計画やその後の実績といったものが適切に整備されなければ、単に形式的な対応と判断される可能性があり、公務員派遣法に反すること</p>	<p>研修目的での派遣に係る研修計画については、平成24年4月に策定整備しております。また、今後の観光連盟のあり方については、公益法人制度改革による法人の移行もふまえ検討を行っていくこととしております。</p>	<p>措置の計画的な対応について（意見）</p> <p>下記の通り、現在の状況についても連盟のありかたについては明確な回答が得られていない。</p> <p>「研修目的での派遣に係る研修計画については、平成24年4月から策定整備しております。また、公益法人制度改革により平成25年4月1日より一般社団法人へ移行いたしました。新法人のもと、今後もあり方については検討を行ってまいります。」</p> <p>後述の通り、不明瞭な補助金等の精算事務、事業資金の振り分けの曖昧さ、チェック体制の不備、不適切経理の疑念など連盟の体質にはあまり変化が見られない。職員のありかたも見直していくべきところであるが、法人としての方向性が明確になっていないために、明確な回答が出せていないと思われる。</p> <p>今回の再監査も踏まえ、再度法人のありかたを再検討し、職員のありかたもどのように対処していくかを計画性をもって回答するべきと考える。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>検査の回数を増加し、チェック体制を強化いたしました。</p> <p>また、平成26年度4月に実施要綱の改正を行い、補助対象経費について見直し、精算事務を明確に行うようにいたしました。</p>	<p>平成25年4月1日より一般社団法人へ移行いたしました。尚、連盟のありかたについては、今後組織としてのイメージが確立していけるよう、今年度予定しております第3回理事会の中において、意見を求める予定にしております。また、外部委託によるマーケティング等勉強会を実施し、そのなかでも組織としてのあり方について模索していくことと考えております。</p> <p>よって、来年度からの組織編成に反映させたい考えです。</p>

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>なる。                      また公務員派遣法第6条第2項の例外規定の適用においても、例えば派遣協定書上の従事可能業務が、第6条第2項の定めに適合しないと判断される可能性は否定できない。その判断は最終的には司法判断ということとなるが、依然として法的リスクは存在することを忘れてはならない。                      さらには、従前より本県から外郭団体へは独立・自立の方向性が示され、財政支援や人的支援、その他の支援を見直す流れがある。また公益法人制度改革という喫緊の課題もある中で、現観光振興課と社団法人長崎県観光連盟との関係も抜本的な見直しを迫られている。その中で、財源の確保を中心として今後の団体のあり方を早急に見直す段階ではないかと考える。</p>				

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 108	観光振興課	<p>【経理処理上の問題点について】 特別宣伝事業特別会計の検出事項（指摘） 伺い（起案文書）の総務受付番号の矛盾（指摘）</p> <p>起案月日が後のはずであるのに付番が若いという事例が散見される。多少の入り繰りはやむを得ないとしても、12月の付番が2月の付番より70番近く若いという状態は、起案文書の取扱いに適正性を欠いているので、今後は取扱いのルールを見直すべきと考える。</p>	<p>平成24年度から総務受付番号については廃止し、各課の管理のもと適正な処理を行っております。</p>	<p>牽制機能の再構築について（意見）</p> <p>「各課の管理のもと適正な処理を行っております」とは一体何なのか。伺い文書上、決裁日の記入の概念もない現フォーマットでは、総務受付番号の廃止によってますます検証可能性は低下している。 意思決定について、誰が、いつ、責任を負ったのか、その後の契約事務や経済取引の起算点はいつなのかを疎明できる牽制機能や体制を整備することが急務である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年4月より、文書受付番号簿を各課ごとに作成し施行しています。また、最終決裁者の欄に新たに決裁日を設けることといたしました。</p>	
p. 109	観光振興課	<p>【経理処理上の問題点について】 特別宣伝事業特別会計の検出事項（指摘） まとめ（意見）</p> <p>県との関わりから考えれば、特別会計については県からの連盟に対する協賛金として負担金という扱いになっている。当該負担金（全体は27,484,000円だが、当該等別会計への負担金は20,000,000円）であるがゆえ、定額かつ実績報告の確認も補助金ほどの厳密さは求められてはいないとはいっても、観光振興推進本部での確認は厳正にするべきである。</p>	<p>監査意見に留意しながら適切な事務処理を行ってまいります。</p>	<p>措置内容の不明瞭さと、確認事務の瑕疵について（指摘）</p> <p>上記措置内容が「適切な事務処理を行ってまいります」と具体性もなく、解決を先送りした回答になっている。 更に現在の状況について、下記の回答を得ているが、虚偽である。 「平成24年度から、実績報告の際には支出内容の確認を行っており、適切な事務処理に努めております。」 今回監査で当該負担金に返還事由が検出されているが、容易に発見しうる内容であるにもかかわらず、これを県は看過している。詳細は「2. 追加検討した事項」を参照のこと。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度からの事務処理については、チェックリストを活用しチェック管理を強化いたしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 113	観光振興課	<p>【観光連盟の決算書の誤りについて】                      宣伝事業特別会計の協賛金未収金の回収可能性について（指摘）</p> <p>協賛金未収金の計上年度は以下の通り。                      【監査結果報告書112頁参照】                      特に平成18年度以前の残高明細がなく請求の手だてがない状態にある。下記エにあるように、一連の手続を整備した上で回収可能性のないものについては不納欠損処理をするべきと考える。</p>	<p>現在、不納欠損等の処理に関する規程の整備について検討しております。今後は、当該規程に基き適切な処理を行ってまいります。</p>	<p>経理規程の見直しについて（意見）</p> <p>その後について以下の回答を得ている。                      「5月30日に開催した平成25年度理事会において会計処理規程の中に未収金処理規程を追加することを提案し、承認されました。今後は、当該規程に基き適切な処理を行ってまいります。」</p> <p>決算への反映は平成25年度からである。また当該規定は不能欠損について規定しているものであるが、会計処理上の貸倒引当金の処理については整備されていないため、経理規程の見直しが必要と考える。                      なお、県及び連盟側からは「貸倒引当金の設定の必要性を感じていない」ということから、上記意見の削除を当方へ要請しているが、そもそも、これまでに不能欠損処理を行った経緯があるということ自体が、過去の貸倒実績率として、現在の債権そして将来計上される債権に対する潜在的な回収不能可能性を意味しているのであるから、このリスクに対し引当金として経理するのが当然である。また、過去の実績以外にも、不能欠損処理に至らずとも回収懸念がある場合には、資産評価の適正化の観点から引当金による評価という観点は必要である。以上か</p>	<p>（措置未済）</p> <p>包括外部監査の指摘により未収金対策として、貸倒引当金を平成26年度中に設定するようにいたしました。過去の未収金の整理を行っているところです。</p>	<p>会計処理上の貸倒れ引当金については、監査での意見を重視し、平成26年度中に設定を行う予定です。</p>

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-7 観光振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
				ら、県及び連盟の認識について是認することはできない。		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 120	観光振興課	<p>【大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会について】(株)J社に対するロケ支援費について（意見）</p> <p>平成23年3月15日に、テレビドラマ誘致にかかるロケ支援という名目で(株)J社に対して1,000,840円が支出されている。840円は振込料であるため、実質は1,000,000円の支出がなされている。この支出は(株)J社からの見積もり、請求によりなされているものであるが、その見積もり、請求では、取材協力費（渡航費、宿泊費など）と簡単に記載されているだけでその内訳は明確ではない。長崎県龍馬伝推進協議会内部の施行何でも同様で、ロケ地としてグラバー園、料亭花月、東山手十二番館、東山手洋風住宅群、ハウステンボス（観光丸）が挙げられ@1,000,000円×1式=1,000,000円と記載されているのみである。この支出を龍馬伝推進協議会では、メディアとのタイアップ費として処理されている。メディアとのタイアップ費は、平成22年度は19,071,240円が支出されているが、そのほとんどが広告や雑誌への掲載、テレビでの紹介に対する支出となっている。これに対して(株)J社への取材協力費だけは、その支出の詳細が不明である。また、当支出がロ</p>	<p>当該支出1,000,000円は、TBSドラマ「仁」の長崎ロケにかかる制作協力費であり、書面には内訳の記載はないものの、内容はロケ隊の東京～長崎間の旅費及び宿泊費であり、ロケ隊の構成人数等から勘案して、妥当なものとして判断し支出したものであります。今後は監査意見にも十分留意しながら適切な事務処理を行ってまいります。</p>	<p>牽制体制の整備・運用について（意見）</p> <p>「今後は監査意見にも十分留意しながら適切な事務処理を行ってまいります」では、具体的な改善としてどうするのか示されていない。更に「書面には内訳の記載はないものの、（中略）妥当なものとして判断し支出したものであります。」という回答では、監査時点でのやり取りから思考の進展がない。問題は、「公金を原資とする負担金によって事業を推進する以上、その内容が明確でない支出は当然に行われるべきではなく、補助金程には縛りの強くない負担金の場合であっても、その支出については公金によって支出を行うべきものか否かを慎重に検討する必要があるものと考える。」に対する、改善をどうするかである。公金を投入してよいという検討を適切に行ったという根拠が示されていないことから、牽制体制を整備・運用することこそ、求められる措置であると思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>課内での牽制機能を強化し、適正な事務処理を図るため、平成26年3月25日、課内共有のチェックリストを作成しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>ケ支援費と考えると、他のロケ支援費についてもその支出目的や支出に対する対価物は明確であるが、これはそうではない。</p> <p>担当者に事情を確認したところ、当ロケについては、長崎県からロケを長崎で行うよう依頼をしたもので、長崎県全体として200万円のタイアップ費用を支出しているということであった。その負担分として龍馬伝推進協議会でも、通常のロケ隊の人数や取材日数等から100万円は妥当なものとして負担することとなったとのことである（他の100万円については長崎県観光連盟が50万円、長崎県他の課が50万円を負担している）。このため、内訳など詳細な資料が存在しないこととなっている。</p> <p>公金を原資とする負担金によって事業を推進する以上、その内容が明確でない支出は当然に行われるべきではなく、補助金程には縛りの強くない負担金の場合であっても、その支出については公金によって支出を行うべきものか否かを慎重に検討する必要があるものと考えます。</p>				

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 122	観光振興課	<p>県と団体との組織分離について（指摘）</p> <p>団体の事務を兼務する県職員は、職務専念義務免除の手続きを行っていないため、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1項、同項（3）に従って免除の手続きを行うべきである。加えて物件の使用に関する取扱いに問題がある。観光振興推進本部は民間ビルの借上不動産に入居しているが、「借上不動産の取扱いについて」（昭和39年7月17日39管第115号総務部長通知）「二借上不動産の管理」2において、借上不動産は公有財産の管理に準じた取扱いをすることが謳われており、さらに任意団体の使用許可については、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第18条（7）の使用許可の免除によって許可手続は不要となるが、物件所有者と県とのそもそもの賃借契約に転貸禁止条項があるため、この点所有者との間で転貸合意書が締結されている必要がある。現状、このような対外的な処理は行われていない。</p>	<p>兼務の県職員については、平成24年度から、職務専念義務免除の承認手続きを取るよう改めております。また、当該協議会は平成23年3月25日をもって解散しておりますが、平成24年4月に橋本商会ビル所有者から転貸借の同意を取っておりますので、今後同様の事例が生じた場合には適切に対応してまいります。</p>	<p>職専免手続きの瑕疵について（指摘）</p> <p>職専免（職務専念義務免除）手続きの必要な団体への就任日と免除承認日とがずれており、空白期間が存在する事例が複数見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州観光推進機構（就任日H23. 5. 25申請日H25. 6. 1他1件）</li> <li>・長崎県クルーズ振興協議会（就任日H24. 4. 1申請日H24. 6. 1他3件）</li> <li>・長崎県オクトーバーフェスト実行委員会（就任日H23. 5. 11申請日H24. 6. 1他4件）</li> </ul> <p>職専免なく他団体の事務に携わることは地方公務員法や条例に反する行為であり、個人の給与返還に発展する問題であることが未だ理解されていない。「兼務の県職員については、平成24年度から、職務専念義務免除の承認手続きを取るよう改めております。」は虚偽である。単なる内部手続きではないことを周知徹底する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>人事課に承認手続きを行っておりませんが、現在は、人事課に承認手続きを行っており、申請日と就任日において空白期間がないようにいたしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 123	観光振興課	<p>【長崎県フィルムコミッションについて】 運営費補助金の問題とフィルムコミッションの会としてのあり方について（指摘）</p> <p>フィルムコミッションは、社団法人長崎県観光連盟内に事務局を置く任意団体である。フィルムコミッションの収支をみると、フィルムコミッションに会費収入等の自主財源はなく、収入は当該運営費補助金のみである。そもそも地方公共団体が行う補助金事業は、事業実施主体の財政支援のために行われるのであって、自主財源もなく事業の運営費のすべてを面倒見るのであれば、それは補助金としての意義が薄れるものと思われる。このような状態は、早急に見直すべきである。</p> <p>今後は会のあり方もふくめて財務構造を見直すべきである。</p> <p>また観光振興推進本部（現観光振興課）においても、今後このような問題についても自浄できるよう、事務事業の検証能力の向上を求めるものである。</p> <p>なお、フィルムコミッションでは每期収支が均衡し、収入＝支出となっているが、これには一定の疑念がある。つまり、支出の一部は上記収支には反映することなく、簿外処理がなさ</p>	<p>会のあり方、財務構造等見直す余地があるものと思われるため、観光連盟・市町・観光協会等含め、フィルムコミッションの運営のあり方について現在見直しの検討を行っております。</p>	<p>措置未了について（指摘）</p> <p>そもそも、上記「講じた措置の内容」には、「フィルムコミッションでは每期収支が均衡し、収入＝支出となっているが、これには一定の疑念がある。つまり、支出の一部は上記収支には反映することなく、簿外処理がなされ、別の財源で賄われている可能性がある。その一例が大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会での「(ii) フィルムコミッションのタクシー代（H22年度のNo2）」と思われ、不足する財源のあてを、他の会計で賄われているかのように取られかねないような事務処理は慎むべきである。」の回答をしていないのだが、経理操作を行っていることを今回検出している。</p> <p>措置をごまかし、補助金返還を免れようと姑息な処理を繰り返している。</p> <p>詳細は、後段「2. 追加検討した事項」(5)を参照のこと。</p> <p>なお、フィルムコミッションの取扱いについては以下の回答を得ている。</p> <p>「市町及び市町観光協会等と連携して県内観光関係事業の振興や地域の活性化に取り組んでいる長崎県観光連盟の事業として位置づけ、一体的・総合的に取り組むことが効果的かつ効率的であるため、平成26年度</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成26年3月31日をもって、長崎県フィルムコミッションは団体を解散しました。現在、平成26年4月1日より一般社団法人長崎県観光連盟の事業として活動を行っております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		れ、別の財源で賄われている可能性がある。その一例が大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会での「(ii) フィルムコミッションのタクシー代 (H22年度のNo2)」と思われ、不足する財源のあてを、他の会計で賄われているかのように取られかねないような事務処理は慎むべきである。		以降、長崎県観光連盟の事業として、関係機関との連携強化や機能充実を図っていくこととしている。平成25年度においては、組織としてのフィルムコミッションの解散に向けた事務手続きを進めていく。」 係る不正の温床である、同団体の早期解散を求める。		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 131	観光振興課	観光キャンペーン事業負担金について 余剰金の返還について（指摘）  負担金の拠出に関する協定書によれば、第2条にて、予定事業費（A）46,554,000円のうち（B）26,554,000円を県の負担額とし、第6条にて「負担金に余剰金が生じたときは、費用の負担割合に応じて負担金の返還を求めることができる」旨規定されている。 平成24年度の事業決算額は当初予定した額より少なく済み、割合に応じての負担金返還額が生じているにも関わらず精算がなされていない。 キャンペーン推進事業及びエージェント・キャリア対策事業の決算額合計39,560,516円（（C）7,304,031円+（D）32,256,485円）の1/2である19,780,258円が双方の負担額とされるべきところを、県の負担額が20,038,573円（（E）3,596,923円+（F）16,441,650円）と計算されており、差し引き258,315円が県の過大負担額であり、県は当該金額を返還要請する必要がある。 【監査結果報告書131頁参照】	（措置済）  平成26年7月に長崎県観光連盟より自主返還がありました。	
p. 132	観光振興課	長崎県観光連盟運営費等補助金（事業費）について 事業計画変更承認申請について（指摘）  平成25年3月29日付けで連盟より事業計画の変更に伴う予算額の変更承認申請書が提出されている。その申請書には変更の理由として8つの事業においていずれも執行残が生じたと記載されているが、申請書添付されている補助事業変更計画書では3つの事業において予算の増額が計画してあった。変更理由と予算計画が矛盾しており、変更申請書の体をなしていない。また、所管課においても、不備のある申請書をそのまま受け入れ承認し、即日交付決定通知を行っていた。チェック体制の見直しを検討すべきである。	（措置済）  補助事業における申請行為の重要性を再認識し、内容に応じ適正な申請を行うこととしている。また、所管課においても、平成26年度からチェックリストを活用し、チェックの強化を図っております。 併せて、平成26年4月に実施要綱の改正を行っており、概算払い請求時には請求内訳書を添付するようにいたしました。	
p. 132	観光振興課	長崎県観光連盟運営費等補助金（事業費）について 会計処理の是正と予算管理について（意見）  連盟における現在の会計処理は公益法人会計基準に則って行われており、補助金精算の事務処理とでは管理方法が異なっている。そのため二重の予算管理を行う必要があり、年度末においては予算管理の統制が十分に働かないため、性急な予算変更を強いられる状況が続いており、このままでは計画的な事業遂行に支障をきたす恐れがある。 補助事業費の算出においても、②のような誤りの他、選択を誤り本来対象とすべき費目とは異なる別の費目を対象として計算している項目も散見され、事務処理が混乱している状況がうかがえる。いま一度会計処理等の方法及び予算管理体制の十分な検討を行い、スムーズな事業遂行に繋げていくことが必要である。	（措置済）  平成26年度からは予算管理を適切に行うよう会計システムのメニューを活用し、適正な事務の執行に努めてまいります。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-7 観光振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 133	観光振興課	外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金について 壱岐市所管分の工事検査調書の瑕疵について（意見）  当該補助金は、市町経由の間接補助である。実施団体である任意団体（受入施設整備推進協議会）から壱岐市に提出された工事完成検査調書は、本来実施団体で検査したものを壱岐市が提出を受け、補助事業の完了を確認する書類であるが、実施団体事務局長兼務の壱岐市職員が検査職員として記名・押印しており、牽制が働いていない。また竣工検査写真の鑑には、上記職員が、市の職位名が記されており、これも錯誤である。 県は、牽制の利くような体制を指導すべきであり、提出された書面の検証を適切に行うべきである。	（措置済）  平成26年3月にチェックリストを作成し、事業主体へ送付いたしました。このチェックリストに基づき事業主体において確認するよう指導いたしました。また、実績報告書について厳格な確認を行うこととしています。	
p. 133	観光振興課	外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金について 任意団体の取扱いの指導について（意見）  提出された証憑（請書・見積書）において、実施団体の任意団体としての名義の記載が不十分な例が見られる。「協議会名 代表 氏名」という形で記載させるべきである。	（措置済）  平成26年3月にチェックリストを作成し、事業主体へ送付いたしました。このチェックリストに基づき事業主体において確認するよう指導いたしました。また、実績報告書について厳格な確認を行うこととしています。	
p. 133	観光振興課	外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金について 任意団体を資産購入補助金の受け皿とすることの不合理性について（指摘）  事務処理上、簡便なものとするを優先しており、本来補助金の支出先である事業者（ホテル・民宿）を構成団体とする任意団体（受入施設整備推進協議会）への補助を行っている。また、当該案件においては、取得した資産は任意団体が所有権を有しているとのコメントを得た。 任意団体と構成団体とは別団体と捉えるべきであるから、任意団体が所有権を持つ場合、所有権を持たない事業者にとっては当該補助事業によって整備した資産は、他人（任意団体）から賃借している関係にある。しかしながら、こういった観点での取り扱いについてどうするのか、当事業では整理されていない。 逆に、「任意団体は補助金収受と資産管理のための仕組みでしかなく、実態は構成団体個々に対する補助である。」と整理するならば、当該案件では消費税部分が補助対象事業経費に含まれているため、当該金額部分は返還対象となる。制度設計に不合理性があると思われる。	（措置未済）  各施設の資産計上実態調査の結果をもとに、受入施設整備推進協議会と各事業者間において賃借関係の整理を検討中です。	平成26年度中に、受入施設整備推進協議会と各自業者間において賃借関係の整理を行う予定としております。

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-7 観光振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 134	観光振興課	外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金について 構成団体が一者の場合の任意団体への補助対象経費に消費税を含めていることの不合理性について（指摘）  ④の問題とは別に、南島原市の事案では、任意団体を構成する事業者が一事業者しかないため、事業者へ直接補助金を支給していることと変わりはない。これも任意団体が課税事業者ではないため補助対象事業費に消費税を含んで補助金を交付しているが、任意団体の体をなしておらず必要額（試算では消費税相当額が補助限度額を超過した5,000円）を返還対象とするべきである。	（措置済）  南島原市において、平成26年度11月補正予算により予算計上がなされたため、1月中に請求を行います。	
p. 134	観光振興課	食と観光の融合による取組支援事業補助金について 市制施行70周年「食の祭典」実行委員会向け1,234,000円について  ア 交付決定通知日について（指摘） 当該案件のみ、平成24年4月1日付けで交付決定通知が発行されている。 平成24年4月1日は日曜日である。休日に交付決定通知が発行されていることになるが、休日に事務が行われることはなく事実と相違している。実行委員会側が4月1日から事業を開始していることから、日付を合わせているという事情はあるが、事実と異なる公文書が発行するのではなく、事前着手届けを提出させて、県は平成24年4月2日付けで交付決定通知を発行するべきと思われる。	（措置済）  平成26年2月にチェックリストを作成し、事業主体へ送付いたしました。このチェックリストに基づき事前着手を防止するとともに、県においても事前に事業着手日を把握するなど、事業着手にあたらぬような事務処理に徹します。	
p. 134	観光振興課	食と観光の融合による取組支援事業補助金について 平戸・松浦地域食フェスタ協議会向け1,200,000円について ア 振込口座名義について（指摘）  交付請求書の振込口座名義が事務局長名義となっているが、本来は会長名義でなければならない、補助金授受に関する委任も行われていない。任意団体の事務としては不適當である。	（措置済）  平成26年2月にチェックリストを作成し、事業主体へ送付いたしました。このチェックリストに基づき事業主体において確認するよう指導いたしました。また、実績報告書について厳格な確認を行います。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 135	観光振興課	食と観光の融合による取組支援事業補助金について ながさき和・華・蘭グルメフェスタ協議会向け1,665,000円について ア 解散済みの協議会との事務について（指摘）  規約では「（解散）第12条 協議会は平成25年3月31日をもって解散する」とあるが、実績報告書は平成25年4月1日に提出されている。つまり県は既に解散済みの団体もしくは平成25年度の同名の別団体と書面のやりとりを行っている。平成24年4月19日付けの交付決定通知書の交付の条件においても「実績報告書を平成25年4月10日までに提出すること」としているが、協議会規約とも矛盾したものとなっているため、解散日までに補助金事務を結了させるべきである。	（措置済）  協議会は解散しております。今後同様の事業の場合、事業主体あてチェックリストを送付するとともに、協議会解散日等に留意しながら実績報告を提出させるなど、チェックリストに基づき確認するよう指導いたします。	
p. 135	観光振興課	食と観光の融合による取組支援事業補助金について ながさき和・華・蘭グルメフェスタ協議会向け1,665,000円について イ 協議会の規約の見直しの指導もしくは解散後の対応に関する取決めについて（意見）  協議会は、年度末の解散後は団体そのものが存在せず、新年度の団体は別団体であるため、県との間で事後的な検証等に応じる義務はない。毎年度解散する規約を見直すか、県と、新団体や事務局の所在する長崎市との間で、資料保管義務や検査の対応について、取り決めに交わすことが必要と考える。	（措置済）  平成26年2月にチェックリストを作成し、事業主体へ送付いたしました。指摘事項を踏まえ、必要に応じ規約で整理するよう必要がないかチェックリストで確認するよう事業主体に通知しました。	
p. 135	観光振興課	食と観光の融合による取組支援事業補助金について ながさき和・華・蘭グルメフェスタ協議会向け1,665,000円について ウ 新旧団体の繰越金の取扱いについて（指摘）  毎年度末に団体は解散するため、新旧団体は別の団体である。通帳も毎年度口座閉鎖して新規口座を開設している。しかしながら、実績報告時の収支精算書では前年度繰越として旧団体から新団体へ繰り越している。 平成24年度においては、年度末残高36,697円が存在しているが、協議会はこれを長崎市へ返還しており、会計上長崎市負担金と相殺している。県の補助金は1,665千円で変化はない。かかる処理について、協議会の規約上も、経理規程上も定めがない。 本来、当該収支残高36,697円は、団体解散による残余財産の分配なのだから、経理規程上取り扱いを明記した上で、県にも取り扱いを文書で協議し、必要額を返還させなければならない（残高の生じた源泉が明確でない以上、長崎市の負担が大きかったため県は返還の必要なしではない）。県はこの権利を放棄し、看過している。	（措置済）  平成26年2月にチェックリストを作成し、事業主体へ送付いたしました。残余財産の取扱いについて規約等に整理するよう通知しました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 135	観光振興課	<p>食と観光の融合による取組支援事業補助金について 佐世保地域食の王国推進協議会向け1,449,000円について ア 補助金返還について（指摘）</p> <p>佐世保地域食の王国推進協議会の実績報告では収支が一致している。しかしながら、通帳及び通帳管理簿を見ると、通帳からの払出しが3月21日で完了しているが、18,033円が残っており、同日通帳より全額払出したのち通帳を解約している。更に現金化された18,033円は、現金出納簿によれば、同日事務用品の購入に充てられている。</p> <p>金額は少額であるが、非常に不適切・不明朗な処理である。監査において県から提出された書面は、日計表（金種票機能付きで検印有）、支出命令書、請求書、領収書と形式は一応整っているが、以下の問題がある。</p> <p>（i）協議会の元帳上、事務用品28,890円の内訳を見ると、平成24年5月11日に協議会印3,000円、5月31日に消耗品3,087円（プリンタラベル代）、11月22日に消耗品4,770円（スタンプラリー用スタンプ台）があるが、この他には、上記請求書の明細にあるようなコピー用紙やトナー、テープのり詰替えなどの購入はない。協議会の事業や事務が終了したあとこれらの文房具を使用することはないはずである。請求書に記載された納期も「翌日」となっているため、3月23日に納品したことになる。事業関連性がなく、補助金・負担金の返還を逃れるための意図的な余剰金の消化である。※当該検出内容を当方から受領した後の観光振興課からの説明では、佐世保市へ追跡調査を指示したところ、納品は3月22日との回答を得た、とのことである。真偽は定かではないが、いずれにせよ余剰金の消化は変わらない。</p> <p>（ii）観光振興課を通じて協議会に事情をヒアリングしたところ、佐世保市の文房具類を年度中、使用・消費していたため（事務局が佐世保市内にあるいわゆる組織内任意団体）、最終的に同市に返却するため購入したとのことであった。佐世保市と協議会とは組織分離されているのであるから、横領をしたと言わんばかりの回答である。公金で賄われた消耗品であり、「ちょっと拝借したので、返します」は通用しない。</p> <p>（iii）請求書に記載された納期「翌日」とは、3月23日であることは述べたが、この日は「土曜日」である。組織内任意団体であるが、休日に出勤して事務をしたということであろうか。上記、支出命令書の決裁日、請求書、領収日は手書きで「3月22日」と記入されており、支出命令書の決裁日と請求書の手書き日付の筆跡は酷似している。後日辻褃合わせで作成された可能性がある。</p> <p>以上から県は、協議会の事業収支の実態を再調査し、補助金の返還を求める必要がある。また、普段から、補助事業者への指導を徹底するとともに、実績確認・現地確認時の検証を厳格に行うべきである。検証があまりに杜撰である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年8月に佐世保市と返還について協議を行いました。①協議会は既に解散しており、返還命令書などを発出されても引き取る場所がない、②協議会は近隣市町と構成しており、佐世保市だけで支出もできない等の理由により返還不能となっております。</p> <p>なお、今後同様な補助事業を実施する場合には、「任意団体の設立及び運営に関する事務取扱基準」に基づき、任意団体が解散する場合において有する残余財産について、負担金の額に応じて構成団体に分配するよう指導してまいります。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 137	観光振興課	<p>長崎県フィルムコミッション運営費補助金について 長崎県フィルムコミッション運営費補助金実施要綱の不備について（指摘）</p> <p>長崎県補助金等交付規則第16条では以下のように規定されている。 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算又は前払金により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>また長崎県企画振興部文化観光物産局関係補助金等交付要綱第7条には、以下のようにある。 規則第16条第1項に交付請求書に貼付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとするものについては、これを省略することができる。 (1) 請求内訳書 (2) 出来高調書 (3) 事業の実施における契約書の写し (4) その他知事が必要と認める書類 2 補助金等は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の概算払に必要な書類は、概算払請求書のほか前項各号に掲げる書類と同様とする。</p> <p>しかしながら長崎県フィルムコミッション運営費補助金実施要綱に関してはこの交付請求書に関しての条文が定められていない。 長崎県フィルムコミッション運営費補助金実施要綱に交付請求の条文が無い以上、長崎県補助金等交付規則第16条及び長崎県企画振興部文化観光物産局関係補助金等交付要綱第7条に準拠して事務が行われなければならない、明らかに規則、要綱違反であり問題である。 そもそもこのような要綱自体の不備及び交付請求事務の誤りに今まで気付かずに放置されてきたという事に関して、単なる一人の担当者のミスということではなく、決裁を行っている課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成26年度より観光連盟に編成されましたが、適正に事務を執行するため、チェックリストを活用して複数で牽制を行うようにしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 137	観光振興課	<p>長崎県フィルムコミッション運営費補助金について 実績報告書の確認について（指摘）</p> <p>長崎県フィルムコミッション運営費補助金実施要綱第6条で、は以下のようにある。 規則第13条第1項の実績報告書（様式第5号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）事業報告書（様式第6号）</li> <li>（2）補助事業に係る収支精算書（様式第7号）</li> <li>（3）その他知事が必要と認める書類</li> </ul> <p>ここで上記の（2）の補助事業に係る収支精算書（様式第7号）の金額の検証に関して担当者に確認したところ、執行済みの金額が実施報告と相違がないかの確認を行っているものの、個々の取引に関しての証憑確認は行っていないとの事であった。 補助金等の額の決定に関しては長崎県補助金等交付規則第14条で、知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を決定し、当該補助事業者等に通知するものとする定められていることから、同条に準拠した手続きが取られていない事になる。 またこのような事由が下記のような不備事項が生じる要因であり、早急に改善しなければならない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>補助金額の確定にあたって、証憑確認を実施しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 138	観光振興課	長崎県フィルムコミッション運営費補助金について 補助金交付申請金額と実際の支出額との不適切な操作について（指摘）  長崎県フィルムコミッションに対しての補助金の交付に関して、毎年補助金の当初の交付申請（決定）金額と同額の金額の支出が行われている。 例えば平成24年度に関して言えば、補助金の交付申請（決定）金額4,723,000円と銀行の預金利息386円の収入合計金額の4,723,386円に対して、同額の4,723,386円の支出が行われている。 しかし実際の支出金額の検証をしたところ、収入金額と支出金額を一致させるために、職員の残業手当を実際に支給すべき金額を、調整して支出することにより一致させていた。 平成24年度における3月末の予算残が65,728円だったため、残業手当は、本来は68,167円のところを65,728円と差引2,439円を過少に支給して支出金額を4,723,386円に調整している。そしてこの差引分は平成25年度の4月の残業代の支払いの際に本来の支給額に上乗せして支給している。また平成23年度の3月末の調整額は16,335円で、平成24年度4月の残業手当の支給額はその分をあわせて67,020円になっている。つまりこの残業代での調整額分だけ年度の補助額に影響を与える事になる。 本来であれば、この残業代はその年度で完結すべきものであり、安易に年度振替を行うべきものではなく、平成24年度4月に支給した16,335円に関しては補助対象経費として認められないものであり、県はコミッションに対して補助金の返還要請をする必要がある。	（措置済）  平成26年3月31日付けで返還対象額である16,335円の返還手続き完了いたしました。	
p. 138	観光振興課	長崎県フィルムコミッション運営費補助金について 補助対象外経費の存在について（指摘）  平成25年5月13日に支出されている十八銀行北支店に対する普通預金の残高証明書代420円が平成24年度の事務局経費に計上されていたが、これはあくまで平成25年度における対象経費に該当するもので、補助対象経費として認められないものであり、県はコミッションに対して補助金の返還要請をする必要がある。	（措置済）  平成26年3月31日付けで返還対象額である420円の返還手続き完了いたしました。	
p. 138	観光振興課	長崎県フィルムコミッション運営費補助金について 支出証憑の名義について（指摘）  包括外部監査の軽視はここでもみられる。 支出証憑を確認したところ、宛名が長崎県観光連盟になっているものや、従業員個人名での証憑が複数発見された。本来は長崎県フィルムコミッション宛でもらわなければならないものである。平成23年度の監査でも再三にわたり指導されているにもかかわらず、改善が見られない。未だ、連盟との会計分離すらできていない、予算消化の調整弁の発想は変わっていないと言わざるを得ない。	（措置済）  再発防止に向け、平成26年2月4日及び14日に観光振興課及び観光連盟で合同情報交換会（勉強会）を実施いたしました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 139	観光振興課	<p>長崎県コンベンション開催助成事業補助金について 変更承認申請書提出の遅延について（指摘）</p> <p>長崎県補助金等交付規則第11条で下記のように定められている。</p> <p>補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 補助事業者等は次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ知事に報告してその承認又は支持を受けなければならない。</p> <p>（1）事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により知事に提出した書類の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとするとき。</p> <p>（2）補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>（3）補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。</p> <p>また長崎県企画振興部文化観光物産局関係補助金等交付要綱第5条で下記のように定められている。</p> <p>補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないとき認めるときは、この限りではない。</p> <p>2 前項の実施状況報告書の提出期限については、別に定める。</p> <p>3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。</p> <p>4 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、補助額の変更伴わないものに限る。</p> <p>（1）補助目的の達成に何らかの支障がないと認められる経費の配分の変更</p> <p>（2）対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減</p> <p>更に長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱第4条で下記のように定められている。</p> <p>規則第11条第2項第1号の規定により、知事の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。</p> <p>2 前項の変更承認申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）変更事業計画書（様式第4号）</p> <p>（2）変更前後を比較できる当該事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類</p> <p>（3）その他知事が必要と認める書類</p> <p>3 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、当初計画にないコンベンションの追加、又は当初計画にあったコンベンションの削除がなく、かつ県の補助金額に変更が生じないものとする。</p> <p>4 第1項の変更承認申請書を提出しようとする補助事業者には、あらかじめ変更事業計画書（様式第4号）を提出させるものとする。</p>	<p>（措置済）</p> <p>補助対象者であるコンベンション協会等に対して、年度途中での状況報告をさせるなどの条項改正を行うこととしています。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>以上を踏まえると、次の変更承認申請書の提出が明らかに遅く、補助事業者は規定に違反しており、県もこれを看過している。</p> <p>ア 一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会の変更承認申請書の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出日：平成25年3月15日</li> <li>・計画変更内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>当初計画にないコンベンションの追加 25件</li> <li>当初計画にあったコンベンションの削除 6件</li> <li>延べ宿泊者数の増加による助成金額の増額 1件</li> <li>延べ宿泊者数の減少による助成金額の減額 11件</li> </ul>                     （上記のコンベンションの追加・削除の最初の日付は平成24年4月25日の全国南ライオンズクラブ友好会長崎大会の追加から）                 </li> <li>・当初補助金申請額は13,000,000円、上記変更により9,250,000円</li> </ul> <p>イ 財団法人 佐世保観光コンベンション協会の変更承認申請書の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出日：平成25年3月26日</li> <li>・計画変更内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>当初計画にないコンベンションの追加 4件</li> <li>当初計画にあったコンベンションの削除 6件</li> <li>延べ宿泊者数の増加による助成金額の増額 0件</li> <li>延べ宿泊者数の減少による助成金額の減額 4件</li> </ul>                     （上記のコンベンションの追加・削除の最初の日付は平成24年6月1日のキリスト教会の九州大会の削除から）                 </li> <li>・当初補助金申請額は5,000,000円、上記変更により4,100,000円</li> </ul> <p>ウ 雲仙市の変更承認申請書の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出日：平成25年3月26日</li> <li>・計画変更内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>当初計画にないコンベンションの追加 0件</li> <li>当初計画にあったコンベンションの削除 1件</li> <li>延べ宿泊者数の増加による助成金額の増額 0件</li> <li>延べ宿泊者数の減少による助成金額の減額 1件</li> </ul>                     （上記のコンベンションの追加・削除の最初の日付は平成24年6月16日の第1回メディカルシンポジウム in 雲仙の削除から）                 </li> <li>・当初補助金申請額は1,900,000円、上記変更により1,250,000円</li> </ul>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 141	観光振興課	<p>長崎県コンベンション開催助成事業補助金について補助の対象について（意見）</p> <p>長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱別表（第2条関係）の3（適用除外）には下記のように定められている。</p> <p>（1）営利を目的とするもの                      （2）政治的及び宗教的活動を目的とするもの                      （3）国及び地方公共団体から他に補助金の交付及び補助金に類する支援を受けているもの                      （4）コンベンションが補助事業舎の管内市町で開催されていないもの                      （5）その他知事が不相当と認めるもの</p> <p>また長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱第3条では下記のように定められている。</p> <p>規則第4条及び文化観光物産局要綱第3条に規定する補助金交付申請書は様式第1号のとおりとする。                      2 前項の申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。                      （1）事業計画書（様式第2号）                      （2）当該事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類                      （3）その他知事が必要と認める書類</p> <p>ここで財団法人 佐世保市観光コンベンション協会から平成24年4月1日に提出された事業計画書（様式第2号）を確認すると、宗教的活動を目的とするような複数の会議の開催が申請されて、平成24年4月10日付けで交付決定通知書が通知されていた。ただし、平成25年3月26日の変更承認申請の段階では、上記の事業に関しては、全て辞退がなされていて最終的には補助の対象とはなっていない。しかしながら、例え実績において辞退等になったとはいえ、補助金の交付申請があった場合には、</p> <p>長崎県補助金等交付規則第5条（補助金等の交付の決定）知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。                      2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。</p> <p>とされており、厳密な確認が求められるものであり、本来は交付申請の段階で長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱別表（第2条関係）の3の宗教的活動を行うものとして、補助の適用除外に該当し申請を却下すべきであり、補助金の交付申</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年2月にチェックリストを作成し、事業主体へ送付いたしました。このチェックリストに基づき事業主体において確認するよう指導いたしました。また、実績報告書においても、チェックリストを活用して複数者でチェックを行うなど厳格な確認を行うこととしています。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>請の段階で長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱別表（第2条関係）の3の宗教的活動を行うものとして、補助の適用除外に該当し申請を却下すべきであり、補助金の交付申請に対する県の事務手続きが正確になされていないとしか言えない状況であると思われる。</p> <p>このような事務処理の不備が生じる事に関して、単なる一人の担当者のミスということではなく、決裁を行っている課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 142	観光振興課	<p>「ながさき麺教師プロジェクト」推進事業補助金について 補助事業の経済性の確保について（意見）</p> <p>平成24年9月11日に長崎スパゲッチー振興会に通知された平成24年度ながさき麺教師プロジェクト推進事業補助金交付決定通知書の3 交付の条件（5）として、補助事業に係る発注・契約については、別途通知する県の発注方法等に準じて行うことと記載されている。</p> <p>しかし現実的には長崎スパゲッチー振興会に補助事業に係る発注・契約について特段通知はなされていない。</p> <p>担当者に質問すると、観光振興課での他の補助事業である長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金に関しては、「長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金（観光交流まちづくり推進事業）実施に当たっての留意事項について（通知）」を補助対象事業者へ通知しており、それを参考に記載したとの事であったが、当然この「ながさき麺教師プロジェクト」推進事業補助金に関してこのような通知文書は作成されていない。</p> <p>また実際に、ながさき麺教師プロジェクト推進事業補助金実施要綱第7条（2）収支精算書（様式第4号）、（3）経費の内訳書を確認したところ、上記（通知）に記載されているような、例えば見積書は、内容の明細が確認できるものとし、原則として複数の者より徴することや、1者と随意契約をする場合は、その理由及び当該業者の選定理由を明確にしておくことといった事は県側としても確認されていない。</p> <p>補助事業者の事業において、経済性が発揮されるよう通知文書を作成する等、指導の早急な改善が必要であり、県の検証も厳格に行うべきと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該補助金は平成25年度をもって廃止となっております。今後、同様の補助金につきましては、チェックリスト項目を追記し対応することとしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 143	観光振興課	<p>「ながさき麺教師プロジェクト」推進事業補助金について 変更承認申請書の提出漏れについて（指摘）</p> <p>変更承認に係る県交付規則と部の交付要綱規定は、上記、（2）②と同じであるが、「ながさき麺教師プロジェクト推進事業補助金実施要綱」第6条では下記のように定められている。</p> <p>規則第11条第2項の規定による事業計画変更の承諾を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書（様式第5号）に第5条第2項に規定する書類のうち、内容に変更が生じたものを添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>（1）補助事業者の変更 （2）事業内容の変更 （3）対象経費の総額の2割を超える増減 （4）補助金の額の変更</p> <p>ここで、長崎スパゲッチー振興会から平成24年9月11日に提出された補助金交付申請書の様式第4号の（2）支出の部の対象経費金額は3,000,000円、また平成25年4月1日に提出された実績報告書の様式第4号の（2）支出の部の対象経費金額は2,031,554円と対象経費の総額の2割を超える増減であった。</p> <p>規則等に準拠した手続きは行われておらず、規則、要綱違反であり問題である。</p> <p>このような事務処理の不備が生じる事に関して、単なる一人の担当者のミスということではなく、決裁を行っている課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>課内での牽制機能を強化し、適正な事務処理を図るため、平成26年3月25日、課内共有のチェックリストを作成いたしました。</p>	
p. 144	観光振興課	<p>歴史文化を活かした地域提案型観光創出事業補助金について 補助金の報告様式について（意見）</p> <p>当補助金の実績報告は、歴史文化を生かした地域提案型観光創出事業補助金実施要綱第8条において定められており、その中で収支精算書が実績報告書に添付すべき書類の一つとして挙げられている。しかしながら、当収支精算書は、特定非営利活動法人長崎巡礼センター全体の事業に関する収支の報告がなされている。本来は県が定める書式に準拠し、事業の報告については、補助事業に係る報告を行うべきである。つまり、収支精算書については、補助金に関する収入及び支出の報告となるよう長崎県として指導が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度分からは、収支精算書については当該補助事業に関する収入・支出のみを記載するよう指導いたしました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-7 観光振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 144	観光振興課	<p>歴史文化を活かした地域提案型観光創出事業補助金について 参加費の計上区分について（指摘）</p> <p>当補助金により行った事業の一つに、「キリスト教関連施設を歩く歴史ウォーク事業」があるが、当事業については、参加者から参加費を受け入れている。参加者から受け入れている収入については、実績報告の収支精算書では自己財源に含まれている。</p> <p>本来、当金額については、補助事業実施により受け入れる収入であるため補助金の報告である収支精算書においては、自己財源ではなく、特定財源に含まれるべき金額と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>「歴史ウォーク事業」で受け入れた参加者からの収入は特定財源として整理し、実績報告を修正いたしました。</p>	
p. 144	観光振興課	<p>歴史文化を活かした地域提案型観光創出事業補助金について 特定財源の計上による補助金の金額について（意見）</p> <p>当補助金の要綱では、特定財源がある場合の取り扱いについては必ずしも明確にされていない。しかしながら、歴史ウォークを含む補助対象経費の合計額600万円、そして当事業を行うことで生じる特定財源が存在するようであれば、当事業に対して600万円の補助金を支出する必要性について疑問が生じる場所である。</p> <p>補助事業を実施することにより参加費など発生する収入がある場合については、補助対象経費から特定財源による収入を控除した額を補助対象経費とするなど検討が必要である。</p> <p>また、実際には補助対象経費の金額が600万円を超える状況が生じているようであれば、収支精算書の記載方法の修正を含め再度補助金の実績報告を求めるなど対応が必要だと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>「歴史ウォーク事業」で受け入れた参加者からの収入は特定財源として整理し、実績報告を修正いたしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 145	観光振興課	<p>21世紀まちづくり推進総合補助金について 実績報告書等の信ぴょう性について（松浦市）（意見）</p> <p>「長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金実施要綱」の第9条では、実績報告の期限として、事業完了した日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日としている。</p> <p>当補助金の中でも観光地づくり重点支援事業に対する補助金は長崎県が対象市町に対して補助金を支出したのちに、その各市町が独自の補助を足して事業実施事業者へ補助金を支出するというものである。このため、要綱第9条に記載されている各市町から長崎県への実績報告についてもまず事業実施事業者から各市町へ報告がなされたのちにその報告の結果をもって各市町から長崎県へ報告がなされることとなる。</p> <p>21世紀まちづくり推進総合補助金の実績報告を確認したところ、松浦市からまつうら観光物産協会に対して支出された補助金に対する実績報告は4月3日に松浦市役所にて受付がなされているのに対して、松浦市から長崎県への報告については4月3日より前の4月1日に長崎県で受付がなされている。</p> <p>また、報告の内容についても、4月3日に支出がなされた経費についても補助対象経費に含まれており、要綱第9条において提出を求めている領収書の写しについても4月1日時点では提出が不可能である。</p> <p>このため、実績報告の受付日について確認をしたところ、長崎県の受付印の4月1日が間違いであり実際は4月3日であったとのことであった。</p> <p>今回の監査においても、納品書と現物の納品日が異なる事例などが複数確認されているが、このような日付の誤りについても、事務処理全体の信頼性を損なう結果となりかねないため注意が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年3月に補助金のチェックリストを作成し、事業主体へ送付いたしました。このチェックリストに基づき事業主体において確認するよう指導いたしました。</p>	
p. 145	観光振興課	<p>21世紀まちづくり推進総合補助金について 松浦市観光ガイド養成事業の効果について（意見）</p> <p>いわゆる間接補助事業者に該当する、まつうら観光物産協会は、観光振興推進事業の一事業として観光ガイドの養成事業を行っている。</p> <p>当事業では、410,760円が補助金の対象とされている。この支出の内訳を確認したところ、支出の全額が壱岐市への視察旅行に関するものとなっていた。当支出は、観光ガイドの先進地視察に係るものではあるが、その結果として平成24年度の認定ガイド数は目標20人のところ取り組みの遅れもあり0名となっている。</p> <p>当然今回行われた当視察旅行の結果は、翌期以降のガイド養成に生かされるべきものではあるが、補助金の対象事業として行われる以上、間接事業者の事業の実現度の確認、中途の事業の進行具合の確認を行い、事業が適正に行われるよう一層の指導が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年3月に補助金のチェックリストを作成し、事業主体へ送付いたしました。このチェックリストに基づき事業主体において確認するよう指導いたしました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-7 観光振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 146	観光振興課	21世紀まちづくり推進総合補助金について 証拠書類の徴求・検証について（意見）  長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金実施要綱第9条の実績報告では、契約書及び領収書等の写しを添付すべき書類として挙げている。この点について、一部の証拠書類について、契約書や領収書の提出がないものなどが見受けられた。県によれば、当該事案は県北振興局にて実績確認済みとのことであるが、自治法の事務委任規定にとられることなく、課の責任において、十分な相互牽制を確立するべきと思われる。	（措置済）  平成26年3月に補助金のチェックリストを作成し、事業主体へ送付いたしました。このチェックリストに基づき事業主体において確認するよう指導いたしました。	
p. 146	観光振興課	21世紀まちづくり推進総合補助金について 成果物への「補助金活用」の記載について（意見）  長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金実施に当たっては、長崎県から各実施団体に対して留意事項を通知している。その留意事項内において、「成果物には、原則として長崎県21世紀まちづくり推進総合支援事業による支援を受けて実施したことが確認できるように明記すること。」ということが挙げられている。 この点については、一部の成果物においてそのような記載がないものがあるので、今後、指導の徹底が必要である。	（措置済）  平成26年3月に補助金のチェックリストを作成し、事業主体へ送付いたしました。このチェックリストに基づき事業主体において確認するよう指導いたしました。	
p. 146	観光振興課	長崎オクトーバーフェスト実行委員会負担金について 当該事業負担金の公益性について（意見）  本県としては、「来てみんなね！長崎 食KING王国キャンペーン」のコアイベントとして長崎“龍馬”オクトーバーフェストを位置づけ、実行委員会も県観光振興課内に置き、事業を行っている。 既に県議会でも議論があったところであるが、オクトーバーフェスト自体はイベント企画会社主導の飲食イベントの性格が強く、公益性については一定の限界があると言わざるを得ない。負担金の内訳を見ても、イベント企画会社より提示された請求書に会場設営費（県食ブース費・7ブース）5,668千円、開催誘致費4,200千円、計9,868千円が記載されているだけで、詳細な内容は判然としない。負担金の約半分がかかる請求の支払であり、イベント企画会社の収入となっている。 いかに集客力のある企画であり、これによって県観光の振興を図るとはいつても、事業イベント性が高く、公益性には疑問が残る。 既に平成25年度においては、負担金は支出されていないが、議会からの指摘によらずとも、公益性に疑念の残るような事業については、当然に民間に委ねることとし、年限を決めて支援するなど慎重であるべきであったと思われる。	（措置済）  長崎オクトーバーフェストは、イベント企画会社の企画・運営のみでなく、「長崎の食」を組み込んだ長崎オリジナルのオクトーバーフェストとして開催しており、その「長崎の食」のブース展開に相応する負担金支出であり、十分公益性があると判断したものです。 なお、今後、同様なイベント開催の場合においても、引き続き公益性などを十分に検証するようしております。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-7 観光振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 147	観光振興課	<p>長崎県亜熱帯植物園管理運営費負担金について 指定管理者の財務状況による事業継続の問題と指定管理者としての適格性について (意見)</p> <p>指定管理者の財団法人長崎市野母崎振興公社は、平成24年度末において、総資産45,742千円に対し、債務超過が74,691千円(債務超過率163%)、長崎市からの長期借入金120,000千円に及ぶ状態である。 監査時点でのヒアリングによれば、一般社団法人化の方向で申請を行っているとのことであるが、言うまでもなく財団法人が認可後2期連続で純資産が300万未満である場合は法人の解散事由となる(つまり平成26年4月から二年)。 客観的に見て経過措置の条件クリアはハードルが高いと思われる。長崎市の債権放棄の他、恒常的赤字部門の赤字縮小・黒字化が必要であるからである。 県は状況の推移に注視し、指定管理制度の運営に支障が生じないよう、指定管理者の適格性について早期の判断が必要と考える。</p>	<p>(その他)</p> <p>公社や全額出資している長崎市の動向、考え方等から、現時点では適格性に問題はないと判断しておりますが、引き続き、両者と十分に連携を図りながら、その動向を注視してまいります。</p>	
p. 148	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について コンベンション誘致対策事業 長崎ガイドマップ制作業務委託について 請負契約の履行義務内容との相違について(指摘)</p> <p>平成25年2月28日付けで、S社より、ガイドマップの発注全数量60,000部の納品書が発行されている。しかし、連盟のガイドマップの受払管理簿である「ガイドマップ使用簿」等の記録では、一括納品は行われず、S社において保管し、連盟の指示の都度、分割納品していることが確認された。 業務仕様書において、全60,000部(及びCD-ROM)を連盟法人旅行課に納品するとなっているので、仕様書違反である。また、S社よりの60,000部の納品書は事実と異なっており、虚偽の納品書と言わざるを得ない。</p>	<p>(措置済)</p> <p>長崎県観光連盟において、大量部数の印刷物の発注時期、部数、保管方法などやり方を見直しました。平成26年度からの契約では、印刷物の業者での保管は行っておりません。</p>	
p. 150	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について コンベンション誘致対策事業 長崎ガイドマップ制作業務委託について 長崎ガイドマップ制作業務委託にかかる成果物の期限内未完了の疑義について 包括外部監査時における虚偽の納品書の提出について(指摘)</p> <p>【監査結果報告書149頁参照】 上記、当初未保管分の納品書(表の網掛け部分の納品)については、任意に依頼してS社所有の納品書(控)綴りを確認等した結果、連盟が、初回監査後S社に依頼して、新たに納品書を発行させたことが判明した。 上記の内、H25.3.11付けの納品800部(上段網掛け)については、ガイドマップ使用簿の記録では、H25.2.26納品と記録されており、また、任意に提示を求めた委託先の納品書控えの綴りにおいてもH25.2.26付け発行となっていることが確認された。 連盟が、あえてH25.3.11付けでS社担当者に発行させたものであり、虚偽の納品書である。監査において、虚偽の陳述や資料の提示は許されない行為であるということはいうまでもない。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成26年度からは、在庫管理のために、受払簿を作成し受払簿の内容と在庫の確認を毎月行っています。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 150	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について コンベンション誘致対策事業 長崎ガイドマップ制作業務委託について 長崎ガイドマップ制作業務委託にかかる成果物の期限内未完成の疑義について 使途不明な数量の存在について（意見）</p> <p>ガイドマップ使用簿によれば、監査時点における使用実績が、計55,341部となっており、残部数は4,659部となるはず（60,000部納品があった場合の理論値：60,000-55,341部）である。一方、監査時点での在庫部数は4箱弱（1,500～2,000部）しか確認できず、差引約2,700～3,200部程度の行方が不明となる。</p> <p>一方、監査時点で未保管であった納品書の内、H25.7.29納品分3,500部（上表下段の網掛け）については、使用簿においても受入の記録が無く、次の納品であるH25.8.5までの約1週間内において、纏まった部数の使用は確認できていない。</p> <p>また、委託先に任意に提示を求めた納品書控えの綴りにおいても、3,500部の納品書の控は時系列に発行されていない。</p> <p>更に考察すれば、連盟への納品状況より、当該H25.7.29分以外については、箱単位（400部/箱）の納品であることが明らかであるが、まとまった部数の使用が予定されていない状況において、この回に限って箱単位の倍数では計算できない部数（3,500部）での納品となっており不自然極まりない。</p> <p>最終回の納品ではないにも関わらず、このような納品を頼んだ理由が見いだせず、当初納品書が未保管であったこと、及び時系列に納品書が発行されていない事を鑑みれば、果たして当該納品書及び納品の真実であったが、甚だ疑問である。</p> <p>仮に、3,500部の納品が虚偽であるとする、使用簿から導き出される理論残は、1,159部となり、実在庫の1,500～2,000部と近似する。つまり、3,500部の入り払いが「空」に浮いている状態と考えられる。</p> <p>また、連盟は、県民スポーツ課よりの依頼でVファーレン長崎用に3,000部を使用したとして実績を計算しているが、ガイドマップ使用簿における記載ではH25.4.12の1,000部のみしか確認できず、残りの2,000部の引渡し状況も明らかではない。</p> <p>以上のように、事実とかけ離れた虚偽記載等があまりにも多くあり、当該取引が適正に行われたと言うには程遠い状況であると言えることから、年度末までに（更には契約履行日までに）本当に全60,000部を製作していたのか甚だ疑問に残るところである。</p> <p>なお、後日平成26年1月になって、県及び連盟から、在庫不明分の所在が判明し、発注した60,000部の制作が立証されたとして、上記文書の全面削除が求めてきたが、そもそも、契約通りの一括納品もなされておらず、監査の仮定において虚偽文書の提示を行い、杜撰な在庫管理の状況のもと、必死にかき集めた在庫数をもって、上記の疑念を払拭せよと主張するにはあまりにも無理がある。後付けで数は合ったかもしれない。しかし疑念は全く払拭できない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>長崎県観光連盟において、マニュアルの作成や勉強会の実施、発注業務などに関するチェックリストの活用などを平成26年度から行っております。</p> <p>また、在庫不明をなくすよう、受払簿を作成し、帳簿と在庫の確認を毎月行うよう、在庫管理の方法を見直しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 151	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について コンベンション誘致対策事業 長崎ガイドマップ制作業務委託について 長崎ガイドマップ制作業務委託にかかる成果物の期限内未完成の疑義について 在庫管理の不十分性について（指摘）</p> <p>以上の通り、在庫管理が不十分と言わざるを得ない。適正に管理を行うため、使用簿の利用徹底を周知すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度からは、在庫管理のために、受払簿を作成し受払簿の内容と在庫の確認を毎月行っています。</p>	
p. 151	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について コンベンション誘致対策事業 長崎ガイドマップ制作業務委託について 業務完了報告書及び業務検査調査書の虚偽について（指摘）</p> <p>S社が連盟へ提出した「業務完了報告書」において、業務完了日（制作完了日）がH25. 2. 28とされているが、最初の納品がそれ以前のH25. 2. 26であることが確認でき、当該業務完了報告書は虚偽記載がなされていると言える。 更に、連盟の作成した「業務検査調査書」によれば、平成25年3月25日に連盟法人旅行部長が、連盟担当者及びS社担当者立会いの下、S社社内においてガイドマップの製作状況において検査を行い、検収内容として、「物件名：長崎ガイドマップ 数量：60,000部」との記載があり、ガイドマップを梱包しているであろう箱が積みあがっている写真も保管してあるが、上記納品実態からすると、平成25年3月25日時点において、既に10,600部が連盟等に納品済みであり、S社社内に保管されている筈もないことを鑑みれば、当該60,000部を検収したとの調査書は虚偽記載がなされていると言わなければならない。 連盟をチェックするはずの県の検証も適正に行われたか疑問が残るところであり、牽制が利いていないとしか言いようがない。 そもそも、分割納品や、委託先での在庫保管は、「預け」の温床になるとして、厳に戒めるべき事務ではなかったのか。本庁で物品調達基金を作り、発注・納品事務を徹底して見直したのはなんだったのか。平成18年の不適切経理の反省は忘れ去られたのか。憤りを禁じ得ない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>長崎県観光連盟において、マニュアルの作成や勉強会の実施、発注業務などに関するチェックリストの活用などを平成26年度から行っております。 また、在庫不明をなくすよう、受払簿を作成し、帳簿と在庫の確認を毎月行うよう、在庫管理の方法を見直しました。 なお、現在は印刷物の業者保管は行っておりません。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 151	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について コンベンション誘致対策事業 長崎ガイドマップ制作業務委託について 期末近辺の契約事務のありかたについて（意見）</p> <p>上表のとおり、作成されたガイドマップの納品・使用（消化）は、平成25年度である。いわゆる「翌年度消費」であり、事業の効果が、県の想定した補助事業年度と対応していない。これが許されるのであれば、年度末に「事業に関係があるから」と補助事業者が大量に切手等の金券類を購入し翌年度換金したとしても、同様に年度末に備品や消耗品を購入し翌年度目的外使用したとしても何も問題はないということになる。 許されるはずがない。 県と連盟においては、作成までを補助対象とするとの理論建てであろうが、期末近辺の契約発注自体が補助金の予算消化となり、過剰な在庫を抱える要因になり、ひいては預けのリスクを生む可能性をほらむのであれば、翌年度の事業にするべきではないのか。特に当事業では、年二回発注している事務を見直せば、消耗品の必要量の調整は十分可能と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>長崎県観光連盟において、マニュアルの作成や勉強会の実施、発注業務などに関するチェックリストの活用などを平成26年度から行っております。 また、年度末発注とならないよう、在庫管理を毎月行い、適正な発注を行うよう見直しました。</p>	
p. 152	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について コンベンション誘致対策事業 長崎ガイドマップ制作業務委託について 前回監査を踏まえた改善状況と、受検対応について（意見）</p> <p>平成23年度の包括外部監査において、連盟では、多量の期末未納品物品等が発見されており、他方で予算消化的な事業の進め方も見直すよう提言し、県と連盟は相応の措置を求められてきたはずである。にもかかわらず、上述のように、辻褄の合わない資料提出や陳述も含め、いまだに納品の事実疑念の残るような事務が継続している状況が見られることは、甚だ遺憾であり、監査制度を軽視していると受け止められても仕方がないと考えます。 過去からの悪しき慣習を排し、早期に体質の改善を図るべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度から一般社団法人長崎県観光連盟において、マニュアルを作成し、発注業務などに関するチェックリストの活用するなど、事務の執行について真摯に取り組んでおります。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 152	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について 観光及びコンベンション振興事業 上海航路観光客県内周遊対策事業 長崎上海航路 入港助成について コンベンション誘致対策事業 長崎ガイドマップ制作業務委託について 予算科目の一貫性の欠如と予算消化の発想について（指摘）</p> <p>冒頭「ア概要について」でも触れたが、ガイドマップは年二回の発注が行われており、このときは平成24年8月にT社と契約している。 このT社との契約の予算科目は、長崎県観光キャンペーン事業（つまり県負担金の対象事業であり、上記「(1) 観光キャンペーン事業負担金について」に対応する事案である。つまり旧特別事業会計とされていた特別宣伝事業のことである）のコンベンション誘致対策事業であり、これは平成22年、23年の予算科目と同一である。 一方、当該S社との契約は、コンベンション誘致対策事業に含まれているが、本来は、長崎県観光キャンペーン事業に含まれるべきものである。予算の帰属に一貫性がなく、いかに予算消化をするか（予算の不足によって、類似の科目を転用する発想も同じである）という意識の強さしか伝わってこない。しかも連盟の事業報告書では、当該ガイドマップ製作に関する記述はT社分もS社分も見当たらない。 このようなことをしてはならないと、平成23年度監査で我々は指摘したはずである。</p> <p>社団法人長崎県観光連盟運営費補助金（運営費）について 事業支出の一般会計と特別宣伝事業特別会計との帰属区分について（指摘） 現在、連盟の会計は通常の事業を行う一般会計と特別宣伝事業を行う特別会計とがある。特別会計は大都市圏の宣伝に特化した事業を行うため、自治体や特定地域の会員から負担金を求め、県からも一般会計には補助金及び特別会計には負担金が交付・支出されており、それぞれの会計で行うべき事業の目的や内容が元来異なっていることから、精算も会計毎に別々に行われている。 しかし、観光PR事業は広告媒体や対象エリアを複合的、多面的に行っていくものであるため、ここ数年、事業支出についてそれがどちらの会計に属する事業支出であるのか区分が難しくなっており、会計間での事業支出の按分についても多数行われているところである。 このような処理を容認しておいた場合、とある事業支出についてそれが意味で調整弁としての機能を帯び、事業間の区分や会計間の帰属において、予算消化のための安易な経理処理を行いやすくなるなど連盟の恣意性を排除できなくなってしまう。これでは会計毎の精算の精度が保たれないことになり、適正性を欠くことになる。それぞれの会計で処理される事業支出について、今一度その目的や事業内容を再検討し、整理を行うべきであろう。</p> <p>連盟の事務に改善が見られず、むしろ悪化している感さえ受ける。これでは、監査をしている意味がない。予算管理と進捗管理のインフラの整備と、相互牽制の確立を本気で考え直す必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年度から、一般会計と特別宣伝事業特別会計を一本化しており、会計の帰属区分の問題は解消しております。 なお、予算の執行管理については、平成26年度から連盟独自の会計システムを活用することで、常に執行状況を管理していくよう改めました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 153	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について 観光及びコンベンション振興事業 上海航路観光客県内周遊対策事業 長崎上海航路 入港助成について ア 交付決定通知書における交付の条件の瑕疵について（指摘）</p> <p>交付決定通知には、交付の条件の記載は一切ない。 当該助成事業の財源は、県からの長崎県観光連盟運営費等補助金であるから、間接補助事業である。このため、交付決定通知には、「長崎～上海航路の運航に係る入港助成金交付要綱」の他、県の交付規則、部の要綱、運営費補助金交付要領の適用を受ける旨記載が必要である。また、助成事業の運営上必要な事項も交付の条件に記載する必要がある。 なお、平成24年9月7日付で発行された決定通知に記載された「平成24年12月6日付で申請いただきました」は「平成24年7月25日」の誤りである。公文書ではないが、財源は公金である。適切な検証が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度からの交付決定通知書に交付の条件を記載することとしました。</p>	
p. 153	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について 観光及びコンベンション振興事業 上海航路観光客県内周遊対策事業 長崎上海航路 入港助成について イ 「長崎～上海航路の運航に係る入港助成金交付要綱」に違反した事務について（指摘）</p> <p>上記要綱には、以下のようにあるが、第2項（1）が申請後に提出されており、要綱が遵守されていない。</p> <p>（助成金の交付申請） 第5条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、長崎上海航路入港助成金交付申請書（様式第1号）により、4半期毎の入港実績について、当該期間の翌月の25日までに交付申請を行うものとする。 2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。 （1）係船料等に係る3ヶ月分の納入通知書・領収書の写し （2）対象船舶に係る岸壁等使用状況内訳書（様式第2号）</p>	<p>（措置済）</p> <p>一般社団法人長崎県観光連盟において、補助事業に関するチェックリストを作成し、納入通知書・領収書の提出遅れがないようチェック管理を強化いたしました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-7 観光振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 153	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について 「長崎の旅」提案型情報発信事業に係る委託事務について ア 契約書上の瑕疵について（指摘）</p> <p>ナガサキ旅クラブデザイン等業務委託1,890,000円、「ナガサキ旅ネット」におけるリスティング広告業務委託1,680,000円について、委託契約書、第12条（個人情報の保護）において、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない旨記載しているが、契約書には、別記である「個人情報取扱特記事項」が綴られていないため、契約上、別記先が存在しない。単純な事務ミスとはいえ、契約は慎重に検証する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>契約書と個人情報取扱特記事項の不一致については、一致するよう修正いたしました。なお、平成26年度からはチェックリストを作成し、確認しております。</p>	
p. 154	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について 国際観光戦略推進事業「美しき中国・文化長安—陝西書画名家展」開催業務委託1,732,500円について ア 契約書上の瑕疵について（指摘）</p> <p>契約書第2条（委託期間）について、契約期間の始期が記載されていない。単純な事務ミスとはいえ、契約書は慎重に検証する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>一般社団法人長崎県観光連盟において会計マニュアルを整備するとともに、契約時にはチェックリストを活用して確認することいたしました。</p>	
p. 154	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について 長崎読本デジタルCD-ROMの制作業務委託306,600円について ア 契約書上の瑕疵について（指摘）</p> <p>契約書に契約日が記入されていない。したがって、契約書第2条（委託期間）についても契約期間の始期が契約締結日としているので、それも不明となる。単純な事務ミスとはいえ、致命的なミスである。契約書は慎重に検証する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>一般社団法人長崎県観光連盟において会計マニュアルを整備するとともに、契約時にはチェックリストを活用して確認することいたしました。</p>	
p. 154	観光振興課	<p>一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について 修学旅行誘致対策事業 長崎アーカイブ改訂作業業務委託1,000,000円について イ 委託契約で事業を行うことの不適切さについて（指摘）</p> <p>委託契約（請負契約）によって、製作者側に資金を渡しているが、長崎アーカイブの著作権は、当然ながら長崎県にはない。これは契約書第12条にも謳われている。著作権が他人にあるにもかかわらず、連盟は著作権のないソフトの改訂作業を自主事業であると位置づけ、委託契約を締結しており、支出形態として不適切である。本来は、長崎市に主導させ、関係団体とともに任意団体を組織させて、そこに補助金を支出させるべきである。そうしないと、現行のように民間業者を経由して、著作権者へ資金還流するような形式では、事業の公益性に疑問が生じるものと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事業は終了しておりますが、今後同様の事業が生じた場合は、関係団体とともに任意団体を組織し、補助金として支出するよういたします。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 155	観光振興課	<p>平成24年度「来てみんなね！長崎食KING王国キャンペーン」PRツール作成業務委託について                      一般競争入札の競争性について（意見）</p> <p>平成23年度のPRツール作成業務委託は、プロポーザル方式による随意契約で、平成24年度落札業者と同じS社が選定されている。パンフレット等のPRツールの提案書を提出させ、参考見積等とともに審査を実施している。審査委員は、観光振興課職員、観光連盟職員からなる7名で構成されおり、内部の人間のみで、外部の専門家などは参画していない。公平性が担保されていないと思われる。</p> <p>更に、平成24年度は総合評価方式による一般競争入札に移行しているが、応札はS社一者、落札率も96.5%と高率である。前年度落札によって業者が得たノウハウが、平成24年度入札に有利に働いている可能性は否定できない。</p> <p>一方で、③でも触れるが、発注内容（仕様）が、成果物の保管義務を課しており、在庫保管の能力の有無、不適切経理の疑いをもたれかねないリスクもあるため、応じてくれるのはS社のみであったとも考えられる。競争性を阻害する仕様は見直すべきである。</p> <p>本年度の包括外部監査においても、他にS社と観光振興課及び観光連盟との間での検出事項がある。平成23年度監査でもS社との取引に係る疑念は、度々もたれたところであった。</p> <p>形式的な一般競争入札を執行しても、公平性が担保されていなければ意味がない。担保されていないのは結果が物語っている。公正な入札の執行を厳に求める。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年度においては、審査委員の5名中4名が外部審査委員であり、委員構成については改善しております。平成25年度においては、予定価格が100万円未満であったため、随意契約とし、3者から見積を徴しているため、競争性は確保しております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 155	観光振興課	<p>平成24年度「来てみんなね！長崎食KING王国キャンペーン」PRツール作成業務委託について                      分割納品契約の禁止について（指摘）</p> <p>当該契約における仕様は、他課では見られない特殊な内容である。特に制作物の納品が県の都合によっていかようにも調整できる仕様になっている。                      業務内容は以下の通りであるが、「⑦在庫管理」がある。</p> <p>2. 業務委託の目的・内容                      （略）                      請負者の業務は以下のとおりとする。                      ① 下記(1)～(4)の作成にかかる諸経費の支出                      ② 資料収集（取材を含む）                      ③ 素案の作成                      ④ 県観光振興課との調整                      ⑤ 原稿の作成                      ⑥ 印刷                      ⑦ 在庫管理                      ⑧ (1)および(2)について、ウェブページ・スマートフォン・タブレット端末に対応した掲載形式の作成(デジタルブック等)                      つまり、制作物は一括納品するのではなく、分割納品、残りは業者が保管することが明示されている。                      更に、納期についても分割納品を求め、納品時期も「下旬」等、個々の納品数量も「程度」と非常に曖昧な内容である。これは、請負契約という性格上も、成果を委託するという前提を壊してしまう内容（契約履行の瑕疵を問えない）内容であり、是認できない。</p> <p>2. 業務委託の目的・内容                      （略）                      (2) テーマ別リーフレット                      A4版・8ページ程度 部数:15,000部程度(※5,000部×3回程度発行)                      （略）</p> <p>4. 成果品及び納入期限                      (1) 総合パンフレット                      A4版・24ページ 部数:20,000部                      ① 初版 10,000部 平成24年5月下旬                      ② 改訂版 10,000部 平成24年8月下旬                      (2) テーマ別リーフレット                      A4版・8ページ程度 部数:15,000部程度                      ① 第1版 5,000部 平成24年5月下旬                      ② 第2版 5,000部 平成24年8月下旬                      ③ 第3版 5,000部 平成24年11月上旬                      (3) 旅行エージェント向けパンフレット                      A4版・8ページ程度 データ納品（略）</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年4月より、曖昧な表記は改めるとともに、保管契約は改め分割納品は廃止いたしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>① 第1版 平成24年5月下旬                      ② 第2版 平成24年9月下旬                      (4) ポスター                      B1ポスター 片面カラー1,000枚 平成24年5月下旬                      (略)                      5. 納品場所                      (住所略) 長崎県文化観光振興局観光振興課 (以下略)                      ※二重線は、包括外部監査人による。</p> <p>しかも、上記成果物の納品・履行確認については、S社より平成25年1月8日付けで業務完了報告書の提出があり、県も同日「委託業務検査調書」を作成しているが、まとめて検品した形となっており、これは事実と相違し、虚偽である。県は、いったん全てを納品し、引き取って保管した上、分割納品したと主張するが(後日、観光振興課より下線部分について認識誤りであった旨訂正を受けている)、一括納品した納品書や写真もなければ、分割納品した際の納品書も「一切ない」の一点張りであった。請負契約の履行確認の不履行もさることながら、極めて不適切な処理と言わざるを得ない。</p> <p>県側は在庫保管場所の狭隘さを主張するが、不適切経理の温床になることを考えれば、分割納品や委託先との保管契約を盛り込むことは今後禁止すべきである。発注・検収を厳格化した平成18年度の不適切経理の反省や対策とは何だったのだろうか。</p> <p>同種の問題は、観光連盟でも検出されている。観光振興課と連盟の体質改善を望む。</p>		

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-7 観光振興課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 157	観光振興課	長崎県内の離島地域における中国からの誘客調査業務委託について 契約書上の瑕疵について（指摘）  請負契約でありながら、印紙の貼付がなされていない。契約事務における相互牽制体制を確立する必要がある。	（措置済）  課内での牽制機能を強化し、適正な事務処理を図るため、平成26年3月に課内共有のチェックリストを作成いたしました。	
p. 157	観光振興課	長崎県内の離島地域における中国からの誘客調査業務委託について 入札委任状の印影相違を看過し、落札者の変更に至った点について（意見）  一般競争入札の資格審査申請時提出された印鑑届けの印影と、入札委任状に押印された印影が相違していることを看過した結果、入札後、出納局の指摘により落札者が失格し、次順位者へと契約者変更に至っている。委任状の法的性質と、記名押印という事務を前提に考えれば、印影相違では委任に瑕疵が生じるのは当然であって、出納局の措置は適切であったと思われる。 担当課は、入札事務の適切な執行を行うよう、今後検証を厳格に行うべきと考える。	（措置済）  平成26年度からは入札日当日資格審査の書類を持参し、その場でチェックを行うこととしています。	
p. 157	観光振興課	外国人観光客受入サポート事業（緊急雇用創出事業）業務委託について 契約書上の瑕疵について（意見）  当該契約に係る書類の5年間保管義務については、仕様書で謳うのではなく、契約書で約定すべきである。	（措置済）  本事業は終了しておりますが、今後同様の内容については、書類保存義務の条項を追加いたします。なお、平成26年3月に課独自のチェックリストを作成し、契約時に確認することとしております。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 158	観光振興課	<p>外国人観光客受入サポート事業（緊急雇用創出事業）業務委託について 当初積算金額の不正確さと前金払いによる資金融通について（意見）</p> <p>当該契約は、当初の積算及び当初契約書上、13,284,128円であった。 それが、二回の変更契約と精算減により最終的には6,475,086円となっている。 契約及び収支の状況は以下の通り。 【監査結果報告書158頁参照】 このうち、No3、4については、日中関係の冷え込みによるイベントの中止や上海航路の長期運休など、外部要因によるものであるが、No2については、人件費に係る当初積算が実態とかい離していたため、契約額を一括して前金払いにより収受していた連盟では、他の職員と均衡した給与しか払えないため、余剰が生じるため、変更契約及び余剰額の受払となったものである。 観光振興課と観光連盟は、同一フロアにあり、職員の派遣も行われており、積算が膨らんでいることなど容易に判明したはずであり、このような積算を課、連盟ともに看過して契約締結したことは誠に理解に苦しむところである。積算資料にも人件費単価等の根拠は明示されていない。しかも、後述の「ながさき旅クラブ会員向けキャンペーン事業等（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業）事務局業務事務委託」は、県と連盟間で同時期契約された案件であるが、ここでの人件費単価は180,000円となっており、誠に不可解な事案としか言いようがない。牽制が利いていない以前の話である。 また、委任契約を前提とする前金払いの金額については、特に制約があるわけではないが、6月28日に連盟に渡り（全額が前金払い）、2か月以上も時間をおいて9月7日になって返還を行っている。 かかる事務処理を総合的に勘案すると、県による資金援助が行われたと言わざるを得ない。実際、説明のつかない約260万円もの資金が連盟の中でストックされていたのであり、連盟がその資金融通の利益を享受している。 後述の⑤の問題も含め、復興財源による緊急雇用創出事業がこのような形で運用されることに激しい憤りを感じるのは、我々だけではあるまい。極めて不適切な処理である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事業は終了しておりますが、今後同様の事業については、積算を明確にし、資料を添付するよう改めます。また、変更契約についても、変更が生じた場合は、即座に行うよういたします。</p>	
p. 158	観光振興課	<p>外国人観光客受入サポート事業（緊急雇用創出事業）業務委託について 契約違反（承認なき再委託）について（指摘）</p> <p>パンフレット作製費を検証したところ、連盟とY社との間で締結された契約は「パンフレット作成業務委託」であった。県と連盟との委託契約書第5条（再委託の禁止）では、再委託を禁止しており、書面により県の承諾を得たときに限りこれが許される旨、定められているが、承諾を得る手続きがなされていない。連盟は、観光振興課と同一フロアであり、検証不足としか言いようがない。実績報告の確認時の検証においても再委託の事実を看過している。</p>	<p>（措置済）</p> <p>今後、県の承認がない再委託が行われることがないように、検証を厳格に行うために、チェックリストを活用してチェック管理を強化しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 159	観光振興課	外国人観光客受入サポート事業（緊急雇用創出事業）業務委託について再委託により作成されたパンフレットの適正発注量と所有権について（指摘）  上記、再委託によって作成されたパンフレットの未使用分がまだ、連盟に約4,500部存在しており、適正量の発注がなされていない問題がある。 しかも、当該パンフレットの本来の所有権は「県」である。連盟は委託により作成したに過ぎない。にもかかわらず、パンフレットを他の連盟の事業に流用しているが、これも不適切な事務である。流用したパンフレットの製作費については返還額を算定し、県へ返還させる必要がある。このままでは、実費精算である委託費に「利益供与」が含まれていることとなる。 なお、パンフレットを県に納めれば返還は免れるわけではなく、そもそも流用分の当該委託事業との関連性は薄く、そもそも冗費であったことを想起すべきである。	（その他）  パンフレットは内容や種類に応じて計画的に作成していますが、性質上、活用期限が年度で割り切れない部分があり、内容や必要部数を設定いたしました。 現に、当該パンフレットは、作成から1年3月を経過した平成26年5月には全て使い切っており、他のパンフレット類を作成する場合と比較しても適正を欠く分量であったと言うまでには至らないと考えています。 また、観光連盟によるパンフレットの使用は県の観光PRの為であり、県がパンフレット作成した「海外に向けた情報発信・誘客」という目的に違わないものであるため、製作費を返還させる予定はありません。	
p. 159	観光振興課	外国人観光客受入サポート事業（緊急雇用創出事業）業務委託について契約書条項の誤りについて（指摘）  上記、連盟とY社との契約書上、著作権は連盟に帰属するとの条項が見られるが、そもそも再委託であり、著作権は「県」に帰属する。条項の誤りである。 また、県と連盟との間の契約書には著作権の帰属について条項がなく、⑤で触れた問題を招来している。	（措置済）  今後、県の承認がない再委託が行われることがないように、検証を厳格に行うために、チェックリストを活用してチェック管理を強化しました。	
p. 159	観光振興課	対馬韓国人観光客おもてなし事業（緊急雇用創出事業）業務委託について契約書上の瑕疵について（指摘）  委任契約でありながら、印紙が貼付されている。県側の検証がなされていない。また、5年間の書類保管は、仕様書ではなく契約書上で約定すべきである。	（措置済）  本事業は終了しておりますが、今後同様の契約については、平成26年3月に作成した課独自のチェックリストを活用し、印紙の検証を行います。また、書類保存義務の条項を追加いたします。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-7 観光振興課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 159	観光振興課	対馬韓国人観光客おもてなし事業（緊急雇用創出事業）業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。人件費単価の算出等、積算金額の根拠の不明な点があり、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。	（措置済）  本事業は終了しておりますが、今後同様の事業の積算根拠については、明確な資料を添付し伺いにより検証及び承認を行います。	
p. 160	観光振興課	「情報発信等による長崎県亜熱帯植物園の魅力アップ事業」（緊急雇用創出事業）業務委託について 契約書上の瑕疵について（指摘）  委任契約でありながら、変更契約書（3月5日契約分）に印紙が貼付されている。県側の検証がなされていない。また、5年間の書類保管は、仕様書ではなく契約書上で約定するべきである。	（措置済）  本事業は終了しておりますが、今後同様の契約については、平成26年3月に作成した課独自のチェックリストを活用し、印紙の検証を行います。また、書類保存義務の条項を追加いたします。	
p. 160	観光振興課	「情報発信等による長崎県亜熱帯植物園の魅力アップ事業」（緊急雇用創出事業）業務委託について 年度末の需用費について（意見）  契約期間末（年度末）近辺で、以下の需用費（消耗品）が購入されているが、事業関連性が低く、不適切である。県側も実績確認時に看過しており、検証を厳格に行うべきである。	（措置済）  本事業は終了しておりますが、今後同様の事業については、実績確認を厳格に行うようにいたします。	
p. 160	観光振興課	ながさき旅クラブ会員向けキャンペーン事業等（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業）事務局業務事務委託について 労働者募集について（意見）  本委託事務において、新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人の申込みのほか、文書による募集、直接募集の公開を図るものとされている。労働者の募集にあたり一次審査により3名を選考した。面接前に2名が辞退し残りの1名を面接したが、その者以外にも適任者がいないかどうか内部で検討したところ、他の緊急雇用創出事業での面接で不採用となった者のうち評価の高かった者がいたので、その者に直接連絡をとり再度面接して採用することに決定した。最初に面接した者からは、その後自己都合により辞退する旨の連絡があった。この事業の本来の目的は開かれた募集の中での雇用創出であり、労働者募集にあたっては公開性・公平性が確実に担保されていなければならない。事業の遂行を急ぐあまり、採用手続きに不備がある。	（措置済）  今後はこのような誤りがないよう十分注意し、適正な事務の執行に努めてまいります。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-7 観光振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 161	観光振興課	ながさき旅クラブ会員向けキャンペーン事業等（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業）事務局業務事務委託について 契約書上の瑕疵について（意見）  当該契約に係る書類の5年間の保管義務については、仕様書で謳うのではなく、契約書で約定すべきである。	（措置済）  本事業は終了しておりますが、今後同様の契約については、平成26年3月に作成した課独自のチェックリストを活用し、印紙の検証を行います。また、書類保存義務の条項を追加いたします。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 164	物産ブランド推進課 総務文書課	<p>【長崎県ブランド産品輸出促進補助金について】 補助金支給先の選定基準について（意見）</p> <p>上記「補助金の概要」には表れていないが、事業者の経営状況が悪化し、補助金交付先の選定を受けながら、事業を取りやめ、補助金受給を辞退した先がある。</p> <p>当該補助金は、検討委員会設置要綱に基づく検討委員会によって支給先を選定している。しかしながら、直近の決算書は取り寄せているものの委員会での選定基準に財務内容が含まれていない。</p> <p>辞退した事業者は、累積赤字により債務超過の状態に陥っており、当初、申請にあたって商談会・展示会を計画しながら、その後急激な業績悪化を理由に補助金事業中止申請書を提出し辞退に至っている。中止申請書が提出されたことは良かったものの、場合によっては補助金を受給しながら倒産し、補助の目的が失われる事態も想定される。</p> <p>実際、他にも補助金辞退には至っていないが、財務内容が芳しくなく今後の事業継続に不安が残る事業者も見られる。</p> <p>今後は、選定基準に財務内容も加味し、事業継続の懸念がない事業者を選定するよう見直すべきであろう。なお、個人事業に近い小規</p>	<p>平成24年6月から、長崎県ブランド産品輸出促進事業補助金の交付先選定については、補助金検討委員会における選定項目に財務状況を加え、事業継続が可能と判断される事業者を選定するよう改めました。</p>	<p>要約相違と措置誤りについて（指摘）</p> <p>要約相違がある。「財務面の検討と事業継続の検討が必要な補助金は他にも「長崎県ふるさと産業振興事業補助金」（9団体合計の支出額7,056,000円）がある。」が漏れている。同補助金は、産業振興課において平成23年度に10団体7,880,000円交付されており、この補助金に係る措置が触れられていない。平成24年度には、当該補助金が廃止されているとはいえ、当該補助金が廃止されている旨、同種の補助金について対応する旨等措置があつてしかるべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>監査結果に係る措置については、これまでも監査結果報告書の原文に基づいて対応し、一定問題ないとの認識でありましたが、平成24年度の包括外部監査における意見を踏まえ、平成24年度の措置に関する調書から監査結果報告書の「原文」を転記し、図や表など転記が困難な箇所は報告書の該当頁を参照することとしました。</p>	
				<p>財務基準に関する措置のありかたについて（意見）</p> <p>財務基準を設けるよう「意見」としたのは、事業継続の懸念がある事業者に対する補助金は、破たんした際に交付した意義が失われるからであり、検討会の採点要領を見ると、25点満点中、財務状況を4点満点で加点するようにしたにすぎず、事業継続の難しい事業者を本当に排除するよう機能していない。</p> <p>どれだけ他の採点要素が高くとも、例えば債務超過が継続している、大幅な営業赤字が続いているなど、財務内容に懸念がある事業者は排除するよう採択基準自体を見直すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度補助金から、財務内容に懸念がある事業者については、中小企業診断士の財務診断を行い、その結果を踏まえ採択の判断をすることといたしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>模事業者については、単に決算書のみを判断基準とするのではなく、仮に大幅な債務超過であったとしても個人資産の有無など実体面をヒアリング等で確認することが必要であろう。逆に資産超過であったとしても、資産価値のないもの、不良資産や簿外負債がないか留意する必要もある。財務面の検討と事業継続の検討が必要な補助金は他にも「長崎県ふるさと産業振興事業補助金」（9団体合計の支出済額7,056,000円）がある。</p>		<p>その他の論点は、後述「2. 追加検討した事項」を参照のこと。</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 168	物産ブランド推進課	<p>【社団法人長崎県物産振興協会について】</p> <p>ア 長崎県物産振興協会のあり方等について（意見）</p> <p>長崎県物産振興協会（以下、協会とする。）の取扱高（売上その他、手数料等を含む）の年度推移は下記の通りである。</p> <p>【監査結果報告書167頁参照】</p> <p>このうち、平成20年度からの事業別の取扱高の明細は下記の通りである。（表略）</p> <p>また当協会の平成23年3月末の正味財産額は68,298千円である。</p> <p>ここで、当協会の本来の設立目的は、長崎県産品の宣伝斡旋及び販路拡大の増進をはかり、もって本県産業の発展に寄与することである。協会は、県からの補助金や委託料の他受益者である会員からの事業参加に係る手数料を徴収することにより運営を行っているが、上記の事業の内容を見ても判断できるように、実質は営利目的の事業に類似した事業を行っている部分もある。</p> <p>また、公益法人はもともと、非営利（構成員に配当を行わない）かつ公益（不特定多数の者の利益を図る）を目的とする法人であったが、公益法人制度を抜本的に改革するため、2006年3月に「公益法人制</p>	<p>当協会においては、これまでも協会の営利追求ではなく、会員及び県内事業者の共通の利益を目指し、県産品の振興を行ってきているところであります。さらに、新法人移行に向け事業内容の検討をしており、公益目的の事業を拡充する計画があります。県としては、公益目的の事業に対する支援を行うとともに、当協会の目的である長崎県産品の宣伝斡旋及び販路拡大の増進を図り、もって本県産業の発展に寄与する事業について連携して取り組んでまいります。</p>	<p>措置の具体化について（意見）</p> <p>協会サイドとしては、公益目的事業の拡充が資料等で確認できるが、後段の県の取組みについては、考え方としてはヒアリングできたが、それが具体的な計画書等の書面で確認することができなかった。監査で提示された課題について先送りにせず、具体的な計画と実施結果を提示できるように取り組むべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>ご意見を踏まえ、県の取組が、長崎県物産振興協会の公益目的事業に対する支援であることが提示できるように、計画と実施結果をとりまとめ、関係事業の実績に綴るよう改めました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>度改革関連3法案」が閣議決定され、同年5月に第164回通常国会において法案が成立し、2008年12月から施行され、新制度に移行している。そこで当協会も公益法人制度改革への対応として、平成23年度定期総会の第6号議案で審議され、この中で下記のような課題があることから一般社団法人への移行を目指すことで承認されている。</p> <p>(課題)</p> <p>(i) 現在実施している事業に「公益目的事業」に当てはまる事業がない。</p> <p>(ii) 現体制で事業費率が50/100を超える規模の「公益目的事業」を新たに実施するのは困難であり、今後取り組むにも十分な検討と準備が必要となる。</p> <p>(iii) 会員制度を維持していく場合、その会員のみの構成で実施する事業は「共益事業」とみなされ、「不特定多数の利益の増進の寄与する事業」との主張は出来ない。</p> <p>(iii) 当協会の目的である「長崎県産品の宣伝斡旋及び販路拡大の増進を図り、もって本県産業の発展に寄与するため」には、これまで取り組んできた各種事業を安定的に継続し、更なる発展を目指す事が最優先課題である。</p> <p>公益法人制度改革により、当協会の今後の方針としては現状では一般社団法人を</p>				

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>目指す事になるが、これまで以上の深度で当協会の本来の設立目的と目的達成のための事業内容の再検討は当然であり、長崎県としても、今までの当協会との関係を再度検討するようになければならないと思われる。</p>				

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 171	物産ブランド推進課	<p>【社団法人長崎県物産振興協会について】                      (ii) 計算書類について                      (意見)</p> <p>協会の計算書類に関して、今現在新公益法人会計基準（平成16年基準）及び新・新公益法人会計基準のいずれにも則って作成されていない。                      新公益法人会計基準及び新・新公益法人会計基準で作成しなければいけないという法律はないが、少なくとも新公益法人会計基準に則って計算書類を作成することが望ましいと思われる。                      また、今現在作成されている書類として、一般会計に関しては収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録、勘定科目明細、剰余金処分案、特別会計として、インターネット販売促進事業の収支計算書と貸借対照表があるが、正味財産増減計算書、財産目録は作成されていない。                      今後、一般社団法人への移行に際しての申請の際には長崎県では新・新公益法人会計での書類の作成が要請されていることから早急に見直すべきである。                      また、計算書類に対しての注記事項が全く記載されていない。                      例：会計方針について、例えば当協会の消費税の会計処理は税抜きで行われているが、その記載もなされて</p>	<p>平成24年度からは、従来の計算書類に加えて収支計算書及び正味財産増減計算書について、一般会計と特別会計の総括表を掲載し、合わせてそれら計算書に対する注記も掲載しました。                      今後、一般社団法人への移行に向け、新公益法人会計基準に則った決算書類作成について検討してまいります。</p>	<p>措置の遅延について（意見）                      ヒアリングによれば、平成25年度決算から新公益法人会計基準を採用することであった。迅速な対応がなされていない。</p>	<p>(措置済)</p> <p>長崎県物産振興協会は、平成26年4月1日付けで一般社団法人へ移行しており、平成25年度決算（平成26年6月）から、新公益法人の会計基準に則った決算書類を作成しております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		いない。この場合、利用者が計算書類を閲覧する場合に判断に迷う事になり望ましいとはいえない。				

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 172	物産ブランド推進課	<p>【社団法人長崎県物産振興協会について】 (iii) 理事会の開催について（意見）</p> <p>当協会においては、現行、基本的に理事会を年2回、半期・通期の決算報告時に実施している。今の特例民法法人として特段の問題はないが、少なくとも決算期前に翌年度の予算に関しての理事会は開催することが望ましいと思われる。なお、今後一般社団法人へ移行した場合、理事会は原則3ヶ月に1回の頻度で開催することになっており（定款において毎事業年度4カ月を超える間隔で最低2回に減らすことも可能（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項））、見直すことが望ましいと考える。</p>	<p>一般社団法人への移行準備の中で、理事会の開催時期及び頻度についても併せて検討してまいります。</p>	<p>措置の対応について（意見）</p> <p>県側より3月の段階で、翌年度の事業計画が十分に策定できない状況にあるということから、決算期前の予算に係る理事会開催が難しい旨、回答があった。しかし、現状に甘んじれば、年度当初から総会時期までの数か月間は事業計画のない状態で協会を運営することになり、ガバナンスが喪失していることに変わりはない。運用面での工夫が必要であると考えている。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年6月定期総会において、予算承認を理事会承認事項とするよう定款変更を行い、翌年度予算については3月開催の理事会で承認を得ることと改めました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 175	物産ブランド推進課	<p>【社団法人長崎県物産振興協会について】                      (v) 平成23年4月の物産展（於：大分県百貨店）に関する経費について（指摘）</p> <p>平成23年4月7日から12日に大分県百貨店で「長崎の観光物産展」を行った。この物産展の開催にあたっては、平成23年3月31日に百貨店への協賛金として100万円が未払金として計上されている。この請求書を確認したところその内容は、折込広告制作とされていた。</p> <p>この折込広告について、その発行日を確認したところ、その発行日は、4月6日となっており、この折込広告については、その発行前の段階で折込広告の制作費として請求書が上げられていることになる。これが製作に関する費用であるため、発行前の段階で請求書があげられたとしても、折込チラシの配布を除く制作だけで100万円の費用がかかるとは考えずらく疑問が残るところである。</p> <p>4月6日に発行される折り込み広告に関する費用であるならば、その費用は前払金（繰延資産的性質の位置づけ）として計上すべきものであり、収支計算書上も前払金の支出として処理を行うべきものであり、決算書の表示の誤りといえる。また、結果として法人税の</p>	<p>広告制作費の内容としては、折込費用ではなく、広告を含む催事にかかる企画費等であり、4月以降のチラシの配布費用は含んでおりません。平成22年度中に役務の提供が行われたものに対する請求であり、同年度末の未払計上に問題はないものと考えております。今後は誤解を受けることの無いよう適正な事務処理に努めております。</p>	<p>措置内容の不合理性について（指摘）</p> <p>上記措置内容を検証したところ、納得のいくような回答は得られなかった。監査の指摘については誠実に対応すべきであり、県も適切に指導をするべきである。</p> <p>①「広告制作費の内容としては、折込費用ではなく、広告を含む催事にかかる企画費等であり、4月以降のチラシの配布費用は含んでおりません」の証拠書類の提示について措置で反証したにもかかわらず、県からは、何ら裏付けにあたる資料提示はなかった。根拠もなく監査結果に反する主張をすることは許されるものではない。</p> <p>②平成23年度監査における県の主張の変化について平成23年度監査にかかる事実確認段階、及び報告書の初稿段階（対面によるヒアリング一回目）において、県からは以下の主張があった。                      【監査結果報告書175頁参照】                      この主張では、全くもって、4月の催事の前払金（しかも未払金なので経費としての実体がない）にすぎないため説得力がなく、反証にもなっておらず到底受容することのできない内容であったので、報告書の</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年度以降の分については、広告制作費等は物産展開催年度の費用として計上し、適正な事務処理を行っております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>計算上もこの折込チラシ代100万円については、損金の額として計上されているが、法人税法の所得の計算上この経費については、役務の提供が行われていない費用の額と考えられ、平成23年3月期の決算においては、損金の額としては認められないものだといえる。この折込チラシの製作代については、その役務の提供が行われる平成24年3月期において法人税法上の損金として処理されるべきものだといえる。</p> <p>また、当金額については、消費税額の計算においても仕入税額控除として消費税額の計算が行われている。このため、法人税及び消費税の申告について対応を検討する必要があるものといえる。</p>		<p>見直しは行っていない。しかも、その後の協議（報告書第2稿以降）では、上記主張は取り下げられている。</p> <p>県は、報告書の主張を変えられないと納得したと思われる。</p> <p>しかしながら、監査後の措置に至って、再び同じような主張を繰り返しており、しかも年度中の経費の未払金であるかのような主張である。</p> <p>役務の提供の完了をもって費用の計上ができるのであるから、企画が完了した旨の書面が必要であり、企画費だけで100万もかかるとは到底思えないと監査で言われているのであるから、企画費だけの対価として100万円支払う合理性を立証すべきである。</p> <p>包括外部監査の指摘事項に係る措置は、誠実に行わなければならない。また措置状況の公表は、地方自治法に基づく県民に対する説明責任の場であることを再認識すべきである。包括外部監査の手を離れた瞬間、手のひらを反して、根拠もなく措置を行わないなど許される行為ではない。</p>		

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 179	物産ブランド推進課	平成24年度長崎県陶磁器「全国発信！」事業補助金について 補助金交付決定通知の交付の条件について（指摘）  当該補助金交付決定通知の交付の条件に、補助金適正化法等関係法令、国の補助要綱等に従う他、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記する必要がある。	（措置済）  当該補助金は、平成25年度で終了いたしました。 今後、同様の補助金においては、交付の条件に、補助金適正化法等関係法令に従う他、県交付規則、局の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨を併記します。	
p. 179	物産ブランド推進課	平成24年度長崎県陶磁器「全国発信！」事業補助金について 部の交付要綱の別表及び実施要綱に定める補助対象者の不一致について（指摘）  部の交付要綱の別表及び実施要綱に定める補助対象者名が「東京ドーム「テーブルウェアフェスティバル」実行委員会」となっており、「東京ドーム実行委員会」と名義相違である。	（措置済）  平成25年4月に、局の交付要綱の別表及び実施要綱の改正を行いました。	
p. 180	物産ブランド推進課	長崎ブランド産品輸出促進補助金について 予算編成方針の遵守について（意見）  財政課より「平成24年度長崎県予算編成方針」が出されているが、毎年のように「原則として、1件100万円未満の零細補助金については、廃止を含め見直しを行うこと。」との方針が示されている。 当該補助金は、平均しても18万7千円程度であり、過年度も、例年100万円を超えるS社を除けば、平均17万9千円（平成23年度）、23万3千円（平成22年度）で推移している。 特に平成24年度は、会社法上の大会社であるT社のほぼ全額旅費に対し6万7千円を補助しているが、会社の体力からして、公費で賄う意義があるか疑問である。 当該補助金を継続するのであれば、制度設計を見直すべきである。	（その他）  零細補助金が例外的な措置であることは十分認識しておりますが、県内中小企業にとっては少額であっても、輸出に取り組む足がかりとして有効な制度であり、国が輸出1兆円を目指すなか、県産品の輸出促進のため時限的に必要な制度と考えております。 なお、その必要性については毎年検討してまいります。	
p. 180	物産ブランド推進課	長崎俵物販売促進PR事業費補助金について 任意団体への補助事業としてのあり方について 任意団体から提出された書面の誤りについて（指摘）  事業計画書、交付申請書、計画変更承認申請書、実績報告書、交付請求書の提出者、請求者各々が、社団法人長崎県水産加工振興協会（平成25年4月から一般社団法人。以下、振興協会）の代表理事名で記名、そして振興協会の代表理事印が押印されている。 本来は、任意団体の代表者、任意団体の代表者印が押印されていなければならない。	（措置済）  任意団体に対し、代表者印の整備と、今後任意団体で補助事業を実施する場合は任意団体代表者名で申請するよう指導しました。なお、平成26年度事業からは任意団体の構成員それぞれが事業主体となるよう改めました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 181	物産ブランド推進課	長崎俵物販売促進PR事業費補助金について 任意団体への補助事業としてのあり方について 補助金の振込口座について（指摘）  補助金の振込口座の指定が、振興協会の代表理事名義の口座であり、補助事業者の名義（創出協議会代表者名義）ではないにもかかわらず、県はこれを看過している。	（措置済）  平成25年度事業は、任意団体の代表者名義の口座が作成され、県においても確認のうえ、補助金の振込処理を行いました。	
p. 181	物産ブランド推進課	長崎俵物販売促進PR事業費補助金について 構成団体が会計分離を行っていない点について 請求書の名義が構成団体である点について（意見）  資金の流れについて説明すると、代表団体である振興協会が県費補助金を一旦收受し、各構成団体の行った事業のうち、県費で賄うべき部分について支払っている。次に収支（経理面）としては、創出協議会の収支計算書を作成する段階で、各構成団体の収支（自己負担+県費補助）が合算される。このため、各構成団体においては、自己の会計と創出協議会の会計とを会計分離していない。外部業者との取引（自身に対する取引すらある）においては、構成団体名義で請求書を受領している。 このような経理のため、名義の面からは任意団体に請求が帰属せず、しかも構成団体の活動を任意団体の活動として合算しているが、代表団体と他の構成団体との間で委託契約が存在しているわけでもなく、代表団体が構成団体に対して助成事業をやっているわけでもないため、「合算する」根拠がない。 本来は、創出協議会に負担金を拠出し、県費補助金と合わせて資金を創出協議会で分離すべきである。そして構成団体の経理と明確に会計分離しなければ、上記のような説明のつかない事務処理が生じ、構成団体の都合で構成団体の経費が任意団体の経費に組み込まれる可能性もある（逆もあり）。これらの事務処理を行うために、代表団体の事務所が使用されるだけであり、人件費も創出協議会が雇用若しくは事務委託する形で経理するべきである。 以上、不明瞭な事務が行われているので是正するべきである。	（措置済）  他の指摘も踏まえ、平成26年度事業から任意団体の構成員それぞれが事業主体となるよう改めました。	
p. 181	物産ブランド推進課	長崎俵物販売促進PR事業費補助金について 構成団体が会計分離を行っていない点について 創出協議会の収支決算書が作成されていない点について（意見）  補助事業者たる任意団体は、公益事業を担うだけのガバナンスが働いていなければならぬ。ゆえに、規約や経理規程等の整備、決算書の承認、監査手続きが要求されるのである。しかし、創出協議会は、個々の県費補助金の実績報告のための収支計算書を作成はしているが、肝心の創出協議会自体の収支報告書を作成していない。今後は、経理規程を整備し、決算監査・報告・承認という手続きを行わなければならない。県も創出協議会に対して適切な指導が必要である。	（措置済）  監査結果をふ踏まえ、規約や経理規程等の整備、決算書の承認、監査手続きなど、公益事業をなす体制を整えるよう指導を行いました。任意団体から体制整備は困難との回答があったことから、平成26年度事業から任意団体の構成員それぞれが事業主体となるよう改めました。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 181	物産ブランド推進課	長崎俵物販売促進PR事業費補助金について 双方代理（民法第108条）の発生について（指摘）  構成団体相互の取引において、代表者が同一人物である事例があり、双方代理が発生している事案がある。双方代理では、代理の効果の帰属が認められなくなるため、どちらかで代理人を立て、委任状を発行して双方代理を回避する手続きが必要である。これも会計分離が意識されていないことが原因のひとつと思われる。	（措置済）  監査結果を踏まえ、双方代理の問題について事業主体に対し説明し、双方代理を回避するよう指導を行い、平成25年度事業において、改善がなされました。	
p. 182	物産ブランド推進課	長崎俵物販売促進PR事業費補助金について 実施要綱の遵守の確認について（意見）  実施要綱第4条（1）では、「補助事業者が、最小の経費で最大の効果をあげ得るよう努めなければならない」としているが、支出金額の大きいものについて、見積書の徴取を行う等、経済性の努力を払っているか、県は検証していない。今後は指導もあわせ、検証を厳格に行うべきである。	（措置済）  監査結果を踏まえ、事業効果を高めるため、高額かつ見積徴取可能な内容については事前に徴取するなど、経済性の努力を払うよう指導し、平成25年度事業から改善されました。	
p. 182	物産ブランド推進課	長崎俵物販売促進PR事業費補助金について 対象外経費の混入について（指摘）  空港ショップの冷凍袋の購入代650,000円については、拠点店舗での販売促進活動の推進の一環として事業計画に含まれているが、販売促進活動ではなく、単なる販売活動の経費補助であり、当該事業の目的とは相違するものとする。販売促進活動を支援するのであれば、のぼりやポスターの掲示など、販売に間接的に寄与し、俵物のPRに資する内容であるべきではないか。冷凍袋ではあまりにも商売に直結し、構成団体の経費補助となっていると思われる。	（措置済）  監査結果を踏まえ、平成25年度事業では事業外とし、平成26年度事業では経費内容の精査を行い、事業目的に沿わない経費については補助対象から除外いたしました。	
p. 182	物産ブランド推進課	長崎俵物販売促進PR事業費補助金について 構成団体相互間の取引の検証の徹底について（意見）  構成団体相互間の取引、若しくは構成団体の支配や影響力の及ぶ関連当事者との取引については、補助対象事業経費の生じた補助事業が、本当に行われた正当なものか、納品書や証拠写真、アンケート、詳細なレポートなど十分な心証の得られるよう疎明資料を徴取するとともに、担当者が現地視察や立会を行うなど、一定の牽制をかけるべきである。また、金額の妥当性も十分に留意するべきである。構成団体等の取引では、架空取引・水増し取引が容易に行うためである。 ただし、上記のように一定言えるとしても、検証の実現性はあまり高くなく、県側が検証の責任を負えないことも想定されるため、一方で事業のありかたそのものを見直すことも視野に入れる必要はあろう。	（措置済）  他のご指摘も踏まえ、平成26年度事業から任意団体の構成員それぞれが事業主体となるよう改めました。また、事業実施にあたっては、証拠写真、事業実施の詳細を確認できる書類の整備を徹底するよう、事業実施主体に指導いたしました。なお当補助事業については、水産部との協議により廃止することといたしました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 182	物産ブランド推進課	<p>長崎俵物販売促進PR事業費補助金について委託事業と補助事業の違いについて（意見）</p> <p>そもそも、長崎俵物販売促進PR事業が補助事業になっている点は疑問が生じる。再掲になるが、当該補助金の目的は次の通りである。  <u>平成長崎俵物の販売促進PR活動の実施に対し支援することにより平成長崎俵物の販路拡大を図る。</u></p> <p>また、当該事業の計画書においても以下のように事業の目的が説明されている。          長崎県水産加工品のリーディング商品である平成「長崎俵物」について、近年の構造不況によって購買力が減少傾向にある県内外の消費者や流通業者等に対し、積極的にPR・販売促進活動を行い、水産物に対する消費の呼び戻しと県内水産加工業の活性化を目的とする。</p> <p>水産加工・流通室の委託事業に「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業に係る長崎空港ブランドショップ運営業務委託（契約額7,000,000円）があるが、これも、長崎県水産加工振興協会への委任契約であり、随契理由として、以下のように説明がある。  <u>本業務は、平成「長崎俵物」のPRと販売促進を図るとともに、販売時における消費者ニーズを把握し、その情報を認定業者の商品開発や改良等に生かす「アンテナショップ」としての機能を果たすことが求められる。</u>（社）長崎県水産加工振興協会は、認定商品に対する情報に精通し、県内統一組織として水産加工業者に対する指導ができる公益的な性格を持つ法人であり、俵物認定事業など他の関係業務と一体的に取り組むことで、最も効果的かつ効率的な実施が可能である。</p> <p>どちらの事業も俵物の販売促進とPRを主な目的としているが、前者は県の直接事業ではないが公益性があると判断した補助事業、後者は県の直接事業を委託したものである。          両者に一貫性は感じられない。          平成長崎俵物の販売促進とPRは、県にとって直接事業なのだろうか。それとも補助すべき公益事業なのだろうか。          つまり、水産加工・流通室とブランド推進課とではスタンスが違い、部署によって「直接事業」の位置づけは相違が生じ、判断が相対的なものになっている（更に水産加工・流通室内でも類似の事業が、委託契約と補助事業として行われており、課内であっても一貫性がない）。          県としての足並みがそろわず、場合、場合によって補助と委託を使い分けることには全く納得いくものではない。          「平成長崎俵物」というブランドの育成・推進には、これまで多額の県費が充てられ、今後も継続的に取り組むべき事業であると思われるが、これを県の直接事業とするか否か、再度全庁で検討するべきであると思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成「長崎俵物」の全般的なPRについては委託、水産加工団体が実施する平成「長崎俵物」認定商品の個々の販売を促進するPR活動や商品開発等の取組については補助事業で支援しており、明確に区分のうえ対応しておりました。なお当補助事業については、水産部との協議により廃止することといたしました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 183	物産ブランド推進課	長崎県産酒愛飲キャンペーンの実施にかかる業務委託について 入札書の封緘（ふうかん）がなされていない点について（指摘）  当該契約事務を綴った「原議」に、入札書とともに入札時使用した封筒が綴られていたが、「封緘」の痕跡がなかった。通常は封筒の封が糊付けされ、開札時、封筒の端をハサミで切り落としているはずであるが、封がそのまま残っていた。 財務規則第99条でも「入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、契約担当者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時までに指定の場所に提出しなければならない」とあり、封緘が求められている。 規則で求められた入札時の動作が遵守されていない。 「封緘は、現在は強制されていない」とのコメントも物産ブランド推進課以外の一部の課で聞かれたが、本県事務において封緘を強制しない根拠（文書化されたもの）も存在せず、財務規則に反していることには変わりはない。封緘が現実に適合しないのであれば、規則の改正が先であると考え。 今後は、財務規則で求められている動作の遵守を証明するために、封緘・使用済みの封筒を原議に綴りこむべきと考える。	（措置済）  財務規則第99条が改正され、「封かん」は不要となっております。	
p. 184	物産ブランド推進課	長崎県産酒愛飲キャンペーンの実施にかかる業務委託について 設計金額の根拠の明確化について（意見）  設計金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠等）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにすべきである。	（措置済）  平成25年度契約から、予定価格の積算にあたっては、設計金額の根拠を明確にし、資料を添付するよう改めました。	
p. 184	物産ブランド推進課	「食材の宝庫ながさき」ブランド確立事業業務委託について 入札書の封緘（ふうかん）がなされていない点について（指摘）  「封緘」の痕跡がなかった。財務規則第99条で求められた入札時の動作が遵守されていない。	（措置済）  財務規則第99条が改正され、「封かん」は不要となっております。	
p. 184	物産ブランド推進課	「食材の宝庫ながさき」ブランド確立事業業務委託について 設計金額の根拠の明確化について（意見）  設計金額の根拠の不明な点があり（店頭PRイベントサンプル経費、管理費割合15%の根拠など）、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにすべきである。	（措置済）  平成26年度事業から、予定価格の積算にあたっては、設計金額の根拠を明確にするよう改めました。なお、「食材の宝庫ながさき」ブランド確立事業業務委託は、平成25年度で終了いたしました。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 184	物産ブランド推進課	<p>「食材の宝庫ながさき」ブランド確立事業業務委託について 資格審査結果の転用時の問題について（指摘）</p> <p>資格審査申請時、契約使用印の申請がなされ、この印影と入札書（若しくは委任状）に押印された会社印の印影の一致を確認しており、入札書（若しくは委任状）の法的な有効性を確認しているのだが、資格審査結果の転用の場合（他の契約事務において一般競争入札を行った際の資格審査結果を、類似の契約事務における一般競争入札で転用すること）、印影の一致を検証しておらず（委任状に印影照合の証跡がなく、ヒアリングでも未実施を確認済み）、入札書（若しくは委任状）の有効性を検証していない。</p> <p>入札の有効性を印影によってコントロールしている本県事務において、本件のように資格審査結果の転用の場合においても印影照合を行う必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>ご指摘を踏まえ、平成26年度事業から、資格審査結果の転用の場合にも確実に印影の照合を行っております。</p>	
p. 185	物産ブランド推進課	<p>「食材の宝庫ながさき」ブランド確立事業業務委託について 契約終期（年度末）近辺の消耗品の購入について（意見）</p> <p>店頭ツールとして、長崎ブランド指定品目PRツールのポスター1,700,000円やPOP206,000円が作成・納品されている。納品日は、契約終期近辺の3月22日である。これら資材の消費タイミングと当該事業との関連性は薄いと言わざるを得ず、望ましい事務ではない。翌年度事業での消費は単年度主義からの逸脱であり、年初の事業執行の支障の考慮は効率性の観点から一定あってもよいであろうが、基本的に避けるべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>旬商材の撮影等の場合以外は、引き続き計画的に製作することとしております。</p>	
p. 185	物産ブランド推進課	<p>「食材の宝庫ながさき」ブランド確立事業業務委託について ブランド化戦略品目の選定について（意見）</p> <p>当該事業は、長崎県産品ブランド化・流通戦略本部、同実施本部によって選定された重点PR商品が対象となっている。</p> <p>重点PR商品は、農畜産物、水産物、地域産品の分野から成り、水産物分野には、「長崎いさき、長崎たちうお、長崎とらふぐ、ごんあじ」と言った鮮魚の他、平成長崎俵物と長崎かんぼこが含まれている。</p> <p>ここで、疑問が生じるのが「平成長崎俵物」と「長崎かんぼこ」を同列にPR対象品として選定している点である。というのは、「平成長崎俵物」には、当然かまぼこ類が認定品目として含まれており、同じ「長崎かんぼこ」と競合する可能性があるためである。</p> <p>言うまでもなく「平成長崎俵物」は、これまでも現在も多額の県費を投入しているブランドであり、「平成長崎俵物」関連事業は本県における直接事業の位置づけである。他の県産品と差別化すべく、厳しい認定基準を設けブランドを確立しているにもかかわらず、他方で類似ブランドの「長崎かんぼこ」を同列の事業でPRしてしまうと、他の事業で公費を投入して差別化している意義が喪失してしまう恐れがある。貴重な公費を投入する意義を再度考察し、事業資金の選択と集中を検討するべきと考える。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>ご意見をいただきましたが問題ないものと認識しておりますが、今後は、水産部会等の意見を踏まえて検討してまいります。</p>	<p>対象品目（重点PR商品）というのは、いわば「長崎県産品の代表選手」であり、その代表選手選定は「長崎県産品ブランド化・流通戦略本部」における各部会（農産物部会、水産物部会等：それぞれの県及び生産者団体等で構成）で推薦され、なおかつ本部会議で承認を受ける必要があります。</p> <p>「平成「長崎俵物」」は厳しい基準に基づいた品質基準があるものであり、また「長崎かんぼこ」も東京でも美味しいとの評価があり購買量も伸びており、今後、全国区にするため、イメージPRを強化していく必要があることなどの加工業界からの意見を踏まえ、県産品の代表としてPRする商品といたしました。それぞれの商品の魅力等のPR販促を行うため、PRする上での競合ということはないと認識しておりますが、今後は水産部会等の意見を踏まえて検討してまいります。</p>

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 185	物産ブランド推進課	「長崎和牛」ブランド強化事業業務委託について 入札書の封緘（ふうかん）がなされていない点について（指摘）  「封緘」の痕跡がなかった。財務規則第99条で求められた入札時の動作が遵守されていない。	（措置済）  財務規則第99条が改正され、「封かん」は不要となっております。	
p. 185	物産ブランド推進課	「長崎和牛」ブランド強化事業業務委託について 設計金額の根拠の明確化について（意見）  設計金額の根拠の不明な点があり（タイアップ企画のテレビ番組PR金額の根拠など）、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。	（措置済）  平成26年度契約より、予定価格の積算にあたっては設計金額の根拠を明確に算出し、伺いにおいて疎明資料を整理することにより検証、承認を得るよういたしました。	
p. 186	物産ブランド推進課	「長崎ブランド海外プロデュース事業」業務委託について 設計金額の根拠の明確化について（意見）  設計金額の根拠の不明な点があり（各単価の算出根拠）、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。	（措置済）  平成26年度契約より、予定価格の積算にあたっては設計金額の根拠を明確に算出し、伺いにおいて疎明資料を整理することにより検証、承認を得るよういたしました。	
p. 186	物産ブランド推進課	平成24年度対中国ビジネスコンサルタント業務委託（超異）について 委託契約書の条項の不足（指摘）  委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  平成26年度契約より、契約書に5年書類保存義務の条項を記載いたしました。	
p. 186	物産ブランド推進課	「売り込もう県産品拠点づくり事業」業務委託について 請求額の確認について（意見）  支出証拠書類を調査したところ、請求書の単価と見積書の単価が相違しているものがあった。見積書の単価では、税抜350円となっていたが、請求書の単価は、税抜367円となっていた。その結果、892円（＝〈367円 - 350円〉×50個×1.05）が余分な支出となった。請求書の確認は、適切に行う必要がある。	（措置済）  委任先に適切に確認を行うよう指導しました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 187	物産ブランド推進課	<p>「売り込もう県産品拠点づくり事業」業務委託について 旅費の節減について（意見）</p> <p>物産展や新商品商談会への参加のために旅費が生じる。旅費は、社団法人長崎県物産振興協会（以下、物産協会）の旅費規程に従って支給されている。旅費の計算に誤りがあるわけではないが、県職員の旅費が、原則パック旅行商品価格での実費精算となっていることと比較すると、割高となっている。</p> <p>県の旅費は、職員の旅費に関する条例第8条に基づいて、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとしている。当該委託業務が、県の委任業務であることを考慮すると、旅費が物産協会の内規に従っていたとしても、それが県職員の場合における旅費と差額が大きくなることは望ましくはない。</p> <p>予定外の急な出張などにより、パック旅行商品等によって旅行し難い場合においては、物産協会の内規によることもやむを得ないが、通常、物産展は年間スケジュールが決まっていることから、やむを得ないケースはあまり想定されない。</p> <p>したがって、物産協会は、委託業務に係る旅費については、県の旅費に準じて計算するなどして、旅費の節減を図る必要がある。節減した部分は、必要な範囲でプレゼント経費やサンプル経費に充てるなど、県産品の消費拡大と新たな需要拡大につながるようにする必要がある。もちろん、剰余が生じた場合には、精算により返納することは言うまでもない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年5月に旅費規程を県の旅費規程の改正に併せるよう、減額改定を行いました。</p>	
p. 187	物産ブランド推進課	<p>長崎県の伝統工芸・食文化紹介事業業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）</p> <p>当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度より、予定価格の積算にあたっては設計金額の根拠を明確に算出し、伺いにおいて疎明資料を整理することにより検証、承認を得るようしております。なお、長崎県の伝統工芸・食文化紹介事業業務委託につきましては、平成24年度で終了いたしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-9 アジア・国際政策課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 190	アジア・国際政策課	<p>長崎県上海事務所運営費補助金について 上海事務所における複合機の購入について（指摘）</p> <p>社団法人長崎県貿易協会上海事務所（以下、「上海事務所」と言う）において、平成24年5月に、デジタルコピー複合機を購入している。金額は60,800円（日本円換算で791,616円（当時レート：1元=13.02円））である。 当該購入に関して、以下の問題がある。</p> <p>ア 当該複合機の購入に当たっての購入伺文書において、上海事務所所長が起案者となり、自らのみが決裁者となっている。貿易協会の経理事務規則において、物品の購入にあたっては、専務理事の決裁が必要となっている（第20条）が、当該決裁を受けずに購入しており規則に反する。上海事務所運営規定において、所長は支出負担行為及び支出を行う（第22条）とされているが、高額となる物品については、牽制機能が働くべきであり、その意味においても現状の経理事務規則に則った手続きを踏まえるべきである。</p> <p>イ 当該複合機の購入に当たって、見積りを1社のみから徴収している。貿易協会の経理事務規則において、物品1件あたり30万円以上については2社以上の見積りを徴収することを原則としており、規則に反する。</p> <p>ウ 上海事務所においては物品台帳が整備されておらず、当該複合機についても台帳への記載がない。上海事務所における物品についても管理が必要であり、当然に物品台帳を整備すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>物品の購入については、上海事務所運営規程において、決裁の規程を設け、100万円以上については専務理事決裁としております。また、決裁についても、チェック機能を働かせるため、複数職員で確認するよう規程を改正し、規程どおり決裁を行っております。なお、30万円以上の物品購入に関しては複数者から見積もりを徴取するようしております。さらに、物品台帳についても、整備をしております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-9 アジア・国際政策課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 190	アジア・国際政策課	<p>長崎県上海事務所運営費補助金について 上海事務所における支出予算の流用について（意見）</p> <p>平成24年度における上海事務所の収支状況は次のとおり。 【監査結果報告書191頁参照】</p> <p>以上のように、支出について予算額と決算額に大きな乖離がある項目が多々あり、項目間において流用が行われていることがわかる。 貿易協会の経理規程第18条において、「予算の執行にあたり、予算に定められた金額は、原則として項目間において相互に流用してはならない。ただし、やむを得ない事由により流用を必要とするときは、専務理事の承認を得なければならない。」とされている。 今回、当該流用について確認したところ、専務理事の承認は受けておらず、経理規程に反している。 上海事務所からは毎月会計報告書が提出されており、貿易協会においても上海事務所における予算の執行状況は把握でき得る筈であるが、現状各項目の予算残高等は事業年度の中途において確認をしていなかったとのことである。 支出財源の主は補助金であることから、事業計画に基づく予算の執行は厳格でなければならない。 上海事務所の予算の執行状況については、常に状況が把握できる体制を整えるべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>支出予算の流用にあたっては、経理規程を厳守し、漏れなく専務理事の承認を受け流用を行っております。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-9 アジア・国際政策課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 192	アジア・国際政策課	資本誘致可能性調査業務委託について 設計金額の根拠の明確化について（意見）  設計金額の根拠の不明な点があり（各単価の算出根拠）、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようすべきである。	（措置済）  意見を踏まえ、平成26年4月に実施した別の委託契約締結に際しては、疎明資料等により、算出根拠を明確化した上で設計金額を設定し、伺いによる検証、承認を得ております。	
p. 192	アジア・国際政策課	中国メディアパブリシティ対策事業業務委託について 設計金額の根拠の明確化について（意見）  設計金額の根拠の不明な点があり（管理費率10%の根拠、メディアツアーの単価など）、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようすべきである。	（措置済）  平成26年度は過去の実績や国・独立行政法人の規定を参考にするなどして設計金額の明確化を図り伺いによる検証、承認を得ております。	
p. 192	アジア・国際政策課	中国メディアパブリシティ対策事業業務委託について 請負契約書の設計と契約額精算処理について（指摘）  当該契約内容は、契約額が確定しているレギュラー業務と実績払いのイレギュラー業務とに分かれる。このため、レギュラー業務は、毎月定額払い（年間契約額の月割）、イレギュラー業務は四半期ごとの実績による支払いを行うとしている。当初契約は、レギュラー業務を8,872,500円、イレギュラー業務を6,300,000円の計15,172,500円として契約書を交わしていた。最終的には、イレギュラー業務で1,244,086円少なく支払って業務が終了している（支払済額13,928,414円）。当該契約は、請負契約であり、上記支払方法の設定は委任契約の処理が混合していると思われる。 レギュラー業務の支払いを毎月定額としているが、これでは委任契約の前金払いの支払方法と相違ないと考えられ、請負契約なのだから、本来は実績・進捗度に応じた部分払いの支払によるべきと思われる。実際の進捗は、定額払いとする根拠を満たしていないと思われる。 またイレギュラー業務も、請負契約で求める作業量が変動するのであるから、もし、仕様で求めた満額を契約書上明示して契約するのであれば、精算ではなく仕様変更による契約額の変更について、変更契約で処理するべきと思われる。	（措置済）  指摘を踏まえ、平成25年度は額の変更の際に変更契約を締結しました。また、平成26年度の契約については委任契約としております。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-9 アジア・国際政策課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 193	アジア・国際政策課	<p>資生堂TSUBAKIタイアップキャンペーン関連ツアー実施業務委託料について                      契約変更に至る事務処理について                      ア 見積書の徴取漏れについて（指摘）</p> <p>天候不順等により契約内容の変更の必要が生じ、県と契約先との間で協議が行われている。書面上は、県が先に業務内容の変更を申し出ているが、どちらが先に申し出たとしても、変更契約の締結事務においては、契約先から見積書を徴取する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度においても同様の業務委託を実施し、仕様変更の必要が生じたため、委託業者から見積書を徴取し、それに基づき変更契約を締結しております。</p>	
p. 193	アジア・国際政策課	<p>資生堂TSUBAKIタイアップキャンペーン関連ツアー実施業務委託料について                      契約変更に至る事務処理について                      契約先からの徴取資料の誤り（事業費精算書の受入）（指摘）</p> <p>本来は、見積書を徴取して、変更契約を締結した後、変更契約内容を前提に実績報告書を受領すべきであるが、実際は、平成24年10月16日に「事業費精算書（当初契約額5,562,184円を精算額4,805,880円であったので精算するという内容）」を受け取り、翌日付で変更契約書4,805,880円を締結している。つまり、見積書代わりに事業費精算書を徴取・受領したと思われる。</p> <p>この手順では、実質精算払いと変わらないため委任契約の事務に近似していることとなってしまう、請負契約の事務にそぐわないと考える。入札・契約事務マニュアルに準拠した事務を行うべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度においても同様の業務委託を実施し、仕様変更の必要が生じたため、入札・契約事務マニュアルに準拠し、見積書の徴取後に変更契約を締結し、変更契約内容を前提とした実績報告書を受領、検査を実施しております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-10 環境政策課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 194	環境政策課	長崎県新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」〈大村湾におけるアナアオサの回収、有効利用と環境学習〉業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理した上で、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。	（措置済）  今後類似の事業を実施する際は、実態内容について過去の関連事業や民間業者への調査を実施する等、積算金額の根拠的単価を事前に調査するとともに、課内による検証、承認を行ってまいります。	
p. 194	環境政策課	長崎県新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」〈大村湾におけるアナアオサの回収、有効利用と環境学習〉業務委託について 契約書上禁じられた再委託の存在について（意見）  当該契約では、平成23、24年度ともに再委託を禁じている。他にみられるような県の承諾があれば再委託を認める容認規定もない。 しかしながら、支出内容には、鶏飼料製造代、発酵堆肥製造といった案件が存在するが、実績報告時提出された事業報告書の内容に鑑みれば、アナアオサを鶏飼料として製造し、発酵堆肥として製造する業務は、委託である可能性が高い。役務費（手数料）や需用費（物品購入）等の要素が混在しており、委託料として整理するのが社会通念上一般的な案件であると言える。 そもそも、一切の再委託を禁じる合理性はない。当該契約の委託先であるNPO法人自身が、印刷業務や肥料などの生産設備を持ち合わせているはずがないことは自明である。かかる疑念を生じるのであれば、再委託の容認規定を設け、再委託契約の手続きを踏めばよいだけの話である。契約違反となれば、契約の有効性さえ揺らぐことを考えれば、大きいリスクをとることもない。 制度設計・契約内容の設計は、慎重であるべきであると考えます。	（措置済）  今後類似の事業を実施する際は、条件付で再委託を認める等、契約内容に留意します。	
p. 194	環境政策課	長崎県新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」〈大村湾におけるアナアオサの回収、有効利用と環境学習〉業務委託について 平成23年度契約における契約書について（指摘）  平成23年度契約書に個人情報取扱特記事項が規定されておらず、契約書上も個人情報の取扱いに関する事項の定めがないため、長崎県個人情報保護条例第11条に反している。	（措置済）  今後は、このような誤りがないよう十分注意し、適正な事務の執行に努めてまいります。 なお、平成24年度の契約書においては、個人情報取扱特記事項を規定しております。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-10 環境政策課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 195	環境政策課	長崎県新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」〈大村湾におけるアナアオサの回収、有効利用と環境学習〉業務委託について 平成24年度契約における契約書と個人情報取扱特記事項の不一致について（指摘）  平成24年度契約書では、④に係る問題は整理されているものの、③の再委託を全面禁止している契約書本文に対し、個人情報取扱特記事項では、再委託について県の承諾により容認があり得る文面になっており、一貫性がない。特記事項の標準フォーマットをカスタマイズしていないためである。	（措置済）  契約書と個人情報取扱特記事項の不一致については、一致するよう修正いたしました。今後は、このような誤りがないよう十分注意し、適正な事務の執行に努めてまいります。	
p. 195	環境政策課	長崎県新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」〈大村湾におけるアナアオサの回収、有効利用と環境学習〉業務委託について 事業終期における消耗品の購入について（意見）  事業終期に消耗品を購入している（プリンターインク、コピー用紙）。事業終期に購入してもその消費・効果を考えると、事業関連性が希薄になってしまうためこのような支出は避ける必要がある。消耗品費（需用費）は、事業計画に沿ったもので、購入の理由が明確であるべきと考える。	（措置済）  契約終期に購入した消耗品については、事業関連性があることを確認しました。今後も、需用費の計画的執行については、委託先に対して適切な事務処理を行うよう指導してまいります。	
p. 195	環境政策課	長崎県新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」〈大村湾におけるアナアオサの回収、有効利用と環境学習〉業務委託について 県の完了報告時の検査について（意見）  ほぼ、帳簿と領収証しか検証していないため、見積書により経済性が考慮されているか、納品書により調達等の実在性があるか、もしくは事業完了が期限内か、という観点で検証すべきである。	（措置済）  今後、類似の事業を実施する際は、見積書による経済性を考慮するとともに、納品書による調達等の実在性の有無についても検証してまいります。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-10 環境政策課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 195	環境政策課	<p>長崎県新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」〈大村湾におけるアナアオサの回収、有効利用と環境学習〉業務委託について 低執行率と事業の意義について（意見）</p> <p>平成24年度契約は、多額の精算による返還が行われており、当初契約に対して執行率が56.3%にとどまっている。 原因は、当該事業が、大村湾におけるアナアオサの回収、有効利用と環境学習となっているが、アナアオサの発生量が少なく、年度当初の事業計画に基づく事業執行が困難であったためである。つまり、平成24年度は、アナアオサが大量発生しなかったことが執行率の低さの原因である。県の説明によれば、アナアオサの発生量は、自然現象によるところが大きく、予測が困難とのことであった。 ここで二つの疑問が生じる。 ・アナアオサの大量発生が恒常的でないとすると、当該事業を行う意義はどれほど説明できるのか ・事業の意義を説明できるとしても、現に低執行率になってしまっており、このようなリスクを冒してまで事業を行う意義までも説明できるのか。</p> <p>今回、本県の委託事業を平成21年度から徹底的にレビューし、サンプリングを行ったが、このような低執行率（多額の精算減）の事業は数件であった。 今後の事業執行にあっては、事業の意義を慎重に検討して推進されたい。</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事業は終了しておりますが、今後、類似の事業を実施する際は、その必要性について十分検討してまいります。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-11 自然環境課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 196	自然環境課	<p>傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託について 計画的な支出に係る指導について（意見）</p> <p>県は、事業報告書、事業費精算書、事業費精算内訳書及び支出証拠書類の写しを提出させ、精算確認（平成21年度は現地確認検査）を行っている。精算確認では、支出証拠書類の写しを確認し、処理の適正性を確認している。しかし、事業費精算内訳書を確認したところ、年度末に近い時期の支出のうち、年度内に消費することにつき合理性がない支出が、以下のとおり散見された。 また、平成23年度佐世保市委託分の需用費・消耗品費においては、全支出116,967円のうち、2月支出分が66,005円、3月支出分が27,376円となっている。2月と3月の支出合計が93,381円であり、全支出額116,967円に対する割合が80%となっている。 県は、計画的に支出するよう指導する必要がある。 【監査結果報告書196頁参照】</p>	<p>（措置済）</p> <p>需用費の計画的執行については、委託先に対して適切な事務処理を行うよう指導し、平成25年度から計画的な執行を行っております。今後も、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	
p. 197	自然環境課	<p>傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託について 業務の性質と契約日が休日の場合の処理について（指摘）</p> <p>当該業務の性質上、24時間常時、委託業務の履行を求める必要がある。しかし、平成24年度のように、4月1日が休日のため、4月2日付けで契約した契約については、契約の始期（履行義務の開始）は、あくまで4月2日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。 入札・契約事務マニュアルにおいても4月1日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおりの（平成24年3月1日付け「平成24年度当初における財務会計事務処理について（23会第75号）」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない）、「業務上支障がある」常時継続が必須の委託業務は、4月1日に契約するか、債務負担行為等の手続きを経て3月中に契約更新する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成27年度当初の契約分から債務負担行為を設定し、前年度中に契約することで、追認条項の必要は無くなる見込みです。</p>	
p. 198	自然環境課	<p>傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託について 契約書と個人情報取扱特記事項の不一致について（指摘）</p> <p>契約書上、第15条において再委託を全面禁止しているが、個人情報取扱特記事項では、再委託について県の承諾規定が含まれた文面になっており、一貫性がない。特記事項の標準フォーマットをカスタマイズしていないためである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>契約書と個人情報取扱特記事項の不一致については、一致するよう修正いたしました。今後は、このような誤りがないよう十分注意し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-12 生活衛生課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 199	生活衛生課	油症の治療等に関する研究委託事業（平成24年度分）について 委託契約書の条項の不足（指摘）  委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  平成25年度から、書類保存義務の条項を記載した契約書に改めました。	
p. 199	生活衛生課	油症の治療等に関する研究委託事業（平成24年度分）について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの等、疎明資料とともに整理した上で、伺いによる検証、承認を得るようすべきである。	（措置済）  平成25年度実施伺いから、積算金額の根拠となる資料を添付し、検証、承認を得るよう改めました。	
p. 199	生活衛生課	油症の治療等に関する研究委託事業（平成24年度分）について 委託契約で購入した顕微鏡について 平成22年度に顕微鏡を購入した際の問題点について（指摘）  委託契約書の第2条（委託内容）には、委託計画書に基づき委託事業を行うことが規定されている。しかしながら、実績報告段階でシステム生物顕微鏡475,020円を購入したことが報告され、当初計画と相違している。そして、第6条に定める計画変更時の県の承認手続きも踏まれておらず、県も、かかる契約違反を看過してしまっている。  当然、事後報告であるため、顕微鏡購入時の見積書の徴取も確認できていない。委託契約で購入した備品の所有権の帰属は、当然には委託先となるわけではない。事前の取り決めが必要なことから、備品の購入が事前に判明していれば、変更契約を交わすのが必要であったと思われる。このため、県は翌年度契約から、備品の管理に関する条項を設けざるを得ない状況となっている。	（措置済）  事業計画書に変更が生じた場合は、事前に承認手続きを受けることを徹底いたします。なお、備品の購入は認めないように改めました。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-12 生活衛生課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 199	生活衛生課	<p>油症の治療等に関する研究委託事業（平成24年度分）について 委託契約で購入した顕微鏡について 備品の管理に関する条項について（指摘）</p> <p>平成23年度から、顕微鏡にかかる管理の取り決めを次のように定めている。</p> <p>（備品の管理） 第14条 乙が、この契約によって支払われた委託料をもって購入した下記備品は、本契約解除後は甲に帰属するものとする。ただし、乙が、委託期間満了後、新たに甲と同様の契約を締結する場合は、乙が所有を継続するものとする。 乙が所有する備品 システム生物顕微鏡 (Olympus Bx53) (平成22年度購入) ※下線は、包括外部監査人による。</p> <p>条文に文言の誤りがある。 まず「この契約によって支払われた」とあるが、平成22年度契約において支払われたのであるから、「この契約」ではなく「平成22年度油症の治療等に関する研究委託事業」とするべきであり、「乙が所有する」ではなく「乙が賃借を（もしくは乙が賃借する）」とするべきである。「所有する」では賃借していることが表現できていない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成22年度に購入した備品については、平成26年度から貸付契約を締結して管理を行うよう改めたため、委託契約書から備品の管理に関する条文を削除いたしました。</p>	
p. 200	生活衛生課	<p>油症の治療等に関する研究委託事業（平成24年度分）について 委託契約で購入した顕微鏡について 備品の貸付にかかる手続きについて（指摘）</p> <p>上記備品について、県物品取扱規則第25条等の遵守がなされていない。また、備品の現物確認も行っておらず、委託契約の履行以外に使用されていないか検証ができていない。適切な備品管理が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年3月に現物確認を行い、県物品取扱規則に基づき、平成26年度から貸付契約を締結して備品管理を行うように改めました。</p>	
p. 200	生活衛生課	<p>油症の治療等に関する研究委託事業（平成24年度分）について 平成21年度に購入したソフトウェアの管理について（指摘）</p> <p>平成21年度においては、消耗品費として統計ソフト一式202,230円が購入されているが、これも管理すべき対象である。県物品取扱規則に従って適切に処理するべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年3月に現物確認を行い、県物品取扱規則に基づき、平成26年度から貸付契約を締結して備品管理を行うように改めました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-12 生活衛生課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 200	生活衛生課	<p>犬捕獲抑留及び犬・猫の引取り処分業務について 犬捕獲抑留等業務実施要領の文言について（意見）</p> <p>当委託業務は、犬捕獲抑留等業務委託契約書により契約が締結され、その委託業務の概要については犬捕獲抑留等業務実施要領により示されている。 この実施要領の3業務管理の項目において、「県南、県北及び上五島保健所並びに長崎県畜犬管理所（現：長崎県動物管理所）に1名以上の職員を出向させ委託業務の円滑な遂行を図ること。」とされている。 当業務が実施要領にあるように出向契約であれば、県南、県北及び上五島保健所並びに長崎県畜犬管理所（現：長崎県動物管理所）に出向している職員については、NC社に籍を置きつつ長崎県と労働契約を結ぶこととなるが、現状ではそのようにはなっていない。 また、「平成24年度犬捕獲抑留等業務委託契約に関する申し合わせ書」において、「受注者側責任者（NC社 代表取締役）は業務発注票を受け、職員へ業務の指示を行い、業務を実施する。」としており、業務実施要領でいうところの出向職員があくまでもNC社の代表取締役の指示のもと業務にあたることを示されている。 このことから考えると、犬捕獲抑留等業務実施要領にいう「出向」により、労働契約がNC社職員と長崎県との間で締結されるわけではなく、また、業務実行のための指示権限も NC社の代表取締役にあることから、NC社職員と長崎県との関係は「出向」や「派遣」とは異なる。 当文言についてはNC社職員を「勤務をさせる」という意味でとられているものと考えられ、現状の状況から考えても、犬捕獲抑留等業務実施要領の内容について文言の変更について検討が必要だと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度の委託契約に係る実施要領から「出向」の文言を「駐在」に改めました。</p>	
p. 201	生活衛生課	<p>犬捕獲抑留及び犬・猫の引取り処分業務について 委託料の支出方法について（意見）</p> <p>平成24年度の長崎県からNC社への委託料は総額39,769,038円であり、支出状況については、4月16日に7,487,734円を支出し、残額は5月から3月まで毎月2,934,664円が支出されている。 このような支出となっている原因は、4月、5月に支出が重なることが多いとのことではあるが、7月や12月に支出する賞与分についても4月に支出され資金貸付をしている状態を招いている。前金払いのあり方を見直すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度の委託契約から、経費の積算額には、賞与を算入しないように改めました。また、平成26年度の委託契約に係る支出から、毎月、必要な額を支出するようにいたしました。</p>	
p. 201	生活衛生課	<p>犬捕獲抑留及び犬・猫の引取り処分業務について 委託費の算定について（指摘）</p> <p>当委託費の金額は、委託業務に関する経費の積算を行い決定されている。委託費の積算内容を確認したところ、事務経費として事務所の固定資産税額が含まれている。 当団体の事務所は、本店である代表者の親族名義の土地・建物に所在しており、法人の所有とはなっていない。このため、委託費の金額算定のもととなる経費の積算にあたっては、事務所の固定資産税は算入するべきではない。 最終的に委託料の精算時においては、当経費は積算金額に含まれていないが、積算金額は委託料の総額に影響する金額であるため、今後の委託費の金額算定のための積算の際には注意が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度の委託契約から、経費の積算額には、事務所の固定資産税を算入しないように改めました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-13 医療政策課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 207	医療政策課	<p>【長崎県がん診療施設整備事業補助金について】 補助対象機器の検収確認等について（意見）</p> <p>平成22年度において、長崎県がん診療施設整備事業補助金が、健康保険諫早総合病院のマルチスライスCT装置の導入に対して2,100万円支出されている。 当補助金の対象となったマルチスライスCTの売買契約が平成23年3月31日に締結されている。契約金額は7,945万円で、納品期限は、当契約の契約金額から考えると設定されることが一般的ではあるが、当契約書では、納品日期限についての内容は定められていない。引き渡しについては、据え付け調整が完了した時点で直ちに引き渡しが行われ、引き渡しの証拠として健康保険諫早総合病院が検収書を発行することのみ定められている。 この検収書を確認したところ、その日付は契約日と同じ平成23年3月31日となっている。また、当補助金の交付請求書及び当補助金の要綱に基づく実績報告についても平成23年3月31日の日付により行われている。実績報告では、納入された医療機器の写真が添付されているが、これが実際にいつ撮影されたのかは判断することはできない状況である。 当医療機器は、その契約、</p>	<p>必要に応じ、適宜実施することとしております。なお、平成23年度は当該事業の助成はありませんでした。</p>	<p>措置のあり方について（意見）</p> <p>平成24年度分について平成25年8月に実地調査を行っている。ただし、これでは事後検証にしかすぎず、これまでと何ら変わりはない。 監査で求めているのは、年度内に事業完了していることを検証し、立証できるように、ということであったはずである。少なくとも契約日は納品日以前とし、契約書上納入期限を明示するよう、周知・指導すべきである。その上で、購入決裁文書や検査調書、日付入りの証明写真を添付させるなど工夫が必要であると考ええる。事後検証をせざるを得ないのであれば、そのような書面上の証拠力を強化させることが必要であると考ええる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該補助事業の補助事業者に対し、少なくとも契約日は納品日以前とし、また、契約書上、納入期限を明示するとともに、年度内の事業完了を証明する書面上の証拠をより整備するよう指導いたしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-13 医療政策課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>納品、検収そして、これに対する補助金の交付請求、実績報告のすべてが、平成23年3月31日に行われたこととなっている。長崎県では、実績報告などに添付されている書面により、契約の内容、納入の事実などを確認しているが、これらの日付が正確であるか否かはこの点については、現在提出されている書面上のみでは確認が難しい状況である。</p> <p>今後補助金の適正な執行を担保するためにも、検収日などを立会い確認する方法を検討する必要があるものといえる。</p>				

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-13 医療政策課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 212	医療政策課	<p>【長崎県医療施設耐震化臨時特例基金事業補助金について】 対象外経費の混入について（指摘）</p> <p>補助金の概要（抜粋） 【監査結果報告書210頁参照】</p> <p>補助金交付申請書類等を確認したところ、本来対象経費とならない解体費・耐震改修以外の一般改修費及び耐震改修に伴わない設備の取得設置等の費用が混入していることが判明した。当該内容は次の通り。</p> <p>【監査結果報告書210頁参照】 注）平成22年度においては、全施設が前払金として対象経費の40%に当たる金額に補助率1/2を乗じた金額が支出されている。 ※原本は円単位で記載していたが、ここでは千円単位にしている。</p> <p>以上のように、平戸市立生月病院の68,942円は工期が終了しているため、少額とはいえ返還対象となる。そして、これ以外のほとんどの事業が前払いの段階とはいえ、約38,821千円（=38,889千円-68千円）の補助金が過剰に支出されている状態である。 この対象外経費の混入に関して、担当者へヒアリングを行ったところ、国からの</p>	<p>ご指摘を踏まえ、各施設の申請書類を検証のうえ、工事内容に関し厚生労働省へ協議した結果、補助対象内であることを確認済みです。</p>	<p>措置の不十分性、不合理性について（指摘）</p> <p>平成23年度監査における補助金返還の必要性を問うた指摘に対し、十分な調査も実施せず、結果的に返還の必要のないものと結論を形成し、措置を終結させてしまっている。</p> <p>以下、順を追って措置の不十分性、不合理性を説明する。</p> <p>① 県の行った措置の経過について 平成24年2月24日付け「協議結果報告」によれば、厚労省担当者との協議結果を課長以下に報告し、上記「講じた措置の内容等」に至る対応を決定している（つまり、問題はなく返還も要しない）。</p> <p>「協議結果報告」に記載された【経過】では、次のような課の対応が記されている。</p> <p>【監査結果報告書212頁参照】 上記No4の厚生労働省とのやり取りは以下の通りである。</p> <p>【監査結果報告書212頁参照】 また、この回答に先立ち、平成23年度監査において、医療機関ごとに対象外経費として記載した金額について、県が各医療機関へ照会しているが、先方からの回答は以下の書面である。 「対象外に疑義あり」に○</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>指摘を踏まえ、保存されている設計書や図面を再度確認し、検討したうえで、該当する医療機関に対し、包括外部監査が疑義を指摘した工事項目について、補助対象と判断した理由等を文書により回答を求めました。（平成26年10月3日期限） 提出された回答を確認後、疑義が残るものについて電話や面談での聞き取りを行い、なお不明な点については、設計業者等への聞き取り、補足資料の提出を求めるなど、精査を行っているところであります。</p>	<p>精査を行ったうえで、返還が必要かどうかを判断いたします。</p>

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-13 医療政策課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>当該補助金の運営についての通知内容が不十分であり、しかもほとんどの案件が前払いの段階であったため確認が疎かになったとのことであった。</p> <p>確かに前払い分約38,821千円は事業完了時に最終的な確認を行い、適正額で精算を行えば、結果として適正な処理となるが、申請事業者側は、前払いの段階で対象外となる経費部分も対象外となるとして資金計画を立てており、当初より対象部分を明確にしておくことは重要と言える。</p> <p>今後は、前払いの段階においても、当初より厳格に申請書類の検証を行い、適正に事務処理を行うべきである。</p>		<p>があるのは、県が「対象外だと監査で言われたのですがどう思われますか？」という問いに対して、「対象外とは思わない」という回答がなされているということである。</p> <p>【監査結果報告書214頁参照】</p> <p>② 医療機関への照会内容の不適切性について 上記、厚労省からの回答&lt;No4の(A)の別紙&gt;は、&lt;No2の(B)医療機関への照会文書&gt;の内容を前提として導かれた回答である。しかしながら、&lt;No2の(B)医療機関への照会文書&gt;の回答内容を導き出す手法は、到底納得いくものではない。</p> <p>平成23年度監査で検証した際のやり取りにおいて、各医療機関の提出した工事内訳書を査閲し、疑義の所在は明らかになっていたはずである。しかしながら、照会文書ではその具体的な問題点については、一切触れることもなく、医療機関側から「問題ない」との回答を引き出しているにすぎない。</p> <p>具体的には、文書(i) 「対象外機械設備費14,542,500円」については、前回監査時も機械設備費の内容が判然としていなかったが、依然として工事内訳書の詳細が医療機関から提出されておらず、耐震化に関連するか否かの判断ができない状態である。医</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-13 医療政策課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
				<p>療機関への照会文書でも、県は、機械設備費の詳細を明らかにするには手続きを踏んでいない。</p> <p>にもかかわらず、県は、後に厚労省へ「耐震補強工事の場合、既存の施設、設備を一部撤去した後に、撤去した設備の再据え付け、あるいは新たな鉄骨材などの補強材、構造に適合する設備の据え付けが必要となる。今回、耐震補強工事を実施している4施設において、耐震化工事に直接影響を受ける設備整備の経費が発生しているが、耐震整備上、一連の必要な経費と解して差し支えないか。」と照会しているが、どのようにして、この「対象外機械設備費14,542,500円」が照会内容に適合していることを確認したのであるか。</p> <p>内容も精査することなく「対象外ではなく返還の必要はない」との結論の導出は、不適切と言わざるを得ない。</p> <p>文書(ii)についても、「対象外機械設備費8,407,350円」は文書(i)同様、内容が不明である。特に、この機械設備費は「増築工事」により生じた「増築部機械設備工事」であるから、厚労省への照会内容・回答にも含まれるものではなく、従前の医療施設耐震化臨時特例交付金Q&amp;Aにもない内容であり、より対象外の疑義は大</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-13 医療政策課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
				<p>きいと思われる。                      文書（iii）については、                      「対象外機械設備費                      90,610,464円」と額も大きい                      が、工事内訳書の内容を精査すると、耐震補強工事に伴う機械設備の取り付け                      取り替えによって計上されたものではなく、新規購入分が混入している疑義が                      払しょくできない。また、                      「一般改修工事704,302円」とは外構工事のことであるが、舗装工事や門扉工                      事が、どうして耐震補強工事に付随するのか納得いくものではない。                      他課の補助金返還事例で措置の不合理性を指摘した案件同様、結論ありきで内容                      精査を十分に行わず、「問題なし」として終結させてしまっている。                      内容を精査し、問題ないことを裏付けた上で「問題ないので指摘内容に相違した                      結論を形成した」ならまだ分かるが（本来は監査報告書が公表されるまでに事                      実確認して内容相違があるなら反証するべきであるが、当該事例はそれすら行                      わず、監査人の手を離れて結論を形成している）、結論ありきで、措置状況                      を公表してしまう姿勢には納得がいかない。更に、今回の監査において現                      在の状況について見解を求めたところ「申請当初より補助対象経費を適正に                      区分するよう取り扱っております。」との回答であったが、これにも</p>		

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-13 医療政策課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
				納得することはできない。 当該案件については、再度内容を精査して、適切な措置を行う必要がある。		

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-14 障害福祉課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 219	障害福祉課	長崎県子どもの心の診療ネットワーク事業委託について 毎年のように出ている精算減について（意見）  ①の通り、精算減が生じている。これは、契約時に事業計画が明確でなく、積算に根拠がないため当初契約金額に意味がないためである。さらに、事業計画は事後的なものであり、かといって契約変更を行うわけでもなく、実績確認時に精算を行うため多額の精算が行われている。 契約先の履行を管理していないということは、委任契約の体裁が整っていないこととなり、杜撰としかいいようがない。事業計画が明確化しており、明確な裏付けによる積算金額をもって承諾書の取り交わしを行うべきである。その上で、事業計画の変更承認を県が管理して、委任契約の履行を検証していく手続きが必要である。 以下の③以下もそうであるが、県の検証や指導が行き届いていない。今後は、委託業務のみならず、課として事務の検証を厳格に行う体制を整備するべきである。	（措置済）  平成26年度から、事業計画を明確にし、積算を行っております。 その結果、委託契約額については減となっております。 なお、事務の検証については、中間の検証として平成26年9月に、事務遂行が確実になされているか、班長が事務担当者に確認し、12月に事務遂行状況を班長が確認し、予算担当、総括補佐、課長まで報告することとしております。 また、年度末最終の検証についても、担当班のみならず課として確認体制をとるよう改めました。	
p. 219	障害福祉課	長崎県子どもの心の診療ネットワーク事業委託について 事業終期における図書購入について（意見）  事業終期に図書を購入している。事業終期に購入してもその消費・効果を考えると、事業関連性が希薄になってしまうためこのような支出は避ける必要がある。需用費は、事業計画に沿ったもので、購入の理由と事業関連性が明確であるべきと考える。	（措置済）  平成26年度の契約時に、委託先へ単年度事業計画に沿った適正な予算の執行を指導いたしました。	
p. 219	障害福祉課	長崎県子どもの心の診療ネットワーク事業委託について 平成23年度に支出されたワークブック製作費（印刷費）1,000冊分399,000円について（指摘）  平成23年度に支出されたワークブック製作費（印刷費）1,000冊分399,000円については、1,000冊のうち、平成25年9月の監査時点で、433冊が未使用で在庫として存在する。つまり平成23年度の事業に対応していない支出が少なくとも $399 \times 433 = 172,767$ 円存在する。 必要部数の発注になっているか、検証されていない。	（措置済）  平成23年度に製作した在庫のワークブックについては、毎年実施する医師研修の際に、配布しております。次回からの印刷については、任意団体から事業計画書の提出の際に印刷部数の明記を確認し、印刷部数が適正な部数であるかの把握を行うなど、適正な数量に沿った発注を行うよう指導いたします。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-14 障害福祉課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 220	障害福祉課	<p>長崎県子どもの心の診療ネットワーク事業委託について 資金管理について（意見）</p> <p>委託先の資金管理口座の通帳を検証したところ、平成23年度分の契約に係る精算金（県へ戻すべき委託料の余剰金）が平成24年3月30日付けで口座から引き出されていた。実際の県への返還は、5月11日であるためその理由と保管状況をヒアリングしたところ、約40日間にわたり委託先の金庫内に「現金で」保管されていた、ということであった。</p> <p>理由は、不要な利息の発生を嫌っての処理とのことだったが、現金保管のリスクと、資金流用をやっていないという反証の基礎が失われており、適切な処理とは言えない。</p> <p>任意団体の事務であり、現金管理の固有リスクの水準は高いのであるから（つまり、任意団体は、病院とは組織上別であるがゆえ、病院の正規の事務から外れた事務となり、出納の相互牽制が利いていない環境にあるので危険性が高いという意味である）、県は適切な指導が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年度の契約から、決済用普通預金口座で資金管理を行っております。 なお、平成26年度から、県担当者が12月に適切な処理がなされているか、決済普通預金口座と帳簿、領収書等を確認することとし、最終的な検証だけでなく、中間においても確認を行うことで、牽制体制を整えております。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-15 こども未来課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 221	こども未来課	平成24年度長崎県保育所職員研修委託事業について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。	（措置済）  平成26年度の委託契約金額については、施行伺において県の予算単価により積算根拠を明記し、承認を得ました。	
p. 221	こども未来課	平成24年度長崎県保育所職員研修委託事業について 実績確認の徹底について（意見）  委託先が作成した委託費の内訳のうち、その他事務費290,025円については、満額委託費として含めると契約額を超過するため、「内、161,930円を委託費より支出」となっている。このため、県の実績確認においては、その他事務費の個々の取引について突合の証跡が確認できなかった。取引の実在性は検証するべきであって、それが確認できてはじめて、161,930円を委託費より支出することが可能となるのであるから、検証は厳格に行うべきである。	（措置済）  平成25年度の実績について、委託料から支出されたすべての経費について、領収書等をもとに内容確認を行いました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-16 こども家庭課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 222	こども家庭課	<p>児童委員主任児童委員地域研修会児童虐待防止啓発映画上映業務について設計金額の誤りについて（意見）</p> <p>設計金額の算定で、県単価より参考見積の方が安価であるのに、県の単価を用いている例がある。例えば、スタッフ人件費（日額）を予算単価の筆耕事務員単価5,900円としているが、委託先からの参考見積では、これより安価である。また、旅費も県の規定を用いているが、参考見積の方が安価である。割高な積算金額となってしまっている。</p> <p>また、平成23年度契約の設計金額の算定においては、参考見積において既に税込で記載されているにもかかわらず、県で算定を行う際、二重に消費税を加算している費目があった。これは明らかな誤りである。施行伺いの牽制が利いていない。チラシ、ポスター製作費についても、委託先のみ参考見積ではなく、複数見積もりが可能なのであるから、比較により設計金額を算定するべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事業は終了しておりますが、今後、同様の契約がある場合には、監査の意見を事業ファイルに綴るとともに、事務引継ぎ時に申し送りを行うようにしました。なお、事業の実施にあたっては、委託事務チェックリストの適切な活用を図ります。</p>	
p. 222	こども家庭課	<p>児童委員主任児童委員地域研修会児童虐待防止啓発映画上映業務について変更契約による契約額の増額理由について（意見）</p> <p>平成23年度の契約変更による増額については、伺い文書にも増額理由が記載されていない。増額となった要因は、上映会場数の増加によるものであるが、なぜ、上映会場数を増やさなければならなかったか、理由が検討されていない。</p> <p>単なる予算消化と受け止められないように、その理由を明示するべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事業は終了しておりますが、今後、同様の契約がある場合には、監査の意見を事業ファイルに綴るとともに、事務引継ぎ時に申し送りを行うようにしました。なお、事業の実施にあたり、契約変更の必要性がある場合には、委託事務チェックリストの適切な活用を図り、変更理由等を施行伺文書等に明示します。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-17 産業振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 227	産業振興課	<p>社団法人長崎県貿易協会について 長崎県上海事務所運営費補助金について イ 中国人顧問配置に係る補助金について（意見）</p> <p>当該補助金の内、中国人顧問配置に係る補助金（以下、「顧問補助金」という）に関しては、要綱において個別に対象経費が明記されていないが、補助金の概要を記した内部調書においては次のような内容が明記されている。 【監査結果報告書225頁参照】 当該顧問補助金について関係帳簿類等の確認を行ったところ、平成22年度における支出明細は次の通りである。 【監査結果報告書225頁参照】 以上のように、内部調書に明記されている顧問の報酬及び旅費以外の経費についても補助対象経費として支出されている。 当該内容に関して貿易協会及び県担当者へヒアリングを行ったところ、顧問の報酬及び旅費以外の活動費についても、支出の都度貿易協会担当者と確認を行い、支出を承諾しており、対象経費として認めているとのことであった。 この件に関しては、要綱では対象経費が「運営に要する経費」と規定されており、当該要綱に基づき事務</p>	<p>平成23年度については、運用基準を策定し、補助対象経費の明確化を図りました。 なお、平成24年度から中国人顧問配置に係る補助金については、上海事務所運営費補助金とは別に、中国ビジネス展開支援事業補助金として新たに要綱を策定し、対象経費についても明確化を図っております。</p>	<p>補助金対象経費の疎明資料の整備の不十分性について（意見） 平成24年度における当該補助金の支出内容は次のとおり。 【監査結果報告書227頁参照】 当該補助金については、平成23年度包括外部監査の指摘を受けて、対象経費の明確化を図り、対象経費とした（1）中国産業アドバイザーの配置経費（2）中国産業アドバイザーの活動に付随する業務に要する経費、であることを裏付ける資料として、支出経費に伴う領収書等はもちろんのこと、当該アドバイザーには定期的に業務報告書の提出を求めることとなっている。 平成24年度においては、当該報告書が「4～5月分」「6～7月分」「8～11月分」「12～3月分」と4回提出されている。 当該補助金の対象経費となる（2）中国産業アドバイザーの活動に付随する業務に要する経費、の制定趣旨を鑑みれば、当該活動を裏付ける業務報告書に記載された活動に付随して支出された経費が対象経費となると考えるのが通常であると言える。 平成24年度の対象経費一覧は上記のとおりであるが、一覧表にあるように、各地で開催された博覧会等にお</p>	<p>（措置済） 平成25年度のアドバイザー業務報告書には、遂行業務が漏れなく記載されていることを確認しました。また、当該報告書が添付された実績報告書により対象経費の精査を行い、補助金の額の確定を行いました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-17 産業振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>処理はなされているが、対象経費の具体的な内容が明示されておらず、弾力運用により、当該補助金の本来の趣旨及び対象経費基準を逸脱して貿易協会が支出することがないよう対象経費を明確化し、貿易協会にも周知する必要があると考える。</p>		<p>いて業務報告書には一切の活動記録がなく、担当者へのヒアリングにおいても当該アドバイザーは同行していないことが確認できた。アドバイザーの活動の記録である業務報告書に記載がない事項については、当然にアドバイザーの活動に付随する業務とは言えず、結局、上記表の網掛け金額の経費については、付随する業務であることの疎明が十分ではない。今後は、先般からの監査指摘を踏まえ、対象経費であることを立証しうる資料の整備、県による検証の体制の整備が必要である。</p>		

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-17 産業振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 230	産業振興課	中国ビジネス展開支援事業費補助金について 補助金交付決定通知の交付の条件について（指摘）  補助金交付決定通知の交付の条件に、当該補助金が、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記する必要がある。	（措置済）  平成25年度の交付決定通知書から県交付規則等に従う旨を明記しました。	
p. 230	産業振興課	中国ビジネス展開支援事業費補助金について 事前着手届の未徴取について（指摘）  平成24年4月1日が日曜日であったため、交付決定通知は翌2日付けとなっているが、対象経費には4月分人件費が含まれており、対象事業自体も4月1日から開始しているはずである。本来は事前着手届を徴取する必要があるが、それがなされていない。	（措置済）  実施要綱に「補助金の交付の申請をするに当たって、交付の決定前に申請者の責において事業に着手する場合は、事前着手届を知事に提出しなければならない。」といった事前着手の規定を追加しました。	
p. 230	産業振興課	中国ビジネス展開支援事業費補助金について 補助対象経費に係る請求書等の名義相違について（指摘）  補助対象経費となる請求書に「長崎県上海事務所」名義のものが見られた。存在もしない長崎県の地方機関を想起させる「長崎県上海事務所」名義の使用を禁じるべきである。	（措置済）  補助対象経費となる請求書等には「長崎県上海事務所」名義は使用しないよう貿易協会に対して指導を行い、平成26年3月の請求書等からは是正されております。	
p. 231	産業振興課	長崎県地場企業競争力強化重点支援事業費補助金について 実施要綱等に見られる制度設計・運用の問題点について（指摘）  「長崎県地場企業競争力強化重点支援事業費「補助金実施要領」」第2条では、「補助対象者は、（中略）知事の事業認定を受けた企業グループの代表企業とする」としている。 当該実施要領では「補助対象者」と「補助事業者」という言葉の不統一があるため、「補助対象者」に関する要領の解釈や判断が下せない状態となっている。 また、実際の運用上は「補助対象者」＝「補助事業者」となっており、この第2条を根拠に、県の行う補助金の事務は全て代表企業を相手に行われている。当該補助事業の目的からすると、企業グループにより構成される任意団体を前提としているはずであるが、任意団体の法的な性格や補助金の目的を十分に考慮せず制度設計・運用がなされており、今後同種事業では制度設計を見直すべきと考える。	（措置済）  本補助金の新規採択は平成24年度で終了しておりますが、今後、同種事業を実施する際には制度設計の見直しを検討してまいります。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-17 産業振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 231	産業振興課	長崎県地場企業競争力強化重点支援事業費補助金について 県の実績確認について（意見）  現状行われている代表企業を相手とする事務の進め方では、構成企業に対する代表企業の立替金の精算行為が適切になされているか確認する必要があるが、県はそこまでの確認を行っていない。 対象経費の考え方とは別に、任意団体としての活動となっているかを検証するためにも、上記の観点からの検証は必要と考える。	（措置済）  平成25年度の補助金については、完了検査時に代表企業の立替金の精算行為が適切に実施されているかを確認しました。今後、同種事業を実施する際には、完了検査時に精算行為が適切に実施されているか確認を行います。	
p. 231	産業振興課	長崎県地場企業競争力強化重点支援事業費補助金について 設備投資資金の補助への考慮について（意見）  当該制度で設備投資があった場合、その資産の管理責任は要領上「補助事業者」としている。②の通り、要領の解釈が明確には下せないが、本来は任意団体が所有権を持つと考えるべきであり、資産の所有権、管理責任、使用に係る受益の問題を根拠とともに整理・明示するべきである。 なお、任意団体に資産の購入補助を行う事業は、複雑な権利関係や事後的な問題（参考：水産振興課で過去補助された任意団体の機械装置が、年度を経て構成団体で目的外の委託事業に流用されていたという事案が検出された）を生むため、制度としては避けるべきではないかと考える。	（措置済）  本事業において、設備投資資金を補助対象とした事例はありませんが、今後、同種事業を実施する際には、設備投資資金は補助対象外とします。	
p. 231	産業振興課	長崎県地場企業競争力強化重点支援事業費補助金について N社（佐世保もの作り連合体代表企業）向け1,476,000円について ア 事前着手届の未徴取等について（指摘）  平成24年4月1日が日曜日であったため、交付決定通知は翌2日付けとなっているが、対象経費には4月分人件費が含まれており、対象事業自体も4月1日から開始している（当該業務専従開始日：平成24年4月1日とある）。本来は事前着手届を徴取する必要があるが、それがなされていない。交付申請書も4月2日付けで徴取するのではなく、4月1日付けで提出させるべきと考える。事後申請となるためである。	（措置済）  今後、同種事業を実施する際には、実施要綱に「補助金の交付の申請をするに当たって、交付の決定前に申請者の責において事業に着手する場合は、事前着手届を知事に提出しなければならない。」といった事前着手の規定を追加します。	
p. 232	産業振興課	長崎県新事業チャレンジ応援事業補助金について 事業終了間際に計上された消耗品について（意見）  A社向け3,000,000円の案件については、平成25年3月29日に事業完了したとの実績報告書が提出されているが、3月26、27日の終了間際に納品された、コピー用紙やカラートナーカートリッジが合計53,311円計上されている。当該消耗品は、事業関連性が低く、対象経費とする合理性も低い。 もっとも、補助金額に影響する金額ではないので返還事案には至らないものの、含めるべきではない旨指導するべきであるし、実績確認時の検証の厳格化も必要である。	（措置済）  補助金採択企業に対して、補助事業の計画的な遂行について指導を行うとともに、実績確認時の検証についても複数の職員で厳格に行っております。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-17 産業振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 233	産業振興課	平成24年度長崎県ものづくり経営基盤強化支援事業費補助金について 実績報告時の検証について（意見）  M社向け2,850,000円については、補助対象事業として加工用機械の取得をしているが、かかる機械について財産取得管理台帳の作成を行っているか実績確認時に確認を行っていない。	（措置済）  対象企業に対して財産取得管理台帳の作成を指示し、現物を確認しました。	
p. 233	産業振興課	平成24年度長崎県ものづくり経営基盤強化支援事業費補助金について 対象外経費の混入の可能性について（意見）  K社向け2,857,000円については、機械装置費1,257,000円が計上されているが、この中には、上記（2）ものづくり技術高度化事業の対象経費である「自社の生産・加工技術高度化のための技術開発に係る経費」になじまないものが含まれていると思われる。「工場のクレーン通路壁の雨止め工事」と「追加分コーキング工事」合計727,000円（税抜き）については、アルミ材の品質保持のための工事としているが、一方では「ゴム板で雨養生しているが、ゴムが劣化し破れそこから雨漏りし水たまりができる。対策としてゴムシートを外し、防水テントを二重加工し取り付けた」とあり、工場の修理に要した経費の可能性が多分にある。 1,257,000円の1/2が補助金として支出されているから、727,000円の半分の363,500円については対象外として取り扱う可能性もある。 技術開発に係る経費（対象経費）か、単なる修繕かの判断は難しいところであるが、そのような不明確な経費ははじめから対象外として取り扱うよう指導すべきと思われる。	（措置済）  平成25年度の補助金については、補助対象経費に該当するかどうか判断が難しい経費を補助対象外として取り扱うようにしました。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-17 産業振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 233	産業振興課	<p>平成24年度東アジアビジネス展開支援業費補助金（実証事業）について対象外経費の混入について（指摘）</p> <p>「長崎県東アジアビジネス展開支援業費補助金実施要綱」第3条に「実証事業」の定義が明記されている。</p> <p>第3条 3 この要綱において、「実証事業」とは、県内の中小企業者等が東アジア地域への環境関連技術等の販路開拓のために、現地のニーズに合わせて、自社が所有する技術・製品の設置又は詳細設計により効果の検証を行うことをいう。 ※下線は、筆者による。</p> <p>また、同要綱第4条第2項に定める対象経費は、別表2に明記されており、「(2) 実証事業」の経費は以下の通りである。 【監査結果報告書234頁参照】 実績報告書上、「業務従事日誌」に補助対象経費となる人件費の基礎となる作業従事時間が記されているが、備考欄を見ると、「詳細設計」と記載されたもの以外に、「基本設計【機械】（計画・検討）」（416時間分）や「基本設計【電気】（計画・検討）」（266時間分）と記載された日誌が存在した。</p> <p>上記定義によれば、「現地のニーズに合わせて、自社が所有する技術・製品の設置又は詳細設計により効果の検証を行う」事業に対する補助であるから、このような「基本設計」を含む当該事業の性格そのものが、補助事業の定義に当てはまるのかも疑問があるところであるが、いかに人件費の範囲が「助成事業に直接従事する者の人件費」としても、定義の趣旨からして「基本設計」部分の人件費を対象経費に含めるべきではない。</p> <p>ただし、基本設計の時間を集計し、これに時間当たり単価を掛け、対象経費からこれを控除したとしても、補助金の交付確定額750万円に影響するものではないが、補助事業の採択や、実績報告時の確認において、実施要綱との整合性の検証は厳格であるべきであると考えます。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度からの同補助金にかかる補助対象経費の審査については、実施要綱に基づき厳格に審査・確認を行っています。</p>	
p. 234	産業振興課	<p>平成24年度東アジアビジネス展開支援業費補助金（実証事業）について実施要領の見直しについて（意見）</p> <p>当該補助金では、設備投資資金を対象経費に含めており、交付決定通知上も、交付の条件に取得財産管理台帳の整備を求めているが、実施要綱にその取り決めがなく、具体的な様式も定められていない。実施要綱の内容を再度見直すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>実施要綱に取得財産等管理台帳の整備にかかる規定を追加しました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-17 産業振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 235	産業振興課	長崎県地域産品商品力強化支援事業費補助金について 事業遂行状況報告書の提出時期誤りについて（指摘）  長崎県地域産品商品力強化支援事業費補助金に関して、長崎県地域産品商品力強化支援事業費補助金実施要綱第9条で、規則第11条第1項の補助事業等の遂行については、補助金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、12月15日までに知事に提出しなければならない。と定められている。 ここで、補助申請者であるM社に関して、まず交付申請書が平成24年7月1日に提出され、それに対する交付決定通知書が平成24年7月31日に通知されているが、事業遂行状況報告書に関しては提出日付が平成25年7月31日となっており、これを形式的に判断すると長崎県地域産品商品力強化支援事業費補助金実施要綱第9条に違反することになり、このような誤りを単に記載誤りで済ませる話ではない。 提出書類の日付に対する県側の意識の無さが露呈された一つのケースであり、このような事務処理の間違いを発見できない課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。今後適正な事務の執行手続きを行えるような相互牽制の体制を構築していくべきである。	（措置済）  要綱に定める提出物について、提出期限と必要書類をリスト化し、課内で共有することでチェック体制の強化を図りました。	
p. 236	産業振興課	長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金について 補助事業の経済性の発揮の確保について（意見）  当該補助事業の共通事項として、実績報告書に記載された補助対象経費の確認に関して、領収書、請求書はあるが、納品書がないものが複数見受けられた。 この場合、実際の納品日が不明であるため、実際に補助対象期間中に確実な納品がなされたかどうかの確認が正確にはできない状況であるとも言える。履行確認の実効性を確保する観点からも納品書もできるだけ徴求し確認するほうが望ましいと考える。	（措置済）  平成25年度の補助対象者に対し、納品書の提出について指導・確認を行いました。	
p. 236	産業振興課	長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金について 資産購入補助にかかる管理について（意見）  当補助金においては、有形固定資産の取得及びソフトウェアに関しても補助金の対象である。 ここで、当補助金に関して、「長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金実施要綱」第16条に定めている取得財産等管理台帳に関しては県の方での確認が適正になされていない。要綱では徴求までは要求されていないが、第16条の実効性を確保するためにも、台帳の確認を行うべきである。	（措置済）  対象企業に対して財産取得管理台帳の作成を指示し、現物を確認しました。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-17 産業振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 236	産業振興課	<p>長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金について実施要綱の見直しについて（意見）</p> <p>状況報告に関して、「長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金実施要綱」第10条（3）に下記のように定められている。</p> <p>補助事業者は、11月30日現在の補助事業等の遂行状況に関し、12月15日までに補助事業遂行状況報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>ここで、当補助事業に関して、2次募集以降申請された補助対象事業の取扱いをどのように要綱と整合させるかが問題となるのではないと思われる。2次募集以降（2次募集の申請日付は平成24年9月21日から）の補助事業10件に関しては、補助事業遂行状況報告書（様式第7号）の提出はなされていないが、この場合要綱第10条（3）に違反することになる。このような状況が生じる場合、この取扱いに関して何らかの取扱いの記載をすることも必要であると思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>2次募集の実施時期を早めることとしました。</p>	
p. 237	産業振興課	<p>長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金についてNB社に対しての補助金に関する事前着手について（指摘）</p> <p>補助金の交付決定日付が平成24年8月16日であるが、納品日を確認したところ、もち水飴60個（税抜金額570,000円）の納品日は8月8日、またDM精糖 ST上白砂糖20袋（税抜金額63,600円）の納品日は8月2日と、交付決定前のものが含まれており、事前着手届の徴取が漏れている。</p> <p>またそもそも長崎県補助金等交付規則第14条において、知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を決定し、当該補助事業者等に通知するものとあり、このような誤りを発見できていないこと自体に問題がある。</p> <p>このような事務処理の間違いが生じる事に関して、単なる一人の担当者の計算ミスということで済む話ではなく、決裁を行っている課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。今後適正な事務の執行手続きを行えるような相互牽制の体制を構築していくべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>遂行状況調査及び実績確認時に交付決定通知前の着手がないか確認し、交付決定通知前の経費については補助対象経費から除外しました。</p> <p>要綱に定める提出物について、提出期限と必要書類をリスト化し、主担当者及び課員で相互に事務手続きの確認を行うようチェック体制の強化を図りました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-17 産業振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 237	産業振興課	<p>長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金について Y社に対する補助金に関する変更承認申請手続きの遅延について（指摘）</p> <p>平成25年3月19日に下記のような理由で「平成24年度長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書」が提出され、平成25年3月19日に「平成24年度長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金の計画変更承認書及び長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金交付決定通知書」が通知されている。</p> <p>（変更の理由）</p> <p>① 県産原材料の利用拡大：試作原料費の減によるため。 ② 衛生管理・品質管理体制強化：当初予定より工事費用が安価になったため。 ③ 生産効率化：コンサルタントによる有料での指導回数が減ったため。</p> <p>（変更の内容）</p> <p>① 県産原材料の利用拡大：諫早湾干拓人参生産者の出荷形態の変更（洗浄後出荷から泥つき出荷に変更）により一次加工（粉末加工）が出来なくなったため、人参生産業者が変更となり、試作のための人参粉末の種類が少なくなり、試作予定が大幅に減った。 ② 衛生管理・品質管理体制強化：現状を再確認し長崎県版HACCPの段階7の審査項目を再確認したところ、山一製麺所川村・吉田については汚染区域・非汚染区域の区分が十分にできており、前室工事が不要であると思われたため、県南保健所に確認したところ、HACCPの段階7の取得には支障をきたさないという事だったため、上記2製麺所の前室工事を中止する。 ③ 生産効率化：指導を委託していた専門のコンサルタントが2012年12月より弊社社員になり、指導回数10回中4回について、謝金が不要となった。</p> <p>ここで、特に「③生産効率化」での変更に関しては、12月には当初計画が確実に変更されている事は明らかであるにもかかわらず変更承認申請及び変更承認及び決定は平成25年3月19日と明らかに遅いと言わざるを得ない。また本来は変更申請を行い、それに対する承認及び決定が行われて初めて変更が可能となるのであり、本来の手続きが行われていない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当初計画から確実に変更となることが判明次第、変更承認申請を行うよう指導を行いました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-17 産業振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 237	産業振興課	<p>長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金について H社に対する補助金に係る変更承認手続きの瑕疵について（指摘）</p> <p>平成25年3月11日に下記のような理由で「平成24年度長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書」が提出され、平成25年3月11日に「平成24年度長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金の計画変更承認書及び長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金交付決定通知書」が通知されている。</p> <p>（変更の理由）</p> <p>① サーバーを新設する予定であったが、既存のサーバーで対応が可能だったため、サーバー一式及びバックアップが不要になった。</p> <p>② ネットワーク機器を追加したのは、社外においてもネットワークを利用した顧客管理を行うためである。</p> <p>③ （イ）当初、各々作成する予定であった登録プログラム5本（アレルギーマスタ、業種マスタ、検体項目マスタ、支払方法マスタ、会社情報マスタ）を名称ファイルマスタ登録の1本に仕様を変更した。仕様変更理由：データの変動が少ないマスタを統合し、運用の簡便化を図った。</p> <p>（ロ）原材料登録、検体登録、画像登録の3本の登録プログラムを商品マスタ登録に統合するように仕様を変更した。仕様変更理由：商品登録時に商品に関わる全ての項目が登録できるようにした。</p> <p>以上、（イ）、（ロ）2つの理由によりプログラム開発工数の減少があり、開発費の減少となった。</p> <p>④ 当初計画では、新システムの社員全員への研修を含めた指導料として180,000円を予定していたが、下記の理由により指導料は不要になった。</p> <p>（イ）システム作成途中（2012年11月第2版）より、当社プロジェクトチームもマスタ登録・エクセルデータの編集等に関わっており、システム内容を理解しながら作業を行った。</p> <p>（ロ）契約先の担当者が導入及び保守等で来社時に都度指導も受けている。契約先担当者は当社との保守契約の関係で毎月2回～3回は来社。</p> <p>（ハ）指導は通常の保守契約のなかでの指導と言うことにより指導料は不要となった。</p> <p>（変更の内容）</p> <p>【監査結果報告書238頁参照】</p> <p>上記のように大幅なシステム変更が行われているが、当システムに関してのI社からの納品書、請求書の日付は平成25年3月22日と、変更承認申請及び変更承認及び決定の日より後日付で行われていることから、一見すると特段問題はないように思える。しかしシステムの開発・変更は即日終了するわけがなく、結局は変更承認申請及び変更承認及び決定が行われる前にシステムの変更が行われていると考えるのが普通である。</p> <p>また納品書に関して上記納品書と同じく、納品書No.198964で日付が平成25年3月5日付けの納品書が発見された。これでは納品書の信憑性すら確認できない状況であるし、上記納品書の真実の日付が3月5日であった場合は、形式上も承認前に納品がなされて</p>	<p>（措置済）</p> <p>当初計画における補助事業の内容又は補助事業に要する経費配分のうち、補助事業区分間の配分額20%を超える変更となることが判明次第、変更承認申請を行うよう指導を行いました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-17 産業振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		いることになり、手続上さらに問題である。 他にも、補助対象経費の総額が、当初4,000,000円であったが、変更により2,740,000円と2割を超えた範囲での減少であるという点についても、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱第5条4項に基づき必ず変更申請を行い、それに対する承認及び決定が行われて初めて変更が可能となるのであり、本来の手続きが行われていないことが分かる。		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-17 産業振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 239	産業振興課	<p>その他の補助金について</p> <p>① 長崎県食料展示会出展事業費補助金について</p> <p>ア 口座名義相違について（指摘）</p> <p>当該補助金は、長崎県食料産業クラスター協議会向けに5,000,000円補助されたものであるが、任意団体であるため、本来は、補助金振込口座名義は、協議会名と代表者名義でなければならないが、代表者ではない人物の名前となっており、係る口座への事務委任もない。名義を適切に変更させるか、事務委任を県へ通知させるかが必要である。補助金の交付事務における県の検証を向上することと、任意団体への指導が今後必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>クラスター協議会に対して会長から事務局長へ事務委任を行うよう指導し、その旨の通知を受けました。</p>	
p. 239	産業振興課	<p>その他の補助金について</p> <p>長崎県食料展示会出展事業費補助金について</p> <p>イ 組織引継ぎの事務について（意見）</p> <p>長崎県食料産業クラスター協議会は、平成25年度から事務局の所在を、県中小企業団体中央会へ移転している。しかしながら、県から事務局が移管する際の、引継ぎの文書化がなされていない。通帳、印鑑、事業・会計等の文書類について、本来、引き渡しを証する文書の取り交わしが行われるべきと思われる。</p> <p>なお、平成23年度の包括外部監査において任意団体を県が引き継ぐ場合に、このような文書のやり取りを厳格に行っている事例があった。一方で、昨年度の監査では、任意団体の事案ではなかったが、県が外部団体所管事務を引き継ぐ際、受取り内容の十分な確認をしていなかったために、契約書の紛失に気付かなかった事例もあった。重要物の受払には、慎重に対処するべきと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>引き渡しを証する文書の取り交わしを行いました。</p>	
p. 239	産業振興課	<p>その他の補助金について</p> <p>平成24年度長崎県生産基盤等確保緊急対策事業費補助金について</p> <p>ア 資産として取り扱うべきファイナンスリースに係る補助金の取扱いについて（指摘）</p> <p>M社向け2,104,000円については、補助対象がファイナンスリースのリース料の1/3を補助する事業であるが、ファイナンスリース契約であるので、資産計上すべき契約である。つまり、取得費補助となる案件である。実施要綱第16条では財産取得台帳で管理することとしているが、台帳の作成を行っているか確認していない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>対象企業に対して財産取得管理台帳の作成を指示し、現物を確認しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-17 産業振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 240	産業振興課	<p>東京産業支援センター管理運営費負担金について いわゆる「設置管理条例」のバラつきについて（意見）</p> <p>地方自治法第244条の2第1項において「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」として、本県においても、各施設の指定管理に関する基本的事項を条例で規定している。いわゆる「設置管理条例」である。しかしながら、当該「長崎県東京産業支援センター条例」と他の設置条例を比較するとき、条文の一部に相違がみられる。かかる不統一は早急に修正すべきである。今回取り上げる条例のバラつきは、使用料の減免に関する条文であり、産業労働部所管の設置管理条例の間において以下の通りの相違が見られる。</p> <p>条文に「知事の承認を得て」が入っていないもの。 ○長崎県東京産業支援センター条例 第12条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 ○長崎県技能会館条例 第12条 指定管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>条文に「知事の承認を得て」が入っているもの。 ○長崎県ビジネス支援プラザ条例 第13条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>知事の承認を得て</u>、使用料を減額し、又は免除することができる。 ○佐世保情報産業プラザ条例 第13条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>知事の承認を得て</u>、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>同じ設置条例にありながら、特段の理由もないまま条文に相違があることは是正されるべきである。 使用料の徴収に係る減免の権限の付与については、判例等がないとは言っても、処分性の強いものであるから、その規程のあり方及び運用については慎重であるべきである。また、この配慮から従前より「知事の承認を得て」が規定されている条例があると考えれば、上記「長崎県東京産業支援センター条例」と「長崎県技能会館条例」については、「知事の承認を得て」を挿入するよう条文を見直すことが必要と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>東京産業支援センター条例については条例改正を行い、「知事の承認を得て」の文言を追加しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-17 産業振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 241	産業振興課	<p>東京産業支援センター管理運営費負担金について 利用料金制導入について（意見）</p> <p>本県の設置管理条例においては、産業労働部所管の上記四施設以外は、施設の利用者が支払うのは「使用料」ではなく「利用料」であり、指定管理者の収入となる「利用料金制」を導入している。</p> <p>利用料金制の導入によって、効率的な施設運営のインセンティブを与えることができ、同制度を導入するべきと思われる。また、利用料金制に切り替えることで、私債権の管理になるため、一定管理は容易になることも想定されるため、検討の余地はあると考える。</p>	<p>（その他）</p> <p>東京産業支援センターと長崎県ビジネス支援プラザは、首都圏と県内における企業支援の拠点施設として設置しており、その設置目的に基づき県で低廉な使用料を定め、また入居に当たっても審査会の審査を経て設置目的に沿った企業を選定しています。したがって利用料金の増収を図り運営費に当てる利用料金制度はなじまず、仮に導入したとしても、却って料金確保のため指定管理者の負担が大きくなり、サービスの質の低下につながると考えます。</p> <p>技能会館は、職業訓練等技能振興のための施設であり、利用料も減免しているため、利用料金の増収を図り運営費に充てるといふ利用料金制になじまないと考えます。</p> <p>佐世保情報産業プラザは、県北地域の産業振興のために情報関連産業の集積を図るといふ政策目的で整備したものです。企業支援の観点から県で使用料を設定しており、入居要件も条例等で定めていることから、収支採算がとれる施設とはいいい難く、利用料金制度になじまないと考えます。</p> <p>このため、現状の対応を継続してまいります。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-17 産業振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 241	産業振興課	<p>東京産業支援センター管理運営費負担金について 減免基準について（意見）</p> <p>施設の入居者から徴取している利用料の減免は、食堂の付帯施設である従業員休憩所や冷凍倉庫等において発生している。減免は東京産業センター条例第12条を根拠としているが、減免基準に問題がある。 下記減免基準は、県の説明では平成14年度時点（旧管理委託制度の下）で作成・運用されてきたものとのことであったが、そのまま指定管理制度に移行した現在においても運用されている。旧管理委託制度においては、使用許可権限は委託には含めることができず、県の行う行為であったので、当該減免基準は、県が定め、県が運用していたものである。</p> <p>東京産業支援センター使用料減免基準 1 基本的な考え方 事務室については県で改装工事を行った箇所を使用許可しており、改装工事を行った事務室を事務室として使用する限り、長崎県東京産業支援センター管理規則第6条第1号及び第2号に該当する場合を除き、原則として使用料の減免は行わない。 倉庫的利用を行う場合及び改装工事を行っていない箇所を使用する場合の使用許可にあたっては、減額を行うこととする。 2 減免基準 ①倉庫的利用を行う場合は、事務室使用料を適用し、1/2を減額する。 ②未改修箇所を事務室として使用する場合は、事務室使用料を適用し、1/3を減額する。 ③未改修箇所を倉庫的利用する場合は、事務室使用料を適用し、2/3を減額する。</p> <p>この減免基準は、平成18年度の指定管理者制度への移行時点において、何等かの手続きを経て、正式に位置づけられているとの証跡は認められなかった（県の説明によれば、過去、口頭での引継ぎはあったとのことであったが、それを裏付けるものもない）。 施設の管理運営について管理委託制度はあくまで私法上の契約であり、さらにこの減免基準は県の運用基準であったのに対し、指定管理制度は、条例を根拠とした公法上の行為である「指定」という大きな相違がある上に、当該指定管理における減免は指定管理者の運用する基準であるから、本来は、新たに制定するべきであったと考える。 また、旧制度の減免基準をもって現在でも一部施設の使用料の減免を行っている点は、減免の効力について疑問が残る。つまり、旧管理委託制度を前提とし、位置づけも曖昧な状態での当該減免基準をもって、使用料金の減免及び徴収を行うことについては、厳に戒めるべきであると考え。</p>	<p>（措置済）</p> <p>新たに下記のとおり減免基準を策定しました。 ①事務室等として改装した箇所以外を倉庫として使用する場合は、使用料の1/2を減額する。 ②未改修箇所を事務室として使用する場合は、使用料の1/3を減額する。 ③未改修箇所を倉庫として使用する場合は、使用料の2/3を減額する。 ④会議室等を県内市町が販路開拓活動等のために使用する場合は、使用料を免除する。 ⑤その他、公益上特別の理由があると認められるもので、知事の承認を得た場合は、使用料を減免する。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-17 産業振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 242	産業振興課	<p>東京産業支援センター管理運営費負担金について 入居時の連帯保証人について（指摘）</p> <p>「公有財産の使用許可等に係る連帯保証人の取扱いについて（通知）」によれば、所管部局の長は、公有財産の使用許可等の申請に際しては、一部例外を除いて、債権の保全を確実にするため、申請人に連帯保証人を立てさせることとしている。産業振興課においては、当該通知が周知徹底されておらず、連帯保証人の要否について検証した経緯がない。</p> <p>実質的には、入居者について審査会による審査によって財務内容が検証されているため、上記通知にある（2）④「使用料が未納になるおそれがない」には該当するものの、「おそれがないことを所管部局の長が認める場合」を具体的に立証する証跡がないため、上記通知文書を遵守しているとは言えない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>連帯保証人の要否にかかる審査会の判断の結果、必要でないと判断した場合には、部長決裁で承認をとるようにしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-17 産業振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 242	産業振興課	<p>東京産業支援センター管理運営費負担金について                      関連企業による実質連続入居について（意見）</p> <p>センターの入居については、下記の通り一定の条件、期限が定められている。                      その理由は、センターが「公の施設」であり、使用の公平性を担保するためである。</p> <p>長崎県東京産業支援センター条例                      （使用期間）                      第10条 第7条第1項の許可の期間は、3年を超えることができない。                      2 前項に定める期間は、規則で定めるところにより、更新することができる。</p> <p>長崎県東京産業支援センター条例施行規則                      （期間の更新）                      第4条 指定管理者は、条例第6条第1号に掲げる者については、特に必要があると認めるときは、2年を限度として使用期間を更新することができる。ただし、指定管理者が知事の承認を得たときは、2年を超えて使用期間を更新することができる。                      2 指定管理者は、条例第6条第2号及び第3号に掲げる者については、適当であると認めるときは、使用期間を更新することができる。</p> <p>しかしながら、過去の入居状況を検証すると、関連企業（社長が同一人物）が連続して入居している事例（A社、H社）が発見された。                      関連企業の入居を安易に認めると、入居期限を定めた条例施行規則の潜脱を許すこととなり、公の施設に求められる利用の公平性をゆがめることとなる。県側の主張する入居率の維持の問題でもなければ、申し込みが殺到している状況にないため制限することの実効性に欠ける云々の問題でもない。仮に関連企業を排除した結果、空室が生じる場合の対応の努力は、まさに県並びに指定管理者に求められるべきである。                      また転貸を禁じた本条例においても、関連企業の入居はその違反の事実を曖昧にしてしまうため、厳に排除するべきである。                      当該検出事項は、現地検証を行わずして発見されたのであるから、氷山の一角に過ぎない可能性がある。                      関連企業の連続入居を禁ずるよう審査会の審査基準を見直すべきであり、指定管理者に対しても転貸の事実がないか管理徹底するよう指導するべきである。</p>	<p>（その他）</p> <p>審査基準について見直しは行わないが、入居企業の選定については、今後も審査会において厳正な審査を行い判断します。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-17 産業振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 243	産業振興課	<p>東京産業支援センター管理運営費負担金について 使用期間の更新について（指摘）</p> <p>規則4条2項にいう、食堂運営（条例6条2項）に対する期間更新は、指定管理者が「適当であると認めるときは、使用期間を更新することができる」となっているが、具体的な運用基準がなく、適当と認めた証跡が残されていない。</p> <p>食堂の運営企業は平成14年度以来、継続して入居しており、3年更新時期に申請書が提出され、許可更新がなされているが、いかなる基準でどのような判断のもと許可されてきたのかは判然としないため、運用基準の整備、適当であると判断した証跡を残す必要がある。</p> <p>今後は、審査基準の整備と許可に至る審査を審査会にゆだねるなど手続きの見直しが必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>更新基準を策定し、食堂の更新に当たり審査会を開催し判断を行いました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-17 産業振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 245	産業振興課	<p>県と長崎県産業振興財団との取引について 「県における財政の適正な運用」の視点から見た当該スキームの適正性について（意見）</p> <p>当該地場ファンドの最終スキームを「県の財政」との視点から考察した場合、（30億円の内）20億円を振興財団へ無利子で貸付け財政的支出が起これ、当該20億円が県債発行の引き受け資金として県に戻り財政的収入が発生することにより、結果的には、財政的に増減していないこととなるため、県債発行による資金調達機能を喪失していると考えられる。</p> <p>また、この資金調達機能の喪失にある状況を、財政の運用面から考えると、無利子で貸付けた20億円については、当然に無利子であるので何ら果実が発生しないのに対し、県債引受資金として県に戻ってきた20億円に関しては年利1.7%の金利支払いのみが発生していることとなり、結果、10年間で合計3億4千万円の財政的支出を伴うのだが、財政運用の適正性からも問題があると思われる。</p> <p>また、当該スキームについては、県より補助金を支出して、振興財団が当該補助金財源を原資に各企業へ助成を行っていると言って過言ではなく、いわゆる「裏補助金」と言える点についても無視できない。つまり、地場ファンドを組成するにあたり、無利子貸付という条件によって、県が財団に支援する以上は、地場ファンドの運用においては、県費以外の財源（例えば、国債購入であれば国費が財源になる）による運用益の獲得をする努力をするべきであって、現状のように地場ファンドで県債を購入し、県費によって運用益を賄えば、無利子による資金供給（調達）という支援に上乗せして、運用益まで県が支援していることとなり、不合理な状況を生んでいると考える。かかる二重の支援の不合理性こそが、本来県債発行が目的としたはずの事業資金の調達機能を喪失してしまった事と相まって、県債の金利支払いという調達コストとしての位置づけを、実質的に地場ファンドを経由した事業費補助金へと変質させ、結果的に県においても財政運用の適正性における問題を発生させてしまった原因ではないかと考える。</p> <p>以上のように、種々の問題が生じていると考えられる地場ファンドのスキームであるが、県及び振興財団において、何かしらの検討がなされた経緯も全く見出すことができず、何の問題意識も持っていなかったと思われる。</p> <p>なお、先の議会では全てを国債にて運用する答弁がなされていたにも関わらず、平成20年7月22日の県議会経済労働委員会において当該スキームの説明が行われ、20億円を県債購入に充てた旨の答弁がなされたが、この場でも特段の議論はなされていない。</p> <p>県担当者へのヒアリングにおいて、「スタートファンドのように、国が無利子で資金を貸付け、当該資金で国債を購入し、運用益で事業を行っている例が全国的に多く見られるが、県が類似の事業を行うことに何の問題があるのか？」との発言があった。例えば、国の出先機関等の運営費を生み出すためにこのようなスキームが使われることも多々存在するが、このような状況は適正な目的に沿った国債発行とは言い難く、国の姿勢にも問題があると言わざるを得ない。</p> <p>県は、国が行っていることは全てにおいて正であるとの思考から脱却し、県の財政は県において適正に運用・保全するとの意識を持って取り組むべきと考える。</p>	<p>（その他）</p> <p>産業振興財団が購入した「長崎県平成19年度第1204回公債」は、平成19年度の事業の財源として発行され、実際に資金調達を行っています。また、その後の投資家間の取引により産業振興財団が購入したもので、その資金が県に戻り財政的収入が発生しているものではありません。</p> <p>また、たとえ産業振興財団が県債を購入しなくても、年利1.7%の金利負担は変わらず、経済的な損失は生じていないことから、財政運用の適正性に問題があるとは考えておりません。</p> <p>なお、財団が購入した県債は、公共事業の財源として発行したもので、県は財団へ県債発行による金利を支払っているものであり、ファンド事業の実施のために支援を行っているものではありません。</p> <p>従って、無利子による資金供給支援に上乗せして、二重の支援を行っているものではなく、不合理な状況を生んでいるものとは考えておりません。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-17 産業振興課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 246	産業振興課	対中国ビジネスコンサルタント業務委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）  委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  同事業は平成24年度限りで終了しました。今後、同様な委任契約を行う際には、関係規程・通知等に基づき適正な事務執行に努めます。	
p. 247	産業振興課	長崎県地域産品テストマーケティング業務契約（加工食品等の契約）について 合議手続きの欠落について（指摘2件）  長崎県地域産品テストマーケティング業務契約の両案件とも、支出負担行為上の会計管理者等（出納局）の合議が必要であったが、契約締結前の手続きを失念し、締結後であったため、「合議応じず」として、合議手続きが欠落しており、正当な手続きにより事務を行う必要がある。また、担当課においては担当者任せにせず、組織としてかかる事態が生じないよう工程管理を確立するべきである。	（措置済）  契約事務チェックリストに基づき主担当者および課員で相互に事務手続きの確認を行うようチェック体制の強化を図りました。	
p. 247	産業振興課	長崎県中国ビジネスサポートデスク（華南）運營業務委託について 事業の経済性・効率性について（意見）  当該契約は、上記の通り、基本契約と単価契約とからなっているが、単価契約が一年間で一件のみしか発生していない。単価契約は、県内企業のニーズへの対応によって発生するものであるが、仕様書において記載された利用回数の想定からはかい離がある。 基本契約に係る業務の履行はあるにせよ、ニーズとの相違があまりにも大きく、事業としての意義や経済性・効率性については問題があったと思われる。 なお、同事業は、平成25年度は行われていない。	（措置済）  同事業は平成24年度限りで終了しました。今後、同様の事業を行う際には、経済性・効率性について、十分な検討を行ったうえで取り組むこととします。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-18 産業人材課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 248	産業人材課	高度人材養成事業に係る業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。月額人件費単価180,000円、職員賃金月額5,900円については積算根拠を明示し、施行伺いで承認を得るようにするべきである。 なお、積算で示された月額単価180,000円については、非常勤職員単価をもとにしての説明を受けたが（出所は「非常勤職員に対する報酬の支給方法について（通知）」（22人第166号 平成22年12月17日））、当該書面も、人事課の説明では、非常勤職員単価が180,000円でなければならないとする性格のものでないとの主張であり、180,000円の根拠とするには一定の限界があるものとする。	（措置済）  平成24年度で委託事業は終了しましたが、今後同様の事例が発生する場合は、積算根拠を明確にし、施行伺いにより承認を得るようにします。また、人件費単価については類似の業務単価を参考に検討のうえ設定し、施行伺いにより承認を得るようにします。	
p. 248	産業人材課	地域ニーズ対応人材育成支援事業に係る業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠や間接経費を直接費の10%以内とする根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。	（措置済）  平成26年度の委託事業から、積算根拠を明確にし、施行伺いにより承認を得るようにしました。	
p. 249	産業人材課	組込み制御技術者育成支援事業に係る業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。月額人件費単価180,000円、職員賃金月額5,900円については積算根拠を明示し、施行伺いで承認を得るようにするべきである。 以下、「(1) 高度人材養成事業に係る業務委託について」②に同じ。	（措置済）  平成24年度で委託事業は終了しましたが、今後同様の事例が発生する場合は、積算根拠を明確にし、施行伺いにより承認を得るようにします。また、人件費単価については類似の業務単価を参考に検討のうえ設定し、施行伺いにより承認を得るようにします。	
p. 249	産業人材課	平成24年度高度人材養成事業に係る業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠、消耗品費の根拠、講師謝金の根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。	（措置済）  平成25年度で終了した事業ですが、今後同様の事例が発生する場合は、積算根拠を明確にし、施行伺いにより承認を得るようにします。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-18 産業人材課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 249	産業人材課	平成24年度高度人材養成事業に係る業務委託について 鋼材価格の経済性の発揮について（意見）  人件費以外の事業費で大きい割合を占める消耗品費の鋼材費であるが、委託先が購入にあたって見積書の徴取を行っていない。また実績確認においてもその点を検証していない。経済性が発揮されるよう、指導するべきと考える。	（措置済）  平成25年度で終了した事業ですが、今後同様の事例が発生する場合は、2者以上の見積を徴取するようにし、実績確認の際に検証することとします。	
p. 250	産業人材課	高校生資格取得講習会に係る業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価や数量の算出根拠）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようすべきである。	（措置済）  平成26年度の委託事業から、積算根拠を明確にし、施行伺いにより承認を得るようにしました。	
p. 250	産業人材課	高校生資格取得講習会に係る業務委託について 鋼材価格の経済性の発揮について（意見）  人件費以外の事業費で大きい割合を占める消耗品費の鋼材費であるが、委託先が購入にあたって見積書の徴取を行っていない。また実績確認においてもその点を検証していない。経済性が発揮されるよう、指導するべきと考える。	（措置済）  平成26年度の委託事業から、2者以上の見積を徴取するよう指導を行い、実績確認の際に検証するようにしました。	
p. 250	産業人材課	高校生資格取得講習会に係る業務委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）  委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  平成26年度の委託契約書から条項を追加しました。	
p. 250	産業人材課	高度溶接技術者養成研修事業に係る業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価や数量の算出根拠）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようすべきである。	（措置済）  平成25年度で終了した事業ですが、今後同様の事例が発生する場合は、積算根拠を明確にし、施行伺いにより承認を得るようにします。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-18 産業人材課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 250	産業人材課	高度溶接技術者養成研修事業に係る業務委託について 鋼材価格の経済性の発揮について（意見）  人件費以外の事業費で大きい割合を占める消耗品費の鋼材費であるが、委託先が購入にあたって見積書の徴取を行っていない。また実績確認においてもその点を検証していない。経済性が発揮されるよう、指導すべきと考える。	（措置済）  平成25年度で終了した事業ですが、今後同様の事例が発生する場合は、2者以上の見積書を徴取するようし、実績確認の際に検証することになります。	
p. 250	産業人材課	高度溶接技術者養成研修事業に係る業務委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）  委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  平成25年度で終了した事業ですが、今後同様の事例が発生する場合は、契約書に条項を追加します。	
p. 251	産業人材課	大学生等、留学生及び広域インターンシップ推進事業業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようになるべきである。	（措置済）  平成26年度の委託事業から、積算根拠を明確にし、施行伺いにより承認を得るようにしました。	
p. 251	産業人材課	大学生等、留学生及び広域インターンシップ推進事業業務委託について 請求書等の名義相違について（指摘）  任意団体である「長崎インターンシップ推進協議会」ではない宛名の請求書が見られた。事務局の名義であるが、本来名義の相違は、請求金額が任意団体に帰属しないこととなるので、県は十分に指導、検査するべきである。	（措置済）  平成25年度の委託事業の実績報告から請求書名義が正しいか特に留意しながら確認するようにしました。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-18 産業人材課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 251	産業人材課	<p>長崎高等技術専門校訓練生寄宿舎管理業務委託契約及び佐世保高等技術専門校訓練生寄宿舎管理業務委託契約について 仕様書の作成について（指摘）</p> <p>高等技術専門校の寄宿舎における管理業務、寄宿舎入寮生への食事提供業務については、本来長崎県が行うべき業務を長崎、佐世保それぞれの高等技術専門校訓練支援協会が業務を受託しているものである。このため、業務の内容については業務委託契約書もしくはその仕様書においてその業務内容が明確にされるべきである。委託業務の内容については、長崎校、佐世保校ともに業務委託契約書第1条において「高等技術専門校寄宿舎における管理業務、寄宿舎入寮生への食事提供業務、及び訓練生から預託された入校経費の管理並びに経理業務を委託し・・・」とされているのみで詳細が明らかにされていない。</p> <p>例えば、管理業務における日用品や修繕費の負担責任、食事提供業務の仕様の詳細、などについては、長崎県が委託先である長崎及び佐世保高等技術専門校訓練支援協会との間で締結する契約書及びその仕様書において明確にする必要がある。</p> <p>また、長崎県は、仕様書に基づき業務が執行されているか否かについて確認、指導を行う必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該委託事業は平成25年度で終了しました。今後、同様の事業を行う際には、委託業務の内容を明確にし、また業務執行について確認、指導を行うことにします。</p>	
p. 252	産業人材課	<p>長崎高等技術専門校訓練生寄宿舎管理業務委託契約及び佐世保高等技術専門校訓練生寄宿舎管理業務委託契約について 江迎公舎の取り扱い（指摘）</p> <p>平成22年度から佐世保高等技術専門校の寄宿舎が定員45名では受け入れができないこととなったことに伴い、江迎町の旧職員公舎を食事の提供をしない寄宿舎として利用している。当施設の管理業務は、佐世保高等技術専門校支援協会が行っているものの、この管理業務について長崎県が佐世保高等技術専門校訓練支援協会に対して委託を行っているか否かについては必ずしも契約書では明確ではない。業務委託契約書では「高等技術専門校寄宿舎における管理業務」が挙げられていることから、平成22年度から新たに利用を始めた江迎地区の寄宿舎についても、利用を始めた時点で自動的に含まれたものと考えられる。実際に、平成24年度についても江迎宿舎の管理業務に関する経費についても協会の決算には含まれている。</p> <p>江迎宿舎の管理業務についても委託業務の内容に含むということについて委託契約書もしくは仕様書において明確化する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該委託事業は平成25年度で終了しました。今後、同様の事業を行う際には、委託業務の内容を明確にし、適正な執行に努めます。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 256	資源管理課	長崎県水産振興奨励事業（新世紀水産業育成事業）費補助金について ア 島原市からの補助金申請書の瑕疵と県の検証不備について（指摘）  補助要綱等に基づき、島原市から提出された補助金交付申請書であるが、その一部を構成する「新世紀水産業育成事業設計書」が島原漁協から提出されている。しかしながら、肝心の漁協の印鑑の押印がなされていない。本来は、当該補助事業の計画遂行に係る根幹である漁協からの計画について、漁協の意思であることを当該書面で確認できるよう押印は必要であると思われる。県はこの点を確認していない。実施主体の意思が十分に確認されないまま、交付決定をしてしまっている。	補助事業の実施主体である漁協に事業計画書への押印について指導のうえ対応済みです。当該補助事業は平成22年度で終了していますが、今後、類似する補助事業の遂行にあたっては、確認を徹底します。	措置内容に反する類似の検出事項の存在と今後の対応について（意見）  当該案件のその後の状況について課より「受検後、島原市、島原漁協に行って口頭指導を行いました。また、類似する補助事業の遂行の際は、地元自治体及び事業実施者への手続きの確認及び不備が生じないように指導を行っています。」との説明を受けた。 しかしながら、今回監査で、追加検討した事項の「新生水産県ながさき総合支援事業」（補助事業）で類似の検出事項があり、相互牽制が機能するよう体制の整備が必要と考える。	（措置済）  提出書類の日付の未記載等の不備を見落とさないよう、チェックリストの使用等によるチェックの確実な実施や、複数者でのチェックの励行による相互牽制を徹底するよう改めました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 261	資源管理課	<p>長崎県水産振興奨励事業（新世紀水産業育成事業）費補助金について 計画変更・事業終了の取扱いと証拠書類の信頼性について イ 計画変更・事業終了の取扱いと証拠書類の信頼性について（指摘）</p> <p>当該事業は途中で計画終了し、計画変更、実績報告を経て交付決定となっているが、中途の計画変更の遅延が生じ、交付要綱の定めに適合するように一連の書面の改竄が行われている。かかる処理は県の事務事業全体の信頼性を喪失させるものであり適切な処理を厳守されたい。 実際の文書は以下の通りである。</p> <p>平成23年1月6日 総務文書課長 様 資源管理課漁場環境班 担当者名 変更計画交付決定の遅れについて</p> <p>このことについて、平成23年1月4日時点において、10月20日付で諫早市長から提出された計画変更承認申請書に対する変更計画承認及び交付決定通知書を10月20日付で決裁しようとしていましたが、これは、別添の諫早市からの理由のとおり、事業主体の小長井町漁協や諫早市の工期変更の認識が甘く手続きを行って</p>	<p>当該事業は平成22年度で終了していますが、今後、類似する補助事業の遂行にあたっては、計画変更等の事態が生じた場合、速やかに所定の手続きを執るよう事業実施主体に対し指導を徹底するとともに、県や地元自治体が連携して事業進捗に留意し、再発防止に努めます。</p>	<p>措置内容の不足（内部管理体制改善への言及がない）について（意見）</p> <p>措置内容については、対外的な働きかけだけで、県の責任について触れていない。書面の改竄を許した内部管理体制の措置も記載すべきである。 なお、その後の状況については「受検後、諫早市、小長井漁協に行き口頭指導を行いました。また、類似する補助事業の遂行の際は、地元自治体及び事業実施者への手続きの確認及び不備が生じないよう指導を行っています。」との回答を得ている。これについても内部的な改善は触れていない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>提出書類の日付の未記載等の不備を見落とさないよう、チェックリストの使用等によるチェックの確実な実施や、複数者でのチェックの励行により、事業の進捗管理を徹底するよう改めました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>たために、県への申請が12月中旬となり、時間的な差異が生じたためです。                      なお、諫早市に対して、相談を受けた時点での計画変更承認申請書の提出について協議を行いました。実施主体である小長井町漁協からは、9月末に業務を完了し、継続して事業を実施する意思はないとの回答があり、事業完了が確定すれば水産部関係補助金等交付要綱第6条第2項に基づき30日以内に実績報告書を提出しなければならないこととなるため、やむを得ず10月20日での提出を了解したものです。                      今後は、事業主体や市に対して事業進捗状況をこまめに確認し、このようなことがないように指導していきたいと考えています。</p> <p>資源管理課では、今回の問題について実績報告の提出遅延（完了から30日以内）を問題視しているようであるが、計画変更承認の事前承認も行われておらず、この点でも手続上の瑕疵がある。</p> <p>県の補助金等交付規則の定め                      第11条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。                      2 補助事業者等は、次の各号の一に該当する場合に</p>				

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>は、あらかじめ知事に報告してその承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により知事に提出した書類の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとするとき。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。</p> <p>したがって、平成23年10月20日で諫早市より提出された変更承認申請書（10/20付）、これに添付された小長井町漁協からの変更実施計画書（「平成22年10月」まではゴム印、日は空欄）、変更に係る県の交付決定通知書（10/22付）、諫早市からの実績報告（11/25付）、これに添付された小長井町漁協からの事業実施精算書（11/25付）、県の交付確定通知書（12/1）は、どれも平成23年1月4日以後に作成されたものである（いわゆるバックデート）。</p> <p>無論、事業は9月末までに完了している（詳細は後段で触れる）のであるから、水産部関係補助金要綱第6条第2項に照らすと、県の確定通知が12月1日付であるから30日を超過していることに違いはない。</p>				

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>さらに問題は、「いつ事業完了したのか」である。上記の県の文書、「変更計画交付決定の遅れについて」によれば、「実施主体である小長井町漁協からは、9月末に業務を完了し、」とある。またこれを意識して変更承認申請を10/20日としていることが文面から読み取れる。ところが、実績報告確認書類を査閲したところ、放流作業として報告された一連の写真の日付（写真そのものには日付は確認できず、写真の台紙に10/6と記載）があり、こちらでの完了は10月6日となっている。どちらが本当なのか疑問であったため、漁協担当者から回答を得たが、完了は10/6ということであった。</p> <p>書面での検証しかできないため、どちらが真実であるかは定かではないが、実績報告の信頼性が失われていることは確かであって、今後このような事態が生じないように、間接補助金とはいえ責任の自覚をもって、事業の適正な運営に当たられたい。</p>				

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 263	資源管理課 総務文書課	株式会社長崎県漁業公社について 公有財産の使用許可及び使用料について（指摘）  公社は県の施設である栽培漁業センターの施設管理とここで行う県の種苗生産の委託事業を営んでいる。また公社はそれだけでなく、センターの各種施設を使用しつつ、自主事業としての種苗生産養成事業などを行っているが、施設の使用について公有財産の使用許可はとっておらず、また使用料の減免措置も検討されていない。適切に処理しているのは、センター内にある公社の従業員休憩所と漁具の倉庫兼作業場に係る底地の使用許可のみである。センターの受託は昭和53年から始まっているが（全面委託は昭和62年から）、公有財産の使用等の適切な処理について早急に対応する必要がある。	公社の自主事業によるセンター施設の使用については、平成24年度中に使用許可の手続をとったうえで、その公益性も勘案し、減免等の検討を行い適切に処理します。	掲載文の要約誤りにより誘発された措置の不十分性について（指摘）  報告書原文と要約文を比較すると肝心な一節が省略されている。 後段述べるように、公有財産の目的外使用に係る使用許可の漏れの問題と、使用料の徴収漏れという問題、そして、それが過去から続いている点について問題解決を図らなければならない。つまり、使用許可は公法上の行為、使用料は公法上の債権、公有財産の目的外使用に係る過去の使用料徴収漏れはすなわち損害賠償請求権または不当利得返還請求権につながるという論点である。 このため、最後の一文「 <u>センターの受託は昭和53年から始まっているが（全面委託は昭和62年から）、公有財産の使用等の適切な処理について早急に対応する必要がある。</u> 」が重要となる。 最後の一節のうち、過去を問うた部分が省略されているため、現担当者へ正確な意図が伝達されず、結果的に措置が不十分になった可能性は否定できない。 実際、監査当初からヒアリングを重ねたが、過年度分の公債権の取扱いについて、全く認識がない状態であった。本来は、過去の判例等を照会し、しかるべき論理展開や結論が導き出さ	（措置済）  平成24年度の措置に関する調書から監査結果報告書の「原文」を転記し、図や表など転記が困難な箇所は報告書の該当頁を参照することとしました。 引継体制については、業務内容を検証し、課題・問題点を正確に紙面で引き継ぐよう、班長がチェックする体制に改めました。 また、法的な問題については、県関係部局に相談するなど十分に連携をとって対応してまいります。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
				<p>れていなければならないが、そういった検討が行われていない。</p> <p>更に、上記報告書は、当初、「センターの受託は昭和53年から始まっているが（全面委託は昭和62年から）、無断使用・使用料の不払い（県側では未徴収）が相当期間継続していると思われる。早急に対応する必要がある。」であった。これを、資源管理課は、</p> <p>センターの受託は昭和53年から始まっているが（全面委託は昭和62年から）、無断使用・使用料の不払い（県側では未徴収）が相当期間継続していると思われる。今後も種苗生産業務の円滑な推進のため、公有財産の使用等の適切な処理について早急に対応する必要がある。</p> <p>※筆者注：訂正線は、「書くな」という意味である。訂正線以降は、「こう書け」という意味である。ゴシック強調のみ筆者（包括外部監査人）の加工である。</p> <p>に修正するように申し出ており、その経緯は十分認識していたはずである。更に修正を一部受け入れた際も、県に適切な対応をするように念押しした経緯もある。</p> <p>これらが十分に引き継がれず現担当者の認識と相違しているのは、過年度分の使</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 264	資源管理課			<p>用料の徴収にかかる問題を忌避し、引継ぎを行わなかった可能性も高い。つまり、引継ぎが適切に行われるか否かは、現状個人の判断や認識に依存しており、引継ぎ内容の適切性を第三者が検証し牽制をかけるという制度的な仕組みもない。措置が不十分になる背景のひとつといえる。結果、過年度分の使用料にかかる措置を曖昧にした県の責任は重い</p>		
				<p>過去の公有財産の無断使用に係る使用料の徴収漏れと、損害賠償請求権または不当利得返還請求権の行使について（指摘）</p> <p>【監査結果報告書263頁参照】                      上述の通り、センターの委託は昭和53年から始まっており（全面委託は昭和62年から）、その間、公社の自主事業のために種苗センター施設の無断使用が継続していた。県側の見解としては「県・公社ともに目的外使用の認識がなかった」ということであつたのだが、意図的か否かに関わらず、公有財産の目的外使用に係る使用料が公債権である以上、徴収する責務が県にはあり（自治法第240条、自治法施行令第171条から第171条の7、自治法第238条の4第7項、同法第225条）、それが正式な許可手</p>	<p>（措置済）                      過年度分使用料見合い額については、平成26年6月に過年度分施設使用料額確定の通知を行い、平成26年10月に納入通知書を送付し、納期内に公社から徴収いたしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
				<p>続きなく第三者によって使用收受されているのであるから使用料相当額の損害賠償請求権または不当利得返還請求権を県は持つており行使する必要があると考える。</p> <p>同種の問題についての過去の判例は、「はみ出し自動販売機住民訴訟最高裁判決平成16年4月23日」があり、判決文において「道路法32条1項は、道路に広告塔その他これに類する工作物等を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないと定めている。そして、同法39条1項は、道路管理者は道路の占有につき占用料を徴収することができる旨を定めており、この規定に基づく占用料は、都道府県道に係るものにあつては道路管理者である都道府県の収入となる（道路法施行令19条の4第1項）。このように、道路管理者は道路の占有につき占用料を徴収して収入とすることができるのであるから、【要旨1】道路が権原なく占有された場合には、道路管理者は、占有者に対し、占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものというべきである。」とある。</p> <p>しかるに県は、平成23年度包括外部監査の指摘を受け、さらに類似の判例もあるにもかかわらず、過去の</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 265	資源管理課			<p>損害賠償請求権または不当利得返還請求権について措置を行っていない。 過去に遡り、公社に対し公有財産の使用料の不払いにかかる損害賠償請求権または不当利得返還請求権を即時に行使する必要がある。</p>		
				<p>過去の債権の時効による消滅かかる責任について（指摘）</p> <p>公債権に係る不当利得返還請求権の時効は5年であり、無断使用の時から5年を経過した過去の案件については、時効が成立して消滅する。 つまり、次の3点について、県の責任は非常に重い。 ア 県の公有財産の管理に関する懈怠によって生じた使用料の徴収漏れ イ 不当利得返還請求権の行使漏れ（措置の遅延による発生も含む） ウ 「ア」、「イ」について時効の成立により債権消滅が生じたことによる損害 近年、債権管理の懈怠に対する住民訴訟判決も多見される状況にあり、適切な財産管理、債権管理が必要である。判決例としては、平成12年04月24日浦和地方裁判所判決、平成17年05月16日徳島地方裁判所判決、大阪高裁判例平成18年03月31日などがある。 「平成23年度の指摘後公社</p>	<p>（措置済）</p> <p>公有財産の使用実態を把握できていなかった点については責任を認識しており、今後はこのようなことがないように適切に対応してまいります。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 265	資源管理課			との協議の結果、平成25年度から使用許可を行い、使用料を徴収することとしたもの。なお、当該許可処分により使用料を初めて可能となるため、許可する以前にさかのぼって徴収するとの概念はありません」と県側はコメントしているが、認識を改めるべきである。		
				平成25年度の措置において徴収した使用料の算定誤りと徴収漏れについて（指摘）  県は、使用料の算定を行うにあたり、「受け」と「払い」の二つの要素を相殺して算定している。つまり、 （A）公社の自主事業で使用している公有財産の使用料（県の受取り）と、もうひとつは、（B）逆に県が、公社の施設を借りて委託事業を行っている部分の賃借料（県の支払）とを差し引いて、使用料としている。なお金額は（A）84万（B）47万であり、差引37万としている。つまりは公社の負担を軽減するための方策である。 しかし、これは明らかな誤りである。 （A）は、公債権、（B）は私債権であり、当該処理は公法上の行為と私契約を混同している。 しかも、（B）は私債権である以上、契約によるべきであるから、後述の「長崎県栽培漁業センター種苗生	（措置済）  平成25年度中に算定方法を見直し、改めて使用許可を行い、漁業公社も使用料を納付済です。 また、平成26年度からは、自主事業に使用する施設について、漁業公社からの使用許可申請に基づき使用許可を行い使用料を徴収しております。 なお、改修した施設については、算出根拠となる資産価値の増加も考慮し使用料を計算しております。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 266	資源管理課			<p>産及び施設管理等業務委託契約」の積算金額に賃借料として（つまり承認書を公社から受ける際の条件）含まれていて初めて成立する支払である。</p> <p>県は、公法上の行為並びに公債権と、私契約による私債権の区分を明確にするべきであり、使用料47万円については、徴収漏れがあってはならない。この点は既に平成25年11月に担当者へ口頭伝達しているので、徴収漏れが生じた際は明確な任務懈怠となる。</p> <p>なお、栽培漁業センターの施設の改修工事が平成25年度中に進行しており、工事に係る使用中断期間の存在、施設後進に係る資産価値の増加により使用料の算定根拠が変化していることを我々は把握している。毎年度、使用料について適切な算定を行うよう付記しておく。</p>		
				<p>措置の引継ぎと問題点の対処のありかたについて（意見）</p> <p>上述の「掲載文の要約誤りにより誘発された措置の不十分性について」でも触れたが、県の措置のあり方には複合的な問題があると思われる。</p> <p>措置に係る現在の状況について、本年度監査の予備調査において県は「平成25年度から(株)長崎県漁業公社に対して施設の使用許可を</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成24年度の措置に関する調書から監査結果報告書の「原文」を転記し、図や表など転記が困難な箇所は報告書の該当頁を参照することとしました。</p> <p>引継体制については、業務内容を検証し、課題・問題点を正確に紙面で引き継ぐよう、班長がチェックする体制に改めました。</p> <p>また、法的な問題については、県関係部局に相談するなど十分に連携をとって対応してまいります。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
				<p>行っています。公有財産使用料も納付済みです。」と していたが、その後詳しく ヒアリングし資料提出を求 めたところ、様々な問題が 露呈した。</p> <p>「なお、当該許可処分によ り使用料を初めて可能とな るため、許可する以前にさ かのぼって徴収するとの概 念はありません」という回 答についても、その根拠を 求めても、何の根拠もな く、問題の本質から目をそ らしただけの対応であつ た。</p> <p>公社との予定調和的な措置 に過ぎないが、このような 措置の生じる原因は、担当 者の交代などにより、監査 上の問題点が正確かつ十分 に引き継がれず、措置の焦 点がずれてしまうことが原 因の一つである。しかも、 総務文書課から示された要 約文が原文と相違してしま うと、なおさら要約文に示 された内容が「正」とな り、措置の責任が曖昧に なってしまうのではないか と思われる。</p> <p>報告書提出までの経緯も併 せ、問題の本質を理解し、 それを引き継ぎの際に正確 かつ適切に伝達し、第三者 が引継ぎ内容を検証するシ ステムの構築が必要と思わ れる。</p> <p>また、公債権、私債権の区 別、判例によって示された 司法上の判断など、担当課 や担当者任せにできない問 題については、平成23年度</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 269	資源管理課			<p>監査でも提言したように、本部管理部署の適切なフォローが必要ではなかろうか。公務員派遣法の司法判断についての対処は、一例に過ぎないのであって、法的なテクニカルな問題については、県の組織の一体的な対応が必要であると考え</p>		
				<p>開催頻度の遵守について (意見)</p> <p>現在の状況については、以下のような回答を得ており、法令を遵守するべきである。 「平成24年度も年に4回取締役会を開催しています。 (6/27、10/24、12/18、3/25) なお、2回目の取締役会は、役員の日程の調整がつかなかったことから1回目から3か月以上経過しています。」</p>	<p>(措置済)</p> <p>株式会社 漁業公社は、平成26年度も年4回の取締役会を開催する予定であり、今後もこの開催頻度が遵守されるよう指導してまいります。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 275	資源管理課	資源管理計画推進支援事業補助金について 補助対象団体の誤りについて（指摘）  当該事業の補助対象者としては「漁協、漁協等が構成する団体」と水産部の要綱で定めている。 上記のうち、上対馬町漁協に対する補助事業は、補助事業に係る書面の全てが上対馬町漁協を補助団体として処理しているが、実態は、上対馬町漁協と上対馬南漁協の共同体であり、本来は二団体を構成団体とする任意団体を組織すべきである（若しくは二漁協それぞれの補助事業に分割すべきである）。	（措置済）  ご指摘を受け、平成26年度事業からの二団体を構成団体とする任意団体を組織して事業を実施しております。	
p. 275	資源管理課	資源管理計画推進支援事業補助金について 任意団体の性格を踏まえた補助金事務について（指摘）  野母地先資源管理研究会は任意団体であるが、補助事業の関係書類の書面上、宛名や提出者が「野母地先資源管理研究会 代表 K社 代表取締役S」という表記になっているが、任意団体の特性からすれば、「野母地先資源管理研究会 代表S」とすべきである。任意団体の構成団体に法人格がある団体があることを考慮する必要はない。 また、申請書等にはK社の代表取締役印が押印されているが、本来は任意団体の代表印が押印されるべきである。	（措置済）  今後、同様の事例があった場合は任意団体の代表者印を押印します。	
p. 275	資源管理課	新生水産県ながさき総合支援事業補助金について 申請時の収支計画の根拠資料の瑕疵について（意見）  交付申請書（平成24年5月、県提出）に添付された収支計算書の根拠資料である見積書が、平成24年2月と古く、有効期限30日を超過しており、適時に資料を徴取すべきである。	（措置済）  見積書等有効期限がある資料について同様の瑕疵が生じないように、チェックリストの使用等によりチェックを徹底するよう改めました。	
p. 275	資源管理課	新生水産県ながさき総合支援事業補助金について 市より提出された資料等の県側の検証の不備について（意見）  申請時提出された支援事業の実施計画書日付の空欄を県側で記入しており、県の審査概要欄も未記入である。また、実施精算書の日付も未記入で提出を受領しており、県側の検証に不備がある。さらに、実績確認時において財産管理台帳の作成を確認すべきである。 今後は、相互牽制の体制を整備するべきと考える。	（措置済）  提出書類の日付の未記載等の不備を見落とさないよう、チェックリストの使用等によるチェックの確実な実施や、複数者でのチェックの励行による相互牽制を徹底するよう改めました。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 276	資源管理課	ヒラメ資源回復共同放流推進事業費補助金について 事業計画書の記載内容の不合理性について（指摘）  補助金申請時の事業計画書の段階でありながら、放流稚魚の購入先が既に特定されている記載が見られる。その後に実施された見積合わせの実効性に疑念の生じる内容であり、適切な事業の執行を指導すべきである。 そもそも、五島列島栽培漁業推進協議会の提出した「見積てんまつ書」に記載された見積年月日が手書きであり、添付された見積書の日付も手書きである。橘湾栽培漁業推進協議会の提出した「見積結果」には見積年月日の記載もなく、見積合わせの存在自体に疑念が残る状態である。 県側としても事前に検証し、適切な契約事務を指導すべきであったと思われる。検証体制の見直しが必要である。	（措置済）  事業実施主体に対し、見積合わせ等の事務処理に疑念が生じることがないように適切な事務執行を指導しております。また、契約事務の検証については複数人による体制でチェックを徹底するよう改めました。	
p. 276	資源管理課	ヒラメ資源回復共同放流推進事業費補助金について 交付決定通知書に入札方法を明示すべき点について（意見）  経済性を発揮するためにも、種苗の購入にあたっての入札方法を県に準拠する旨を決定通知書上、明示するべきと考える。	（措置済）  種苗の購入にあたっての入札や契約事務の手続きについては、原則として県の契約に関する規定に準じて行うよう決定通知書上に明示しております。	
p. 277	資源管理課	磯焼け回復支援事業補助金について 申請時の収支計画の根拠資料の瑕疵について（意見）  交付申請書（平成24年7月、県提出）に添付された収支計算書の根拠資料である見積書が、平成23年12月と古いもの、見積書に日付がなく有効期限平成24年3月30日を超過しているものが見られた。適時に資料を徴取すべきである。	（措置済）  本事業は終了しておりますが、他の補助事業で同様の瑕疵が起きないように、チェックリストの使用により、チェックを徹底するよう改めました。	
p. 277	資源管理課	磯焼け回復支援事業補助金について 町より提出された資料等の県側の検証の不備について（意見）  実施設計書の「県の審査の概要」欄には記載が適切になされているが、実施精算書の「県の審査の概要」欄には記載がない。さらに、実績確認時において財産管理台帳の作成を確認すべきである。今後は、相互牽制の体制を整備するべきと考える。	（措置済）  本事業は終了しておりますが、他の補助事業で同様の瑕疵が起きないように、チェックリストの使用により、チェックを徹底するよう改めました。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 278	資源管理課	FRP漁船廃船処理対策事業費補助金について 検証結果のフィードバックについて（意見）  当該補助金は、漁港等に放置されたあるいは今後増加するであろうFRP漁船廃船処理にかかる費用の削減を研究することを主眼として支出されている補助金である。平成22年度に名称は異なるものの同様の補助金が島原市を対象団体として支出されているが、平成23年度は予算計上されていない。長期間係留された廃船が現に存在することや、今後それらの廃船が増加することが予想されることを踏まえると、当該補助金が単なる廃船処理の助成金とならないために、提出された結果報告を分析し今後の廃船処理システム構築に役立てる必要がある。	（措置未済）  平成24年度及び25年度分については、現在取りまとめを行っております。今年度の事業終了後に3ヶ年度の結果をとりまとめたうえで、関係機関に配布したいと考えております。	今年度で県内各地域での実施が終わることから、今後の廃船処理の実施にあたっての参考資料となるよう、平成27年6月を目処に、収集した廃船処理事例の整理・取り纏めを行い、漁業協同組合や県庁出先機関への配布を行うこととしております。
p. 279	資源管理課	長崎県資源を育む長崎の海づくり事業（ガザミ産卵支援事業）費補助金について 交付額確定通知書及び交付請求日の遅延について（指摘）  当該補助金に係る事業の事業者からの実績報告及び県の内容確認が終了しているにも関わらず交付額確定の事業者への通知書が遅延しているケースが2件存在する。一件は実績報告の内容確認が平成24年10月29日で交付額確定通知が平成25年3月7日、もう一件は、実績報告の内容確認が平成24年11月1日で交付額確定通知が平成24年12月21日となっている。 また、交付額確定通知書が送付されているにも関わらず事業者からの補助金交付請求書が遅延しているケースも2件存在する。一件は交付額確定通知が平成24年12月21日で補助金交付請求書が平成25年2月28日、もう一件は交付額確定通知が平成24年11月9日で補助金交付請求書が平成25年3月14日となっている。 手続きのスケジュール管理については、補助事業者への指導も含めて再度徹底する必要がある。	（措置済）  確定通知書等の事務処理については、平成25年度からは速やかに事務処理を行っております。	
p. 279	資源管理課	長崎県資源を育む長崎の海づくり事業（ガザミ産卵支援事業）費補助金について 抱卵カニの購入額と産卵後のカニの販売額について（指摘）  当該補助金は、有明海及び橘湾におけるガザミの資源回復を図るため、漁業協同組合等が抱卵カニの購入額と産卵後のカニの販売額の差額（損失）補填をするために要する経費を補助する補助金である。各事業主体である漁業協同組合等において採用している抱卵カニ購入単価及び産卵後のカニの販売単価設定が、各漁業協同組合等における市況あるいは当初の計画時の定額単価となっており統一がなされていない。実施要綱等にも明確に定められておらず各漁協協同組合等が採用する単価によって補助金の確定金額が異なってくることになる。適用すべき単価については、実施要綱等にて定めておくことが必要である。	（その他）  採用すべき単価、その定め方を検討した結果、抱卵ガニの購入価格は、各漁協ごとに市況に応じた定額単価を設定して漁業者から買取を行い、産卵後のカニは、市況の価格で販売しています。 また、採用している単価は毎年変動があるため、実施要綱等で一律に定めることは難しいものと考えます。 なお、当該事業は終了しており、新規事業において、同様の考え方で実施しております。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 280	資源管理課	長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等事業委託について 契約書上の仕様（実施要領）との連関の明示について（指摘）  当該契約の仕様を定めた実施要領が存在するが、契約書の条文上、契約書と実施要領との直接的な関連を示すものが明示されていない。	（措置済）  平成27年度より契約書の条文に実施要領に従う旨を加え、関連性を明示いたします。	
p. 280	資源管理課	長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等事業委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（センター機器保守保安委託、修理費、種苗生産に係る経費の8%程度のパーセンテージの根拠）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようすべきである。	（措置済）  センター機器保守保安委託、修理費等、根拠が不明なものについては、平成27年度より実績や見積資料を整理し、伺いによる検証・承認を得るよういたします。	
p. 280	資源管理課	長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等事業委託について 業務の性質と契約日が休日の場合の処理について（指摘）  当業務は、設備の保守、種苗の生命維持が伴うため、24時間常時、委託業務の履行を求める必要がある。 しかし、平成24年度のように、4月1日が休日のため、4月2日付けで契約した契約については、契約の始期（履行義務の開始）は、あくまで4月2日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。 入札・契約事務マニュアルにおいても4月1日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおおり、「業務上支障がある」常時継続が必須の当該業務は、4月1日に契約するか、債務負担行為により3月中に契約締結する必要がある（平成24年3月1日付け「平成24年度当初における財務会計事務処理について（23会第75号）」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない）。	（措置済）  平成27年度当初の契約分から債務負担行為を設定し、前年度中に契約することで、追認条項の必要は無くなる見込みです。	
p. 280	資源管理課	有明海漁業振興技術開発事業委託（ホシガレイ種苗量産技術開発委託）について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（個々の消耗品の単価、人件費単価）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようすべきである。	（措置済）  本年度実施する同様の事業においては、疎明資料を整理して積算根拠を明らかにし、伺いによる検証・承認を得るようしております。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 281	資源管理課	<p>有明海漁業振興技術開発事業委託（ホンガレイ種苗量産技術開発委託）について人件費の妥当性とその検証について（意見）</p> <p>昨年度の監査でも同様の事例を取り上げ、その危険性に警鐘を鳴らしたところであるが、人件費の裏付けなく委託料を支払っている可能性があり、このタイプの契約について県は、厳格に対応すべきである。</p> <p>積算段階（県側）で人件費は、            技術員（326,550円（税込）×2名×3か月＝）1,959,300円と            作業員（173,250円（税込）×1名×3か月＝）519,750円の            計2,479,050円としており、            精算段階（公社側）で人件費を、            技術員3名の給与と社会保険料合計の3か月分の2,439,761円（税込修正後）と            作業員1名の給与と社会保険料合計の3か月分の508,872円（税込修正後）の            計2,948,633円（税込修正後）としているため、            積算に比べ469,583円増となっている。            また委託契約全体としては、当初契約が13,016,000円であったのに対し、精算減3,645,640円により、最終的に9,370,360円となっている。精算減の原因は、飼育資料や資材の金額が積算を下回ったためである。            要約すると、次の二点が問題と思われる。            ア スタートである人件費の積算が適正性を欠いている。            イ 精算時の確認で、公社の報告通りの人員が当該委託事業に関わっているか、業務日報等で確認しておらず、作業日報自体も作成されていない。            特に当該契約では、各作業の消耗品費が積算を下回っている状況にあって、人件費の増額は逆相関であり、3名が従事したとの主張については合理性のある説明が得られるか、慎重に検討するべきであったと思われる。監査時、作業日報での再確認を依頼したが、公社では作成しておらず、裏付けとなるものは存在していない。常識で考えると、人件費を極力抑制している公社の財務状況にあって、短期の委託事業に対応するため新たにマンパワーを調達するはずもなく、従前から雇用している職員を作業に宛てているはずであり、超過勤務部分は生じる可能性があるにせよ、基本的に固定費であるはずの人件費の大幅な増加はあり得ない。            当該契約が「委任契約」であり、委任した作業に係る経費を実費精算する性質の契約なのだから、完了確認時の人件費の検証は必須であったはずである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>指摘を受けていた作業日報の作成や業務日報等については、作業日報を作成するよう指導しており、契約の完了確認時には現地にて作業日報や支出証拠書類等の確認を行い、当該契約に係る経費について検証いたします。</p> <p>また、人件費の妥当性については、積算段階と精算段階での人件費に乖離がありました。このため、今後は魚種ごとの生産工程を精査し、適正な人員配置や作業量などを把握し、精算時に大きな乖離が生じないように積算の精度を高めてまいります。</p>	
p. 282	資源管理課	<p>クエ栽培漁業推進事業にかかる種苗供給安定推進事業委託について積算根拠の明確化について（意見）</p> <p>当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（個々の消耗品の単価、人件費単価）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようすべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該事業は終了しておりますが、新規事業においては、委託契約の施行伺いの際に積算根拠を添付の上、実施いたします。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 282	資源管理課	クエ栽培漁業推進事業にかかる種苗供給安定推進事業委託について 実績報告時の県の検証の厳格化について（意見）  経費のうち、期末近辺の請求（領収書が翌4月）となっている案件については、納品が年度末（契約期間の終期）までに完了していることを確認するべきである。	（措置済）  当該事業は終了しておりますが、新規事業においては、年度内に、現場でまたは写真等で納入が完了しているか確認いたします。	
p. 282	資源管理課	漁場環境美化推進事業委託について 精算事務の錯誤について（意見）  当該事業の精算段階で、契約相手の県漁連に「平成24年度漁場環境美化推進事業委託料交付額確定通知書」なる書面が交付されている。 書面では、知事公印が押印され、「委託契約書第7条の規定により次のとおりその額を確定したので通知する。」として、契約額と、交付確定額が示されている。 様式もそうであるが、委託料の支払いは「交付」するものではなく、債務の履行である。 契約書の約定も標準的な内容に見直すべきである。	（措置済）  平成26年度の契約分からは、「交付」という表現にかかる「委託料の額の確定」の条項を削除しております。	
p. 282	資源管理課	漁場環境美化推進事業委託について 再委託の承認手続きの未実施について（指摘）  県漁連が、再委託について、県へ承認手続きを経た上で、県漁連が各漁協との間で委託契約を結び、当該事業を行うべきであるが、当該手続きが行われていない。県も再委託について認識できておらず、指導がなされていない。 相互牽制の厳格化が必要である。	（措置済）  平成26年度から、県漁連との契約締結後、再委託承諾願を受け、承諾通知書を交付しました。その後県漁連と各漁協との間で再委託手続きが取られております。	
p. 283	資源管理課	特産魚介類生息環境調査（貧酸素改善効果調査）業務委託について 競争性の導入について（意見）  平成21年度より毎年同一の受注者で予定額と同額での落札額及び最終契約金額となっている。随意契約にせざるを得ない明らかな理由がない場合には、一般競争入札へ移行できるか検討が必要である。	（その他）  本業務は特殊な技術等を要する事業であり、提案型としてプロポーザルにより実施しております。 企画提案者の募集については、県のHPで公告し、広く周知を行い、平成21年度、22年度、24年度は、複数者による提案もあっており、競争性も確保できております。	
p. 283	資源管理課	特産魚介類生息環境調査（アサリ生息密度）業務委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）  委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  平成26年度契約に際して、契約書の内容を見直し、支出証拠書類の5年保存条項を追加しました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 284	資源管理課	<p>特産魚介類生息環境調査（アサリ生息密度）業務委託について 契約書と個人情報取扱特記事項の不一致について（指摘）</p> <p>契約書上、第15条において再委託を全面禁止しているが、個人情報取扱特記事項では、再委託について県の承諾規定が含まれた文面になっており、一貫性がない。特記事項の標準フォーマットをカスタマイズしていないためである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度契約に際して、個人情報取扱特記事項の再委託についても契約書15条と統一し、再委託を禁止する文書に改めました。</p>	
p. 284	漁業取締室	<p>長崎県漁業取締船建造工事監督業務委託料について 設計業務委託と分割発注を行う合理性について（意見）</p> <p>長崎県漁業取締船建造工事監督業務委託に関しては（有）木原高速艇研究所との1者随意契約で行われているが、その理由は以下のとおりである。 「当該業務は、建造工事仕様書に基づいた建造工事の適確な施工と円滑な進捗を図ることを目的としており、関係法令及び設計内容に精通し、併せて船舶の建造に関し豊富な経験、実績を要する技術者でなければならない。なお、当該船舶の設計及び建造工事仕様書の作成は（有）木原高速艇研究所が行っていて、他に設計内容に精通した業者はいない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、1者見積もりとしたい。」 つまり（有）木原高速艇研究所は、平成22年度長崎県新高速漁業取締船設計業務委託をプロポーザル方式により落札し、業務委託を契約しているため、他に設計内容に精通した業者はいないという事でそのまま当工事監督業務委託を1者随意契約のもと締結する事になった経緯であるが、そもそも当初から設計業務を担当した業者が行うという前提があるのであれば、あえて設計業務委託と監督業務委託とに分けて契約をする必要性に疑念が生じる。そもそも設計と監督は表裏一体であること、他の業者との公平性、契約金額の観点（一つの契約にすることによる契約金額が下がる可能性が大きい）からも、このような契約に関しては考慮していく事が望ましいと考える。</p>	<p>（その他）</p> <p>設計業者をプロポーザル方式で選定し、その後、一般競争入札により建造業者を決定し、プロポーザル方式で選定した設計業者と随意契約で工事監督業務委託の契約をしています。 建造業者が未定のままでは、工事監督業務委託における検査日程や旅費等の積算をすることはできないので、今後もこれまでと同様の方法で契約を行います。</p>	
p. 285	資源管理課	<p>大中型まき網以西底びき網漁業船員等確保事業業務委託について 委託料積算の誤りについて（指摘）</p> <p>当該契約は委任契約であるから積算金額の誤りは、契約金額の適正性に直結する。 上記3件の契約に関して、当初契約時の委託料の積算において、人件費となる雇用保険料の負担割合を9.5/1000で行わなければならないところを8.5/1000で、また労災保険料の負担割合を20/1000で行わなければならないところを50/1000で、また船員保険料及び厚生年金保険料を、標準報酬月額を基礎に計算しなければいけないところ、基本給を基礎に算出し、後日、契約変更と併せて適正な算出方法により修正している。 このような違算が生じる事に関して、単なる一人の担当者の計算ミスということで済む話ではなく、決裁を行っている課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>本事業は終了しましたが、他の委託事業で同様の違算が起きないように、複数者によるチェックの励行によって、相互牽制を徹底します。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 285	資源管理課	底質分析及び底生生物同定業務委託について 参考見積の日付について（意見）  底質分析及び底生生物同定業務委託に関して、委託料の積算の際に徴求したCOD測定、粒度組成測定、生物同定、検体容器に対しての見積書に関して、見積書の発行日付が記載されていないものがあった。これではこの見積書はいつの時点で発行されたのかが不明であり、見積単価の信頼性に疑念が生じかねないことから、見積書の発行日付は正確に記載するよう業者への周知を徹底するべきである。	（措置済）  平成26年度から、見積書に日付を記入するよう、見積り依頼先業者に指示し、日付入りの参考見積書を受領しました。	
p. 286	漁業取締室	指導用海岸局の無線業務委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）  委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  不足していた条項を委託契約書に追加しました。	
p. 286	漁業取締室	指導用海岸局の無線業務委託について 委託契約書の見直しについて（意見）  委託契約において、第1条に、委託業務の内容として「無線業務に関する一切の業務」とされているが、一切の業務が何なのかが明示されていない。少なくとも仕様書や、実施要綱などにより、委託業務の範囲を明らかにして契約を交わすべきと思われる。	（措置済）  平成26年度から、仕様書により委託業務の範囲を明らかにして契約を締結しました。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 286	漁業取締室	<p>指導用海岸局の無線業務委託について 積算の精緻化について（意見）</p> <p>委託費精算書に記載されている、人件費、通信運搬費、通勤手当、福利厚生費、消耗品費、印刷製本費の計上金額を検証してみると、人件費に関しては7名中5名が正職員、1名嘱託、1名パートという体性の中、中堅の職員2人を選定し、それを2で割った数値、通信運搬費、通勤手当、福利厚生費、消耗品費、印刷製本費に関しては、無線に従事している職員が7名ということで、合計金額を7で割って算出している。確かに指導用海岸局の無線業務委託契約に関しては、無線に従事している人を特定することは難しいこと、人件費以外の諸経費に関しても無線業務に直接的な費用を算出することは難しいことは理解できる。しかしながら上記のような大雑把な按分根拠では実態が伴っているとは言えないのも現実である。人件費に関しては、職員それぞれの従事割合を算出し、その他の経費に関しては、直課できるものをまず集計し、それ以外の直課できないものをそれぞれの費目ごとに按分根拠を定め、より正確に数値を算定することが望まれる。また、積算に当たっては、決算書から費目ごとの実績を集計しているが、消費税が二重に計算されていないか留意する必要がある。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>平成26年度から、積算に当たって消費税が二重に計算されていないか留意して契約を締結しています。</p>	<p>積算の精緻化について平成27年度の契約に向けて検討してまいります。</p>
p. 286	漁業取締室	<p>指導用海岸局の無線業務委託について 業務の性質と契約日が休日の場合の処理について（指摘）</p> <p>当該契約は、24時間常時、委託業務の履行を求める必要がある。しかし、平成24年度のように、4月1日が休日のため、4月2日付けで契約した契約については、契約の始期（履行義務の開始）は、あくまで4月2日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。入札・契約事務マニュアルにおいても4月1日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおり（平成24年3月1日付け「平成24年度当初における財務会計事務処理について（23会第75号）」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない）、「業務上支障がある」常時継続が必須の委託業務は、4月1日に契約するか、債務負担行為等の手続きを経て3月中に契約更新する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成27年度当初の契約分から債務負担行為を設定し、前年度中に契約することで、追認条項の必要は無くなる見込みです。</p>	
p. 287	資源管理課	<p>磯焼け対策モデル事業大島試験業務委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）</p> <p>委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。</p>	<p>（措置済）</p> <p>本年度締結した委託契約書において、書類保存条項を追加しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 287	資源管理課	<p>クルマエビのDNA抽出及びミトコンドリアDNA分析業務について 印紙の貼付の誤りについて（指摘）</p> <p>平成24年度のクルマエビのDNA抽出及びミトコンドリアDNA分析業務に関しての委託契約書に関して、収入印紙が200円貼付されている。 しかしながら当該契約に関しては、委託契約書第3条に、「1検体あたり金950円（消費税及び地方消費税は含まない）とする。」とのみ記載されていることから、記載金額の計算をすることが不可能であり、印紙税法上の第7号文書の単価契約に該当し、4,000円を貼付しなければならない。また仕様書で分析検体数がおよそ2,620検体と定められていることから、950円×2,620検体=2,489,000円と記載金額の計算をすることが可能である契約と判断した場合には印紙税法上2号文書に該当し、この場合は1,000円の収入印紙を貼付しなければならない。 いずれにしても200円の印紙税の貼付は誤りである。 また平成23年度のクルマエビのDNA抽出及びミトコンドリアDNA分析業務に関しての委託契約書に関しては収入印紙そのものが貼付されていなかった。 さらに平成24年度のクルマエビのDNA抽出及びミトコンドリアDNA分析業務に関しての変更契約書についても印紙が貼付されていなかった。印紙税法に準拠して契約者に適正額の印紙を貼付してもらうよう指導しなければならない。 このような契約書の不備が生じる事に関して、印紙税に対する担当者の理解不足ということで済む話ではなく、決裁を行っている課全体としての印紙税に対する周知の徹底の不備及び相互牽制が働いていない証拠であると言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>印紙税法の一部を回覧をするなど課内全体の印紙税に対する周知徹底をはかり、チェックリストの使用等により、チェックを確実に実施するように改めました。また、平成25年度からは同様の契約については契約者に対し印紙税法に準拠して適正額の印紙を添付するよう指導しています。</p>	
p. 288	資源管理課	<p>クルマエビのマイクロサテライトDNA分析業務について 印紙の貼付の誤りについて（指摘）</p> <p>平成24年度のクルマエビのマイクロサテライトDNA分析業務に関しての委託契約書に関して、収入印紙が200円貼付されている。 しかしながら当該契約に関しては、委託契約書第3条に、「1検体あたり金1,450円（消費税及び地方消費税は含まない）とする。」とのみ記載されていることから、記載金額の計算をすることが不可能であり、印紙税法上の第7号文書の単価契約に該当し、4,000円を貼付しなければならない。また仕様書で分析検体数がおよそ1,000検体と定められていることから、1,450円×1,000検体=1,450,000円と記載金額の計算をすることが可能である契約と判断した場合には印紙税法上2号文書に該当し、この場合は400円の収入印紙を貼付しなければならない。 いずれにしても200円の印紙税の貼付は誤りである。 また平成23年度のクルマエビのマイクロサテライトDNA分析業務に関しての委託契約書に関しては収入印紙そのものが貼付されていなかった。 さらに平成23年度、平成24年度のクルマエビのマイクロサテライトDNA分析業務に関しての変更契約書についても印紙が貼付されていなかった。印紙税法に準拠して契約者に適正額の印紙を貼付してもらうよう指導しなければならない。 このような契約書の不備が生じる事に関して、印紙税に対する担当者の理解不足ということで済む話ではなく、決裁を行っている課全体としての印紙税に対する周知の徹底の不備及び相互牽制が働いていない証拠であると言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>印紙税法の一部を回覧をするなど課内全体の印紙税に対する周知徹底をはかり、チェックリストの使用等により、チェックを確実に実施するように改めました。また、平成25年度からは同様の契約については契約者に対し印紙税法に準拠して適正額の印紙を添付するよう指導しています。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 289	資源管理課	<p>ガザミのDNA抽出及びミトコンドリアDNA分析業務について 印紙の貼付の誤りについて（指摘）</p> <p>平成24年度のガザミのDNA抽出及びミトコンドリアDNA分析業務に関しての委託契約書に関して、収入印紙が200円貼付されている。 しかしながら当該契約に関しては、委託契約書第3条に、「1検体あたり金1,100円（消費税及び地方消費税は含まない）とする。」とのみ記載されていることから、記載金額の計算をすることが不可能であり、印紙税法上の第7号文書の単価契約に該当し、4,000円を貼付しなければならない。また仕様書で分析検体数がおよそ500検体と定められていることから、1,100円×500検体=550,000円と記載金額の計算をすることが可能である契約と判断した場合には印紙税法上2号文書に該当し、この場合は200円の収入印紙を貼付しなければならないが、この場合200円の印紙税の貼付は結果的には正当である。また平成24年度のガザミのDNA抽出及びミトコンドリアDNA分析業務に関しての変更契約書に関しては印紙が貼付されていなかった。印紙税法に準拠して契約者に適正額の印紙を貼付してもらうよう指導しなければならない。 このような契約書の不備が生じる事に関して、印紙税に対する担当者の理解不足ということで済む話ではなく、決裁を行っている課全体としての印紙税に対する周知の徹底の不備及び相互牽制が働いていない証拠であると言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>印紙税法の一部を回覧をするなど課内全体の印紙税に対する周知徹底をはかり、チェックリストの使用等により、チェックを確実に実施するように改めました。また、平成25年度からは同様の契約については契約者に対し印紙税法に準拠して適正額の印紙を添付するよう指導しています。</p>	
p. 289	資源管理課	<p>ガザミのマイクロサテライトDNA分析業務について 印紙の貼付の誤りについて（指摘）</p> <p>平成24年度のガザミのマイクロサテライトDNA分析業務に関しての委託契約書に関して、収入印紙が200円貼付されている。 しかしながら当該契約に関しては、委託契約書第3条に、「1検体あたり金2,500円（消費税及び地方消費税は含まない）とする。」とのみ記載されていることから、記載金額の計算をすることが不可能であり、印紙税法上の第7号文書の単価契約に該当し、4,000円を貼付しなければならない。また仕様書で分析検体数がおよそ200検体と定められていることから、2,500円×200検体=500,000円と記載金額の計算をすることが可能である契約と判断した場合には印紙税法上2号文書に該当し、この場合は200円の収入印紙を貼付しなければならないが、この場合200円の印紙税の貼付は結果的には正当である。また平成24年度のガザミのマイクロサテライトDNA分析業務に関しての変更契約書に関しては印紙が貼付されていなかった。印紙税法に準拠して契約者に適正額の印紙を貼付してもらうよう指導しなければならない。 このような契約書の不備が生じる事に関して、印紙税に対する担当者の理解不足ということで済む話ではなく、決裁を行っている課全体としての印紙税に対する周知の徹底の不備及び相互牽制が働いていない証拠であると言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>印紙税法の一部を回覧をするなど課内全体の印紙税に対する周知徹底をはかり、チェックリストの使用等により、チェックを確実に実施するように改めました。また、平成25年度からは同様の契約については契約者に対し印紙税法に準拠して適正額の印紙を添付するよう指導しています。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-20 水産振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 294	水産振興課	産地水産業施設整備支援事業費補助金について 補助金交付決定通知の交付の条件について（指摘）  当該補助金交付決定通知の交付の条件に、当該補助金が、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記する必要がある。 また、決定通知上「(1) 補助事業者たる市長等（以下「補助事業者」という。）は、関係法令等及びこの実施要綱にしたがわなければならない。」とあるが、「この実施要綱」が示されていない（実施要綱をそのまま転記したことが原因と思われる）など、記載上の誤りが存在するので内容の精査が必要である。	（措置済）  交付決定通知の交付の条件の（1）について内容を精査し「産地水産業施設整備支援事業実施要綱（平成23年4月8日付け23水振第82号。（以下「実施要綱」という。）及び同実施要綱第1条に規定する関係法令に従わなければならない。」と明記しました。	
p. 295	水産振興課	産地水産業施設整備支援事業費補助金について 間接補助事業における補助金交付決定通知の交付の条件について（意見）  市町にとっては、県費補助金を財源とする間接補助金であるため、市町の発行する決定通知の交付の条件に、市町の交付の取り決めに従う他、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記するよう、県は指導する必要がある。現状、対応がまちまちになっており、国庫補助事業でありながら、補助金適正化法等関連法令の記述の見られない例もある。	（措置済）  市町に対して交付決定通知の条件のひな形を示して県の交付規則等に従うよう指導を行いました。	
p. 295	水産振興課	産地水産業施設整備支援事業費補助金について 事業実施主体から提出される事業設計書等の不備について（指摘）  申請段階、変更段階、精算段階で事業実施主体から提出される事業設計書が提出されているが、実施主体の押印がないもの、「都道府県の審査の概要」欄が空欄のものが散見された。	（措置済）  事業設計書（事業・変更・精算）の様式中の都道府県の審査の概要欄については、これまで事業の進捗毎にチェックシートに基づき審査をしており、審査が重複していたことから交付・変更申請段階では記載を省略しておりました（実績報告書では交付申請から実績までを一貫してさらに審査するので記載）。平成25年度事業以降は交付（変更承認）申請書に添付する事業設計書（様式第3号）の都道府県の審査の概要欄については実施要綱改正（平成26年2月25日）の中で様式中から削除しました。 なお、当該事業設計書（事業・変更・精算）については間接補助事業の場合、間接補助事業者が作成したことを証する必要があるため、実施主体（漁協等）の押印が必要であることを関係市町を通じて改めて指導しました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-20 水産振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 295	水産振興課	<p>21世紀の漁業担い手確保推進事業（技術習得支援事業）費補助金について 研修者状況報告書提出状況一覧の未提出・遅延について（意見）</p> <p>技術習得支援事業実施要領では、以下のように定められている。</p> <p>（研修費の支給条件） 第4条 市町長は、研修費の交付決定に際し、次の条件を付すものとする。 条件 研修期間中及び研修期間終了後に次の事由が生じた場合には、研修生は原則として既に支給を受けた研修費を市町へ返還しなければならない。 (1) 研修期間中に研修を中止したとき (2) 研修終了後、原則として1年以内に研修を受けた地域の漁業に従事しないとき (3) 研修終了後、研修を受けた地域の漁業への従事期間が原則として継続して3年間に満たないとき 2 市町長は、研修生に第1項の条件に該当する事由が生じた場合、地域協議会の意見を聴いて、やむを得ない理由があると認めるときには、研修費の返還請求をしないことができる。 （研修状況の報告等） 第5条 市町長は、研修を開始したときには、研修開始報告書(様式第5号)により、普及センターを経由して知事に報告するものとする。 2 市町長は、研修が終了した翌年度から3年度までの間、毎年度末日までに、地域協議会の意見を付した研修者状況報告書(様式第6号)を、普及センターを経由して知事へ提出するものとする。</p> <p>第5条第2項に定める研修者状況報告書の提出がなされていない例、遅延している例がある。制度の適切な履行が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>実施要領の遵守徹底をするよう、市町及び 経由機関である普及センターに対し指導 しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-20 水産振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 296	水産振興課	<p>過年度に県費補助金で購入された機械装置の目的外使用について（指摘）</p> <p>上記、「1. 措置状況と検証結果」No2で述べた「養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金について」に付随する論点として、当該補助金で購入された機械装置の目的外使用が検出された。</p> <p>マハタ種苗生産研究会へ支給された補助金については、養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金実施要綱において、その補助の対象経費及び補助率が定められている。要綱では補助金の対象経費として海水殺菌装置等の導入に要する費用が挙げられており、平成21年及び平成22年にそれぞれ1台ずつマハタ種苗生産研究会として海水殺菌装置を購入している。</p> <p>これらの機械は、平成21年度分がN社へ（紫外線流水殺菌装置3,381,000円）、平成22年度分がS社（紫外線流水殺菌装置945,000円）へそれぞれ設置されている。そして、これらの機械については、それぞれマハタ種苗生産研究会とN社及びS社の間で管理委託契約が結ばれている。契約書第4条には委託期間の自動更新規定があり、処分制限期間後（税法耐用年数5年）はN社、S社へ無償譲渡となっている。</p> <p>N社では、当該紫外線流水殺菌装置は、仔魚飼育棟Ⅰに設置され、現在、この施設は長崎市の委託事業に用いられており、補助金の目的外使用の状態になっている。補助金により購入した資産の取り扱い及びその処分については、長崎県補助金等交付規則第20条において以下のように定められている。</p> <p>（財産の処分の制限）</p> <p>第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 不動産及びその従物  (2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの  (3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて別に定めるもの</p> <p>補助金等交付規則第20条によると、補助事業者が補助事業により取得した資産を補助金等の交付目的に反して使用しようとするときは知事の承認が必要とされている。例外として、交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合と一定の期間を経過した場合が挙げられている。そして、この知事の承認を受けようとする場合については、養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金実施要綱第9条において「目的外使用承認申請書を正副2部提出すること」が定められている。</p> <p>また、養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金実施要綱第4条においては、補助の条件として以下のように定められている。</p> <p>第4条 (2) 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産については、補助事業完</p>	<p>（措置済）</p> <p>補助金規則・要綱に基づき、平成21年度分については平成24年度から、平成22年度分については平成23年度から、目的外使用の承認を行いました。</p> <p>今後、同様の補助金においては、補助事業者が補助事業完了後においても交付の目的に従って使用しているかの確認を行い、適切に対応してまいります。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-20 水産振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、あらかじめ知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。</p> <p>ここでは、補助事業者が補助事業完了後においても交付の目的に従って使用することが補助の条件としてあげられ、処分を行った場合には、処分による収入の全部又は一部を県に納付させる旨定められている。</p> <p>したがって、現在の使用状況が、目的外使用である以上、養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金実施要綱第4条に定める補助の条件に違反することとなり、補助金の返還または補助金等交付規則第20条及び養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金実施要綱第9条の定めに基づき目的外使用の承認をとる手続きが必要である。</p> <p>県は目的外使用にあることを把握しておらず、任意団体への資産購入補助の管理の難しさが表面化した例であり、今後の制度設計、運用について十分な見直しが必要である。</p>		

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-20 水産振興課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 298	水産振興課	平成24年度養殖魚赤潮被害緊急対策事業補助金について 見積書の徴求について（意見）  市町村から提出された事業実施計画認定申請書の（4）魚種別購入計画及び補助対象事業費の購入予定魚の価格及び輸送料等の金額を裏付けるために見積書を徴収しているが、その見積書に関して発行日付が記載されていないものが見受けられた。本来であれば見積書の発行がいつ行われたかを客観的にするためにも、業者に日付の入力を徹底するように指導しなければならない。また、見積書の有効期限の記載もなされていないことから、有効期限の記載に関しても指導するべきである。	（措置済）  申請書等に添付する業者から徴収の見積書について、発行日付、有効期限を記載させるよう申請者に指導しました。	
p. 298	水産振興課	競争力のある養殖魚づくり推進事業補助金について 任意団体と構成員の取引の真実性について（意見）  地産地消マッチングフェアへの出展の際のサンプル代として、任意団体から構成団体Aに対して174,800円の支払い、構成団体Bに対して87,400円の支払い、食の商談会出展の際のサンプル代として構成団体Cに対して169,200円の支払いが行われている。当該取引の支出証拠書類として徴収された領収書のいずれも、上記金額が記載されているのみであり、県の検証も実績報告の際、提出された経費明細書の内訳と一致するかを手書きで記載している状態であった。しかし、この程度の検証では、検証したことにならない。なぜならば、事業の実体の有無の確証が完全には得られないためである。もちろん、サンプルに充てたこと自体を証する写真などもない。サンプル代に相当するサバや箱が本当に消費されている確証はどこで得られたのだろうか。もしかすると、報告されている数量のサンプル消費は行われておらず、構成団体の利得に消えたかもしれない。金額の妥当性も含め、如何様にも操作が可能であり、検証する立場からもその検証の十分性を立証することは困難である。つまり、このような形態での事業は、補助金の流用がないことの確信が得づらく、事後検証も困難と考えられる。今後は、事業の実体の有無の検証、サンプル代等事業経費として計上された取引金額の妥当性を検証しうる支出証拠書類の徴収を厳格にする一方、証拠力の限界を勘案し、制度設計そのものの見直しも視野に入れることが必要と考える。	（措置済）  実績報告書に添付する支出証拠書類は、支出金額が検証できるよう、経費明細書に記載する金額の内訳の根拠となりえる詳細な領収書等と、併せて、数量等が分かる写真を添付するよう、指導してまいります。	
p. 299	水産振興課	新生水産県ながさき総合支援事業費補助金について 事業計画変更の承認申請の遅延について（指摘）  事業着手の遅延による工期の変更及び詳細な見積り設計による事業費及び経費配分の変更があったため、南島原市長より新生水産県ながさき総合支援事業計画変更承認申請書が、平成24年12月20日に提出され、同日承認書が発行されている。しかし、その変更内容を確認したところ、当初の施工期間が平成24年10月1日から平成24年12月28日、変更後は平成25年1月7日から平成25年3月22日となっており、明らかに申請書の提出が遅いと言える。本来であれば長崎県補助金等交付規則第11条第2項第1号及び新生水産県ながさき総合支援事業実施要綱第7条に基づき変更承認申請を速やかに行わなければならない。	（措置済）  交付申請時の着工予定日に事業に着手しているかを事業主体に確認し、着手が遅れて工期が予定より遅延すると見込まれる場合は速やかに計画変更承認申請を行うよう指導してまいります。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-20 水産振興課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 300	水産振興課	<p>新生水産県ながさき総合支援事業費補助金について 実施設計書の記載漏れについて（指摘）</p> <p>平成24年6月22日に提出された実施設計書、変更実施設計書において、県の審査の概要に何の記載もなされていない。 本来であれば、審査した結果を記載しなければならず、このような事務処理に関して決裁を行っている課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>事業設計書（事業・変更・精算）の様式中の県の審査の概要欄については、これまで事業の進捗毎にチェックシートに基づき審査をしており、交付・変更申請段階では記載を省略しておりました（実績報告書では交付申請から実績までを一貫してさらに審査するので記載）。</p> <p>なお、事務処理に関しては、チェックシートの使用等により、チェックを確実に行ってまいります。</p> <p>また、当該補助金については、平成27年度から新しい補助金となるため、交付・変更申請書に添付する事業設計書の県の審査の概要欄は様式から削除することとしております。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-20 水産振興課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 300	水産振興課	<p>「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産（30万粒）委託」及び「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産（50万粒）委託」について 請負契約について（指摘）</p> <p>上記2契約は、平成23年度においては、「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産業務（70万粒）」として、「長崎県種苗生産研究会」という任意団体（N社と株式会社長崎県漁業公社（以下、公社）が構成団体）と委任契約によって、8,000,000円の契約額であった。</p> <p>従前、委任契約としておこなった契約について、請負契約としての仕様の大幅な変更もなく、契約の種類を変更している点は是認できない。契約書の約定は請負契約の意味合いを持たせたとしても委託している業務内容に変化がないためである。</p> <p>委任契約と請負契約の相違が曖昧であるとするれば、平成23年度に委任契約による積算金額＝契約金額となる事務の合理性までも説明できなくなる。</p> <p>後段述べるように、競争性の発揮も難しく、実質は委任契約なのだから、請負契約を前提とした当該契約形態は不合理であると考え。契約事務の面においても、一般競争入札を行うための公告告示手続きや入札手続き等、煩雑な事務手続きや時間を投入することに効率性は感じられない。</p>	<p>（その他）</p> <p>業務委託が可能な業者が複数あることから、引き続き「一般競争入札による契約」としたいと考えております。</p>	
p. 301	水産振興課	<p>「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産（30万粒）委託」及び「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産（50万粒）委託」について 競争性の問題について（意見）</p> <p>平成24年度は、契約を二つに分割し、一般競争入札によって契約事務を行っている。二年目ということもあり、上記ふたつの契約が、合計5,722,500円となって平成23年度と比較すると230万ほどの低減が見られることはよいが、80万粒を二分割し、平成23年度の受注形態（N社20万粒、公社50万粒の生産）に近似した、振り分けを行ったかのような結果には疑念が生じる。応札も一者であり、2～3回の入札回数とはいえ落札率は高止まりしており、競争性は感じられない。</p> <p>事前アンケートからも、受注可能との返答は、この2社以外からは得られていない。狭隘なマーケットに対し競争をもとめるような状態ではないことは、十分わかっていたはずである。</p> <p>委任契約であっても、積算金額の見直しによって経済性の発揮は十分可能と考えられ、無理な一般競争入札の導入は必要ないと考え。</p> <p>仮に一般競争入札を継続するのであれば、一者応札の状態を解消するだけの条件整備が必要であろう。</p>	<p>（その他）</p> <p>業務委託が可能な業者が複数あることから、引き続き「一般競争入札による契約」としたいと考えております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-20 水産振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 301	水産振興課	<p>「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産（30万粒）委託」及び「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産（50万粒）委託」について 仕様書の「種苗生産業務委託に係る条件」の問題について（指摘）</p> <p>仕様書には「6. 種苗生産業務委託に係る条件」があり、「種苗生産業務委託にあたっては、以下の（1）及び（2）を全て満たすこと。」とある。条件のうち、（2）は以下の通り。</p> <p>（2）種苗生産業務については、長崎県総合水産試験場職員の指示のもとに実施すること。</p> <p>この条件は、委託契約ではあってはならない条件であり、派遣契約の形態と受け取られる可能性が高く、労働者派遣法や職業安定法に抵触する恐れがある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度より、仕様書に記載する条件の表現を「指示のもとに」から「連携して」に改めました。</p>	
p. 301	水産振興課	<p>「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産（30万粒）委託」及び「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産（50万粒）委託」について 委託料請求書の様式誤りについて（指摘）</p> <p>高付加価値養殖技術開発事業に係る委託料請求書の様式誤りがあり、全ての案件で「精算払」扱いとなっている。請負契約において「精算払」という概念はない。従前の委任契約の名残と思われるが、修正が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度より委託料請求書の様式を改めました。</p>	
p. 302	水産振興課	<p>「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（30万粒）委託」及び「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（50万粒）委託」について 請負契約について（指摘）</p> <p>【監査結果報告書301頁参照】 上記2契約は、平成23年度においては、「平成23年度高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産業務」として、「長崎県種苗生産研究会」と委任契約によって、2,800,000円の契約額であった。 従前、委任契約としておこなった契約について、請負契約としての仕様の大幅な変更もなく、契約の種類を変更している点は是認できない。契約書の約定は請負契約の意味合いを持たせたとしても委託している業務内容に変化がないためである。 委任契約と請負契約の相違が曖昧であるとすれば、平成23年度に委任契約による積算金額＝契約金額となる事務の合理性までも説明できなくなる。 後段述べるように、競争性の発揮も難しく、実質は委任契約なのだから、請負契約を前提とした当該契約形態は不合理であると考えられる。契約事務の面においても、一般競争入札を行うための公告告示手続きや入札手続き等、煩雑な事務手続きや時間を投入することに効率性は感じられない。</p>	<p>（その他）</p> <p>業務委託が可能な業者が複数あることから、引き続き「一般競争入札による契約」としたいと考えております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-20 水産振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 302	水産振興課	<p>「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（30万粒）委託」及び「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（50万粒）委託について競争性の問題について（意見）」</p> <p>平成24年度は、契約を二つに分割し、一般競争入札によって契約事務を行っている。二年目ということもあり、上記ふたつの契約が、合計2,349,999円となって平成23年度と比較すると45万ほどの低減が見られることはよいが、一般競争入札に移行する動機や、80万粒を50万粒、30万粒で二分割した根拠や合理性には疑問が残る（リスクを分散する趣旨で施設を分けるにせよ、50万、30万にする根拠には乏しい）。生産能力のアンケートを見ても、狭隘なマーケットに競争をもとめるような状態ではないことは、十分わかっていたはずである。</p> <p>委任契約であっても、積算金額の見直しによって経済性の発揮は十分可能と考えられ、無理な一般競争入札の導入は必要ないとする。</p> <p>仮に一般競争入札を継続するのであれば、一者応札の状態を解消するだけの条件整備が必要であろう。</p>	<p>（その他）</p> <p>業務委託が可能な業者が複数あることから、引き続き「一般競争入札による契約」としたいと考えております。</p>	
p. 302	水産振興課	<p>「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（30万粒）委託」及び「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（50万粒）委託について契約書・請求書の印影相違（指摘）」</p> <p>高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（50万粒）委託において、契約書に押印された印影と請求書の印影は、一般競争入札の資格審査時に提出された印鑑届（県と取引上使用する書類に、全てこの印鑑を使用する、として届け出た印影）の印影と相違している（違う印鑑が使用されている）。</p> <p>入札時の入札書等の印影相違は生じていないが、当該契約書・請求書の効力に瑕疵がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に合わせて提出された印鑑届と違う印鑑をやむを得ず使用しなければならなくなった場合は、資格審査申請事項変更届による届出印の変更手続きを行わせるよう契約相手方に指導してまいります。</p>	
p. 303	水産振興課	<p>「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（30万粒）委託」及び「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（50万粒）委託について仕様書の「種苗生産業務委託に係る条件」の問題について（指摘）」</p> <p>仕様書には「6. 種苗生産業務委託に係る条件」があり、「種苗生産業務委託にあたっては、以下の（1）及び（2）を全て満たすこと。」とある。条件のうち、（2）は以下の通り。</p> <p>（2）種苗生産業務については、長崎県総合水産試験場職員の指示のもとに実施すること。</p> <p>この条件は、委託契約ではあってはならない条件であり、派遣契約の形態と受け取られる可能性が高く、労働者派遣法や職業安定法に抵触する恐れがある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度より、仕様書に記載する条件の表現を「指示のもとに」から「連携して」に改めました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-20 水産振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 303	水産振興課	<p>「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（30万粒）委託」及び「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（50万粒）委託について設計金額の参考見積の精度について（意見）」</p> <p>県が提示した条件で、種苗供給が可能と回答した業者2社からの回答を単純平均して設計金額を求めており、設計金額としての精度に疑問が残る。そもそも、「県が提示した条件で、種苗供給が可能と回答した業者」を前提とすれば、得られるデータ数は限られるのであるから、少なくとも異常値を排除した3社平均を採用するよう努力すべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>設計金額は参考見積の異常値を排除した3者以上の平均で算出するよう改めました。</p>	
p. 303	水産振興課	<p>高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ養殖試験業務委託について請負契約について（指摘）</p> <p>上記、二年目2,445,595円の契約は、平成23年度に委任契約で契約していたことから、平成24年度も一貫性を持たせて、委任契約の事務によって委任契約を締結している。</p> <p>しかし、一年目2,100,000円の契約は請負契約として、一般競争入札（結果的には入札不調で一者随意契約）を行っている。</p> <p>両者の仕様は大幅には変わらない。いかに契約書の条項や仕様書が請負契約を意識した内容であっても、実態に変化がなければ不合理性は変わることはない。</p>	<p>（その他）</p> <p>業務委託が可能な業者が複数あることから、引き続き「一般競争入札による契約」としたいと考えております。</p>	
p. 304	水産振興課	<p>高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ養殖試験業務委託について一年目2,100,000円の契約に係る仕様書の「種苗生産業務委託に係る条件」の問題について（指摘）</p> <p>仕様書には「6. 種苗生産業務委託に係る条件」があり、「種苗生産業務委託にあたっては、以下の（1）及び（2）を全て満たすこと。」とある。条件のうち、（2）は以下の通り。</p> <p>（2）種苗生産業務については、長崎県総合水産試験場職員の指示のもとに実施すること。</p> <p>この条件は、委託契約ではあってはならない条件であり、派遣契約の形態と受け取られる可能性が高く、労働者派遣法や職業安定法に抵触する恐れがある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度より、仕様書に記載する条件の表現を「指示のもとに」から「連携して」に改めました。</p>	
p. 304	水産振興課	<p>高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ養殖試験業務委託について一年目2,100,000円の契約に係る設計金額の参考見積の精度について（意見）」</p> <p>県が提示した条件で、種苗供給が可能と回答した業者2社からの回答を単純平均して設計金額を求めており、設計金額としての精度に疑問が残る。特に、設計金額の費目の中で、一社が消耗品費をゼロと回答している例があり、もう一社の提示した消耗品費80,000円の単純平均40,000円を採用している点などは、説得力が感じられない。少なくとも異常値を排除した3社平均を採用するよう努力すべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>設計金額は参考見積の異常値を排除した3者以上の平均で算出するよう改めました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-20 水産振興課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 304	水産振興課	<p>高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ養殖試験業務委託について二年目2,445,595円の契約における、業務の性質と契約日が休日の場合の処理について（指摘）</p> <p>当業務は、稚魚の生命維持が伴うため、24時間常時、委託業務の履行を求める必要がある。</p> <p>しかし、平成24年度のように、4月1日が休日のため、4月2日付けで契約した契約については、契約の始期（履行義務の開始）は、あくまで4月2日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。</p> <p>入札・契約事務マニュアルにおいても4月1日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおり、「業務上支障がある」常時継続が必須の当該業務は、4月1日に契約するか、債務負担行為により3月中に契約締結する必要がある（平成24年3月1日付け「平成24年度当初における財務会計事務処理について（23会第75号）」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない）。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成27年度当初の契約分から債務負担行為を設定し、前年度中に契約することで、追認条項の必要は無くなる見込みです。</p>	
p. 305	水産振興課	<p>高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ中間育成（60mm）業務委託について設計金額の参考見積の精度について（意見）</p> <p>県が提示した条件で、種苗供給が可能と回答した業者2社からの回答を単純平均して設計金額を求めているが、かい離の大きい見積金額の平均では精度に疑問が残る。少なくとも異常値を排除した3社平均を採用するよう努力するべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>設計金額は参考見積の異常値を排除した3者以上の平均で算出するよう改めました。</p>	
p. 305	水産振興課	<p>高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ中間育成（150mm）業務委託について契約書の印影相違（指摘）</p> <p>契約書に押印された印影は、一般競争入札の資格審査時に提出された印鑑届（県と取引上使用する書類に、全てこの印鑑を使用する、として届け出た印影）の印影と相違している（違う印鑑が使用されている）。</p> <p>入札時の入札書等の印影相違は生じていないが、当該契約書の効力に瑕疵がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に合わせて提出された印鑑届と違う印鑑をやむを得ず使用しなければならなくなった場合は、資格審査申請事項変更届による届出印の変更手続きを行わせるよう契約相手方に指導してまいります。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-20 水産振興課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 305	水産振興課	高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ中間育成（150mm）業務委託について 契約の集約の可能性について（意見）  上記（2）で検討した「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（50万粒）業務委託：契約期間6月12日から8月31日」と、当「クロマグロ中間育成（150mm）業務委託：契約期間7月18日から3月29日」とは、業者も同一であり、業務も連続しているのだから、契約を一本にまとめるべきではなかったか。事務の効率化の検討が必要と考える。	（その他）  種苗生産業務委託の委託対象者は「種苗生産業者」であり、中間育成業務委託の委託対象者は「養殖業者」であることから、契約を集約化すると委託対象者が「種苗生産」と「養殖」の業務を行なっている者に限られ、一般競争入札による契約にならないので、現状の対応を継続してまいります。	
p. 305	水産振興課	高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ中間育成（150mm）業務委託について 設計金額の参考見積の精度について（意見）  県が提示した条件で、種苗供給が可能と回答した業者2社からの回答を単純平均して設計金額を求めているが、かい離の大きい見積金額の平均では精度に疑問が残る。少なくとも異常値を排除した3社平均を採用するよう努力するべきと考える。	（措置済）  設計金額は参考見積の異常値を排除した3者以上の平均で算出するよう改めました。	
p. 306	水産振興課	沿岸漁業新規雇用促進事業委託について 合議手続きの欠落について（指摘2件）  【監査結果報告書306頁参照】 上記、両契約において、支出負担行為上の会計管理者等（出納局）の合議が必要などころ、契約締結後であったため、「合議応じず」として、合議手続きが欠落している。正当な手続きにより事務を行う必要がある。また、顛末書には原因を「担当者が気づかず」としているが、課として担当者任せにせず、組織としてかかる事態が生じないようお互いが牽制を利かせ、工程管理を確立するべきと考える。	（措置済）  決裁時に「財務会計事務の手引き」に示す合議区分の別表等を添付し、合議の必要性等を確認します。	
p. 306	水産振興課	沿岸漁業新規雇用促進事業委託について 提出された研修計画の取扱いについて（意見）  委任契約であり、契約書第2条第2項の定めにより研修計画の報告を求めているだけとはいえ、契約締結後に詳細な事業内容が定まる以上、その研修計画が事業目的に適合するかは県側で検討する必要があると思われる。現在は、回覧のみで終わっているが、契約書の条項の見直しも含めて、伺いを経て相手側への承認という形で進めることが、委託契約の適切な履行にもつながるものと考え。	（措置済）  提出された研修計画の取扱いについては、課内手続きを経て承認する方式に改めることとし、契約書の条項見直しの必要性については、今後検討してまいります。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-21 水産加工・流通室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 312	水産加工・流通室	<p>長崎県水産物海外普及協議会負担金について 任意団体での経理のありかたについて（意見）</p> <p>長崎県水産物海外普及協議会は、事務局を水産加工・流通室内に置く任意団体（組織内任意団体）である。県職員の兼務については、職務専念義務免除手続きではなく、職務命令型での兼務による。 構成団体は、長崎県その他、長崎市、佐世保市、松浦市、県漁連、長崎魚市、佐世保魚市、日本遠洋旋網漁協、西日本魚市によっている。 協議会の活動は、任意団体としての活動であり、経費も任意団体へ帰属するべきであるが、構成団体で自己の会計と任意団体の会計との分離がなされていないため、適切な名義となっていない。 つまり、任意団体の活動に伴う経費を、構成団体の行った取引として全額（自己負担部分+公費負担部分）立替払いし、後から公費負担部分を構成団体が協議会へ請求するという方式を採用している。 つまり、県→協議会→構成団体という流れで公費が移転しており、県にとっては、協議会への負担金が間接補助金となって補助事業者たる構成団体に交付している形となっている、もしくは、任意団体が構成団体へ委託していると見することもできる。しかも構成団体の自己負担部分は、取引の法的関係を無視して、最終的な収支報告上、任意団体の活動経費として暗黙の裡に組み込まれている。 当然、間接補助と考えるにしても要綱の存在もなければ交付決定通知に相当する書面もなく、自己負担部分の任意団体への移転の説明ができない。委託と考えるにしても契約書もなく、自己負担部分の任意団体への移転の説明もできない。 本来は、任意団体としての活動なのであるから外部からの請求書の宛名は協議会名でなければならず、構成団体の会計とは分離するべきである。すなわち、構成団体から任意団体へ自己負担部分を支払い、任意団体で公費と合算して請求に対する精算をするべきである。この方法でなければ、自己負担部分の任意団体への帰属を説明できないばかりか、構成団体において取引当初から明確な会計分離ができておらず、後付けで任意団体の活動経費として経理されてしまう可能性もある。 今後は、内部規程の整備も含め、適正な事業活動を裏付ける経理組織も含めた管理体制の構築が必要と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>協議会宛の請求書に対する支払いの徹底と、可能な範囲で立替払いを解消することで透明性の確保に努めてまいります。</p>	
p. 313	水産加工・流通室	<p>長崎県水産物海外普及協議会負担金について 双方代理（民法108条）の発生について（指摘）</p> <p>任意団体の代表と構成団体の代表者との間で双方代理が発生している事案がある。双方代理では、代理の効果の帰属が認められなくなるため、どちらかで代理人を立て、委任状を発行して双方代理を回避する手続きが必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年5月22日に協議会規約を改正し事務局長を設けることで双方代理を解消しました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-21 水産加工・流通室

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 313	水産加工・流通室	<p>長崎県水産物海外普及協議会負担金について 構成団体の相違及び農水省向け補助事業における承認内容の相違について（指摘）</p> <p>農水省の平成24年度農山漁村第6次産業化対策事業補助金（輸出拡大サポート事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策）を受けるための特任団体申請書が7月25日付で協議会から提出されているが、任意団体の構成団体として「長崎市」が組み込まれていることが記されている。これは、協議会規約に謳われる構成団体と整合するものである。</p> <p>しかしながら、長崎市から協議会へ提出された請求書は存在せず、長崎市の任意団体「長崎輸出促進実行委員会」名義であった。振込口座名義も同実行委員会会長名義であった。</p> <p>つまり、協議会の構成団体は、「長崎市」ではなく「長崎輸出促進実行委員会」である。</p> <p>規約及び国庫補助の申請書に内容相違がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年5月22日に協議会規約を改正し、長崎輸出促進実行委員会を協議会の構成員としました。</p>	
p. 313	水産加工・流通室	<p>長崎県水産物海外普及協議会負担金について 協議会の会計担当者が県の財務手続を行っている点について（指摘）</p> <p>協議会の経理・出納担当者が県の負担金事務に係る支出負担行為決議及び支出命令書の取扱者となっており、相互牽制が利いていない。また、協議会においても経理担当と出納担当は分離するべきである。組織内任意団体での出納・経理の取扱いは、特に不正が生じやすく、県組織に与えるダメージも大きいと、高リスクである旨、平成23年度包括外部監査でも注意を促した事案である。</p> <p>全庁的な再検証、牽制再構築を求めたい。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年4月から協議会会計担当者と県の負担金支出事務担当者を別にしました。</p>	
p. 313	水産加工・流通室	<p>長崎県水産物海外普及協議会負担金について 構成団体相互間の取引の検証の徹底について（意見）</p> <p>構成団体相互間の取引、若しくは構成団体の支配や影響力の及ぶ関連当事者との取引については、補助対象事業経費の生じた補助事業が、本当に行われた正当なものか、納品書や証拠写真、アンケート、詳細なレポートなど十分な心証の得られるよう疎明資料を徴取するとともに、担当者が現地視察や立会を行うなど、一定の牽制をかけるべきである。また、金額の妥当性も十分に留意するべきである。構成団体等の取引では、架空取引・水増し取引が容易に行うためである。</p> <p>ただし、上記のように一定言えるとしても、検証の実現性はあまり高くなく、県側が検証の責任を負えないことも想定されるため、一方で事業のありかたそのものを見直すことも視野に入れる必要はあろう。</p>	<p>（措置済）</p> <p>可能な限り現地確認に努めるとともに、疎明資料の徴取を行います。また、金額の妥当性については、過去の実績等を参考に確認に努めてまいります。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-21 水産加工・流通室

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 314	水産加工・流通室	<p>新生水産県ながさき総合支援事業費補助金（水産加工振興祭開催）について補助対象団体の誤り（指摘）</p> <p>「長崎県水産加工振興祭」及び「長崎県水産加工まつりイン佐世保」は、それぞれ運営の円滑化のため実行委員会が組織され、「長崎県水産加工振興祭」については県とその実行委員会が主催し、「長崎県水産加工まつりイン佐世保」については実行委員会主催、県はその後援として実施されてきた。これまで補助の対象団体とされてきた社団法人長崎県水産加工振興協会は、それら実行委員会の事務局機能を担ってきたにすぎず、事業実施主体はあくまで各実行委員会にあると考えられる。事業実態を適正に見極め、補助対象団体を是正すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度の事業計画申請より補助対象団体の見直しを行い、各実行委員会へと改めました。</p>	
p. 314	水産加工・流通室	<p>新生水産県ながさき総合支援事業費補助金（水産加工振興祭開催）について補助対象経費について（意見）</p> <p>補助の対象とされる経費については、実施要綱において大まかにしか定められておらず、詳細については別途費目を設定し、対象経費の限定を行っている。そのうち普及啓発費には来場者商品代やイベント開催費・商品代が含まれているが、これらの企画運営等には実行委員会（水産加工業者）の裁量が大きく働き、場合によっては華美になる可能性もある。来場者への金銭的な還元を行うような支出は補助対象の経費とするにふさわしくないため、今後さらに注意して精査すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>普及啓発費については、平成26年10月開催の実行委員会で協議し、来場者への金銭的な還元を行うような経費は補助対象外といたしました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-21 水産加工・流通室

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 315	水産加工・流通室	<p>社団法人長崎県水産加工振興協会による平成「長崎俵物」の商標登録について（意見）</p> <p>平成「長崎俵物」は、県が平成10年から県単独の事業として創設された平成「長崎俵物」育成事業により、長崎県の魚介類の需要拡大と長崎で水揚げされた優良水産加工品の高付加価値化、ブランド化を目指して創られたブランド名である。平成11年に県が設置した平成長崎俵物制定委員会によって制定された認定基準を基に、社団法人長崎県水産加工振興協会が事務局となり設置された平成「長崎俵物」認定委員会が認定審査を行っている。認定審査は、事前審査、表示審査、本審査の3段階で行われ、本審査では専門家や消費者代表などが委員となって審査を行い、認定基準をクリアした製品のうち、項目ごとの審査や最終的な総合討議の上、認定の可否が決定される。この結果を受けて、社団法人長崎県水産加工振興協会の会長が平成「長崎俵物」として認定し、認定証を発行している。</p> <p>しかしながら、この「長崎俵物」の商標は創設時の法制度上の制約等によるものなのか、平成12年に同協会により商標登録がなされ、現在に至っている。これは同協会が認定委員会の事務局をしていたため便宜上、商標登録を行ったものと考えられるが、創設時から現在に至るまで県主導でブランド化され、県独自が推奨する水産加工品としての取り扱いがなされており、実質的な点からいけば本来は県がその商標権を所有すべきものと考えられる。平成18年の法制度改正後、自治体でも独自の商品やキャラクターの商標登録を行っており、長崎県においても他の品目やマスコットキャラクターの図形の商標登録（出願）を行っている。これまでの過程を踏まえ、平成「長崎俵物」も県がその権利者として商標登録する等検討するべきと思われる。</p> <p>これに対し、県から示された見解（当報告書初稿に対する平成26年1月26日受領文）は以下の通り。</p> <p>平成「長崎俵物」の立ち上げは、そもそも民間主導で業界の意見をもとに創設したものである。</p> <p>県は、平成「長崎俵物」立ち上げにあたり、業界では主導が難しい認定基準の制定の部分に関与し、また、これまで各種補助事業等を通し取り組みを支援している。</p> <p>そういった背景があるため、平成「長崎俵物」の取り組みについては、現在商標登録をしている長崎県水産加工振興協会といった民間に事業を引き継ぐことを前提としているため、商標登録を県が登録する必要はない。</p> <p>上記回答によれば、平成長崎俵物に係る県の関わりは、あくまで間接的なものであり、民間事業の支援となってくる。これまで、県は俵物事業を県の本来事業と位置づけてきたはずで、そこに俵物に係る委託事業が存在する根拠があると思われる。ゆえに、商標登録のあり方にも疑問を禁じ得ない。上記回答に示される考え方では、県の事業は水産加工品の振興のための補助事業しかありえないこととなり、後述する「長崎空港ブランドショップ運営業務委託」のような委託事業はありえないこととなる（なお、上記見解については、報告書第2稿に対する意見より、内容を一部変えて主張しているが、改変すること自体、事業の位置づけを恣意的に考えている証左であるため、あえて書換えに応じていないことを付記しておく）。</p> <p>商標登録の問題もそうだが、県の俵物事業への関わり・位置づけについては、再検討・再整理が必要と考える。</p>	<p>（その他）</p> <p>平成「長崎俵物」の商標登録については、既に（一社）長崎県水産加工振興協会が行っており、今後も協会で行うこととしております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-21 水産加工・流通室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 316	水産加工・流通室	<p>新生水産県ながさき総合支援事業費補助金について 交付決定通知書の遅延について（意見）</p> <p>当該補助金に係る県から補助事業者である市町への交付決定通知がなされているにも関わらず市町から間接補助事業者への交付決定通知書が遅延しているケースが存在する。県から市町への交付決定通知が平成24年6月22日で、市町から間接補助事業者への交付決定通知が平成24年8月20日となっている。手続きのスケジュール管理については、補助事業者や間接補助事業者への指導も含めて再度徹底する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>現地確認の際に、間接補助事業にかかる交付決定通知書が遅延しないよう市町に対し指導を行いました。</p>	
p. 317	水産加工・流通室	<p>「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金について 実践モデル支援事業について（ながさき加工協技会向け4,823,000円分） ア 「水産加工業者の協業化の推進」という事業目的整合性の欠如について（意見）</p> <p>当補助事業により、各種商品の販売・提案が行われているが、商品によってはパッケージに「ながさき加工協技会」の名前が出ているものと出ていないものがある。このため、ながさき加工協技会の名称がないもの、つまり各加工業者の名前で商品が販売されているものについては、各加工販売業者の商品の開発・販売に対する補助金という性格が強くなってしまっている。</p> <p>当補助金は、長崎県内の加工業者の協業化の推進し、グループとしての取り組みを活性化し、大口需要に対応できる体制の構築を図ることなどを目的としている。当補助金の目的を達成するためにも、当補助金を利用し開発・販路開拓を行っている商品については、協業団体であるながさき加工協技会という名称をパッケージなどで明確にするなど、水産加工業者の協業化の推進という補助金の目的をより効果的に達成するための対策を検討すべきではないかと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>協業化グループの商品については、来年度からパッケージ等にグループ名を明記することとしております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-21 水産加工・流通室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 317	水産加工・流通室	<p>「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金について                      実践モデル支援事業について（ながさき加工協技会向け4,823,000円分）                      イ 各補助事業者の売上との直接的に関連する費用の取り扱いについて（意見）</p> <p>当補助金の対象経費は「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金等実施要綱では、「長崎県水産物販売戦略会議」が提案する実践モデル事業の実施に要する経費とし、その具体的な内容として「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金等実施要領において、「長崎県水産物販売戦略会議」が提案する実践モデル事業の実施に要する次の経費を対象としている。</p> <p>①賃金、②報償費、③旅費、④需用費、⑤役務費、⑥委託料、⑦使用料及び賃借料</p> <p>また、当補助金の公募要領では、長崎県水産物販売戦略会議において定められた「水産加工業者の協業化の推進」というテーマについては、以下の経費が補助対象経費として挙げられている。</p> <p>①企画検討会議開催に要する経費、②商品開発・改良等に要する経費、③試験出荷の実施に要する経費、④技術研修に要する経費、⑤販売促進活動等に要する経費、⑥その他事業推進に係る経費</p> <p>当補助金の支出として、サンプル商品開発に関する経費として、ラベルなどの印刷代が含まれている。ラベル代については30,000枚以内ということで指導がなされているが、枚数から考えると、サンプルの枠を超え、販売に関する経費となっている部分が存在している可能性がある。また、材料代としても3,600円のサバ原料木箱15kg35本を236個で892,080円、250円のサバすり身1kg10本を3,340個で876,750円などが含まれている。材料代やサンプルの枚数から考えても、補助金の対象となっている材料代等により一定程度の売上につながる事が想定される。</p> <p>公募要領では、試験出荷の実施に要する経費を対象経費としているため、当然売上が上がる商品に関する経費についても補助対象となりうるが、試験出荷がどのような範囲まで認められるのかについては必ずしも明確な取り決めはない。</p> <p>あくまでも当補助金の目的は「水産加工業者の協業化の推進」であることから、当補助対象経費の内容については再度検討が必要であると考えます。</p>	<p>（措置済）</p> <p>サンプル原料について、商品開発及び商品開発以外に売上にかかる部分があるとの指摘については、売上販売にかかる部分はないことを確認を行いました。</p> <p>また、補助対象となっているサバ原料については、原発問題や不漁の影響で3倍以上に原料価格が高騰したため、通常より高額となっておりますが、適正に商品開発、サンプル代としていることを確認を行いました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-21 水産加工・流通室

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 318	水産加工・流通室	<p>「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金について 地域ブランド育成・強化支援事業（佐世保市水産物ブランド化推進協議会向け3,056,000円）について</p> <p>当補助金では地域ブランドの水産物の商品開発及び改良、販路開拓、PR活動等に要する経費、地域ブランド水産物の安定生産又は品質及び衛生の向上対策に係る最小限の施設及び機器の整備に要する経費、その他知事が認める経費を対象としている。</p> <p>ア 恵みアジ販促物の作成の複数見積について（意見） 地域ブランド育成・強化事業として佐世保市水産物ブランド化推進協議会では、販促物の作成費用が補助対象経費となっている。 当補助金の対象となっている支出の契約については、長崎県としても、原則として県の随意契約の定めにより複数見積をとるなどの指導を行っている。しかし、当事業については徴取された見積書の徴取元の2者は、代表者が同一の法人であり、複数見積の徴取が形式的なものにすぎなかった。 なお担当者からのヒアリングにより当事例については、すでに指導を行っているとのことである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>複数見積りについて、2者から徴取を行ってはいましたが、代表者が同一であるため適当ではないと思料されたため、現地確認の際に指導を行いました。</p>	
p. 318	水産加工・流通室	<p>「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金について 高次加工品開発加工等支援事業（U社向け1,350,000円分）について</p> <p>ア 補助金の対象経費の確認について（意見） 当補助金では、販路開拓・PR活動に関する展示商談会展出に関する補助対象経費として、自社からの骨まで食べるアジ及びブリ味噌に関するサンプル購入代金として1月22日に支出した25,000円及び2月15日に支出した114,000円が含まれている。 サンプルの作成については、サンプルの作成費用として材料費やレトルトの袋代、包装資材費などが補助金の対象経費として計上されている。例えば、アジについては12月13日に34,200円分、12月18日に48,600円分と11,115円分、1月15日に32,500円分が納品されており、ブリについては、12月29日に119,000円分が支出されている。また、レトルトパウチ代として32,004円、調味料等として20,000円、パッケージ開発・改良費として532,455円が支出されている。 例えば骨まで食べるアジについては賞味期限が半年と設定されていることもあり、材料代やパウチ代で一度補助金の対象経費とし、再度サンプル購入代として補助の対象経費となってしまっており、二重に補助を行っている可能性も否定できないため、慎重な確認が必要であると思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>二重に補助している可能性がある経費については、対馬水産業普及指導センター担当者が補助対象の経費等にかかる支出証拠を直接確認し、重複していないことの確認を行いました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-21 水産加工・流通室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 319	水産加工・流通室	<p>「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金について                      平成長崎俵物創出協議会活動強化支援事業補助金（平成長崎俵物創出協議会向け777,000円）について                      ア 視察費の内容について（意見）</p> <p>創出協議会の補助金の対象経費となっている消費者動向視察の報告として、創出協議会の所属団体の役員・社員である出張者がそれぞれ所属している会社等に対して提出した出張報告書が創出協議会の視察報告書として提出されている。しかし、当報告書は出張者それぞれが所属する会社等に対する出張の報告が目的であり、創出協議会の目的である消費者動向調査などの目的を十分に果たしているものとは言えない部分がある。                      消費者の動向調査などの補助金の目的を十分に達成するためにも自社の出張報告書の添付とは別に、消費者動向調査の報告書の提出など、補助金の目的に合致する成果物の提出を求めるなどの対策を検討する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度より、視察報告がある場合は補助金の目的に合致する成果物の内容がわかるよう指導を行いました。</p>	
p. 319	水産加工・流通室	<p>「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金について                      平成長崎俵物創出協議会活動強化支援事業補助金（平成長崎俵物創出協議会向け777,000円）について                      イ 任意団体への補助事業としてのあり方について                      （i）創出協議会から提出された書面の誤りについて（指摘）</p> <p>創出協議会から県へ提出された書面が、社団法人長崎県水産加工振興協会（平成25年4月から一般社団法人。以下、振興協会）の代表理事名で記名、そして振興協会の代表理事印が押印されている。                      本来は、任意団体の代表者、任意団体の代表者印が押印されてなければならない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度より、代表者印にて申請するよう指導を行いました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-21 水産加工・流通室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 319	水産加工・流通室	<p>「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金について                      平成長崎俵物創出協議会活動強化支援事業補助金（平成長崎俵物創出協議会向け777,000円）について                      イ 任意団体への補助事業としてのあり方について                      (ii) 構成団体が会計分離を行っていない点について                      (α) 請求書の名義が構成団体である点について（意見）</p> <p>資金の流れについて説明すると、代表団体である振興協会が県費補助金を一旦収受し、各構成団体の行った事業のうち、県費で賄うべき部分について支払っている。次に収支（経理面）としては、創出協議会の収支計算書を作成する段階で、各構成団体の収支（自己負担+県費補助）が合算される。このため、各構成団体においては、自己の会計と創出協議会の会計とを会計分離していない。外部業者との取引（自身に対する取引すらある）においては、構成団体名義で請求書を受領している。このような経理のため、名義の面からは任意団体に請求が帰属せず、しかも構成団体の活動を任意団体の活動として合算しているが、代表団体と他の構成団体との間で委託契約が存在しているわけでもなく、代表団体が構成団体に対して助成事業をやっているわけでもないため、「合算する」根拠がない。本来は、創出協議会に負担金を拠出し、県費補助金と合わせて資金を創出協議会で分離すべきである。そして構成団体の経理と明確に会計分離しなければ、上記のような説明のつかない事務処理が生じ、構成団体の都合で構成団体の経費が任意団体の経費に組み込まれる可能性もある（逆もあり）。以上、不明瞭な事務が行われているので是正すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度より、創出協議会に負担金を拠出し、県費補助金と合わせて資金を創出協議会で分離し、構成団体の経理と明確に会計分離するよう指導を行いました。</p>	
p. 320	水産加工・流通室	<p>「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金について                      平成長崎俵物創出協議会活動強化支援事業補助金（平成長崎俵物創出協議会向け777,000円）について                      イ 任意団体への補助事業としてのあり方について                      (ii) 構成団体が会計分離を行っていない点について                      (β) 双方代理（民法第108条）の発生について（指摘）</p> <p>構成団体相互の取引において、代表者が同一人物である事例があり、双方代理が発生している事例がある。双方代理では、代理の効果の帰属が認められなくなるため、どちらかで代理人を立て、委任状を発行して双方代理を回避する手続きが必要である。これも会計分離が意識されていないことが原因のひとつと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度より、代表者が同一人物である事例がある場合、事務局長あての請求書で処理をするよう指導を行いました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-21 水産加工・流通室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 320	水産加工・流通室	<p>「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金について                      平成長崎俵物創出協議会活動強化支援事業補助金（平成長崎俵物創出協議会向け777,000円）について                      イ 任意団体への補助事業としてのあり方について                      (iii) その他の問題について                      (α) 創出協議会の収支決算書が作成されていない点について（意見）</p> <p>補助事業者たる任意団体は、公益事業を担うだけのガバナンスが働いていなければならない。ゆえに、規約や経理規程等の整備、決算書の承認、監査手続きが要求されるのである。しかし、創出協議会は、個々の県費補助金の実績報告のための収支計算書を作成はしているが、肝心の創出協議会自体の収支報告書を作成していない。今後は、経理規程を整備し、決算監査・報告・承認という手続きを行わなければならない。県も創出協議会に対して適切な指導が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度より、補助事業にかかる収支決算書を整理するよう指導を行いました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-21 水産加工・流通室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 320	水産加工・流通室	<p>「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金について                      平成長崎俵物創出協議会活動強化支援事業補助金（平成長崎俵物創出協議会向け777,000円）について                      イ 任意団体への補助事業としてのあり方について                      (iii) その他の問題について                      (β) 委託事業と補助事業の違いについて（意見）</p> <p>水産加工・流通室の委託事業に「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業に係る長崎空港ブランドショップ運営業務委託（契約額7,000,000円）」があるが、これも、創出協議会の構成団体である社団法人長崎県水産加工振興協会への委任契約であり、随契理由として、以下のように説明がある。</p> <p>本業務は、平成「長崎俵物」のPRと販売促進を図るとともに、販売時における消費者ニーズを把握し、その情報を認定業者の商品開発や改良等に生かす「アンテナショップ」としての機能を果たすことが求められる。（社）長崎県水産加工振興協会は、認定商品に対する情報に精通し、県内統一組織として水産加工業者に対する指導ができる公益的な性格を持つ法人であり、俵物認定事業など他の関係業務と一体的に取り組むことで、最も効果的かつ効率的な実施が可能である。</p> <p>一方、当「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金の目的は次の通りである。</p> <p>本件水産業界関係者等の所得向上を図るため、平成23年6月に策定した「長崎県水産物販売戦略」に基づき、生産者及び流通関係者並びに行政等が一体となった市場流通を通じた安定的な取引の拡大、産地と消費地のマッチングの推進、消費者ニーズに即した売れる商品づくり及び平成「長崎俵物」及び地域ブランド商品の育成強化など、生産から流通・販売対策までの水産物の総合的な取組を実施する。</p> <p>また、当該事業の対象経費においても以下のようになっている。</p> <p>俵物商品力強化の企画等の検討に要する経費、消費動向の把握又は売れる俵物商品づくりの活動に要する経費、俵物商品の生産状況等の管理に要する経費、その他知事が必要と認める経費</p> <p>どちらの事業も俵物の販売促進とPR等を主な目的としているが、前者は県の直接事業を委託したもの、後者は県の直接事業ではないが公益性があると判断した補助事業である。</p> <p>両者の区分に明確な違いが感じられない。                      平成長崎俵物の販売促進とPRは、県にとって直接事業なのだろうか。それとも補助すべき公益事業なのだろうか。                      このような平成俵物をめぐる不明確な事業の割り当ては、水産加工・流通室内でもさることながら、別掲のブランド推進課の補助事業でも見られるところであり、外部の人間からすると非常に分かりにくい。場合によって補助と委託を使い分けることには</p>	<p>(その他)</p> <p>県は、平成「長崎俵物」立ち上げにあたり、業界では主導が難しい認定基準の制定の部分や平成「長崎俵物」を本県水産加工品のリーディング商品とするため、全般的な俵物PRについては直営・委託で行い、各企業の衛生面、商品開発等の取組については補助事業で支援しております。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-21 水産加工・流通室

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		全く納得いくものではない。 「平成長崎俵物」というブランドの育成・推進には、これまで多額の県費が充てられ、今後も継続的に取り組むべき事業であると思われるが、これを県の直接事業とするか否か、再度全庁で検討するべきであると思われる。		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-21 水産加工・流通室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 321	水産加工・流通室	<p>「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金について                      平成長崎俵物創出協議会活動強化支援事業補助金（平成長崎俵物創出協議会向け777,000円）について                      イ 任意団体への補助事業としてのあり方について                      (iii) その他の問題について                      (γ) 補助対象経費に含まれる「その他知事が必要と認める経費」について（意見）</p> <p>「その他知事が必要と認める経費」は、裁量により対象経費の範囲が変化し、対象経費が不明確になる原因であるため、見直すべきである。</p>	<p>（措置未済）</p> <p>来年度事業から「その他知事が必要と認める経費」は見直しを行います。</p>	<p>当事業の事業採択にあたっては、外部委員による審査会において協議のうえ決定しているため、県の裁量で対象経費の範囲が変化することはありませんが、来年度事業から「その他知事が必要と認める経費」は見直しを行います。</p>

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-21 水産加工・流通室

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 322	水産加工・流通室	第50回長崎県水産加工振興祭開催事業業務委託について 委託される事業の内容について（指摘）  【第一テーマ】「2. 追加検討した事項」「(2) 新生水産県ながさき総合支援事業費補助金（水産加工振興祭開催）について」②のとおり、長崎県水産加工振興祭は、県と実行委員会とが主催者として実施されているが、その祭の期間中に水産製品品評会、表彰式及び講演会が一環事業として開催される。 この事業は主としてそれら品評会等の企画運営の事務を委託しているものであるが、その委託契約書において計画されている事業には、同振興祭での展示即売会開催の実施など補助事業とされている長崎県水産加工振興祭の実施内容と重複している部分があり、委託事業の内容と振興祭の開催内容との線引きが不明確である。事業内容を厳格に整理して事業委託を行うべきである。	（措置済）  平成25年度契約分から、新生水産県ながさき総合支援事業費補助金（水産加工振興祭開催）との区分を明確にして契約締結を行いました。	
p. 322	水産加工・流通室	第50回長崎県水産加工振興祭開催事業業務委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）  委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  平成26年度より委託契約書に不足していた条項を設定いたしました。	
p. 322	水産加工・流通室	長崎空港ブランドショップ運営業務委託について 委託事業の目的を満たす委託事業の報告内容がなされていない点について（意見）  委託実施計画書によれば、委託目的を果たすために調査結果を報告することが求められている。具体的には、(ア)商品毎に消費者ニーズを把握する。(イ)日別、商品別の売上状況 (ウ)各商品に対する具体的な意見を毎月県へ報告すること、とされている。しかし、(イ)の売上状況については毎月作成されているものの、(ア)及び(ウ)の項目については苦情処理の顛末書のような報告書が数枚作成されているだけで、販売時における消費者の声を集め、商品開発に繋げることができるような報告書が作成されているとは言い難い。これは、随意契約で振興協会を選定する理由にも影響する。  本業務は、平成「長崎俵物」のPRと販売促進を図るとともに、販売時における消費者ニーズを把握し、その情報を認定業者の商品開発や改良等に生かす「アンテナショップ」としての機能を果たすことが求められる。(社)長崎県水産加工振興協会は、認定商品に対する情報に精通し、県内統一組織として水産加工業者に対する指導ができる公益的な性格を持つ法人であり、俵物認定事業など他の関係業務と一体的に取り組むことで、最も効果的かつ効率的な実施が可能である。  「機能を果たすことが求められる」のに、それができていないということは、委託先としては不相当ということになるためである。 選定理由に適合し、委託事業の目的に沿ったところの有効な成果物の作成を求めるべきである。	（措置済）  平成26年度より委託先に委託内容を満たす成果物を作成・提出するよう指導し、契約書の中に各商品に対する消費者ニーズ及び具体的な意見を記載する様式を設定いたしました。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-21 水産加工・流通室

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 323	水産加工・流通室	長崎空港ブランドショップ運營業務委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）  委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  平成26年度より委託契約書に不足していた条項を設定いたしました。	
p. 323	水産加工・流通室	長崎空港ブランドショップ運營業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠、旅費一式の根拠）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにすべきである。	（措置済）  平成26年度より県の単価に基づいて積算根拠を明確にし、伺いによる検証・承認を得ました。	
p. 323	水産加工・流通室	平成「長崎俵物」品質基準管理業務委託について 俵物製品品質検査における検査結果証明書について（意見）  これまで外注していた検査業務を、当年度より振興協会内の審査室の職員が行うようになった。検査業務は専門的な知識が必要とされるため、大学の研究室の指導の下にその検査は行われている。検査結果が記載された証明書には、大学の教授名で発行される検査指導証明が添付される。しかしながら、添付される指導証明の全てにおいて証明した日が記入されておらず、証明としての体裁が整っていない。適正な証明書となるよう、証明の内容には注意を払うべきである。	（措置済）  平成26年度より証明書については、検査証明日を証明書内に記載するよういたしました。	
p. 324	水産加工・流通室	平成「長崎俵物」品質基準管理業務委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）  委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  平成26年度より証拠書類の保管にかかる条項を設定いたしました。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-22 農政課、農山村対策室

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 325	農政課、農産村対策室	九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2012 in長崎誘客促進業務委託について 委託料の支払について（指摘）  下記委託契約書第7条により、委託料は四半期毎に前金払いすることが可能である。当該委託に係る委託料についても前金払いしているが、四半期より短い期間での前金払いとなっている（一回目請求11/28支払12/4、二回目請求1/10支払1/22、三回目請求3/1支払3/13）。  （委託料の支払い） 第7条 乙は、必要な経費については、四半期毎に前金払いを請求できるものとする。 2 甲は、第3条の委託料を乙が提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。  四半期とは一年を四等分した期間であるから、ひとつの四半期とは3か月間である。委託先及び県は、委託期間（平成24年9月18日から平成25年3月31日まで）を四等分した期間ごとに請求・支払を行っており、2か月分ごとの請求・支払いとなっている（第三四半期に一回の支払、第四四半期に一回の支払と県は解釈しており、第四四半期の事務のみ問題とされているようであるが、このような整理については是認しない）。このため、四半期毎の支払いとはなっておらず、契約書と整合していない。今後は、委託料の支払いについて、県は委託先を指導する必要がある、言うまでもなく県の責任として第2項の「適法な請求書」であるかを看過することなく、契約条項と実際の支払いが整合するよう適切な事務を行う必要がある。	（措置済）  当該委託事業は、平成24年度で終了しておりますが、今後同様の業務の実施にあたっては、契約書や関係法令等に基づいて適正な事務処理を行うよう委託先に対して指導を徹底するとともに、職員各自も情報を共有し、職員相互のチェック体制を強化してまいります。	
p. 325	農政課、農産村対策室	九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2012 in長崎誘客促進業務委託について 再委託の書面での承認について（指摘）  業務内容に「大会専用のWebサイトを作成し、その媒体を活用した大会及び関連情報の発信」があるが、Webサイトの作成については、専門業者に再委託している。しかし、再委託について、県は書面による承諾を行っていない。 契約書第14条に基づき、書面により再委託の承諾を行う必要がある。  （再委託の禁止） 第14条 乙は、委託業務の処理を他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。	（措置済）  当該委託事業は、平成24年度で終了しておりますが、今後同様の業務の実施にあたっては、再委託に関する契約条項に基づき、適正な事務の執行を徹底してまいります。	
p. 326	農政課、農産村対策室	九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2012 in長崎誘客促進業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようになるべきである。	（措置済）  当該委託事業は、平成24年度で終了しておりますが、今後同様の業務の実施にあたっては、積算根拠を疎明資料として整理し、施行伺において、検証、承認が得られるようにいたします。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-22 農政課、農山村対策室

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 326	農政課、農産村対策室	次世代農業実証事業現地推進業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようになるべきである。	（措置済）  当該委託事業は、平成25年度で終了しておりますが、今後同様の業務の実施にあたっては、積算根拠を疎明資料として整理し、施行伺において、検証、承認が得られるようにいたします。	
p. 326	農政課、農産村対策室	次世代農業実証事業現地推進業務委託について 委託契約書の条項の不足（指摘）  委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。	（措置済）  平成25年度から「支出証拠書類の5年書類保存義務」に関する条項を記載しております。	
p. 326	農政課、農産村対策室	次世代農業実証事業現地推進業務委託について 双方代理について（指摘）  委託先である諫早湾干拓地新エネルギー利用促進協議会（以下、「協議会」という。）は、事務局を平成諫早湾干拓土地改良区（以下、「土地改良区」という。）に置いている。そのため、協議会が土地改良区に対して、土地改良区の施設及び事務機器の使用につき、使用料の覚書（平成諫早湾干拓土地改良区の施設・事務機器使用料に関する覚書）を締結している。 協議会の会長は土地改良区の理事長でもあるため、協議会と土地改良区が締結する覚書の締結者については、双方代理となるため代理人の選定が必要となる。しかし、代理人の選定がなされていない。 したがって、覚書を締結する際には、双方代理とならないよう代理人を選定する必要がある。	（措置済）  当該委託事業は平成25年度で終了したものでありますが、今後同様の業務の実施にあたっては、代理人の選定を行うよう指導してまいります。	
p. 327	農政課、農産村対策室	次世代農業実証事業現地推進業務委託について 計画的な支出に係る指導について（意見）  県は、実績報告書について現地確認検査を実施している。現地確認検査では、支出証拠書類や通帳を確認し、処理の適正性を確認している。しかし、収支一覧を確認したところ、年度末に近い時期の支出のうち、年度内に消費することにつき合理性がない支出が、以下のとおり散見された。 県は、計画的に支出するよう指導する必要がある。 【監査結果報告書327頁参照】	（措置済）  当該委託事業は平成25年度で終了したものでありますが、今後同様の業務の実施にあたっては、適正な支出を行うよう指導してまいります。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-23 農業経営課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 331	農業経営課	<p>【長崎県担い手育成強化支援事業費補助金について】長崎市（長崎市地産地消振興公社）に対する補助について</p> <p>② 問題点について</p> <p>平成22年度において長崎市・五島市・小値賀町の3市町に対して補助金が支出されているが、以下の問題が見受けられる。</p> <p>ア 長崎市（長崎市地産地消振興公社）に対する補助について（意見）</p> <p>（i）交付申請書に添付される「事業計画書」の添付書類である「研修生一覧表」によると、12名の研修生に対して支払われる研修手当が月額1,000円（月額8,000円、年額96,000円）と月8日の想定となっている。担い手育成にしては研修規模が小さい。また、平成23年度の計画概要によれば2週間に5日の研修となっている。（五島、小値賀は年間を通じて実施）</p> <p>（ii）「担い手公社研修生・修了生の動向」の「現在の経営状況等」を見ても、「直売所へ出荷」「自家消費」「研修断念」がほとんどであり、その事業規模等は不明であるが、「担い手育成」に有効に機能しているとは考え難い。平成16年3月以降研修期間終了者77名中、「直売所へ出荷」43名「自家消費」15名「研修・就農断念」16名、「就農だが経営状況等空</p>	<p>県は平成23年1月に策定した「ながさき農林業・農山村活性化計画」において、新規就農者の捉え方として、主業農家を確保するため、年間農業従事日数60日以上で15歳以上65歳未満の者としています。長崎市が担い手として捉え育成する本事業についても、県と同じ担い手育成の考え方であるため、必要な研修への支援と判断しています。しかしながら、研修生年齢が高齢である者も含まれていることから研修生の募集や県が補助する対象者の見直しを行うこととしました。</p>	<p>長崎市（一般財団法人長崎市地産地消振興公社）に対する補助金について&lt;措置内容の検証&gt;（意見）</p> <p>当該補助金は、長崎市、五島市、小値賀町に対して支出されているが、長崎市と五島市・小値賀町では、その内容に大きな違いがあり、同じように補助金を支出することに疑問がある。（平成24年度募集要項より抜粋）</p> <p>【監査結果報告書331頁参照】長崎市地産地消振興公社の農業研修生募集要項では、応募資格は「満18歳以上であること」と「研修場所まで通えること」のみである。五島市及び小値賀町は、「年齢16歳以上から概ね45歳以下の者」で、「同市及び同町において農業経営を営むこと」を条件としており、対象者の考え方が大きく異なっている。「長崎県担い手育成強化支援事業費補助金実施要綱」の第1条に「県は、次代を担う新規就農者の確保・育成及び担い手公社の経営基盤強化を図るため～」とあり、その趣旨から考えても、長崎市の応募資格は範囲が広すぎると考える。また、上記の通り、募集人数、研修期間、研修内容、就農支援措置を比較しても、長崎市と五島市及び小値賀町の内容は大きく異</p>	<p>（その他）</p> <p>各市町毎に新規就農者に関する要件を定めず、地区毎に条件を整備をすることは困難であるため、県下において、より一層新規就農者の確保・育成につながるよう、事業実施要綱、実施要領を制定し、事業計画書により補助対象となる研修対象者、研修内容、就農支援措置を明確化するとともに、事業実施後の実績による補助金返還の措置を設け、長崎市ほか、関係市町に対して周知を図りました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-23 農業経営課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>欄」3名となっている。                      (iii) 平成22年度の「実績報告書」の添付資料によれば、12ヶ月研修を受けた者は13名中5名と非常に少なく、この点からの本来の趣旨に沿ったものとは言い難い。                      (iv) 本来の趣旨に沿って、担い手を目指す者に対して、必要な研修を行う場合に補助金を出すような仕組みにすべきである。</p>		<p>なっている。                      交付申請書に添付する事業計画書の添付書類である「研修生一覧表」によると、長崎市は60歳以上が15人中9人と多く含まれている。                      また、平成25年3月31日現在での「担い手後者研修生・修了生の動向」によると、平成22年度、23年度に研修開始した研修生26人の状況は、「研修断念」が6人、「就農」が20人となっているものの、「就農」の「現在の経営状況等」は、「自家消費」が11人、「直売所へ出荷」9人と、交付の目的である「次代を担う新規就農者」には程遠い内容となっていると言わざるを得ない。                      また、24年度の研修生について、平成25年8月1日現在の状況を確認してもらったところ、15人中「研修断念」が2人、「就農」が5人、「自家消費」が6人、「研修中」が2人となっているが、「就農」の規模は県では把握しておらず、不明である。                      県は「ながさき農林業・農山村活性化計画」において、「ながさき農林業を担う人材の確保」として、新規就農者数（計画に「新規就農者」の定義の明示はないが、「年間農業従事日数60日以上、65歳未満の者」とのこと）を平成27年度に151人確保する計画を立て</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-23 農業経営課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
				<p>ており、平成25年度より、「長崎県担い手育成強化支援事業費補助金実施要綱」において「就農予定時の年齢が65歳未満の研修生とする」と年齢制限が加わっているが、年齢だけの問題ではなく、研修対象者、研修内容、就農支援措置、研修後の実績などから、交付の目的に沿ったものであるかを、判断する必要があると考える。</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-23 農業経営課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 335	農業経営課	<p>【長崎県担い手育成強化支援事業費補助金について】イ 研修費について（指摘）</p> <p>平成22年度における要望額及び割当額は以下の通りである。</p> <p>【監査結果報告書334頁参照】</p> <p>当初要望額に対して予算の制約があるため、一律58.72%の配分率で割り当てている。（平成22年度長崎県担い手育成強化支援事業費補助金 配分（案）より）</p> <p>これに対し、実績額及びそれに対する補助金の割合は次の通りとなっている。</p> <p>【監査結果報告書334頁参照】</p> <p>これは、当初割当てた額が、実績に基づく限度額（研修手当に要する経費の1/2、1人30万円を上限）を上回らなかったため、補助金の変更が生じる「重要な変更」（実施要綱別表）に該当しないと判断して、そのまま決定している。</p> <p>しかしながら、要望額を同じ比率で一律カットしたのであれば、実績額で再度配分し直さないと不公平な結果となるのではないか。</p> <p>長崎市は、総事業費が当初1,152,000円（月8,000円×12ヶ月×12名）であったが、実績は707,000円と断念者が最も多いにも関わらず、当初の割当額がそのまま交付され、結果として限</p>	<p>補助金交付要綱により重要な変更にはならないと考えられますが、当初計画の研修生が途中で断念したり、年度途中で新たな研修生が追加される者もいることから、今後当初割当てた額については概算払いを2回に分けて行うこととし、実態を把握しながら支払うよう改善いたします。</p>	<p>措置の遅延と不十分性について（指摘）</p> <p>平成22年度指摘事項である「要望額が割当額を上回った場合に、実績に基づく再配分を行っていない」という点については、「実態を把握しながら支払うように改善する」とのことであったが、今回の監査時点（平成25年度）においてもなお交付要領の改正がなされておらず、早急な対応が必要である。</p> <p>なお、県からは、「現在の状況」として以下の説明を受けている。</p> <p>「指摘の事態は、予算額以上の要望額となった場合に生じたものであり、今後、同様の事態となった場合、予算額の一定割合を当初割り当て、事業開始後適当な時期に状況報告を事業主体に提出させ、これにより事業執行状況を確認した後、未割り当ての予算残額を状況に応じて追加割り当てするよう見直しを行います。」</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成25年度の補助金交付要領の改正により、状況報告の実施を義務化し、要望額が予算額を上回った場合、事業実施状況を把握しながら補助金を割当てよう見直しております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-23 農業経営課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>度額の95.75%となり、断念者がゼロであった小値賀町が58.75%と最も低くなっている。                      交付先ごとで見ると限度額の変更が生じており、補助額も変更すべきと考える。                      なお、予算2,100,000円を実績で配分した場合、次の通りとなる（千円未満四捨五入）。                      【監査結果報告書334頁参照】</p>				

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-23 農業経営課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 340	農業経営課	平成24年度地域労力支援システム構築推進事業（地域雇用労力支援推進事業）補助金について 任意団体への補助事業のありかたについて（検出内容は後述） ア 振込口座名義が、任意団体代表者ではなく会計責任者名義となっており、事務委任が行われていない（壱岐地域雇用労力支援協議会）（指摘）  任意団体の性格上、団体の代表者個人の行為として認識されるため、会計責任者や事務局名義の口座は、それが補助事業者の通帳であることについて何らかの関連が説明されなければならない。名義を団体代表者とするか、委任状を県へ提出させるべきである。	(措置済)  振込口座名義が、任意団体代表者ではない事業主体へは口座名義を変更するかまたは県へ委任状を提出するよう個別に指示を行いました。また、平成26年3月の事業担当者会において状況を説明し適切な事務処理に努めるよう指導しました。	
p. 340	農業経営課	平成24年度地域労力支援システム構築推進事業（地域雇用労力支援推進事業）補助金について 任意団体への補助事業のありかたについて（検出内容は後述） イ 補助金関連書類の提出者、宛名、押印された印鑑が不正確な事例が複数件ある（指摘）  ・変更申請に係る補助金返納の書面の宛名が「支援協議会会長」で個人名がない（県北） ・実績報告書に会長印が押印されておりながら、副会長名義で提出されている（県北） ・実績報告書に記載された差出人が「支援協議会会長」で、個人名がない（長崎西彼・対馬） ・事業実施計画書の認定の宛名が「支援協議会会長」で個人名がない（長崎西彼） ・「長崎西彼地域労力支援協議会印」とした押印の書面が見られるが、正確な協議会名と不一致のまま、看過されている（長崎西彼）  県は文書の検証を十分に行うよう牽制の体制を整備し、必要な事項を任意団体へ指導すべきである。	(措置済)  平成26年3月の事業担当者会において不正確な事例について状況説明を行い、適切な事務処理に努めるよう指導しました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-23 農業経営課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 341	農業経営課	<p>長崎県担い手総合支援事業費補助金（長崎市他16市町向け）について「認定農業者等経営継承・育成強化支援事業」と「市町連絡調整事業」の区分について（指摘）</p> <p>当補助金の対象は、「長崎県担い手総合支援事業実施要領」の別表において、次のように定められている。</p> <p>1. 認定農業者等経営継承・育成強化支援事業            (1) 経営継承事業            後継者がいない認定農業者等の農業経営資産を就農希望者へ継承するための支援に要する経費            (2) 認定農業者等育成強化支援事業            以下に掲げる認定農業者等の経営改善計画達成への支援やさらなる所得向上を目指した経営改善計画策定への支援に要する経費            ① 専任マネージャーの設置            ② アクションプログラムの策定            ③ 農業経営改善計画作成支援            ④ 認定農業者のフォローアップ            ⑤ 経営改善・能力向上支援            ⑥ 農業経営の法人化支援            ⑦ 集落営農の法人化等支援            ⑧ 経営の多角化・高度化支援            ⑨ 担い手の交流・情報発信            ⑩ 利用集積促進等に係る活動            2. 市町連絡調整事業            市町担い手育成総合支援協議会への指導・連絡調整活動に要する経費</p> <p>上記の通り、当該補助金は、大きく「認定農業者経営継承・育成強化支援事業」と「市町連絡調整事業」に分けられる。            「長崎県担い手総合支援事業実施要領」によると、「市町連絡調整事業」は「市町は、担い手協議会が行う活動が円滑に行われるよう指導及び連絡調整を実施できるものとする」となっており、「長崎県担い手総合支援事業費補助金実施要綱」によると、補助対象経費は「市町担い手育成総合支援協議会への指導・連絡調整活動に要する経費」となっている。</p> <p>しかしながら、実際の支出には、次のようなものが含まれていた。  <b>【監査結果報告書341頁参照】</b>            これらは、「市町連絡調整事業」ではなく、「認定農業者等経営継承・育成強化支援事業」に該当するものとする。</p> <p>また、平戸市においては、計画では、「認定農業者等経営継承・育成強化支援事業」として700,000円、「市町連絡調整事業」として100,000円を計上していたが、実績報告では「認定農業者等経営継承・育成強化支援事業」800,000円となっているが、計</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成26年2月および6月の事業担当者会において不適切な事例等について説明を行うとともに、事業の対象範囲についてガイドラインを提示し指導しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-23 農業経営課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>画変更申請がなされていない。                      計画変更申請書が不要である軽微な変更は、実施要綱第6条2項において「別表の事業ごとに県の補助額に変更を生じない範囲内において変更を行う場合」と定められており、計画変更申請が必要であったが行われておらず、県の担当者も気付いていなかった。                      これも、区分が曖昧なため、チェックが不十分だったと考えられる。</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-23 農業経営課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 342	農業経営課	<p>長崎県担い手総合支援事業費補助金（長崎市他16市町向け）について 補助対象外経費の混入について ア 事務用品代について（指摘）</p> <p>事務商品代は多くの市町で見られたが、特に諫早市では年間を通じ多く見られた。 【監査結果報告書342頁参照】 平成25年4月以降の支出が多く、当該支出を持って予算と同額となっているおり、予算消化のための支出の可能性が疑われる。 また、4月12日支出分（計338,955円）については、発議及び納品書日付も4月となっており、事業年度終了後の購入となるため、補助対象とはならない。試算であるが、169,477円の返還要請が必要である。 なお、この検出内容について、県からは以下の回答があった。 「事業主体である協議会は、諫早市が事務局となり運営しており、協議会に係る一部事務用品や事務機器（コピー機）など市のものを使用していることから、年度末において協議会が使用した分の事務用品（消耗品等）を補充している状況です。事務用品については、今後、担い手協議会と市町の所有について区別を明確にするとともに、コピー機のトナーなどの補充については、補充量の根拠を明確にし、適切な時期に支出するよう指導を徹底します。」 適切な事務に見直すとの回答は歓迎するのだが、「ちょっと借りました。だから返します」と、横領を自認するかのような見解が示されたことは残念の極みである。言うまでもないが、自治体と組織内任意団体である「担い手育成総合支援協議会」はあくまで別団体である。公費で賄われた需用費の消耗品が私的に流用され、しかも年度を超えて外部団体で納品（調達）され、補填されるという、公私の区別も曖昧で、物品管理さえ杜撰であるとの見方がされてしまう。県の指導の範疇を超えるかもしれないが、組織内任意団体の危険性を各自治体へ呼びかける必要がある。</p> <p>雲仙市においても事務用品への支出が多く見られるが、その他ノートパソコン7台リース（月額リース料16,779円、賃貸借期間平成24年9月14日から平成25年9月13日、覚書にて平成27年9月13日までの自動延長及び期間満了後に67,116円での所有権譲渡の特約あり）に対する支出があった。 パソコンの使用目的について質問したところ、「各総合支所及び農林水産課に各1台ずつ設置し、人・農地プラン作成業務における農業者の個別データの入力作業と、個人データの照会に活用している」との回答であった。 事務用品やパソコンは様々な業務に使用できるため、補助対象とするかどうかについては、慎重に判断すべきと考える。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>市町と協議会の区別について、平成26年2月の事業担当者会において、監査人からの指摘について説明を行い、事務処理の適正化について指導を行いました。 また、補助対象の内容については平成26年6月事業担当者会においてガイドラインを示し、同ガイドラインに基づき適切な支出手続きを徹底するよう指導しました。 補助対象とならない事務用品代については、現在、関係市町に対して返還手続きを進めております。</p>	<p>補助対象とならない事務用品代について、平成26年4月から関係市と協議し、平成26年度中に返還手続きを完了することとしております。</p>

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-23 農業経営課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 343	農業経営課	<p>長崎県担い手総合支援事業費補助金（長崎市他16市町向け）について 補助対象外経費の混入について 耕作放棄地事業の振込手数料について（指摘）</p> <p>佐世保市、平戸市において耕作放棄地事業における振込手数料の支出があった。耕作放棄地事業の振込手数料が補助対象となる根拠について質問したところ、「耕作放棄地事業そのものは当事業とは別事業であるが、耕作放棄地の有効利用の促進については当事業の実施要領第4の1（2）⑩において事業の対象と定めており、振込手数料についても、耕作放棄地解消の取組みにかかる経費として考えている」旨の回答であった。</p> <p>しかしながら、実施要領では「耕作放棄地の有効利用を促進するため、担い手への農地集積に係る方針を策定し、集落説明会等現地指導推進に係る活動を行うものとする」となっており、振込手数料のみを当事業で補助する根拠とはならないと考える。また、平戸市において、2月6日に支出されている10,000円のうち、実際に支出されたものは6,825円であることが発覚した。未支出分は、平成25年度に繰り越された耕作放棄地事業の手数料として支出できるものと判断し返納しなかったこと、また県も通帳から振替がなされたところまでしか確認していなかったとのことであった。</p> <p>補助対象経費についての具体的なガイドラインを定め、補助対象事業のために適切に支出されたか否かをチェックできる体制を整えるべきである。</p>	<p>(措置済)</p> <p>耕作放棄地事業の振込手数料については平成26年度以降対象としないことを平成26年2月の担当者会議で周知するとともに、手数料の未支出分については県への返納について協議し、返納処理を行っております。また、補助対象経費については平成26年6月事業担当者会議においてガイドラインを提示し、同ガイドラインに基づき適切な支出手続きを徹底するよう指導しました。</p>	
p. 344	農業経営課	<p>長崎県担い手総合支援事業費補助金（長崎市他16市町向け）について 専任マネージャーの活動日誌について（意見）</p> <p>実施要領第4の1（2）①において、「各担い手協議会は、活動日誌を備え、選任マネージャーの活動内容（日時・場所及び内容）を記録・保存するものとする。」とある。</p> <p>専任マネージャーを設置しているのは、島原市、大村市、壱岐市、雲仙市であるが、日誌となっているのは島原市のみ（月日・時間・場所・内容の記載あり）であり、大村市と雲仙市は年間の活動記録を表にまとめたもの（月日、午前・午後・夜間、活動内容の記載あり）、壱岐市は認定農業者協議会等の議事録（専任マネージャーが出席）及び認定農業者支援チーム会議の復命書が活動日誌の代わりであるなど、各市によってまちまちであった。</p> <p>要件を満たした活動日誌のひな形を定め、それに従って記録・保存させるなどの対策が必要と考える。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成26年6月の事業担当者会議において活動日誌の様式案を示すとともに、適切な記録・保存について指導しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-23 農業経営課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 344	農業経営課	長崎県担い手総合支援事業費補助金（長崎県担い手育成総合支援協議会向け）について 事前着手について（意見）  当該補助金は、県から事業主体である長崎県担い手育成総合支援協議会に資金が流れていくもので、県の割当内示は24年5月14日、交付決定は平成24年5月18日である。しかしながら、実績報告書及び総勘定元帳によると平成24年4月下旬に農業法人セミナーが実施されており事前着手の状態となっている。補助金返還というほどの重要性はないと思われるが、今後は事前着手とならないよう事業の管理を徹底するべきである。	（措置済）  事業主体に対し、事前着手の解消について個別に指導するとともに、平成26年6月の事業担当者会において状況を説明し、適切な事務処理を徹底するよう指導しました。	
p. 345	農業経営課	長崎県青年就農給付金事業費補助金について 準備型における問題点について（指摘）  準備型受給者は、研修状況報告書を事業実施主体に半年ごとに、給付対象期間経過後1か月以内に行うことになっているが、提出確認がなされていないものがある。	（措置済）  事業実施主体から県に、研修状況確認チェックリストを提出するよう指導しました。	
p. 346	農業経営課	長崎県青年就農給付金事業費補助金について 経営開始型における問題点について ア 事務手続きの不統一について（意見）  事業実施主体である市町からの給付金給付通知については、市町独自で給付要綱を制定している場合や市町の補助金等交付規則に基づく場合があり、また、対象者への通知についても交付決定通知、給付決定通知あるいは経営開始計画承認であるなど、給付金給付に関する市町の手続きが統一されていない。瑕疵のないあるいは効率的な事業実施のためにも統一的な運用の検討が必要と考えられる。	（措置済）  平成26年2月28日及び5月9日の市町担当者会議にて統一的な事務手続きが図られるよう周知及び指導しました。 市町から給付者への事務手続きは市町それぞれの規則等により実施されるものでありますが、過失の無い事業実施を図るため適切な文言を用いるよう指導しました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-23 農業経営課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 346	農業経営課	<p>長崎県青年就農給付金事業費補助金について 経営開始型における問題点について イ 給付対象者の要件について（指摘）</p> <p>要綱において給付対象者の要件が挙げられているのであるが、以下の点において要件を満たしているか疑問である。 （i）人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられているまたは位置づけられることが確実と見込まれていることが確認できないもの。 （ii）夫婦で農業経営を開始し、主要な経営資産を夫婦で共に所有していることが確認できないもの。 （iii）策定された経営開始計画において、4年目までの実績に比べ5年目に事業が急拡大する計画、4、5年目の計画において生産量は変わらないにもかかわらず労務費が急減少する計画、5年目において新規生産物の売上急拡大する計画等、計画達成の実現可能性に疑義が生じているもの。 （iv）給付対象者の農産物の売上や経費支出などの経営収支を給付対象者名義の通帳で管理していることを確認するため預金通帳のコピーが取られているが、記帳が定期的になされていないため未記帳入金合計転記されており実質的には内容確認できないもの。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年2月28日及び5月9日の市町担当者会議において、市町に対し給付対象者の要件を満たしているかの確認をするため、各種資料等を提出させるよう指導しました。</p>	
p. 346	農業経営課	<p>長崎県青年就農給付金事業費補助金について 経営開始型における問題点について ウ 就農状況の確認について（指摘）</p> <p>就農状況については、就農状況確認チェックリストを使用して確認を行うことになっているが、以下の点において確認が適切に行われているか疑問である。 （i）作業日数が実績報告期間以上の日数となっているもの、給付者からの日報と整合していないもの、給付者にかかわらず市町で全て同じ作業日数のもの等、明らかに確認しているのか疑わしいものが散見される。 （ii）受給者から提出されている日報が時間の記載等がなく様式と異なるものや夫婦申請の場合に配偶者の日報提出がなく作業日数の把握が困難なものがある。 （iii）日報における就農実績が極端に少ない受給者に対する事業実施主体からの改善指導について確認ができていない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年2月28日及び5月9日の市町担当者会議において、市町に対して就農状況を適切に確認するよう指導しました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-23 農業経営課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 347	農業経営課	長崎県消費安全対策交付金について 交付決定通知書の交付の条件について（指摘）  当該事業は国庫補助事業であるため、交付決定通知書の交付の条件に、農水省の「消費・安全対策交付金交付要綱」第1に記されている関係法令（補助金適正化法、同施行令等）、及び消費・安全対策交付金交付要綱に従う旨、記載が必要である。	（措置済）  平成25年度の交付決定から記載するよう改めております。	
p. 347	農業経営課	長崎県環境保全型農業直接支援対策交付金（県環境保全型農業直接支払交付金及び県環境保全型農業直接支払等推進交付金）について 交付決定通知書の交付の条件について（指摘）  交付決定通知書の交付の条件に、長崎県環境保全型農業直接支援対策交付金交付要領第1条に記された関係法令に従う旨、記載が必要である。特に県環境保全型農業直接支払等推進交付金は国庫補助事業であるため詳細な記載が必要であったと思われる。	（措置済）  平成25年度の交付決定から記載するよう改めております。	
p. 347	農業経営課	長崎県環境保全型農業直接支援対策交付金（県環境保全型農業直接支払交付金及び県環境保全型農業直接支払等推進交付金）について 市町の発行する交付決定通知書の交付の条件の指導について（意見）  間接補助事業であることから、市町の発行する交付決定通知書の交付の条件にも、市町の交付要領等の規定の遵守を求めるほか、①の条件も記載するよう指導すべきである。また、例えば対馬市の場合は、交付の条件に契約事務の取り決めに「長崎県建設工事執行規則」を挙げているが、長崎県財務規則が本則であって適切な記載内容とするよう指導が必要と思われる。	（措置済）  平成26年8月21日に開催した市町村担当者会議において、交付決定通知書の交付の条件の記載について、指導しました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-23 農業経営課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 348	農業経営課	<p>農作業支援者技術習得支援事業委託について積算根拠の明確化について（意見）</p> <p>当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。月額人件費単価160,000円については積算根拠を明示し、施行伺いで承認を得るようにするべきである。</p> <p>なお、積算で示された月額単価160,000円については、農業経営課より非常勤職員単価をもとにしているとの説明を受けたが、「非常勤職員に対する報酬の支給方法について（通知）」（22人第166号 平成22年12月17日）では、従前月160,000円としていた報酬を、割増報酬を廃止したことにより月額180,000円としており、160,000とする根拠に欠ける。また当該書面も、人事課の説明では、非常勤職員単価が180,000円であればならないとする性格のものでないとの主張であり、160,000円の根拠は不明であるといわざるを得ない。</p>	<p>(措置済)</p> <p>当該委託事業は平成24年度で終了しておりますが、今後、同様の事業等を実施する場合には、積算根拠を明示し、施行伺いで承認を得るよういたします。</p>	
p. 348	農業経営課	<p>農作業支援者技術習得支援事業委託について緊急雇用創出事業の目的整合性に関する問題点について（意見）</p> <p>作業日報を調査したところ、農作業支援者の技術習得を行っていることが明確に読み取れる（例えば、農作業支援者についてどういう研修を行い、その研修内容を確認する支援先の検印が押印されている）委託先もある一方で、対馬農業協同組合の作業日誌では「技術習得支援活動の内容」の欄に、「草刈り」「野菜収穫作業」の記述があるだけで、単に農家の補助作業員を雇用しただけではないかと思われる内容であった。</p> <p>委任契約の履行確認も十分に行われていないが、契約の際に当該事業の目的や求められる効果の周知不足ではないかと思われる。また、作業日報のフォーマットも統一して契約履行の品質を担保する工夫も不足していたと思われる。</p> <p>単発の事業として忘れ去るのではなく、今後の委託事業の留意点として活用されたい。</p>	<p>(措置済)</p> <p>当該委託事業は平成24年度で終了しておりますが、今後、同様の事業等を実施する場合には、事業目的が達成されるよう、契約の際には事業の目的や効果等の周知を図るとともに、履行確認時の報告様式等を統一するなど工夫いたします。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 355	農地利活用推進室	<p>【長崎県農地保有合理化促進対策費補助金について】</p> <p>④ 長崎県農地保有合理化促進対策費補助金について</p> <p>ア 補助金の概要 【監査結果報告書353頁参照】</p> <p>イ 問題点について (i) 対象経費外の経費の混入について(指摘)</p> <p>当該補助金の平成22年度における精算状況は次の通り。(単位:円) 【監査結果報告書354頁参照】</p> <p>当該補助金の対象経費については、県要綱について別表に記載があるが、原始要綱である国の要綱別表において詳細に明示されている。</p> <p>今回、補助対象となっている、「2. 農地保有合理化事業業務費」については、「農地保有合理化法人が合理化促進事業等として行う農用地等の売買・賃貸業務等に要する経費」とされている。また、「3. 事業推進体制整備費」については、「県公社と市町村段階の関係機関・団体等との連携体制の整備並びに県公社の事業推進体制整備の強化拡充等に要する経費」とされている。</p> <p>現在、県公社においては、農地保有合理化事業としての農用地の売買実績がほと</p>	<p>平成22年度実績報告における支出内容を精査した結果、「農地保有合理化事業業務費」の中に、県公社の事業推進体制整備の強化拡充等に要する「事業推進体制整備費」の対象とすべき経費が混在していたので、適正な事業科目への振替を行いました。</p>	<p>包括外部監査の措置について(指摘)</p> <p>当該措置について、農業公社側は前回の包括外部監査の後、指摘内容を整理し、錯誤していた対象経費の修正報告を県へ申し出ている(平成24年4月20日付提出、同日農地利活用推進室受理)(資料1)。</p> <p>一方、農地利活用推進室は当初より返還の必要性について認識がなく(資料2下線部)、包括外部監査の指摘を覆し、補助金の返還事務を行っていない。</p> <p>更には、当該補助金は国庫補助事業であるので(要綱上の補助率は6/10以内)、国の定めた要綱に従うこととなるが(資料3)、要綱の定めを無視し、九州農政局と予定調和的な結論を出し、国へも返還を行っていない(資料4)。</p> <p>そもそも、平成23年度包括外部監査で、国の要綱に違反していることは監査時点で既に確認済みであり、監査結果報告書の提出まで幾度も反論や意見交換の機会があったにもかかわらず、その客観的事実を無視して、措置の段階に至って監査指摘事項を覆した当該事例は、地方自治法に定める包括外部監査制度の根幹を揺るがす重大な問題であると認識している。断じて許すことはできない。</p> <p>また、上記「講じた措置の内容等」では、「平成22</p>	<p>(措置済)</p> <p>農業公社からの事業推進体制整備費と農地保有合理化事業事務費の間の区分の誤りの修正報告に対して、農地保有合理化事業全体としては体制整備費として補助対象となるものであると判断したものでありますが、本来、補助金額の確定前に、変更承認手続きを行い、適切な事務手続きを行う必要があったものと認識しております。</p> <p>ご指摘の内容を十分踏まえ、経費が事業対象として妥当か精査し、適正に処理するよう改めております。なお、次年度から要綱の改正により、経費区分が一本化されたため、区分の間違いは生じなくなっております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>んどない状況（平成21年度以降実績なし）である。また、市町村段階の関係機関等との連携に関しても、毎年改訂される事業説明パンフレットを、約半月かけて説明に回る程度であり、精算された経費のほとんどは当該事業の対象経費とは言えない状況である。</p> <p>目的が明確にされている補助金は、その対象経費に関しては厳格に適用を行うべきである。当該補助金の支出内容について再度検証し、正の対象経費額が判明し次第、適正に対応すべきである。</p>		<p>年度実績報告における支出内容を精査した結果、「農地保有合理化事業業務費」の中に、県公社の事業推進体制整備の強化拡充等に要する「事業推進体制整備費」の対象とすべき経費が混在していたので、適正な事業科目への振替を行いました。」</p> <p>更に、その後の対応についても「平成22年度実績の修正内容について九州農政局に確認しました。平成23年度から農地保有合理化促進事業実施要領が改正され補助対象経費区分も改められており、新たな区分に適合した処理をしました。」との返答である。</p> <p>返還の有無については全く明言しておらず、また農地利活用推進室が下した返還についての判断やその根拠・理由について、一切触れていない。反論があるのなら堂々と措置状況に記載すべきであり、監査結果に従わない旨、県民の判断に資するようディスクローズするのが制度趣旨である。県民への説明責任や包括外部監査制度を軽視しているとしか言いようがない。</p> <p>【監査結果報告書355～359頁参照】</p> <p>以上の資料から分かるように、県・農政局ともに、体制整備費と業務費の相互流用ができることを前提に考</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 359	農地利活用推進室			<p>えており、経費の帰属の単なる認識誤りで、総額としては問題ないと考えているが、国の交付要綱では、体制整備費と業務費両者の流用を認めておらず、しかも業務費の内容は限定列挙されているのであるから、「体制整備費として整理されていればアンダーライン部分は対象経費として差し支えないものである」、「農地保有合理化事業を推進するために必要な啓発資料作成、掘り起こし活動、情報収集、農地の状況調査などに必要な経費等も含まれる。」などという結論は得られるはずもない。もちろん、「単なる要綱の見落としで、意図的なものではない」で済む話でもない。</p>		
				<p>補助金の返還について（指摘）</p> <p>業務費に係る活動実績がほとんどない状況にあって、「資料3」の要綱に限定列挙された対象経費（つまり具体的な売買や賃貸契約の直接経費）が、「資料1別紙」で調査された業務費約4万円も対象経費に適合するかどうか疑問であるが、「資料1別紙」に掲げられた内容を、とりあえず正と見なすと、現状でも県は929,630円の返還を要請すべきであり、国へ返還すべきである。 【監査結果報告書360頁参照】</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>該当補助金について返還を前提に農業振興公社と協議中であります。</p>	<p>該当補助金については返還の方向で指導しているところであり、返還時期や財源等について農政局、農業振興公社と協議しております。</p>

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 377	農地利活用推進室	<p>【財団法人長崎県農業振興公社について】</p> <p>オ 公社が県から調達した宅地購入資金の返済のめどが立たない場合、県にとっては不良債権化する可能性がある点について（意見）</p> <p>当該借入金は、借入金一覧のNo4と5の借入金が原資である（合計208百万円）。当該借入金は県から調達しており、宅地の売上金を返済原資としている。宅地とはいえ、法律によって営農者の営農のために使用されるための宅地であり、使用目的が限定されている。このため、現状営農者が希望しない限り売却先が見当たらない。売却対象総区画73に対し販売済みは31区画、売却対象総面積70,000㎡に対し販売済みは27,903㎡（39.8%）にとどまっているのが現状である。売却計画とのかい離も甚だしく、平成21年度計画10区画に対しゼロ、22年度計画10区画に対し実績は1区画に過ぎない。当該借入金の返済期限は平成25年であるが、その見通しは立っていない。公社余剰資金によって契約通り返済する資金的余裕はない。公社にとっては、No4、5ともに無利息であるため、返済猶予期間が延長されればその期間の財務的な負担はほとんどないと言ってもよいが、県にとっては貸付金が不良債権化することとな</p>	<p>営農状況の定着、安定化に伴い、入植者の営農に寄与する共同利用施設等も含め、新たな需要の発掘など、県と農業振興公社で一体となって取り組み、不良債権化することがないように努めてまいります。</p>	<p>宅地購入資金の不良債権化の回避について（意見）</p> <p>規程の見直しは一部あっているものの、宅地売却・資金返済の目途についての目立った進捗は見られない。短期借入金202百万円の返済期限（3月末）の一年延長の条件変更を検討しているとのことであるが、幾度も条件変更を行い続けることもできないため、早期の事態改善に向け更なる施策が必要であると考えます。なお、その後の状況について、以下の説明がなされた。</p> <p>「宅地等用地の売渡し促進のため、土地改良法の趣旨を踏まえながら、売渡し対象者の拡大等販売方針の見直しを行いました。今後とも県と公社で一体となって取り組み、不良債権化することがないように努めてまいります。」</p>	<p>（措置済）</p> <p>不良債権化の回避を図るため、平成25年3月に宅地等用地の販売促進のため、売渡しに関する規定を改正し、営農者だけでなく農業関係団体等にも売却できるよう対象を拡大しており、販路拡大を目指して関係団体等へ周知しました。今後とも不良債権の防止に向け、適切な債権管理に努めてまいります。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		過去の包括外部監査での指摘事項等 る。 公社での資金繰り計画の再構築や販売方針の見直しを行いつつ、県・公社共通の問題として不良債権化を回避する努力を求めたい。				

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 382	農地利活用推進室	<p>【財団法人長崎県農業振興公社について】</p> <p>コ 事業費の配分方法について（意見）</p> <p>公益認定等ガイドライン17において、損益計算書の事業費、管理費はそれぞれ</p> <p>(i) 事業費：当該法人の事業の目的のために要する費用</p> <p>(ii) 管理費：法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用と定義されている。</p> <p>内閣府が公表している「公益法人インフォ」問V-3-②においても、従来は事業管理費（間接事業費）を管理費に計上していた場合であっても、新制度への移行後は、事業との関連性に応じて事業費に配賦することが可能で、例えば以下に挙げているような費用は、適正な配賦基準のもとで事業費に算入することができる」とされている。</p> <p>（事業費に含むことができる費用の例示）</p> <p>専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人件費は、公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができる。管理部門で発生する費用（職員の人件費、事務所の賃借料、光熱水費等）は、事業費に算入する可能性のある費用であり、法人の実態に応じて算入することができる。</p>	<p>平成23年度決算から人件費については、従事割合としました。その他の費用については、その会計に属する費用は直接配賦し、3会計に共通する経費（光熱費等）を過去3年間実績に基づき使用割合として配賦する方式に改めました。</p>	<p>暗渠排水管の更新投資資金の捻出の可能性について（意見）</p> <p>平成23年度監査の際、農地取得資金借入金の返済計画に、暗渠排水管の修繕計画とコストが反映しているか疑問を呈していたところである。</p> <p>監査後、県及び公社は、暗渠排水管（構築物勘定）の更新のあり方や資金捻出の予測について改めて検討を進めているところである（ただし、現状、具体的な計画の立案までは至っていない）。公益認定に当たって、暗渠排水管の取得原価の農業用地（営農地）からの切り離し及び過年度分の遡及計上も含めた減価償却費の計上を行ったことは、その表れでもある（監査の措置でもあることは言うまでもない）。</p> <p>公社は、平成11年度から平成18年度にわたって敷設・埋設された暗渠排水管の工事費（合計704百万円）をもとに、今後要するであろう更新投資を約8億円と見積もっており、国庫補助を除いた自己負担分を、暗渠排水管の見積使用可能年数20年を基礎に、今後内部留保資金として毎年度計画的に積み立てていく必要があるとしている。</p> <p>公社の今後の修繕計画の立案に必要な要素は何か、考察を試みる。公益認定申請書のデータを基礎に当方で</p>	<p>（措置済）</p> <p>工法、補助事業における助成内容、資材価格、消費税の変遷、動向も見据えたいうえで、再度の検討が必要と考えており、確実な事務執行と債務履行に努めてまいります。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>事業費と管理費に共通して発生する費用をどのように事業費と管理費に配賦するかについては、例えば以下のような配賦基準が考えられるが、これ以外に相当と判断した基準があればそれを採用することもできる。 【監査結果報告書367頁参照】</p> <p>平成22年度より、公社は平成20年基準、いわゆる新・新公益法人会計基準へ移行したが、その際、公社においては、農地保有合理化事業会計、耕作放棄地有効利用促進事業会計、諫早湾干拓農地保有合理化促進事業会計の3つの事業に区分している。また、平成22年度まで管理費に計上していた費用のうち、理事会等に関連した費用のみを管理費に計上し、その他人件費等に関しても事業費に配賦を行っている。</p> <p>ここで、平成21年度まで管理費に計上されていた費用、及び事業費に計上されている費用を各事業ごとに配賦する場合、上記のように合理的と思われる基準をもって費用配賦しなければならないが、公社においては下記のような事業費配分割合を採用して費用の各事業への配賦を実施しているが、そもそもこの配分割合の算定の基礎となるものがなく、単に適当に決定したとの事であり問題である。</p>		<p>作成した資金繰りをシミュレーションし、修繕コストの自己負担割合及び自己負担額を予測すると以下のようになる。 ただし、この予測は、次の前提を置いている。 ・貸付料収入は該当期に満額回収する。 ・リース事業以外の公益事業の収支は毎期2百万円の赤字とする。 ・暗渠排水管の更新投資は、見積使用可能年数20年後で生じ、その取得原価は公社見積額に消費税増加分(5%)を上乗せした額が必要であるとする。 ・シミュレーション最終年度に維持されるべき資金残高を50百万円とする。</p> <p>(シミュレーション表1) 【監査結果報告書383頁参照】 ※当然ながら資金の増減を予測しているため、資金の移動を伴わない減価償却費は考慮しない。 シミュレーションの結果、公社負担可能総額は338,233千円、公社負担可能割合は40%となる。</p> <p>更に、上記条件のうち、貸付料収入を満額回収ではなく、うち95%が回収可能と見積もるとする場合、自己負担割合と、自己負担額はどのようになるかを試算してみる。 (シミュレーション表2) 【監査結果報告書383頁参照】</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>特に補助金収入に対応する経費の算出に関しては、配賦基準によってはその分事業経費が過大に計上されることも否定出来ず、もしそのような場合には補助金の返還という問題も生じかねないのであり、許されるべきものではないと思われる。 【監査結果報告書368頁参照】</p>		<p>照】シミュレーションの結果、公社負担可能総額は237,378千円、公社負担可能割合は28.1%となる。回収率の5%の相違が、1億円の負担の相違となって表れることが予測される。</p> <p>以上から、更新投資資金の捻出のためには、下記の条件がクリアされる必要である。</p> <p>ア 貸付料収入が、非常に高い水準で稼働し、かつ満額に近い収入が実現されること</p> <p>イ 更新投資見積額として8億円が適切なものであること</p> <p>ウ 更新投資の公社負担割合の抑制施策を県、公社の共通課題として取り組むこと</p> <p>エ 暗渠排水管の維持管理が適切に行われ、見積使用年数20年が確保されること</p> <p>オ 経費の節減努力</p> <p>「ア」については、営農者の支払能力に依存していることは、前回監査で述べたとおりである。このため、ハード・ソフト両面の努力が求められる。また、あくまで仮定の話だが、経済環境の変化によっては、現在の貸付契約の条件の見直しが避けられない事態となるかもしれない。計画の見直しも含めて柔軟な対応が必要であろう。</p> <p>「イ」については、例え</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
				<p>ば、公社の見積もりには消費税率の引き上げの影響は考慮されておらず、過去の工事費データの積み上げを基礎としているため、実際のコストとのかい離が懸念される（資材価格は上昇傾向にあり）。この他にも、コストを増加させる要素がないかどうか慎重に考察する必要がある。また、計画的な工事推進も投資総額削減には不可欠と思われる。</p> <p>「ウ」については、資金の適切なコントロールのもと、資金余力の可能な範囲での更新の実現のためには欠かせないことであり、早期から、また段階を追っての考察・検討が必要であろう。</p> <p>「エ」については、日ごろからのメンテナンス等によって、暗渠排水管の長寿命化を図るべきである。そのための県から公社や営農者へのバックアップも視野に検討を求めたい。</p> <p>「オ」については、公社の努力によるところであるが、費用対効果の見極めも必要である。特に法人会計部門の主要な赤字要因に公認会計士とのアドバイザー契約があるが、当該契約に100万もかけることは対価性に疑問が残る。仮に県の財政支援によって当該財源を捻出する場合を考えると、支援が10年ものの固定利付債によれば、利回りが0.6%である場合、</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 384	農地利活用推進室			<p>利息で100万円を賄おうとすると、債券の元本額は1億6千7百万円（100万÷0.6%）の公費投入となるが、県民はこれを納得するのであるか。利息の財源も税金であるが、本当にそれでよいのだろうか。</p> <p>平成23年度での見解と相違ないところであるが、超長期のプロジェクトを維持する立場にある公社においては、適時状況を把握し、確度の高い経営計画の立案と執行が不可欠である。堅実な事業執行と債務履行を果たされたい。</p>		
				<p>公社の財務上の問題点について 暗渠排水管の取得原価と減価償却の問題について ア 取得原価について（意見）</p> <p>公益法人会計基準（20年基準）に準拠して、公社は平成23年度より暗渠排水管を構築物勘定に計上している。平成24年度に再度精査が行われているが、取得原価は、平成11年度から平成18年度にかけて行われた敷設時の工事費に基づき計上している（当時は国の事業である）。 年度ごとの工事費の内訳は以下の通りである。 【監査結果報告書385頁参</p>	（その他） 農業公社は、干拓地取得のため国に対し約50億76百万円を事業負担金として支払っており、干拓地造成等に要した経費を負担するため、公社は国が事業に係る経費を勘案して請求された金額を支払う義務を負っております。 ご指摘のとおり、排水管は農地に埋設した時点から減価し、取得時点におけるその残価を取得価格とすべきであることは認識しておりますが、負担金のうち暗渠排水管にかかる金額は7億4百万円が相当額として算出されたものであり、同額を暗渠排水管の取得原価として計上しております。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
				<p>照】                      以上の工事費を公社は構築物の取得原価としており、構築物の取得日を一律に所有権移転及び干拓農地の貸付を開始した平成20年4月1日として設定し、償却開始日としている。                      しかしながら、この考え方には賛同できない。                      暗渠排水管は、埋設した瞬間から稼働しており、農地の排水を行っていると考えるのが妥当であると思われる。すなわち、排水管は農地に埋設した瞬間から減価（構築物としての経済的用途の発揮）及び劣化が始まっていると考えるべきである。                      したがって、例えば最も初期に埋設された平成11年度分8,223,000円は、その工事費満額を帳簿価額とするのではなく、平成12年度から（月割償却をせず翌年度償却開始を前提とする）平成19年度までの8年分を減価償却した残価をもって平成20年4月1日付けの帳簿価額（償却基礎金額）と考えるのが妥当であると考え（支出名目が国への負担金であろうと、所有権を取得しているのだから購入とかわらない）。                      なお、この考え方を採用すると、農地と暗渠排水管を一体として取得している関係上、農地の簿価と構築物の簿価との間に既減価償却費の累計額分だけ差額が生じるが、この差額は農地</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
				簿価に振り分けることとなると考える（当該差額分を償却費として一括計上するという考え方もあろうが、どれだけ減価していても工事費相当額を支払わねばならない法律上の制約が原因とはいえ、取得時に損失を即時認識するという点には経済合理性の観点から問題があると言わなければならないであろう）。		
p. 385	農地利活用推進室			<p>公社の財務上の問題点について 暗渠排水管の取得原価と減価償却の問題について イ 減価償却の耐用年数の見積もりについて（意見）</p> <p>公社は、暗渠排水管の耐用年数（何年で償却計算をするのか）を、税法耐用年数を用いて「8年（耐用年数省令別表第一の農林業用構築物、その他）」として定額法により償却費を計算している。</p> <p>しかしながら、この考え方にも賛同できない。減価償却の意義を踏まえると、償却対象金額を、規則的、合理的に費用として配分することにあるのだから、配分すべき期間は合理的な期間（物理的使用可能期間＝税法耐用年数ではなく、経済的使用可能予測期間に見合った期間）でなければならない。税法耐用年数の採用が許容されるのは、合理性がある場合に限</p>	(その他) 暗渠排水管の更新期間は、土地改良事業における更新基準を参考に20年としたものがありますが、実用における使用可能期間は不明確であったことから、減価償却について、税法上の耐用年数である8年を採用したものであります。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
				<p>られると考えるべきであって、経済的使用可能予測期間とのかい離が大きい場合、税法耐用年数を採用しえないことは会計に携わる専門家のコンセンサスである。</p> <p>上述の&lt;表1：申請書添付の収支相償の計算表&gt;は、既に公益認定申請書類の一部として、公社の公の見解を示している書面であるが、その中に「■前提・構築物（暗渠排水工事）を20年で買換える」と明示しており、公社の考える更新期間は20年であるという意思表示がなされている。つまり、「暗渠排水管は20年使用する」、すなわち「経済的使用可能予測期間は20年である」、という意味であって、税法耐用年数8年を償却期間として採用している考え方とは整合性がとれていない。</p> <p>結果的に、償却期間が短く、公社は過大な償却費を計上していると思われる。なお、更新期間20年の根拠としては、「土地改良施設の維持管理等において使用する耐用年数」の「新設施設標準耐用年数」で「暗渠排水 構造区分が明瞭でないもの 20年」（土管暗渠は30年、簡易暗渠は15年と明示されているが、公社の農地に埋設されている暗渠排水管はコルゲート管：ポリエチレン製であるため20年を採用している）を根拠としている。この見積自</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 385	農地利活用推進室			<p>体が実態に適合しているかは別問題としてあり今後の課題であるが、少なくとも償却期間を8年とする妥当性は見いだせないと思われる。</p> <p>以上から、平成20年度期首の各年度の構築物の当初取得原価は次のように試算される。</p> <p>【監査結果報告書386頁参照】</p> <p>ここから更に平成24年度末の簿価を算定すると、平成20年度期首取得価額607,883,371円 - 年間償却費35,221,149円×5年経過 = 431,777,626円となる。</p> <p>したがって、試算の結果、平成24年度の公社貸借対照表の各残高との差異は次のようになるとと思われる。</p> <p>【監査結果報告書386頁参照】</p> <p>以上を踏まえ、公社は暗渠排水管に係る耐用年数の見積もりを再度見直すべきと考える。</p>		
				<p>公社の財務上の問題点について</p> <p>事業区分ごとの経費の案分について</p> <p>ア 共通経費の各公益目的事業会計及び法人会計への按分方法について（意見）</p> <p>現在、共通会計に一旦経費計上された金額を各公益目的事業会計及び法人会計に按分する際には、当期に実際に各公益目的事業会計及び法人会計で直接発生し</p>	<p>(措置済)</p> <p>農業振興公社については、当時、事務所は一室あり、班制等もなく、建物面積比や職員数比の採用が困難な状況であったため、配賦基準の検討に当たっては、実態に即した経費按分を行うよう、各公益目的事業に直接配賦できる経費は各事業費に配賦し、それでもなお区分が困難な経費については各事業の業務経費額に応じた比率で按分したものであります。</p> <p>経費の按分については、今後とも実態に即した配賦に努めるよう指導します。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 387	農地利活用推進室			<p>た経費の合計金額比率に基づいて計算している。しかし、経費には公益目的事業会計でしか生じない経費、各公益目的事業会計と法人会計で生じる経費、特定の公益目的事業会計と法人会計で生じる経費が存在し、その場合按分することで本来の計上額に歪みが生じる可能性があり、按分割合を一律に直接経費割合で計算するのではなく、それぞれの経費科目の金額的重要性に応じ、例えば従事割合、建物面積比、職員数比、使用割合等の適切な配賦基準で算出すべきである。</p> <p>特に当期は、5年に1度の臨時的なコストが特定の公益目的事業会計で発生しており、経常発生するような経費を按分する際には、そのような臨時的な要因は排除した配賦基準で算出するべきである。</p>		
				<p>公社の財務上の問題点について 事業区分ごとの経費の案分について イ 各公益目的事業会計と法人会計の区分について (意見)</p> <p>公益法人会計ソフト賃貸・保守料の12か月分452,088円が共通経費として、各公益目的事業会計及び法人会計に按分されているが、当該経費は各公益目的事業を</p>	(措置済) 平成26年度より法人会計に計上するよう改めております。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

報告書頁	所管	過去の包括外部監査での指摘事項等	左に対する当時の措置状況	今回監査での検証結果	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 387	農地利活用推進室			実施するかしないかにかかわらず発生する経理業務で使用するものであり、管理部門である法人会計に計上すべきである。		
				貸倒引当金の未計上について（意見）  平成24年度決算書を見ると、貸倒引当金の設定が見られない。理由は計上基準となる規程の整備が間に合わなかったということであるが、会計上はそういう問題は関係なく、適切な債権評価を行わなければならない。現に、リース料未収金の回収懸念が存在しているのは明らかであるから、回収不能見積額を引当金として計上しなければならなかったはずである。	(措置済)  平成25年度決算より貸倒引当金を計上しております。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 388	農地利活用推進室	<p>耕作放棄地解消総合対策事業費補助金について（老崎市他4市1町分） 老崎市に対する補助について（指摘）</p> <p>「長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金実施要綱」の別表の「4耕作放棄地解消基盤整備事業」において、「事業費の15%以上を市町が負担する場合、県が30%を補助。ただし、解消面積10a当たりの補助対象事業費の上限を1,250千円とする。」と定められている。</p> <p>老崎市に対する補助については、総事業費20,706,400円に対しての老崎市の負担は3,105,000円であり、総事業費の15%である3,105,900円を下回っている。</p> <p>老崎市の負担は、千円未満を切り捨てた金額であり、単純ミスと考えられるが、要件を満たしていないことは明らかであるが、県の担当者も気付いていなかった。</p> <p>県は、当該補助金の返還要請が必要であり、今後の再発防止のためのチェック体制の強化が望まれる。</p> <p>また、地区別調書によると解消面積115aとなっている。総事業費は20,706,000円のため、解消面積10a当たり事業費は1,801千円となり、上限の1,250千円を上回っているが、総事業費の30%を補助している。</p> <p>「耕作放棄地解消事業関係質問・回答一覧」において、「解消面積は復旧した耕作放棄地の面積であるが、耕作放棄地の立地条件によっては、周辺農地と一体的に区画整理を実施しなければ、復旧が困難なものもあり得る。このような場合については、一体として整備しなければならない理由を整理した上で、周辺農地を含め、解消面積としてカウントすることができる」とされており、周辺農地と一体的に区画整理する受益面積は166aとなっており、受益面積10a当たり事業費は1,247千円となり、上限の1,250千円以下になるとのことであった。</p> <p>「長崎県耕作放棄地解消総合対策事業実施要領」によると、「第3 対象農地 2. 耕作放棄地解消基盤整備事業（以下、「基盤整備事業」という。）の受益地とすることができる農地は、基盤整備事業と同一年度に復旧が行われる国交付金実施要綱別紙1第2の2とする。ただし、暗きょ排水、客土、区画整理については、一体的に整備する周辺農地の面積が耕作放棄地復旧面積を超えないものまでを補助対象とする。」となっており、受益面積10a当たりで判断すること自体には、合理性があると考えられる。</p> <p>ただし、「一体として整備しなければならない理由」は、事業計画書や地区別調書には、明示されておらず、事業採択の際に考慮されるポイント基準では、「単位当たり面積経費125万円以上」と解消面積で計算されており、整合しない。</p> <p>「解消面積」でなく、「受益面積」で判断することの理由を明示するとともに、ポイント基準との整合性も検討すべきである。</p> <p>また、「長崎県耕作放棄地解消総合対策事業実施要領」「長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金実施要綱」において、「解消面積10a当たりの補助対象事業費の上限を1,250千円とする」とされており、「受益面積」という文言は出てこない。受益面積で判断するケースがある以上、その旨も織り込み、実務との整合性を整えるべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>今後は同様の事案が生じることがないように、職員相互間の確認を徹底し、チェック体制を強化します。</p> <p>また、「一体として整備しなければならない理由」を事業計画書に明示するよう改めるとともに、平成26年度の要領改正で単位面積を受益面積と定義し、ポイント基準との整合性を図りました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-24 農地利活用推進室

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 389	農地利活用推進室	耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。月額人件費単価160,000円については積算根拠を明示し、施行伺いで承認を得るようにするべきである。 なお、積算で示された月額単価160,000円については、県より非常勤職員単価をもとにしているとの説明を受けたが、「非常勤職員に対する報酬の支給方法について（通知）」（22人第166号 平成22年12月17日）では、従前月160,000円としていた報酬を、割増報酬を廃止したことにより月額180,000円としており、160,000とする根拠に欠ける。また当該書面も、人事課の説明では、非常勤職員単価が180,000円であればならないとする性格のものでないとの主張であり、160,000円の根拠は不明であるといわざるを得ない。	(措置済)  当該委託事業は平成24年度で終了したものでありますが、今後、同様の事業等を実施する場合には、積算根拠を明示し、施行伺いで承認を得るよういたします。	
p. 389	農地利活用推進室	耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業について 委託費確定通知書及び返還命令書について（指摘）  当該事業において、指令文書の「委託費確定通知書及び返還命令書」が発行されているが、文書発行の根拠が長崎県補助金交付規則第14条に基づくとしており委託契約とは関係がない上、契約の精算に用いるべきではない。長崎県文書取扱規程でも「第8条（文書の種類）（7）指令 所属機関又は特定の個人若しくは団体の申請又は願い出に対する指示又は命令」となっている。	(措置済)  当該委託事業は平成24年度で終了したものでありますが、今後、同様の事業等を実施する場合には、根拠法令等の確認を徹底し、事務処理を行うよういたします。	
p. 389	農地利活用推進室	耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業について ひらど遊学ねっと向け5,656,000円契約における精算内容について（意見）  他団体との契約における精算内容と比較すると、当法人の場合、事務運営経費の占める割合が大きい。 【監査結果報告書389頁参照】  事務局運営費の内訳は、事務所人件費330,000円（うち局長人件費108,000円）、交通費131,661円、消耗品費101,524円、現場管理費（局長人件費）180,000円となっている。 構成割合が大きいことと、内容を見るに事業との関連性には疑問を禁じ得ない。当法人は平成25年4月に解散しており、精算内容について県は慎重に検証するべきであったと思われる。	(措置済)  当該法人における本業務の占める割合が大きいことから、局長が関与している割合も妥当と判断したものです。同事業は平成24年度で終了したものでありますが、今後同様の事業等を実施する際は、事業との関連性を明確にした根拠資料により、精算を行うことを徹底いたします。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-24 農地利活用推進室

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 390	農地利活用推進室	<p>耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業について 当制度における事後的な県の管理について（意見）</p> <p>耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業実施要領第9（6）において、「NPO法人等は、市町・農業委員会の協力を得て、耕作放棄地の所有者から農地利用についての同意書により同意を締結する」こととなっており、この同意書（農地利活用同意書）には、第1条で「甲（NPO法人等）が、同意の締結から3年間は事業実施農地において、景観作物作付等の利用を継続するものとする。」とされ、第2条（現地確認）において「県は甲（NPO法人等）が事業実施農地で行う景観作物作付等の利用が適切に実施されているか確認するため、現地調査を行い、必要に応じて、甲に対し、指導を行うものとする」とされている。</p> <p>しかしながら、ヒアリングでは県のモニタリングは十分に機能していない。上述のようにNPO法人の解散事案も発生している中で、県は公費を投入した耕作放棄地の利用がどのような状況にあるのか、第1条の期間（3年）は、過去契約した法人に対し、定期的な報告を要求するとともに、サンプリングで現地確認が必要と考える。</p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>景観作物作付等の利用が継続的に実施されているか確認するため、年1回の定期的な報告を求めるようにしました。</p>	<p>平成27年2月にサンプリングによる現地確認を実施するため、任意に対象農地を指定したうえで、日程調整を行っております。また、これらの調査により景観作物等の継続的な利用が図られていない場合は、耕作放棄地の景観向上につながるよう実施要領に基づき適切に指導してまいります。</p>

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-25 諫早湾干拓課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 396	諫早湾干拓課	<p>諫早湾水産振興特別対策事業費補助金について 補助金等交付要綱にある対象経費の「(6) その他知事が特に必要と認める事業」について（意見）</p> <p>補助金等交付要綱にある対象経費に「その他知事が特に必要と認める事業」が盛り込まれているが、この規定によって、認められる事業の幅は、裁量によって無制限となる恐れがある。 県HPの例規集で検索しても、部の補助要綱レベルで補助事業の対象経費に「その他知事が特に必要と認める事業」を持つ事業は限られており、他課ではレアケースまたは別途制約がかかっている。</p> <p>都市計画課所管の「長崎県都市計画事業補助金」 「市町が国庫補助金等（略）により、国の援助を受けて行う次の各号に掲げる都市計画事業に要する経費 (1) 略 (2) その他知事が特に必要と認める事業 障害福祉課所管の「長崎県愛の福祉事業振興補助金」 次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。 (1) ～ (3) (略) (4) 福祉の振興のため知事が特に必要と認める事業</p> <p>以上のように、運用上不明確な「知事が特に必要と認める事業」については、見直すべきであると考え。</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>補助金等交付要綱にある対象経費の「(6) その他知事が特に必要と認める事業」を削除し、特認事業として実施している「タイラギ生育観察事業」を対象経費に明記するよう補助金等交付要綱の改正手続きを進めております。</p>	<p>平成26年度中を目途に補助金等交付要綱を改正いたします。</p>
p. 396	諫早湾干拓課	<p>諫早湾水産振興特別対策事業費補助金について 補助金交付決定通知書と実施要領の不備について（指摘）</p> <p>決定通知の交付の条件に「実施要領」の適用を受ける旨が欠けている。また、決定通知交付の条件(3)に「別紙様式の財産管理台帳」とあるが、実施要領には、当該別紙様式が存在せず、作成を求める条項もない。実施要領を整備する必要がある。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成26年度から決定通知の交付の条件に「実施要領」の適用を受ける規定を追加しました。 また、実施要領に「財産管理台帳」の様式を定めるとともに、作成を求める条項も追加しました。</p>	
p. 396	諫早湾干拓課	<p>諫早湾水産振興特別対策事業費補助金について 交付決定通知書に入札方法を明示すべき点について（意見）</p> <p>経済性を発揮するためにも、購入にあたっての入札方法を決定通知書上、明示するべきと考える。</p>	<p>(措置済)</p> <p>入札方法については、交付決定通知書に明示する補助条件に比べ、実施要領に規定する実施基準の方がより馴染むと考え、実施要領に入札・契約事務の指導に関する規定を設けました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-25 諫早湾干拓課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 397	諫早湾干拓課	諫早湾水産振興特別対策事業費補助金について 市に対する交付決定通知の交付の条件の整備の指導について（意見）  交付決定通知の交付の条件に、「県の交付規則」「部の交付要綱」「実施要領」が漏れなく記載され、適用を受ける旨明示するよう指導するべきである。	(措置済)  平成26年6月に、関係市に対し交付決定通知の交付の条件に、「県の交付規則」「部の交付要綱」「実施要領」の適用を受ける旨記載するよう指導を行いました。	
p. 397	諫早湾干拓課	諫早湾水産振興特別対策事業費補助金について 補助対象事業の拡大解釈について（意見）  諫早市・小長井町漁協直売店カキ焼き小屋改修補助額2,322,000円 小長井町漁協への当該補助金は、直売店カキ焼き小屋改修工事にかかる補助であったが、これは補助金交付要綱の対象事業としては、「(2) 魚価安定対策事業 ア冷蔵庫、水揚荷捌施設等に係る鮮度保持、需給対応事業」に該当するとして承認されている。 魚価安定対策としての鮮度保持や需給対応事業と直売店カキ焼き小屋の関連性は薄いと言わざるを得ない。要綱が想定しているのは、あくまで漁港での水揚げ施設であって、漁協の小売のための施設を対象とするのは拡大解釈と思われる。 当初、直売店カキ焼き小屋の建築費の補助が、この項目を用いたことが原因のようだが、対象経費の判断は厳格に行うべきである。	(その他)  直売店カキ焼き小屋改修は、直売店カキ焼き小屋の販売形態が漁協のカキ需給対応機能を高めているものであることから、県としては魚価安定対策としての鮮度保持や需給対応事業と直売店カキ焼き小屋の関連性は高く、拡大解釈で採択したものではないと考えております。	
p. 397	諫早湾干拓課	諫早湾水産振興特別対策事業費補助金について 市より提出された資料等の県側の検証の不備について（意見）  諫早市・小長井町漁協直売店カキ焼き小屋改修補助額2,322,000円他 申請時提出された事業実施設計書、変更実施設計書等の「県の審査概要欄」が未記入である。また、実績確認時において財産管理台帳の作成を確認しておらず、県側の検証に不備がある。今後は、相互牽制の体制を整備するべきと考える。	(措置済)  平成25年度の事業実施精算書から「県の審査概要欄」に審査概要を記入するよういたしました。 また、実績確認時における財産管理台帳の作成の確認については、実績確認時に市が財産管理台帳の確認を行い、実績報告書に財産管理台帳のコピーを添付して提出するよう市に対して指導を行いました。	
p. 397	諫早湾干拓課	諫早湾水産振興特別対策事業費補助金について 耕うん作業確認表の検証の厳格化について（意見）  諫早市・小長井町漁協アサリ漁場耕うん補助額5,454,000円 実績確認資料の耕うん作業確認表に記載された、組合員作業部分の作業面積、支払予定金額、確認印の説得力に比べ、小長井町漁協がまとめて耕うんしたとする3か所、「金崎49,813㎡463,262円」、「自-遠47,500㎡441,750円」、「自-長76,000㎡706,800円」については、真偽のほどが明らかではない。補助金申請金額と同額が確定額となっているが、実績報告内容については、十分精査する必要がある。	(措置済)  今後は、小長井町漁協が実施する耕うん作業について、市から実績報告時に作業日誌及び作業実施図を提出させ、実績報告内容の精査を行ってまいります。	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-25 諫早湾干拓課

##### 【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

##### 2. 追加検討した事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 397	諫早湾干拓課	<p>諫早湾水産振興特別対策事業費補助金について 種苗放流事業の随意契約の不整合について（意見）</p> <p>諫早市・小長井町漁協種苗放流事業補助額23,895,000円、雲仙市・国見漁業種苗放流事業補助額6,967,000円、雲仙市・瑞穂漁協種苗放流事業補助額9,249,000円の3案件は、種苗（アサリ・カキ稚貝）購入に係る契約を一者随意契約によっており、それぞれが随契理由書で理由を付している。</p> <p>しかし、横断的に見ると、小長井町漁協の場合は、福岡県や長崎県の小売業者から調達しているのに対し、雲仙市は県漁連一本である。それぞれが「その購入先でなければならない理由」を述べているだけで、一貫性がなく説得力に欠けてしまっている。随意契約理由のあり方について見直しが必要と思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>関係市に対し一者随意契約を行う場合は、他の業者では施行できないか十分に検証したうえで、説得力のある随意契約理由を示すよう指導を行いました。</p>	
p. 398	諫早湾干拓課	<p>諫早湾水産振興緊急対策資金利子助成補助金について 交付決定通知書及び確定通知書の交付の条件の不備について（指摘）</p> <p>通知書に記載すべき交付決定の内容の記載がなく、また交付の条件の記載もない。「長崎県補助金交付規則の施行について」の5以下を参照し、必要な記載を行う必要がある。特に、「県の交付規則」「部の交付要綱」「実施要領」の適用を受ける旨は記載すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年1月交付決定分から交付決定通知書に交付決定の内容、交付の条件（県の交付規則、部の交付要綱、実施要領の適用を受ける）を記載するようにいたしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-26 河川課、長崎振興局、県北振興局

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 401	河川課	<p>長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託等について 今後の契約事務のありかたについて（意見）</p> <p>上述の通り、本庁、各出先機関でバラバラの契約である。県では新システムへの更新の準備を進めているところであるが、新システム導入に合わせて、契約のありかたを見直すべきである。事前調査を行い、どのようなエリア設定（集約）や、契約条件であれば（例えば債務負担の設定など）、効率的で参入のしやすい契約事務となるのか検討を行うべきである。</p>	<p>(措置未済)</p> <p>現在、河川砂防情報システムの改修を行っているため、新システムの導入にあわせて以下のとおり、業務の改善を行います。</p> <p>①地方機関の集約 平成27年度から新システムを導入予定であり、これに合わせ点検内容も変更となるため、試験的に一部の地方機関について、集約した発注方法を行い、メリット・デメリットの検証を行います。平成28年度以降については検証結果により発注地方機関の集約を拡大するか実施しないか決定します。</p> <p>②複数年契約 複数年契約を行うことによるデメリットよりメリットの方が大きいため、新システム導入後に複数年での業務契約を行います。</p>	<p>①平成26年度にシステム改修を実施しており、平成27年度に試験的に一部の地方機関（案：県北、大瀬戸、田平）を集約した発注を行い、メリット、デメリット等を検証するとともに、平成28年度以降の発注方法について検討を行います。</p> <p>②平成27年度に地方機関を集約した発注を試験的に実施して検証を行うため、平成27年度までは単年契約としますが、平成28年度からは検証結果をもとに複数年契約の実施を予定しております。</p>
p. 401	河川課、長崎振興局	<p>長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託等について 現行契約の問題点について ア 入札書の封緘（ふうかん）がなされていない点について（指摘）</p> <p>上記委託契約に係る競争入札が行われた案件について、「原議（一連の契約事務を綴ったもの）」に、入札書とともに入札時使用した封筒について、「封緘」の痕跡がない例が見られた。</p> <p>財務規則第99条では「入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、契約担当者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時までに指定の場所に提出しなければならない」とあり、封緘が求められている。</p> <p>通常は封筒の封が糊付けされ、開札時、封筒の端をハサミで切り落としているはずである。規則で求められた入札時の動作が遵守されていない。</p> <p>「封緘は、現在は強制されていない」とのコメントも他課で聞かれたが、本県事務において封緘を強制しない根拠（文書化されたもの）も存在せず、また財務規則に反していることに変わりはない。封緘が現実に適合しないのであれば、規則の改正が先であると考え。</p> <p>今後は、財務規則で求められている動作の遵守を証明するために、封緘・使用済みの封筒を原議に綴りこむべきと考える。</p>	<p>(措置済)</p> <p>財務規則第99条が改正され、「封かん」は不要となっております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-26 河川課、長崎振興局、県北振興局

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 402	河川課、長崎振興局、 県北振興局	長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託等について 現行契約の問題点について イ 契約終期と、翌年度契約の始期との間の空白期間の存在について（意見）  当該事業は、河川砂防情報システム保守点検業務であるから、本来は常時継続的な委託業務の履行が働いているべきである。しかしながら、今回検証した河川課、長崎振興局、県北振興局のいずれも、前年度の契約終期と、翌年度契約の始期との間の空白期間が存在している。 履行義務が断絶しないよう、契約事務を工夫するべきと考える。	（措置済）  平成26年度当初契約については、債務負担行為の設定が間に合わなかったため、3月中に入札を行い、契約の始期を4月1日からとしました。 平成27年度以降についても、債務負担行為の設定などを行い、前年度に契約を行うことで契約工期の空白期間ができないよう契約いたします。	
p. 402	県北振興局	長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託等について 現行契約の問題点について ウ 変更契約時に徴収した参考見積書について（意見）  「24県北砂情第3号 河川砂防情報システム維持管理業務委託」において、変更契約時の参考見積に徴収した見積書の日付、有効期限の記入がない。県の確認が漏れているため、検証を厳格に行うべきである。	（措置済）  事務処理の再確認を行い、担当者及び班長、課長等の複数確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。	
p. 402	県北振興局	長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託等について 現行契約の問題点について 再委託の承認漏れ（指摘）  ヒアリングしたところ、「24大河情維第1号 大瀬戸地区河川砂防情報システム保守点検委託」の遂行上、下請け業者が存在しており、再委託の承認手続きを行っていないとのことであった。適切な契約の履行のためにも、再委託の承認を確実に行うべきである。	（措置済）  平成25年度から書面により再委託の承認を行っております。	
p. 402	長崎振興局	長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託等について 現行契約の問題点について 契約の支出負担行為決議書における出納員の押印漏れ（指摘）  「24長砂情維1長崎地区河川砂防情報システム保守点検業務委託」の支出負担行為決議書における出納員の押印漏れがある。出納員が兼務であり一方の役職で押印があるとはいっても、別の契約では兼務している出納員の押印と両方が揃っていることからして、事務の一貫性という点では説明がつかない。それぞれの役職で検証の観点も相違しているのであるから、押印漏れには相違ない。むしろ、なぜ押印漏れが生じ、それが看過されてしまったのか、という観点で改善に臨むべきである。	（措置済）  平成26年5月2日に、組織として財務関係諸規則を遵守する注意喚起を行い、100万円を超えるその他の委託については、予備出納員にも合議を行うようにし、財務オンラインシステムの出納員の決裁欄の位置を修正しました。また、取扱者が「100万円超その他委託」と記載した付箋紙を付けることによって全員の注意喚起を促し、決裁をとることとしました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-27 砂防課、長崎振興局、県央振興局、県北振興局

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 408	砂防課、長崎振興局、県北振興局、県北振興局	<p>土砂災害防止法事前縦覧業務委託について 総括的所見について（指摘）</p> <p>以下では、当該土砂災害防止法事前縦覧業務委託の問題点を順次述べていくが、総括的な指摘事項を先に明らかにする。なお、当該事項は、効率性・経済性が著しく低い ため、不当事項として意見ではなく指摘として取り扱う。 土砂災害防止法事前縦覧業務委託は、委託金額が多額である一方、著しく効率性を欠 いているため、今後廃止すべきである。 土砂災害防止法に係る事業推進に関しては、基本的に県職員により推進し、委託事業 を一部取り入れるにしても、規模を縮小した上で、計画的で、効率性を発揮し、広く 民間の参入を可能にし、競争性・経済性を発揮できる事業内容への転換が必要と考える。 。</p> <p>なお、県から示された修正内容は、以下の通りであり、如何に委託事業を継続するか しか発想がない。漫然と当該委託事業を継続する姿勢は、許しがたい。このようにし て監査結果報告が歪められていくのであるが、指図する内容も「不当事項の意見とし て取り扱う」と、全く意味不明なものとなっている。</p> <p>② 総括的所見について（指摘意見） 以下では、当該土砂災害防止法事前縦覧業務委託の問題点を順次述べていくが、総括 的な指摘事項を先に明らかにする。なお、当該事項は、効率性・経済性が著しく低い ため、不当事項としての意見ではなく指摘として取り扱う。 土砂災害防止法事前縦覧業務委託は、委託金額に対し、が多額である一方、著しく効 率性を欠いているため、今後廃止する見直しを行うべきである。 土砂災害防止法に係る事業推進に関しては、基本的に県職員により推進し、委託事業 を一部取り入れるにしても、規模を縮小したうえで、計画的で、効率性を発揮し、 広く民間の参入を可能にとし、競争性・経済性を発揮できる事業内容への転換見直し が必要と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該業務委託は平成26年3月末で廃止し平成26年11月に対馬で県職員による説明会を 実施するなど、県職員を基本とした事業推進を行っております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-27 砂防課、長崎振興局、県央振興局、県北振興局

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 408	砂防課、長崎振興局、県北振興局、県北振興局	<p>土砂災害防止法事前縦覧業務委託について 当該委託事業の効率性について（意見）</p> <p>試みに平成24年度の長崎振興局の「24長基第3号土砂災害防止法事前縦覧業務委託」11,235,000円について詳細に見てみると次のようになる。</p> <p>【監査結果報告書408頁参照】 長崎市内は、昭和57年の長崎大水害の教訓もあって、他市町に比べ住民の土砂災害に対する関心は高いとのことである。 このため、長崎市内は閲覧者数も多い傾向にはあるが、一時間あたりの訪問者は0.6人から2人程度であり、これを3人で対応するため職員一人が一時間に対応する人数は1人を割っており、負荷は極めて小さい。 応対の内容は、縦覧者の土地または建物が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域にあるかの確認と警戒区域内であれば土砂災害の危険性や前兆現象などとともに警戒避難に関する説明及び特別警戒区域に該当する場合は、個人建物の新築等や特定開発行為における法手続きなどの専門的な説明を行っている場合もあるが、土砂災害警戒区域等の範囲の確認がほとんどである。 要望事項があっても、長崎振興局に連絡するよう連絡票を手渡しているにとどまっている事例がほとんどであった。 意見書の投函（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（長崎県規則第62号）第2条第3号」に定められている意見書の投函）もあっているが、わずか4件である。</p> <p>平成24年度の県央振興局の「24県央砂基第6号土砂災害防止法（事前縦覧）業務委託」1,627,500円を見てみると、諫早市高来町一か所のみであったが、以下のようになっている。</p> <p>【監査結果報告書409頁参照】 平成24年度の県央振興局「23線県央砂基第7号土砂災害防止法（事前縦覧）業務委託」1,627,500円では、諫早市小長井町一か所のみで、以下のようになっている。</p> <p>【監査結果報告書409頁参照】 平成23年度の県北振興局「22線県北急基調第10号土砂災害防止法事前縦覧業務委託（柚木地区 日宇地区 三川内地区）」8,977,500円は3地区あるが以下の通りである。</p> <p>【監査結果報告書410頁参照】</p> <p>この状況に、協会からも毎回のよう閲覧者数が少なく、周知方法等の見直しをすべき点など、県へ報告書内で言及している。</p> <p>一方、本県のように事前縦覧という形で住民に周知し、その業務を委託している例があるか疑問であったので、県に依頼し、他の自治体における事業の状況を聞き取りで調査したところ、以下のようなになった（29自治体から回答）。</p> <p>【監査結果報告書410頁参照】 以上のように、本県のように事前縦覧の業務委託を発注している例はなく、ほとんどが一か所に住民を集め、説明会のみ行って住民への周知・説明を行っている。</p> <p>以上を総括すると、事前縦覧と言っても、来訪者は少なく周知も不十分であり、説明</p>	<p>（措置済）</p> <p>効率性・経済性が低いという包括外部監査の意見を踏まえ、当該委託事業を平成26年3月末で廃止しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-27 砂防課、長崎振興局、県央振興局、県北振興局

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>に充てられる人員も過剰で、後段述べるような高度な専門知識を要求されるような局面もなく、それがあつたとしても県職員が対応すれば十分であると思われる。他県と比較しても、このような委託事業が採用されていないのは、本県の手法が特殊であるからと判断される。人命にかかわることとはいえ、効率性を顧みず事業継続すべきではない。</p> <p>今後は、対象区域も都市部を中心としたこれまでの状況から、人口の少ない郊外地域や離島が増えてくるものと思われ、制度の見直しの時期にきていると思われる。このため、実施回数等の手法も効果を考慮した上で、説明会を中心とした説明を行い、個別の問題については県職員で対応することを原則とし、事前の周知活動など市町との協力を仰ぎながら土砂災害法の求めるところに対応すべきと考える。投入する税金と事業の効果とのバランスを十分に考慮されたい。</p> <p>なお、上述の「来訪者は少なく周知も不十分であり、説明に充てられる人員も過剰で、後段述べるような高度な専門知識を要求されるような局面もなく」については、次のような反論を県はしているのだが、説得力は全くない。無駄な事業をやっているということの証明を自ら行っているようなものである。</p> <p>○「周知も不十分」について 事前縦覧を実施するにあたり県HP・新聞掲載のほか、対象となる地区については、自治会の回覧板や前日、当日の行政無線などでの周知を図っている。 なお、長崎市においては、指定区域内にある住宅へ は、はがき送付により、通知し周知を行っている。 周知の向上として、広報車や市のケーブルTVなどの活用による周知も可能な地区では、取り入れてきた。 ⇒ さまざま手を打っても来訪者が一向に増加せず、効果が出ていないのであるから、事業のやり方が違っているのであつて、無駄に無駄を重ねているに過ぎない。これこそが、委託事業廃止の根拠たる所以である。</p> <p>○「人員も過剰」について 説明者、記録者及び受付者（住民案内及び土砂災害の一般的な説明等）の3人構成で一定の来訪者があれば必要な人数であり過剰とは考えられない。 ⇒ 一人でやれば済む話であるが、そもそも、当該事業を廃止し、原則として自治体職員が行えば済む話である。その他にも、＜表6：設計金額の構造＞にあるが、現場作業だけでなく、一地区あたりの準備・後片付けには約4万が支払われ、とりまとめ作業には、約28万もの支払いが設計金額で充てられている。 実に冗長な事業と言わざるを得ない。</p> <p>○「高度な専門知識を要求される局面もなく」について 縦覧者の土地又は建物が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域にあるかの確認と警戒区域内であれば土砂災害の危険性や前兆現象などとともに警戒避難に関する説明及び特別警戒区域に該当する場合は、個人建物の新築等や特定開発行為における法手続きなどの専門的な説明を行っている。 ⇒ これも、自治体職員が直接行えば済む話である。ニーズも少ないのに専門的な説明をわざわざ、外部に委託する必要はない。</p>		

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-27 砂防課、長崎振興局、県央振興局、県北振興局

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 411	砂防課、長崎振興局、県北振興局、県北振興局	<p>土砂災害防止法事前縦覧業務委託について 設計金額の見直しがなされていなかった点について ア 参考見積（歩掛り）の徴取を平成23年度以後行っていない（意見）</p> <p>県は参考見積（歩掛り）の徴取を平成23年度以後行っていない。毎年度、参考見積（歩掛り）の徴取方法や、見積書（歩掛り）を作成するにあたっての条件など、実績に基づきフィードバックして設計金額の精度を上げるべきであるのに、それを怠っている。後段述べるが、一般競争入札を採用しているにもかかわらず一者応札にある状況に甘んじ、競争性を向上させる努力が払われていない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該業務委託は平成26年3月末で廃止し平成26年11月に対馬で県職員による説明会を実施するなど、県職員を基本とした事業推進を行っております。</p>	
p. 412	砂防課、長崎振興局、県北振興局、県北振興局	<p>土砂災害防止法事前縦覧業務委託について 設計金額の見直しがなされていなかった点について イ 設計書の内容について、見直をしていない点について（意見）</p> <p>いかに当該契約が請負契約で、入札した結果により請負金額が決定し成果物の受領を重視する業務とはいえ、一者応札・落札が継続しており、経済性が発揮されていない状況にあるのは明確であったのだから、県は設計金額の適正化の努力を払うべきであった。</p> <p>少なくとも県は、事業実績や、決算書入手し、分析できる立場にあるのだから、その検討結果を設計金額（歩掛り）にフィードバックするべきではなかったか。</p> <p>また、設計金額には「とりまとめ」として一地区あたり技師4日と技術員8日として、それぞれの労務単価が乗じられた金額が含まれているが（一地区あたり約28万円にもなる）、どういう根拠で、このような日数を要するのか調査するべきではなかったか。</p> <p>さらに、班員の構成（3名）や、閲覧日数も明らかに過剰であるにもかかわらず削減もしていない。住民への周知方法等の努力にも効果が認められない。単価、日数ともに現実と乖離しているが、設計金額（歩掛り）を適宜見直す体制を整備するべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該業務委託は平成26年3月末で廃止し平成26年11月に対馬で県職員による説明会を実施するなど、県職員を基本とした事業推進を行っております。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-27 砂防課、長崎振興局、県央振興局、県北振興局

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 412	砂防課、長崎振興局、県北振興局、県北振興局	<p>土砂災害防止法事前縦覧業務委託について 入札資格要件と仕様の見直しがなかった点について（意見）</p> <p>平成22年の一般競争入札移行後、協会の一者応札の状況が継続しているが、平成22年の長崎振興局「22長基第7号土砂災害防止法事前縦覧業務委託」10,689,000円では、資格審査の応募が、協会以外に3者存在したという経緯がある。</p> <p>しかしながら、資格審査で協会以外の3者は全て不適格であった。</p> <p>資格審査では、「オ&lt;表7：入札資格&gt;」で記した条件に適合するか審査がなされていたが、某事業者においては、詳細かつ厳格に実務経験が条件に適合するか検討している経過が見られ、技術者の経歴書に記された砂防施設等の建設にかかる設計などの経歴が非該当として排除されており、結果5年の実務経験に満たないと判断されている。</p> <p>以来、資格審査に応募する会社はない。</p> <p>入札資格は見直しがなされておらず、必要以上に参入障壁となる要件がなかったか、一者応札の状況を踏まえて見直すべきであったと思われる。また「斜面判定士」の資格要件をわざわざ設けた点は、治水砂防ボランティア協会（員）を優先し県OBを優遇しているにも等しく、納得いくものではない（そういう見方に対して謙虚であるべきと思うがどうだろうか）。</p> <p>また、当該事前縦覧業務委託の仕様にも見直しの余地があり、これまでの仕様では委託期間のある時期に集中して2週間、業務に張り付くことを要求する内容であり、民間業者が対応しづらい可能性がある。また、年度ごとの発注であり、全体計画が示されてこなかったこともあって、次年度以降の見通しも参入の妨げの一因であり、また区域割り（例えば振興局単位ではなく広域をまとめる）などの発注ロットにも工夫が必要でなかったか。</p> <p>結果として、一般競争入札を採用しながら一者応札が継続し、落札率も軒並み94.7%以上であり、競争入札の効果が全く見られることはない。実態として一者随意契約と変わらない状況が放置されており、県のOB団体への優遇と言われても仕方のない状況である。</p> <p>非常に不効率であり、公平性も担保されていない状況にあり、一般競争入札を採用しながら一者応札で終始する状況は意味がないということを、県は認識するべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該業務委託は平成26年3月末で廃止し平成26年11月に対馬で県職員による説明会を実施するなど、県職員を基本とした事業推進を行っております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-27 砂防課、長崎振興局、県央振興局、県北振興局

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 413	砂防課、長崎振興局、県北振興局、県北振興局	土砂災害防止法事前縦覧業務委託について その他の問題点について（意見） 各振興局における委託契約書の約定の内容が、土木工事用の標準様式を用い加工して運用しているため、当該事務委託となじまない内容が見られる。必要に応じ適切な内容へ見直しを行うべきである。	(措置済) 効率性・経済性が低いという包括外部監査の意見を踏まえ、当該業務委託を平成26年3月末で廃止しました。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-28 建築課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 414	建築課	<p>宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託について 請負契約ではなく委任契約とすべき点について（意見）</p> <p>当該契約について県は、請負契約と位置づけ、一者随意契約をはじめ、一連の契約事務を行っているが、委託業務内容は、システム開発業務が入っているものの、ほとんどの業務はシステム保守・運用業務なのであるから、委任契約として整理すべき業務と考える。今後は委任契約として位置づけ直し、委任契約に基づく契約事務を行うことを検討すべきである（請負契約としている背景には、本県会計課の通知文書における例示があるが、通知文書が絶対ということではない。また他県の契約形態が請負であることに同調しなければならない必要もないと考える）。</p>	<p>（措置済）</p> <p>他部局にも関係することから、会計課と協議した結果、システム保守・運用業務は、請負契約であるとの結論を得ており、請負契約で事務処理を行うことにしました。</p>	
p. 414	建築課	<p>宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託について システム保守業務の性質と契約日が休日の場合の処理について（指摘）</p> <p>システムの保守・運用業務である以上は、24時間常時、委託業務の履行を求める必要がある。</p> <p>しかし、平成24年度のように、4月1日が休日のため、4月2日付けで契約した契約については、契約の始期（履行義務の開始）は、あくまで4月2日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。</p> <p>入札・契約事務マニュアルにおいても4月1日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおり（平成24年3月1日付け「平成24年度当初における財務会計事務処理について（23会第75号）」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない）、「業務上支障がある」常時継続が必須の委託業務は、4月1日に契約するか、債務負担行為等の手続きを経て3月中に契約更新する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成27年度当初の契約分から債務負担行為を設定し、前年度中に契約することで、追認条項の必要は無くなる見込みです。</p>	
p. 414	建築課	<p>宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託について 仕様書への常時履行義務の明記について（意見）</p> <p>仕様書にシステム監視業務の常時履行義務を明記するか、処理システムに関する取決書への参照規定を置き、履行義務内容の明確化を図るべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>契約の仕様書に常時履行義務を明記しました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-28 建築課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 415	建築課	<p>宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託について 再委託の禁止事項の抵触について（指摘）</p> <p>契約書第4条の再委託禁止条項があるが、宅地建物取引業法主管者協議会の作成した「宅建システムの運営体制（概念図）」にも、不動産適正取引推進機構が、宅建システム管理を外部業者へ業務委託することが明示されており、常識的にもシステム保守に下請け企業が存在するのは十分に想定される場所である。再委託の事実があるにも関わらず、県の承認が漏れており、県も気づいていない。契約の履行を遵守させるべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>再委託については、県の承諾を行いました。</p>	
p. 415	建築課	<p>宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託について 委託契約の履行確認について（意見）</p> <p>委託先の情報管理や、システムのセキュリティーが満足いく水準であるか、全く県は検証していない。他自治体と連携して共同監査を行い、委託先のセキュリティーの検証を行うべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年9月に他県と連携して共同監査を実施し、委託先の情報管理の状況等を確認しました。</p>	
p. 415	建築課	<p>構造計算適合性判定業務（単価契約）について 承諾書の記載について（意見）</p> <p>請負契約でありながら、契約に先立って契約意思の確認のため承諾書を徴取している。単価契約ではあるが、既に単価は法令で定められており、実質は見込発注量の承諾でしかないため、かかるイレギュラーな処理はやむを得ないとしても、あくまで請負契約なのであるから、委任契約のように承諾書上「予定額」を記載するべきではないと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>予定額は記載しないようにしました。</p>	
p. 415	建築課	<p>構造計算適合性判定業務（単価契約）について 再委託の条項について（指摘）</p> <p>契約書第6条に定める「一括再委託の禁止」条項では、例外規定を置き、再委託が可能となる余地があるが、事業の性質上、再委託は全面禁止するべきである。一方で、個人情報取扱特記事項の第7も見直すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>例外規定を削除し、全面禁止といたしました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-28 建築課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 415	建築課	<p>構造計算適合性判定業務（単価契約）について その他の問題点について 入札書の封緘（ふうかん）がなされていない点について（指摘）</p> <p>建築課における委託契約に係る競争入札が行われた案件について、「原議（一連の契約事務文書を綴ったもの）」に、入札書とともに入札時使用した封筒について、「封緘」の痕跡がない例が見られた。ヒアリングにおいても封緘はしていないとのことであった。</p> <p>財務規則第99条では「入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、契約担当者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時までに指定の場所に提出しなければならない」とあり、封緘が求められている。通常は封筒の封が糊付けされ、開札時、封筒の端をハサミで切り落としているはずである。規則で求められた入札時の動作が遵守されていない。</p> <p>「封緘は、現在は強制されていない」とのコメントも当課で聞かれたが、本県事務において封緘を強制しない根拠（文書化されたもの）も存在せず、また財務規則に反していることには変わりはない。封緘が現実に適合しないのであれば、規則の改正が先であると考えられる。</p> <p>今後は、財務規則で求められている動作の遵守を証明するために、封緘・使用済みの封筒を原議に綴りこむべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>財務規則第99条が改正され、「封かん」は不要となっております。</p>	
p. 416	建築課	<p>構造計算適合性判定業務（単価契約）について その他の問題点について スプレッドシートの管理について（意見）</p> <p>建築課においては、指名業者の管理や選定作業、設計金額の算定作業（資料ともなる）について、EXCELシートに依存している環境にある。</p> <p>しかしながら、EXCELに代表されるパソコン上のスプレッドシートは、システム管理上、様々な面で脆弱であり、管理を厳格に行わなければならない。</p> <p>例えば、指名業者の選定において使用しているEXCELシートの計算式や、マクロの改竄も容易であり、現状、ロックもかかっていない。パラメータの入力もダブルチェックを行っておらず、入力の正確性や入力の適時性も十分に担保されていない。このため、正確な指名業者が選定されているか否かは、出力結果を課内の担当で検証するしかなく、発見統制に依存しており、システム的な予防統制は脆弱な状態にある。</p> <p>また、システムのアクセスについても、IDやパスワードによる管理意識も低く、ログ管理も十分ではないため、「だれが」、「いつ」データにアクセスしたかを遡及して検証し、関与者を特定することもできない状況にある。これでは不祥事が発生した際の説明も難しい。</p> <p>土木技術情報システムの導入が必要と考えられる。また、EXCELで作成した選定作業用ファイルの管理のあり方については考慮が必要だと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>ご指摘の指名選定用のExcelファイルのセキュリティ対策の更なる強化については、4月にデータ入力者及び指名選定者にのみ知らせたパスワードを設定し、これまで以上にデータ・ファイル管理を厳密に行えるようにしております。</p> <p>また、指名に用いる基礎データの輸入は、データ入力者及び指名選定を行う課長補佐等による複数のチェックを平成26年4月に実施しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-28 建築課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 416	建築課	<p>構造計算適合性判定業務（単価契約）について                      その他の問題点について                      指名業者の選定におけるパラメータの正確性について（意見）</p> <p>設計委託業務の指名競争入札において、指名業者の選定は、技術者の数、年間平均実績高（一般・公共）、自己資本額、営業年数、業務成績、設計競技の実績などを点数化し、ランク分けを行った上で、設計対象の規模、設計の難易度、設計の実績、業者の所在地域、指名回数などを考慮し、指名が行われている。ランク分けのための点数を決定するための各項目については、指名への参加を希望する業者へのアンケートにより確認を行っている。</p> <p>当アンケート項目の中の自己資本額については、平成25年度より業者の記入した金額の確認のために、貸借対照表の添付を要求することとしているが、平成24年度までは、アンケートの記入によるのみであった。</p> <p>今回の監査において、平成25年3月に提出されたアンケートに添付された貸借対照表と平成24年度のアンケートによる自己資本額が合致するか否かについて確認を行ったが、実際の自己資本額（平成25年3月アンケート分）と異なるもの（平成24年度分）が複数見られた。結局、平成24年度のランク決定に用いられたパラメータとしては、誤ったものが用いられていたこととなる。当アンケートの結果は、業務委託先を決定するための指名競争入札のランク（発注基準）を決定するもととなるものであり、公正な入札を行うために重要な要素となる。</p> <p>今後は、貸借対照表の提出を受けた上で確認を行うことにより、正確な自己資本額を把握できる可能性が高まることが期待できるが、提出された貸借対照表の正確性についても不明な点があれば提出業者にヒアリングをするなどの方法により内容を確認し、より適正な指名業者の選定が行われるよう注意が必要である（ただし当該事項は平成25年度においては対応がなされている）。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成24年度末に行った平成25年度用のデータ作成のためのアンケート調査の整理時には、提出された貸借対照表についてヒアリング等による内容確認を実施しています。平成26年度用のデータ作成（平成26年3月）に際しても、同様の内容確認を行っています。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-28 建築課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 417	建築課	<p>構造計算適合性判定業務（単価契約）について                      その他の問題点について                      業績が悪化している業者への委託について（意見）</p> <p>業績が悪化している業者に対する委託については、「長崎県建設コンサルタント業務等の指名基準」において、経営状態が悪い業者に該当する場合には、指名しないこととしている。</p> <p>ここに該当する項目として「長崎県建設コンサルタント業務等の指名基準」では、銀行取引の停止や破産手続き、会社更生手続きなどがその要件として挙げられている。つまり経営破綻が法的に明らかな事象が確認された場合であって、破綻に対する予防統制の面から言えば機能を向上させる必要があると思われる。</p> <p>委託業務の確実な履行の側面から考えると、破綻の懸念が大きい事業者を識別することが大事であると思われる。例えば財政状態（バランスシート）が著しい債務超過にある場合など、自己資本の状態によって、ランク付けの際の配点（重み）を見直すなどの対応も検討すべきではないかと考える。</p>	<p>（その他）</p> <p>建築関係の設計や工事監理の委託業務及び建築関係工事の指名業者選定時の経営状況に関する取り扱いは、業務委託や工事の各指名基準により、経営の破たんが決定的であることが確定できる状況である場合にのみ、指名の対象とはしないこととしています。</p> <p>また、経営破たんに対する金銭的な対策として、契約締結時の契約保証や前払時の前払金保証などの保証制度への加入を条件としているため、経営が破たんしたとしても、発注者である県が金銭的な被害を受けることはありません。</p> <p>なお、建築関係の設計及び工事監理の指名業者選定については、業者のランク付けにおいて、自己資本額による一定の評価を反映させています。</p> <p>以上の理由により、新たな措置は実施していません。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-29 競技力向上対策課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 418	競技力向上対策課	平成24年度輝くスポーツ活性化事業業務委託について 積算根拠の明確化について（意見）  当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。当該契約では見積書の徴取で終わっており、これをもって積算価額の算定に代えてしまっている。本来、積算金額の算定過程における検討を行うことと、その過程を残すことが必須であるが、疎明資料とともに整理した上で、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。	（措置済）  平成26年度から、委託契約を締結するにあたり、「予定価格積算資料」として検証・検討過程を明らかにした資料を施行伺いに添付し、予定価格の積算根拠を明確にしております。	
p. 418	競技力向上対策課	平成24年度輝くスポーツ活性化事業業務委託について 契約終期における消耗品の購入について（意見）  契約終期に消耗品を購入している例が多い。契約終期に購入してもその消費・効果を考えてとき、事業関連性が希薄になってしまうため、このような支出は避ける必要がある。消耗品費（需用費）は、事業計画に沿ったもので、購入の理由が明確であるべきと考える。	（措置済）  適切な事務処理を行うよう委託先を指導するとともに、平成26年度からは、契約書にも事業計画に沿った支出を行うよう明記しました。今後は現地調査における確認を徹底してまいります。	
p. 418	競技力向上対策課	平成24年度輝くスポーツ活性化事業業務委託について 松浦市体育協会向け2,389,497円（平成24年度）及び同協会向け4,086,887円（平成23年度）の資金管理について（意見）  平成23年度契約では、前金払いで委託料が支払われており（前金払いは平成24年1月23日まで行われており、契約額が満額支払われている）、最終的に平成24年5月31日に精算・返還523,513円がなされている。 協会の出納帳を見ると、この返還金523,513円が残高として存在しているが、平成24年4月4日から平成24年度契約分の支出が始まり、5月21日までに合計288,749円が、この返還金から支払われている。 本来は、当該返還金は、県へ返還することが確定しているため「預り金」としてホールドしておくべき資金である。平成24年度契約は同4月2日に締結しているが、契約履行に伴う支出は「立替金」により賄うべきである。年度間の資金分離を行うよう、県の指導が必要である。	（措置済）  適切な会計処理を行うよう委託先を指導するとともに、平成26年度からは、契約書にも年度間の資金分離を確実にを行うよう明記しました。今後は現地調査における確認を徹底してまいります。	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-29 競技力向上対策課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 419	競技力向上 対策課	<p>長崎県艇（ヨット等）管理運営業務委託について 利用状況の報告について（指摘）</p> <p>当委託契約の業務内容については、「長崎県艇（ヨット等）管理運営業務」に明記されており、管理運営業務の業務委託完了報告書において提出書類として県艇貸し出し状況資料が挙げられている。</p> <p>貸出状況を確認したところ、平成23年及び平成24年については、県有艇の貸出記録としては、貸出実績は1件も記載がなされていない状況となっている。</p> <p>しかし、実際には、日常的に高校生や競技団体の選手、ジュニアスクールなどにより利用がなされており、かつ大会が長崎サンセットマリーナ以外である場合には、艇を輸送し利用がなされている。</p> <p>現在は、このような県有艇の利用状況ではあるが、貸し出しに関する報告がなされていないため、利用状況については把握ができない状況となっている。</p> <p>県有艇は長崎県の物品に当たるため、その管理については、長崎県物品取扱規則によるべきであり、貸付については、当規則25条による。このことから、県有艇の貸し出しにあたっては、長崎県物品取扱規則第25条に定める規定に従い、少なくとも借用書の提出、貸付簿等の整備は必要であると考えられる。</p> <p>長崎県としては、管理運営の委託契約書を見直し、管理運営の委託者に対し、長崎県物品取扱規則に準じた対応を指導する必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成26年度より、県の物品管理規則に準じ、委託の相手方に貸出簿及び借用書の整備及び管理を義務付けた上で、貸出状況について県に報告することを契約書に明記するよう改めました。</p>	

## 平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

### II 個別検討事項

#### II-29 競技力向上対策課

##### 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

##### 1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 420	競技力向上対策課	<p>長崎県艇（ヨット等）管理運営業務委託について 指定管理との関係について（意見）</p> <p>長崎サンセットマリーナ(株)は、長崎県の公有財産である長崎サンセットマリーナの指定管理者として長崎サンセットマリーナの管理運営を行っていつつ、別途長崎県の県艇の管理運営を別契約で行っている。</p> <p>県艇については競技力向上対策課、長崎サンセットマリーナの施設については土木部港湾課が管轄課となっていること、そしてその目的としても県艇の管理については、競技力向上の目的からなされているのに対し、施設の管理については施設の運営が目的となっているため、別の支出となっている。</p> <p>しかしながら、例えば県艇の管理運営業務委託に含まれる日常の監視業務など指定管理者の業務と重なる部分もあることを考えると、指定管理との統合等の見直しについて横断的に取り組むべきである。</p> <p>なお、平成23年度包括外部監査結果報告書P225において、以下の検出事項があった。 ④ 委託契約と指定管理業務における分割発注の問題について（意見） 公園緑地協会と県との取引については、土木部都市計画課との当該指定管理業務と協会年会費負担金の他に、教育庁体育保健課との委託契約がある。 この委託契約は、長崎県立総合運動公園トレーニング室管理運営業務委託345,000円と長崎県立総合運動公園補助競技場物品管理業務委託153,000円であり、どちらも随意契約による委任契約である。これらの契約内容は、指定管理業務と同じ諫早の県立運動公園内での管理業務であり、所管が違うために契約がバラバラになってしまっている。指定管理業務の一項目にすることによってさらに経済性が発揮できるはずであるため早急に見直しが必要と考える。</p> <p>これに対する体育保健課の措置は以下の通りである。</p> <p>体育保健課の委託分については、平成25年度以降の指定管理者募集時に都市計画課の指定管理業務の中に組み入れることとしております。なお、平成24年度に期限が切れる県立総合運動公園の指定管理者については、平成24年8月6日に公募しています。</p> <p>趣旨としては同じである。</p>	<p>(一部、措置済)</p> <p>本委託業務と指定管理業務との統合に向け、関係課と今後の方針を協議しました。</p>	<p>関係課と調整・検討をさらに進め、本委託業務と指定管理業務との統合に向け、取り組んでまいります。</p> <p>なお、併せて、平成27年度中に県有艇の老朽化等を勘案の上、管理委託すべき艇数を精査することとしております。</p>

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-30 会計課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 421	会計課	<p>資格審査結果の転用の手続きについて（意見）</p> <p>委託契約の入札にあたり、一般競争入札において行われた入札資格審査結果を、類似の委託契約の一般競争入札における入札資格審査において転用し、入札資格審査を行わない例がある。</p> <p>同種の契約事務で資格審査を繰り返すことに合理性はなく、資格審査結果に有効期間がある以上、転用自体は是認するものであるが、その事務が、規程化・文書化されておらず、個々の契約事務によって処理内容が不統一な状態にある。</p> <p>事務処理がまちまちである以上、事務処理の適切な履行に関する判断基準は必要である。今後の取扱いについて、例えば以下のような手続きが必要であると思われる。</p> <p>① 当該入札の入札参加資格の告示に記載（記載例）                      ○○の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について定める告示（平成○○年長崎県告示○○号）に基づき、入札参加資格を有すると決定され、かつ、○号に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で、○号に掲げる競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格申請内容確認書（様式○号）に資格審査結果通知書の写し及び申請書のうち次の書類を添え、（○番）に掲げる場所に持参すること。</p> <p>② 業者の手続き                      競争入札参加資格審査申請書に「資格審査結果通知書」の写しを添付し、県に提出する</p> <p>③ 県の処理                      内容を審査し、資格審査結果通知書により通知する</p>	<p>（措置済）</p> <p>入札契約事務マニュアルに入札参加資格を転用する場合の取扱と告示例を掲載して周知しております。</p>	
p. 421	会計課	<p>印鑑照合の履行の徹底について（意見）</p> <p>一般競争入札の場合を例にあげると、入札資格審査の申請時、「県と取引上使用する書類に、すべてこの印鑑を使用する」として印鑑届が提出される。そして、この印影を基準として、入札書や委任状の印影によってこれらの書面の法的有効性（入札の有効性）を審査している。実際、委任状の印影相違により、入札結果を無効とした案件（つまり落札者が失効し、第二順位の入札者と契約している）も見られたところであった（観光振興課の項を参照のこと）。</p> <p>本県の入札事務においては、届出印との相違は、重要な意味を持つとの位置づけである。</p> <p>一方、印鑑照合が不十分で、契約書の印影が相違している例（水産振興課の契約で同一業者との2契約）が今回の監査で検出されており、県の検証の品質が一定でないと言わざるを得ない。</p> <p>また、上記（1）の資格審査結果を転用する場合でも、転用元の印鑑届と、転用先の入札書や委任状の印影との照合履行についての所管課の認識は極めて低い。</p> <p>印鑑照合の履行を徹底するよう指導・周知が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>入札毎に入札参加資格の設定（公示等）を行い、印鑑届の提出を受けている入札については、資格審査結果の転用時を含む入札において入札書や委任状の印影との照合を行うよう、平成26年9月18日に通知しました。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-30 会計課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 422	会計課	<p>入札書の封緘（ふうかん）がなされていない点について（意見）</p> <p>今回、複数の部署における委託契約について、入札時使用した封筒が「原議（一連の契約事務文書を綴ったもの）」に綴られている例の中に、「封緘」の痕跡がないものが見られた。</p> <p>財務規則第99条では「入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、契約担当者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時までに指定の場所に提出しなければならない」とあり、封緘が求められている。</p> <p>通常は入札書を入れた封筒の封が糊付けされ、開札時、封筒の端をハサミで切り落としているはずである。</p> <p>封緘の痕跡がないということは、規則で求められた入札時の動作が遵守されていないことを意味する。特に一者入札の一般競争入札の場合で封緘のない例が多く、一者入札であるがゆえ競争性もないため形ばかりの入札であった可能性も否定できない。</p> <p>求められるアクションが一部でも崩れているとすれば、それは全体の入札事務に対する疑念を生じるととなり、入札事務の形骸化も懸念されることとなる。</p> <p>「封緘は、現在は強制されていない」との見解も一部で聞かれたが、本県事務において封緘を強制しない根拠（文書化されたもの）も存在せず、また財務規則に反していることには変わりはない。もし封緘が現実に適合しないのであれば、規則の改正が先であると考え。</p> <p>また今後は、財務規則で求められている動作の遵守を証明するために、封緘・使用済みの封筒を原議に綴りこむべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>財務規則第99条を改正し、「封かん」は不要となっております。</p>	

平成25年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

II 個別検討事項

II-30 会計課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 422	会計課	<p>年度初日が休日の場合の契約事務について（意見）</p> <p>システムの保守・運用業務や、県民の生命・財産の保全、種苗生産のような生命維持が求められる業務等、24時間常時委託業務の履行を求める必要がある委託契約がある。</p> <p>しかし、平成24年度のように、4月1日が休日のため、4月2日付けで契約した契約については、契約の始期（履行義務の開始）は、あくまで4月2日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。</p> <p>入札・契約事務マニュアルにおいても4月1日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおり（平成24年3月1日付け「平成24年度当初における財務会計事務処理について（23会第75号）」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない）、「業務上支障がある」常時継続が必須の委託業務は、債務負担行為等の手続きを経て3月中に契約更新するか、4月1日に契約する必要がある。</p> <p>しかしながら、常時継続の求められるはずの契約において、4月2日契約日（契約始期同日）で追認条項を付しているものが、多見される状態であり、契約のあり方として、県民（外部）に対して合理性を説明できない。</p> <p>（なお、入札・契約事務マニュアルにおける上記記述の原典と思われる絶版書籍には、「ただし、この場合においても、追認の対象となる期間においては、相手方に履行の請求を行うことはできません。」と明記されている）</p> <p>今後、同様の問題が発生する年度に備えて、マニュアルの記載内容の見直しや注意喚起文書の内容のありかた、及び文書発付のタイミングを見直す必要がある。</p>	<p>（措置済）</p> <p>4月1日から業務の履行が必要な契約について、平成27年度当初の契約分からは債務負担行為の設定がなされ（25財第132号平成26年1月30日財政課長通知で周知済）、前年度中に契約を行うことが可能となり、追認条項の必要は無くなっております。</p>	